

1

2

3

4

5

6 國土形成計画（全國計画）（案）

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16 2023年7月
17

国土形成計画（全国計画）（案） 目次

はじめに	1
第1部 新たな国土の将来ビジョン	4
第1章 時代の重大な岐路に立つ国土	4
第1節 我が国が直面するリスクと構造的な変化（国土をめぐる状況変化）	4
1. 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり	4
2. コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化	7
3. 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化	8
第2節 新たな国土形成計画の必要性	9
第2章 目指す国土の姿	10
第1節 国土づくりの目標	10
1. 新時代に地域力をつなぐ国土～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～	10
2. 国土づくりの基本的方向性	10
3. 国土づくりの戦略的視点	16
第2節 国土構造の基本構想	17
1. シームレスな拠点連結型国土	17
2. 重層的な国土構造における地域整備の方向性	18
3. 広域的な機能の分散と連結強化	19
4. 持続可能な生活圏の再構築	21
5. 東京一極集中のは是正	21
6. 東日本大震災等の被災地のより良い復興、福島の復興・再生	23
第3章 国土の刷新に向けた重点テーマ	23
第1節 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成	24
1. 新たな発想からの地域生活圏の形成～人口減少下でも持続可能で活力ある地域づくり～	24
2. 地域生活圏の形成に資する具体的な取組の概要	24
3. 地域生活圏の形成に向けたエリアの考え方	28
4. 推進方策の考え方	28
5. 推進主体・体制の考え方	29
第2節 持続可能な産業への構造転換	30
1. 地域の特徴を活かした成長産業の全国的な分散立地等の促進	31
2. GXや巨大災害リスク対応に向けた既存コンビナート等の基幹産業拠点の強化・再生	32
3. 地域産業の稼ぐ力の向上（ローカルとグローバルの観点からの生産性・競争力の向上）	33
第3節 グリーン国土の創造	36
1. 30by30による健全な生態系の保全・再生	37
2. カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり	37
3. グリーンインフラによる複合的な地域課題の解決	39
4. 自然資本の持続可能な活用による地域活性化等	39
第4節 人口減少下の国土利用・管理	39
1. 持続可能な国土と地域の形成に資する最適利用・管理	40
2. 安全・安心な国土利用・管理	42
3. 環境と共生する国土利用・管理	43
4. 国土利用・管理DXの実装の推進	43
5. 多様な主体の参加と官民連携による取組の推進	43
第4章 横断的な重点テーマ	44
第1節 地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化	44
1. 国土基盤の機能・役割の最大限の発揮（機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化）	45
2. 国土基盤の高質化に向けた戦略的マネジメントの徹底	46

1	第2節 地域を支える人材の確保・育成	51
2	1. 人と国土の関係性の再構築	51
3	2. 地域を支える女性活躍の促進	53
4	3. 関係人口の拡大・深化	54
5	第2部 分野別施策の基本的方向	56
6	第1章 地域の整備に関する基本的な施策	56
7	第1節 地域生活圏の形成等に資する持続可能な地域づくり	56
8	1. 地域特性に応じた地域ビジョンの実現に向けた取組の推進	56
9	2. 連携中枢都市圏等との連携	57
10	3. 地方移住、二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出・拡大	57
11	第2節 人を中心のコンパクトな多世代交流まちづくり	58
12	1. 都市のコンパクト化と交通ネットワークの確保	58
13	2. 都市環境の質的向上	59
14	第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成	59
15	1. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	60
16	2. 中山間地域等を始めとする農山漁村に人が住み続けるための条件整備	60
17	3. 持続可能な土地利用の推進	60
18	4. 農山漁村を支える新たな動きや活力の創出	60
19	5. 農山漁村と都市の共生・対流	60
20	第4節 包摂社会の実現に向けた地域づくり	61
21	1. 子育て世代や高齢者など誰もが安全・安心に暮らせる環境の整備	61
22	2. 女性、高齢者等が活躍できる社会の実現	62
23	3. コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保	62
24	第5節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保	63
25	1. 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保	63
26	2. 安全・安心で快適な居住環境の形成	64
27	第6節 我が国の成長を牽引する大都市圏等の整備	65
28	1. 大都市圏の国際競争力の強化	65
29	2. 大都市圏における郊外部の再生	65
30	3. 大都市圏における高齢化への対応	66
31	第7節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応	66
32	1. 離島地域	66
33	2. 豪雪地帯	67
34	3. 山村地域	68
35	4. 半島地域	69
36	5. 過疎地域	69
37	第2章 産業に関する基本的な施策	69
38	第1節 GX・DX を始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成	69
39	第2節 海外からの投資を呼び込む環境整備	72
40	第3節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出	72
41	1. 地域消費型産業の付加価値生産性の向上	73
42	2. 魅力ある地域産業の展開や地域発イノベーションによる内発的発展	73
43	3. 地域の労働供給力の向上と雇用の創出、都市と地方の所得格差の是正	73
44	第4節 GX を先導する世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現	74
45	1. 安定的なエネルギー供給の実現	74
46	2. 再エネの活用拡大と分散型エネルギー・システムの構築	75
47	3. 徹底したエネルギー効率の向上と環境への配慮	75
48	4. エネルギーの効率的かつ安定的な利用のための環境整備	76
49	第5節 食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化	77

1	1. 食料の安定供給と食料安全保障の確立.....	77
2	2. 農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展	78
3	3. 森林・林業・木材産業によるグリーン成長.....	80
4	4. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化.....	81
5	第3章 文化・スポーツ及び観光に関する基本的な施策.....	82
6	第1節 文化・スポーツが育む豊かで活力ある地域社会.....	83
7	1. 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等.....	83
8	2. 文化芸術やスポーツ活動への参加機会等の充実.....	84
9	3. 地域の文化芸術活動を支える環境整備.....	85
10	4. 新しい日本文化の創造・発信.....	85
11	第2節 観光振興による地域の活性化	86
12	1. 持続可能な観光地域づくり	86
13	2. 消費額拡大・地方誘客促進を重視したインバウンドの推進	87
14	3. 国内交流の拡大	89
15	第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化に関する基本的な施策 ..	89
16	第1節 シームレスな総合交通体系の高質化.....	90
17	1. 國際交通拠点の競争力強化	90
18	2. 全国各地とアジアとの交流の拡大.....	92
19	3. シームレスな拠点連結型国土の骨格を支える国内幹線交通体系の高質化	93
20	4. 地域交通体系の構築	95
21	5. デジタルを活用した新たなモビリティの充実.....	98
22	第2節 情報通信体系の高質化	99
23	1. デジタルインフラの整備・運用.....	99
24	2. ICT・データ利活用の促進	101
25	3. 情報通信社会の安全・安心の確保.....	102
26	第3節 エネルギーインフラの高質化	102
27	1. エネルギーネットワークの充実.....	102
28	2. 水素社会の実現に向けたインフラ整備.....	102
29	第5章 防災・減災、国土強靭化に関する基本的な施策.....	102
30	第1節 適切な施策の組合せと効率的な対策の推進.....	103
31	1. 防災・減災に資する施設の整備等.....	103
32	2. 防災・減災に資する土地利用の推進.....	104
33	3. 広域的連携体制及び災害対応体制の強化等.....	105
34	第2節 都市の防災・減災対策の強力な推進.....	105
35	1. 都市における水害、土砂災害及び津波への対応.....	105
36	2. 巨大地震等に強い都市の構築.....	106
37	第3節 安全な農山漁村の実現	106
38	第4節 諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築	107
39	1. 中核管理機能等のバックアップ等.....	107
40	2. 交通・物流ネットワークの強靭化.....	107
41	3. エネルギー・産業の強靭化	109
42	第5節 戰略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮	109
43	1. 予防保全型メンテナンスへの本格転換.....	109
44	2. 広域的・戦略的なマネジメント.....	109
45	3. 新技術・官民連携手法の普及によるメンテナンスの高度化・効率化	109
46	4. 集約・再編等によるインフラストラックの適正化	110
47	5. 多様な主体の連携・協力によるメンテナンス体制の構築	110
48	第6節 自助、共助とそれらを支える公助の強化.....	110
49	1. 自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化.....	111
50	2. 地域防災力の向上等	111

3.	迅速で分かりやすい災害情報等の提供	111
	第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策	112
1	第1節 農地等の利用の増進	112
2	1. 農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保	113
3	2. 地域資源の維持、継承等の推進による多面的機能の発揮の促進	113
4	第2節 次世代に引き継ぐ多様で健全な森林	113
5	1. 多様で健全な森林の整備及び保全の推進	113
6	2. 国民参加の森林づくりと木材利用に対する理解の醸成	114
7	第3節 健全な水循環の維持又は回復等	114
8	1. 流域の総合的かつ一体的な管理の推進	115
9	2. 地下水の適正な保全及び利用	115
10	3. 貯留・涵養機能の維持及び向上	115
11	4. 水の適正かつ有効な利用の促進等	115
12	5. 総合的な土砂管理の取組の推進	117
13	第4節 海洋・海域の保全と利活用	117
14	1. 海洋権益の確保及び海洋資源・海洋再エネの開発等の利活用の推進	117
15	2. 陸域と一体となった自然環境の保全・再生	118
16	3. 離島の適切な保全・管理と領土・領海及び排他的経済水域等の確保・開発等	118
17	4. 沿岸域の総合的管理	118
18	第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策	118
19	第1節 生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用	118
20	1. 30by30目標等を踏まえた自然環境の保全・再生・活用	119
21	2. 人と野生生物等の関係の適正化	120
22	3. 自然資源や景観を活かした魅力ある地域内経済循環の創出	120
23	4. 生物多様性の社会への浸透	121
24	5. 環境影響評価の実施	121
25	第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成	121
26	第3節 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組など、地球環境問題への対応	122
27	第4節 大気環境の保全、土壤汚染対策の推進等	125
28	第5節 美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用	126
29	1. 持続可能な国土管理を通じた美しい景観の形成	126
30	2. 地域の個性を活かした魅力ある景観の形成	126
31	3. 美しい景観の活用による地域の活性化	126
32	第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進	128
33	第1章 計画の効果的推進	128
34	第1節 国土計画の推進と評価	128
35	第2節 地理空間情報の活用推進	128
36	1. 地理空間情報の整備	129
37	2. 地理空間情報の流通促進	129
38	3. 地理空間情報の活用推進	129
39	第3節 国土利用計画との連携	129
40	第2章 広域地方計画の策定・推進	129
41	第1節 広域地方計画の役割	129
42	第2節 広域地方計画の基本的考え方	130
43	1. 各広域圏の現況と課題	130
44	2. 広域圏間の交流・連携の強化及び相互調整	132
45	第3節 北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との連携	133
46	第4節 広域地方計画の策定及び実施に当たって必要な検討事項	134

はじめに

我が国の国土は、四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島に広がっている。陸域面積約38万km²の約7割を森林が覆い、四方には世界第6位の海域面積約447万km²を占める領海及び排他的経済水域が広がり、多様性に富み、四季折々の恵み豊かな自然環境が織りなす国土の津々浦々に、約1億2,600万人の人々が暮らしを営んでいる。我が国の美しい国土は、その長い歴史を通じて、地域に固有の自然とそこに住まう先人のたゆみない日々の営みとが折り重なることにより、個性豊かな風土や文化を育みながら、今日まで脈々と受け継がれてきている。

国土計画は、このような長い歴史を通じて形成された国土を対象として、その国土の上で営まれる人々の様々な活動の有り様を含め、人と国土の関わり合いに焦点を当てながら、均衡のとれた国土の発展を目指す総合的かつ長期的な計画として策定されてきた。その間、開発重視の計画から国土の質的な豊かさを重視する計画への転換が必要とされ、国土総合開発法から国土形成計画法への制度改革も行われた。時代時代の社会経済状況の変化を踏まえながら昭和から平成にかけて戦後7回の国土計画が策定され、本計画が通算8回目、令和初の国土計画となる。

従前の国土形成計画（全国計画）は2015年8月に閣議決定され、「対流促進型国土の形成」を目指し、重層的かつ強靭な「コンパクト＋ネットワーク」を掲げて、これに即して、国土の利用、整備及び保全に関する総合的な施策が、地方創生や防災・減災、国土強靭化の取組等と相まって展開してきた。

その後、約8年が経過する中、国土をめぐる社会経済状況は大きく変化しており、時代の転換点ともいえる局面にある。未曾有の人口減少、少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化、生物多様性の損失など、我が国が直面するリスクは、今後、その切迫感や深刻度がより増していくものと想定される。その影響は、東京一極集中といった国土構造の歪みと相まって、特に地方の生活・経済の存立そのものを脅かしていくことが懸念される。地域の公共交通や医療・福祉・介護など、生活に不可欠なサービスの利便性が低下し、地方における人口減少・流出の悪循環につながる流れが続けば、2050年には全国の居住地域の約2割が無居住化することが推計されている。無居住地域の拡大は、すなわち当該地域における国土の管理主体を失うことにはかならず、再生困難な国土の荒廃をもたらすことにつながる。加えて、若者世代の地方からの流出、合計特殊出生率が低い東京への集中が続けば、未曾有の少子化に拍車をかけ、我が国全体の人口減少が更に加速することにもつながりかねない。このように地域が直面する危機的な状況の広がりは、均衡のとれた国土利用の観点からも、その持続性を損ないかねない焦眉の問題であり、今を生きる世代として長期的視点に立った課題認識と対応が迫られている。

加えて、2020年初からの新型コロナウイルス感染症の拡大や、2022年2月から始まったロシアによるウクライナ侵略など、従来必ずしも社会全体で想定されていなかったリスクは、国民の価値観や社会経済のあり方に大きな影響を及ぼし、構造的な変化をもたらしている。長期にわたるコロナ禍を契機として、デジタル化の進展と相まって、テレワークの普及等による暮らし方・働き方の変化や、若者世代を中心とした地方・田園回帰にもつながりうるローカル志向の広がりなど、人々の価値観や行動様式の変化の兆しが少しずつ見え始めている。緊迫化する国際情勢は、日常の暮らしや経済活動に不可欠なエネルギーや食料を始めとする我が国を取り巻く安全保障上のリスクを顕在化させた。

こうした社会経済状況の大きな変化に直面する我が国は、まさに時代の重大な岐路に立っている。様々なリスクや構造的な変化が複雑に交錯する中で、国民の将来に対する不透明感や不安感は増している。国土の活力や、その礎としての安全・安心、そして、我が国の国土が依って立つところの誇るべき美しい自然や多彩な文化に根ざした個性豊かな地域の存立を如何に確保し、新たな時代を切り拓いていくかが今まさに問われている。このため、新たな国土形成計画を策定し、我が国の将来を担う若者世代を始めとして人々が未来に希望を持てる国土の将来ビジョンを示していく必要がある。

新たな国土形成計画の策定に向け、国土審議会に設置された計画部会において、2021年9月以降、計19回にわたり調査審議が積み重ねられ、国土審議会においても計3回にわたる調査審議

が行われてきた。その成果を活かし、本計画において、2050年、さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間を計画期間として、以下の基本的な構成により、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を定めることとする。

本計画は、第1部として、今後の国土の形成に関する基本的な方針及び目標等を定める「新たな国土の将来ビジョン」、第2部として、その具体的な実施を図るための基本的な施策の方向性を定める「分野別施策の基本的方向」、第3部として、計画の実効性を高めるための「計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進」から成る。

このうち、本計画の骨格となる第1部の「新たな国土の将来ビジョン」においては、まず、第1章において、「時代の重大な岐路に立つ国土」として我が国が直面するリスクと構造的な変化について整理するとともに、新たな国土形成計画の必要性について整理する。

第2章では、国土をめぐる課題認識を踏まえて、「目指す国土の姿」として、「新時代に地域力をつなぐ国土～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」を掲げ、未曾有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとする様々な危機・難局に直面する地方において、国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方への人の流れの創出・拡大によって地方の人口減少・流出の流れを変えていくことなど、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土の形成を目指すこととする。

こうした目標の下、国土づくりの基本的方向性として、①デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり～地域への誇りと愛着に根ざした地域価値の向上～、②巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり～災害等に屈しないしなやかで強い国土～、③世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり～森の国、海の国、文化の国～について整理する。

また、地方の危機を乗り越える地域力を高めるためには、地域が直面する諸課題に対して従来の縦割りの分野ごとの地方公共団体での対応だけでは限界があり、地域のボトムアップから新時代を切り拓くため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活用を含め、日本列島全体であまねく、地域の自立的・内発的で持続的な発展に向けた新たな発想からの地域マネジメントを構築していく必要がある。こうした観点から、国土づくりの戦略的視点として、①民の力を最大限發揮する官民連携、②デジタルの徹底活用、③生活者・利用者の利便の最適化、④縦割りの打破（分野の垣根を越える横串の発想）を位置付ける。

その上で、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向けた国土構造の基本構想として、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置されることを目指しつつ、各地域において重層的に各種サービス機能の多様な集約拠点の形成とそのネットワーク化を図る「シームレスな拠点連結型国土」の構築を掲げる。具体的には、質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発にヒト・モノが流動し、イノベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保することなどにより、広域的な機能の分散と連結の強化を図る。加えて、日常的な生活のレベルにおいても、新たな発想からの地域マネジメントの構築を通じて、持続可能な生活圏の再構築を図ることとする。

第3章では、目指す国土の姿を実現するために必要な国土の刷新に向けた重点テーマとして、特に、地方の危機に総力を挙げて立ち向かうため、新たな地域マネジメントの発想に立って地域課題の解決と地域の魅力向上につなげていく観点から、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」を掲げる。また、我が国の国際競争力や社会経済の持続性とも密接に関連する産業と環境に関する重点テーマとして、「持続可能な産業への構造転換」、「グリーン国土の創造」を掲げるとともに、国土形成計画と一体的に策定する国土利用計画（全国計画）の基本的な方向性に関わる重点テーマとして、「人口減少下の国土利用・管理」を掲げ、各重点テーマの取組について相互に連携しながら相乗効果を發揮できるよう統合的に取り組むこととする。

第4章では、国土を刷新する4つの重点分野における取組を効果的に実行していくための礎として不可欠な国土基盤と地域人材という社会に共通する資本について、分野横断的な重点テーマとして、「地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化」、「地域を支える人材の確保・育成」について整理する。

これら第1部に掲げる基本的な方針及び目標等の実現に向け、第2部及び第3部において定める「分野別施策の基本的方向」、「計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進」により、総合的な国土形成の取組を進めることとする。

さらに、本全国計画に基づき、今後、都府県を越える広域圏ごとの広域地方計画について、地域固有の社会経済状況の変化も踏まえつつ、地域の実情に即した具体的な施策を展開できるよう、広域連携プロジェクト等を含め、広域地方計画協議会において地域の関係主体間の連携により策定作業を進め、国土形成計画全体の実行を図っていくこととする。

計画の実行に当たっては、我が国が直面する様々なリスクに対する危機感や切迫感を国民全体で共有し、この危機・難局を乗り越え、社会経済の構造的な変化を未来の成長につなげるチャンスとして捉え、国土をめぐる諸課題の解決に果敢にチャレンジしていくことが求められる。課題解決先進国として国際社会に貢献していく覚悟と気概を持ち、その具体策を講じていくことが、将来世代に対する重大な責務である。

こうした国土づくり、地域づくりは、国や地方公共団体の取組のみで達成できるものではなく、本計画を通じて、広く国民全体で国土をめぐる状況や自らの依って立つ地域の暮らしや経済の有り様についての理解、認識を深めていくことがまずは重要である。もとより、国民一人一人が長い歴史を通じて形成されてきた我が国の国土を次の世代へ引き継いでいく主体であり、またその責務を有している。国や地方公共団体、さらには地域を担う民間主体がそれぞれの立場において責務を果たしていくことはもちろん、特に、それぞれの地域に固有の風土や文化を磨き上げ、次の世代へと引き継いでいくことは、それぞれの地域を担う一人一人の主体的、創造的活動に期待するほかはない。

本計画が掲げる「新時代に地域力をつなぐ国土」は、国土全体を支える多様な地域に暮らし、関わる多くの国民が主役となって、その主体的な行動によって実現されるものである。

こうしたことに留意しつつ、本計画の実行を通じて計画が描く将来ビジョンの実現を図るため、国は、絶えず変化する社会経済の状況も踏まえつつ、関係府省の緊密な連携により政府一丸となって取り組むこととする。

1 第1部 新たな国土の将来ビジョン

2 第1章 時代の重大な岐路に立つ国土

5 第1節 我が国が直面するリスクと構造的な変化（国土をめぐる状況変化）

6 1. 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

7 (1) 未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機～人口減少・流出の加速と利便性の 8 低下の悪循環～

9 (全国的な人口減少、少子高齢化の進行)

10 全国の総人口は、2008年の約1億2,800万人をピークに減少局面に入り、2020年時点では約1
11 億2,600万人となっているが、近年、国立社会保障・人口問題研究所が2017年に公表した将来
12 推計人口の中位推計¹を大きく上回るスピードで減少が加速している。直近では年間約56万人減
13 少した（うち自然減約73万人）²。2023年4月に公表された将来推計人口の中位推計³では、2050
14 年には約1億500万人、2070年には約8,700万人まで減少、低位推計⁴では、2050年には約1億
15 100万人、2070年には約8,000万人まで減少する見込みとなっている。

16 出生数は、2016年に統計開始以降初めて100万人を割り込み、減少に歯止めがかからない状況
17 となっている。足下の出生数は、コロナ禍による予想以上の落ち込みもあり、急減している。2021
18 年は約81万人、2022年は更に減少して80万人割れとなった。直近10年間で約26万人減少⁵し
19 た。

20 少子高齢化の進行により、生産年齢人口も急減している。直近20年間は、2000年約8,600万人
21 から2020年には約7,500万人と約1,100万人減少した（平均で年間約55万人減）。同将来推
22 計人口の中位推計では、2050年に約5,500万人、2070年には約4,500万人まで減少、低位推計
23 では、2050年に約5,400万人、2070年には約4,100万人まで減少する見込みとなっている。

24 高齢化率は、2000年約17%から2020年には約29%と上昇した。同将来推計人口の中位推計では、
25 2050年に約37%、2070年に約39%となり、低位推計では、2050年に約38%、2070年に約
26 42%となる見込みとなっている。

27 世帯構造も大きく変化している。従来、親と子どもの同居世帯が最も多かったが、2020年時点
28 では、単身世帯割合が約4割を占め、最大の世帯類型となっており、今後もその傾向が継続する
29 見込みとなっている。このうち、高齢者の単身世帯割合は、2000年の約6%から2020年には約
30 12%に増加。今後、2040年には約18%まで更に上昇する見込みとなっている。

32 (地方都市の人口減少の加速～小規模都市から中規模都市へ～)

33 2000年時点の人口規模別の市町村でみると、人口減少は、これまで特に中山間地域を始めと
34 して、人口5万人未満の小規模都市で顕著であり、2000年から2020年までに平均約14%減少し
35 た。2020年から2040年にかけては平均約24%減少と、更に減少が進む。

36 今後は、人口減少の荒波が小規模都市から、日常生活において地方の中心的な役割を担う中規
37 模都市（人口5～30万都市）へと拡大する見込みとなっている。2000年から2020年までの平均
38 約3%減少に対して、2020年から2040年にかけては平均約15%減少と、これまでの小規模都市
39 に匹敵するスピードで減少が加速する見込みとなっている。

41 (人口の地域的偏在化、無居住地域の拡大)

42 人口減少が進行する中で、国土における人口分布は、東京一極集中を始めとして地域的に偏在
43 化する傾向にある。その結果、中山間地域を中心に無居住化する地域が拡大している。2050年に

1 「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位で、合計特殊出生率が1.45（2015年実績値）から、1.42（2024年）、1.43（2035年）、1.44（2065年）と推移。

2 総務省「人口推計」。2022年10月1日時点の総人口と2021年10月1日時点の総人口の比較。

3 「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位で、合計特殊出生率が2070年にかけて1.36となる。

4 「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生低位・死亡中位で、合計特殊出生率が2070年にかけて1.13となる。

5 厚生労働省「人口動態統計」。2013年の出生数は約103万人。

は、人が現在居住している地域（有人メッシュ）の約2割が無居住化すると推計⁶される。

一方で、地方圏の若者世代、特に女性が東京圏へ流出する傾向は、コロナ禍において緩和されたものの、依然として流出が継続している。2022年の東京圏の転入超過数（日本人移動者）は、女性で約5.4万人と、男性の約4.1万人を上回っている⁷。

(地方を中心とした生活サービスの利便性低下)

地方が直面する人口減少の荒波は、地域の公共交通や医療など、暮らしに不可欠な生活サービスの利便性を低下させ、その基盤が崩壊する危機に直面するおそれがある。

地域公共交通は、人口減少に加え、コロナ禍において経営状況が悪化した。赤字事業者の割合は2020年度で乗合バス約99.6%、地域鉄道約98%と危機的な状況となっている。今後更に人口減少が進む中、その維持が困難となることが想定される。通勤通学や買い物、医療・福祉・介護施設へのアクセス等に不可欠な地域の足の確保に向け、抜本的な対策の強化が求められる。

人口減少は、交通・物流、医療・福祉・介護、インフラメンテナンス等の地域の生活サービスの維持に不可欠な担い手の不足に直結する。地域の生活サービスの利便性低下は、買物弱者の増加、救急医療や出産、子育て、福祉・介護等へのアクセス困難など、真に必要な日常的な生活サービスに対する生活者の暮らしの安全・安心を失いかねない深刻な問題となっている。

こうした地域の暮らしを支える様々な生活サービス提供機能の低下・衰退は、中山間地域等における過疎化・無居住化の進行や、地方都市の中心部におけるいわゆるシャッター商店街に代表されるような中心市街地の空洞化など、地域の構造的な変容や活力低下とも相まって、地方からの更なる人口の減少・流出を招き、地方衰退への悪循環に拍車がかかることとなり、地方の危機ともいえる深刻な状況が全国で広がることが懸念される。さらには、若者世代の地方からの流出、合計特殊出生率が低い東京への集中が続けば、未曾有の少子化に拍車をかけ、我が国全体の人口減少が更に加速することにもつながりかねない。地方の危機的な状況を開拓し、地方で人々が生き生きと安心して暮らし続けていけるよう、生活サービスの維持継続を確保するための地域の生活圏の再構築は不可避の課題である。

(国土の管理水準の低下)

人口減少は、国土の管理水準の低下をもたらす。都市のスポンジ化といった非効率な土地利用となる都市構造上の課題をもたらすとともに、空き家や所有者不明土地の増加等により、災害や犯罪の発生、景観悪化など生活環境に悪影響をもたらす諸課題が拡大している。空き家の総数は849万戸（2018年時点）と20年間で約1.5倍に増加し、このうち、賃貸・売却用の住宅等を除いた「居住目的のない空き家」は349万戸と20年間で約1.9倍に増加している。また、登記簿のみでは所有者の所在が不明な土地は約24%⁸となっており、人口減少等を背景に、更なる増加が懸念される。

また、耕作放棄地の増加や森林の手入れ不足等により、農地や森林の荒廃が進むおそれがあり、生産活動の低下のみならず、災害リスクの拡大など、国土管理上の課題が生じている。

(2) 巨大災害リスクの切迫、インフラ老朽化

(切迫する巨大地震・津波による甚大な被害)

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、切迫する巨大地震・津波により、広域にわたる甚大な人的・経済的被害がもたらされ、国難となるおそれがある。

首都直下地震の発生確率は、今後30年間で約70%⁹となっている。想定される最大被害は、死者約2.3万人、経済被害額約95兆円となっている。

南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の発生確率は、今後30年間で約70～80%となっている。南海トラフ巨大地震と共に伴う津波が発生した場合に想定される最大被害は、死者約32.3万人、経済被害額約214兆円となっている。

⁶ 国土交通省国土政策局「メッシュ別将来人口推計（H30推計）」による試算。

⁷ 総務省「住民基本台帳人口移動報告」。

⁸ 2021年度の地籍調査実施地区の割合。

⁹ 南関東地域の直下における、相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うマグニチュード7程度の地震の発生確率。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とこれに伴う津波により想定される最大被害は、死者約19.9万人、経済被害額約31兆円となっている。

(大規模火山噴火による甚大な被害)

火山災害は噴火前に的確な予測をすることが困難であり、噴火に伴い発生する噴石、火碎流等の現象や噴火の規模も様々で、噴火による被害を想定することは容易でないが、富士山噴火など、一度大規模な火山噴火が発生すると、日常生活や経済活動、交通機関、ライフライン、建築物など広範にわたり甚大な被害が広域かつ長期に及ぶことが懸念される。

(気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化)

気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化し、地域の暮らしや経済の安全・安心に対する脅威が拡大している。

50mm/h以上の中時間強雨の発生頻度が直近30~40年間で約1.5倍に拡大するなど、中時間強雨や大雨の発生が増加している。また、気温が産業革命以前と比べて2°C上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になるとの試算が示されている。さらに、最新のIPCC¹⁰報告書によると、平均海面水位は0.29~0.59m上昇し、台風が強大化することが予測されている。

今後、地球温暖化の進行に伴って、気象災害の強度と頻度が増加することが懸念される中、気候変動リスクを踏まえた防災・減災、国土強靭化の取組が必要となっており、災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、しなやかに対応することが重要である。

(豪雪地帯等における雪害の拡大)

降積雪は年々でのばらつきが大きいものの、特に豪雪地帯における人口減少や高齢化の進行など、地域社会の脆弱性が高まることにより、高齢者を中心に除排雪作業中の被害拡大が懸念されるほか、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害の発生など、国土面積の約51%を占める豪雪地帯等における雪害対策は喫緊の課題である。

(災害リスクの高い地域における人口集中)

居住可能地域が限られる国土の中で、地震や津波、洪水、土砂災害等の災害リスクの高い地域への居住エリアの拡大は、巨大地震の切迫や水災害の激甚化・頻発化と相まって、地域の災害脆弱性を高めることにつながる。

災害リスクの高い地域に居住している人口は、2015年は約8,600万人で総人口の約68%を占める。2050年には約7,200万人となるが、東京一極集中など、都市部への人口集中等により、人口が減少する中でもその割合は約71%に高まることが推計される。

(加速度的に進行するインフラ老朽化)

我が国のインフラは、その多くが高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設の割合は加速度的に増加する。例えば、全国の道路橋のうち、建設後50年以上経過する割合は、2040年には約75%にまで至る見込みであり、また、約1割に当たる約6万橋（2021年度末時点）が早急に修繕等の対応が必要な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、インフラメンテナンスを計画的かつ適切に進めていく必要があるが、インフラの多くを管理している市区町村では、財源不足に加え、土木系を含む技術系職員数が減少し、全国の4分の1の市区町村で技術系職員が配置されていないなど、メンテナンスに携わる担い手の不足も深刻な状況となっている。

(3) 気候危機の深刻化、生物多様性の損失

(地球温暖化の進行と影響の拡大)

人為的活動に起因する温室効果ガスの排出拡大により、地球温暖化が進行している。我が国に

¹⁰ Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された気候変動に関する政府間組織。2021年8月現在、195の国と地域が参加している。

1 おいても、平均気温の上昇が進行することが予測されている。

2 地球温暖化等の地球規模での気候変動は、我が国においても、自然災害、海面上昇、生態系、
3 農林水産業、都市生活、経済活動等に深刻な影響をもたらす。

4 災害に関しては、雨の降り方が変化し、水災害の激甚化・頻発化により災害リスクが高まっている。また、海面上昇による浸水リスクの増大が懸念される。

5 生態系に対する影響として、全国の植生や野生生物の分布が変化するとともに、農作物の栽培
6 適地の変化ももたらされる。

7 都市部においては気候変動による気温の上昇にヒートアイランド現象が加わることで熱スト
8 レスが増大し、熱中症リスクの増加や睡眠の質の低下など、都市生活や経済活動にも大きな影響
9 が及ぶ。

10 (生物多様性の損失)

11 気候変動の影響のみならず、生態系の保全が考慮されない社会経済活動の拡大に伴い、生物種
12 の絶滅リスクが増大するとともに、生物多様性の損失傾向が続いている。

13 社会経済活動の基盤である自然資本から得られる生態系サービス¹¹の低下が懸念される。

14 (自然資本に対する国際的な認識の高まり)

15 気候変動対策に関しては、地球温暖化による破滅的なシナリオの回避に向け、パリ協定¹²で定
16 められた世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 1.5°C に抑える努力をするという目標の
17 実現が不可避であるとの国際的な認識が高まっており、その実現に不可欠なカーボンニュートラル¹³の実行が国際的な潮流となっている。

18 生物多様性の保全に関しては、昆明・モントリオール生物多様性枠組¹⁴に即して、自然を回復
19 軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ¹⁵の考え方に基
20 づき、30by30 目標¹⁶の実現等が求められる状況となっている。

21 気候変動対策と生物多様性の保全は、いわば車の両輪として、一体的に取り組む必要性が国際
22 社会において広く認識されるところとなっており、2023 年 5 月 20 日に発出された「G7 広島首脳
23 コミュニケ」においても、この勝負の 10 年に行動を拡大することにより世界の気温上昇を 1.5°C
24 に抑えることを射程に入れ続け、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させ、エネルギー
25 安全保障を確保するとともに、これらの課題の相互依存性を認識し、シナジーを活用することで、
26 パリ協定へのコミットメントを堅持するとされたところであり、2050 年カーボンニュートラルや
27 30by30 目標といった国際公約の実現は不可避の課題である。

28 2. コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

29 (1) デジタル利用の進展と課題

30 (デジタル利用の増加)

31 スマートフォンに代表されるデジタルツールや、AI、IoT の普及等に加え、コロナ禍における
32 行動制約を背景として、テレワークを始めとするデジタルを活用した暮らし方・働き方への転換
33 が進行している。定額通信サービスの普及、キャッシュレスによる電子商取引の増加など、イン
34 ターネットトラヒックは飛躍的に急増（コロナ禍前に比べ 2 年間で 2 倍に増加）し、社会経済シ
35 ステムがデジタルを抜きには成立しえないデジタル社会の浸透が急激に進展している。

11 食料・水等の供給サービスや景観等の文化的サービスなど。

12 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（2015 年 12 月）において採択され、2016 年に発効した、2020 年以降の温
室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。

13 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

14 生物多様性条約に基づき、2022 年 12 月に採択された新たな世界目標。

15 用語に関する厳密な定義は定まっていないが、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させ
る」という基本認識は一致しており、「G7 2030 年自然協約」や、昆明・モントリオール生物多様性枠組においてその考
え方が掲げられている。

16 2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030 年までに陸と海の
30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。我が国の実績としては、2023 年 1 月時点で、陸
域で 20.5%、海域で 13.3%。陸域については、国土面積に対する自然公園、自然環境保全地域、保護林等の重複を除いた面積の割合。海域については、日本の管轄圏内の水域に対する海洋保護区の重複を除いた面積の割合。

1
2 **(デジタル人材不足、デジタル基盤整備の遅れ)**

3 一方で、コロナ禍において様々なデジタル活用が求められる中、デジタル社会の効用を發揮し
4 ていく上で、ハード・ソフト両面での環境整備が国際的に見ても必ずしも十分とは言えない状況
5 が課題として露呈した。

6 企業でのデジタル化の課題として、人材不足や知識不足が指摘されるほか、中小企業における
7 IT装備率の低さや5G基地局の地域格差など、対応すべき課題が山積している。

8
9 **(2) 場所に縛られない暮らし方・働き方**

10 テレワークの普及は、個人個人の価値観に応じた暮らし方・働き方の選択可能性を高め、Well-
11 beingの向上に資するとともに、二地域居住等を含めた地方への人の流れの創出・拡大につなが
12 るものであり、コロナ禍はテレワークの普及・拡大をもたらす大きな契機となった。更なる良質
13 なテレワークが進展することにより、転職なき移住といった、場所に縛られない新たな暮らし方・
14 働き方の実現可能性が高まっている。

15
16 **(3) 新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力**

17 東京圏の転入超過数は依然として大きく、コロナ禍において減少したものとの、再び増加傾向に
18 転じている。

19 一方で、近年、若者世代を含め、地方への移住希望者の数は増加しており、コロナ禍は、新た
20 な地方・田園への回帰につながる意識の変化をもたらしていると考えられる。地方に対する関心
21 の高まりは、地域との継続的な関係性を有する関係人口¹⁷の一層の拡大にもつながる。

22 東京での居住環境を経済的な負担の観点から見ると、住宅関連を始めとして生活に不可欠な基
23 礎的コストは、地方と比較すると高い水準にある。地方での暮らしは、こうした一面において、
24 東京と比べ経済的豊かさの優位性が認められる。

25
26 **3. 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化**

27 **(1) 激化する国際競争**

28 我が国の国際競争力は、一人当たり名目GDP(2021年)でOECD38カ国中20位と相対的に地位
29 が低下するなど、世界の都市間競争が激化する中で厳しい状況に置かれている。外資系企業数は
30 減少傾向にあり、グローバル人材の不足が指摘されている。対内直接投資残高の対GDP比は、約
31 7%(2021年)と、OECD諸国の平均(約68%)と比べても極めて低い水準にある。

32 デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)やグリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)の動きは、近年、国際的な潮流となるとともに、経済安全保障に関する
33 国際情勢と相まって、国際市場においては自国の優位性をめぐって競争が激化している。こうした対応が後手に回ると市場から取り残されるおそれがあるなど、ビジネス分野においてはゲーム
34 チェンジともいえる状況となっている。

35 国際交通の分野では、世界の海上荷動量が拡大する中、コロナ禍における国際海上コンテナ物流の混乱や、周辺国との競争激化等により、国際基幹航路の我が国への寄港数は減少傾向にある。
36 国際航空需要は、コロナ禍で一時的に大きく落ち込んだが、長期的には増加する見込みとなっている。

37 在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は約2.5%(2022年末時点)と、コロナ禍の影響
38 もあり減少していた傾向から再度増加に転じている。将来推計人口の中位推計では、外国人の割
39 合は、2050年には約7.0%、2070年には約10.8%と増加する見込みとなっている。外国人が地
40 域人口の相当の割合を占める地域が増加することも想定される。

41
42 **(2) 緊迫化する国際情勢、エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり**

43 ロシアによるウクライナ侵略等を背景として、エネルギー・食料の海外依存リスクが高まっ
44 て
45 いる。

46 エネルギー分野では、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故以降、原子力

17 「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人。

1 発電所の停止が相次ぎ、化石燃料を中心とするエネルギーの大半を海外に依存せざるを得ない状
2 況の中、一次エネルギー自給率は 2020 年で約 11%と OECD38 カ国中 37 位の低水準にある。足元
3 では、ロシアによるウクライナ侵略等により、LNG 等の国際エネルギー市場における化石燃料価
4 格の高騰を受け、エネルギーコストが上昇しており、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし
5 ている。カーボンニュートラルの実現に向け、化石エネルギーへの過度な依存から脱却し、再生
6 可能エネルギー（以下「再エネ」という。）や原子力等の脱炭素電源への転換を進めるため、エネ
7 ルギーの安定供給の確保を前提とした GX の推進が不可欠な状況となっている。

8 食料分野では、2021 年度の食料自給率はカロリーベースで 38%、生産額ベースで 63%となっ
9 ており、また、肥料や飼料も海外依存度が高い状況にある。ロシアによるウクライナ侵略の影響
10 に加え、世界人口が増加する中で、食料の国際市場での調達競争が激化しており、国内における
11 農業の担い手の減少や高齢化が深刻さを増している状況も相まって、国内供給力の増加のための
12 農業構造の転換を図ることが喫緊の課題である。

13 我が国を取り巻く安全保障環境は、グローバルなパワーの重心がインド太平洋地域に移る中、
14 国際秩序に挑戦する動きが加速している。台湾や東シナ海、南シナ海等をめぐる中国の動きや北
15 朝鮮の動きなど、東アジア情勢における安全保障上の課題が深刻化している。

17 (3) アジアの持続的発展との共存共栄

18 人口減少が加速する我が国の持続的な成長を図る上で、国際社会・経済の中で存在感を増して
19 いるアジアの成長力をいかに取り込むかが大きな課題である。

20 高齢社会への対応、防災力の強化、クリーンエネルギーへの転換など、アジア諸国も含めた共
21 通の課題に関して、我が国が課題解決先進国としてモデルを率先して提示することで、アジアを
22 含めた国際社会における我が国地位を向上させることも重要な課題である。

24 第 2 節 新たな国土形成計画の必要性

25 未曾有の人口減少、少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化、生物多様
26 性の損失など、社会経済状況の大きな変化に直面する我が国は、時代の重大な岐路に立っている。
27 様々な危機・難局を乗り越え、新たな時代を切り拓いていくよう、我が国の将来を担う若者世
28 代を始めとして人々が未来に希望を持てる国土の将来ビジョンが求められている。

29 土国形成計画は、国土形成計画法に基づく空間計画として、総合的かつ長期的な国土づくりの
30 方向性を示し、地域計画等の指針となるものであり、いわば国土の未来を映し出す鏡として、進
31 むべき道筋を示す羅針盤となるべきものである。

32 そうした重要な役割を担う国土形成計画は、新たな時代に向けて、その意義と必要性が改めて
33 問われている。多彩な歴史や伝統、文化、自然、風土等と、多様な人々の活動から成り立つ国土
34 において、人口減少下においても、将来にわたり全国どこでも人々が生き生きと安心して暮らし
35 続けられるよう、地域の課題解決や魅力向上を図り、持続可能な国土の実現に向けた道筋を示す
36 必要がある。

37 とりわけ、人口減少、少子高齢化の加速に加え、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化、
38 生物多様性の損失、デジタル化の進展、SDGs¹⁸の認識の高まり、コロナ禍を契機とした新たな暮
39 らし方や働き方の変化を始めとする国民の価値観の多様化など、社会経済状況が大きく変化する
40 中で、危機感や切迫感、さらには不確実性が高まる中での優先課題を国民全体で共有しつつ、國
41 土の上で展開される人々の諸活動が様々な課題を乗り越えて持続できるよう、新たな時代の國土
42 づくりに向けた指針となる國土の将来ビジョンを示す新たな計画が、今まさに求められている。

43 加えて、計画策定の意義は、その実行を通じて計画が描くビジョンの実現を図ることにあるが、
44 我が国は國をめぐる社会経済の状況は絶えず急激に変化することを踏まえ、その実行に当たっては、不斷に社会経済の実態を把握し、国民と共有することに注力し、様々な変化の実態に応じ
45 た臨機応変な対応を図る必要がある。

47

¹⁸ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年 9 月の国連サミットにおいて加盟国全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

1 **(計画期間)**

2 本計画の計画期間は、2050年、さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間とする。

5 **第2章 目指す国土の姿**

7 **第1節 国土づくりの目標**

8 **1. 新時代に地域力をつなぐ国土～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～**

9 未曾有の人口減少、少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化や生物多様性の損失など、国土、地域の持続性を脅かす危機が深刻化する中、我が国は時代の重大な岐路に立っている。特に、地方においては、若者世代を中心に人口の減少・流出が続き、地域の暮らしを支える様々な生活サービス提供機能の低下・衰退、地域産業の弱体化、中山間地域等の過疎化や都市中心部の空洞化、美しい自然環境や景観を誇る国土の荒廃等の地域構造の変容等も相まって、地方衰退への悪循環に拍車がかかるおそれがあり、地方の危機ともいえる深刻な状況となっている。こうした危機・難局に直面する地方を重視し、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土を目指す。

10 こうした観点から、人口減少下においても国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けることができるよう、地域の諸課題を克服するため、地域の資源を総動員して、地域の力を結集するとともに、各地方の地域力を国土全体でつなぎ合わせ、また、未来へとつなげる持続可能な国土を目指す。

11 地域力は、地域が直面する諸課題を克服する力、いわば守りの力とともに、地域の魅力を高め、人々を惹きつける力、いわば攻めの力を合わせた、地域の総力であり底力である。地域力を高め、その力を最大限に発揮するためには、地域に暮らし、関わる、住民を始めとする様々な主体の地域に対する誇りと愛着を原動力として、多様な主体が主体的・内発的に地域づくりに関わり、そして複合的・重層的につながり合う、参加と連携が不可欠である。その上で、地域固有の美しい自然環境や景観、風土、歴史や文化・伝統、地域の暮らしや経済を支える生活サービスや産業、国土基盤、多面的な生態系サービス¹¹など、地域が持てる有形・無形の資源を総動員して、効果的にマネジメントすることが必要となる。

12 地方の危機を乗り越え、魅力を磨き上げる地域力を高めるためには、地域が直面する諸課題に対して従来の縦割りの分野ごとの地方公共団体での対応だけでは限界があり、地域マネジメントのパラダイムシフトが不可欠である。地域のボトムアップから新時代を切り拓くため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活用を含め、日本列島全体であまねく、地域の自立的・内発的で持続的な発展に向けた新たな発想からの地域マネジメントを構築していく必要がある。

13 国土全体にわたって新時代を拓く地域力を結集し、未来へとつなぐ、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成を通じて、地方に活力を取り戻し、安全・安心で、個性豊かな地域を全国に広げ、未来を担う若者世代を含めて人々を惹きつける地方の魅力を高めて、地方への人の流れを創出・拡大することにより、地方の人口減少・流出の流れを変え、国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靭性（レジリエンス）の向上につなげ、未来に希望を持てる国土へと刷新する。

14 国土全体にわたる各地方の地域力の結集なくして、日本の未来はない。

43 **2. 国土づくりの基本的方向性**

44 **(1) デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり
～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～**

45 様々な危機に直面する地方の持続性を確保するため、地域の資源を総動員し、地域の力を結集して、地域の活力を高めていく必要がある。その際、これからの中長期においては、社会経済においてデジタル化の進展により各種のDXが加速している状況を踏まえ、地域における様々なサービスや活動分野において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につなげる必要がある。

加えて、地域空間におけるデジタル活用の意義として、従来は場所や時間の制約で実現できなかつたサービスや活動が、デジタルを活用することで、そうした制約を克服して国土全体にわたって様々なサービスや活動の恩恵が享受できることが挙げられる。

こうしたデジタル活用の特性を国土づくりに活かし、デジタルを手段として徹底活用して、リアルの地域空間の質的な向上を図る観点から、いわば「デジタルとリアルの融合」による活力ある国土づくりを目指し、場所と時間の制約を越え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる地域社会の形成を通じて、個人と社会全体の Well-being の向上を図る。

デジタル活用は、地域経営の仕組みそのものにも大きな変化を及ぼす。デジタルの発想では、官民の様々なデータを活用するデータ連携基盤をベースとして、データやそれを解析するツールをレイヤー化(階層化)して捉えた上で、それらを柔軟に組み合わせることで、生活者・利用者が必要とするサービスに対し、分野ごと、主体ごとに課題を処理・解決することが必然的に求められる。その結果、デジタル活用によってリアルの空間とバーチャルの空間を組み合わせることによって、分野や主体の垣根を越えて課題解決のツールが一定程度共有化されるとともに、複合的な課題を効率的・効果的に解決することが可能となる。こうしたデジタル活用の効果を最大限発揮するためには、分野横断・官民連携を前提とした地域経営の仕組みに転換していく必要がある。

もとより、リアルの地域空間における課題がデジタル活用のみで解決できるものではなく、地方の持続性を確保するためには、地域の資源を総動員し、地域の力を結集して取り組む必要がある。その基本となるのは、地域への誇りと愛着に基づく当事者意識に根差した、地域の多様な主体による地域づくりへの参加と連携である。住民を始めとする地域を支える人材が主役となって、その主体的・内発的な地域づくりを通じて、地域価値が掘り起こされ、更に向上していくエコシステムをボトムアップから構築することにより、持続可能で活力ある国土づくりを目指す。その際には、地方公共団体も含めて、地域が一体となって地域力を発揮できるよう、地域の実情も踏まえつつ、引き続き地方分権改革や規制改革に取り組むことも重要である。

(ローカルの視点 ~地方創生×デジタル~)

こうした考え方の下、地方が直面する人口減少・流出の加速と利便性の低下の悪循環を断ち切り、地域の活力を高めるため、従来の地方創生の一層の取組強化を図ることはもとより、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題解決により、地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを実現し、人々が生き生きと安心して住み続けられる地域づくりを進めることで、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現する「デジタル田園都市国家構想」を体現する。

このため、デジタルとリアルの融合により、例えば、地方公共団体の窓口の DX 化により「書かないワンストップ窓口」の普及を図るなど、生活者・利用者の地域生活での身近な困りごとをデジタル化により解消することから、自動運転やドローン、自動配送ロボットによる物流を始めとする先端技術サービスの実装まで、生活サービスの利便性を向上する取組を加速化する必要がある。これを支える、光ファイバ、5G 等のデジタルインフラ、データ連携基盤の整備を進める。

加えて、デジタル技術をリアルの地域空間の中で実装するための基盤整備が不可欠であり、こうした観点から、自動運転やドローン、自動配送ロボットによる物流等の実用化に不可欠なセンサー、乗換え・積替え拠点等のデジタルライフライン¹⁹の整備を総合的・計画的に進めるため、

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「デジタルライフライン全国総合整備計画」を 2023 年度内に策定し、その効果的な実施を進める。また、「未来社会の実験場」となる 2025 年大阪・関西万博（以下「大阪・関西万博」という。）を一つのマイルストーンとして、カーボンニュートラル¹³やデジタル技術、次世代モビリティなど、我が国の革新的技術を新時代に示していく。

デジタルでは代替できない機能やサービスの維持に向けて、リアルの地域空間において、デジタルの活用を図りつつ、コンパクト＋ネットワークの取組として、地域空間の機能集約による

¹⁹ 人口減少及び災害激甚化等の社会課題に直面する中で、旅客運送、貨物運送、インフラ維持その他国民生活又は経済活動に必要なサービスの提供を継続することを目的として、中山間地域から都市部まで広く社会で自動運転車、無人航空機、人工知能その他のデジタル技術を用いた製品又はサービスを活用するために必要な基盤であって、電子計算機、電気通信設備、情報通信機器、電気工作物、旅客の乗降のための施設若しくは貨物の積卸しのための施設その他のハードインフラ、プログラム、電磁的記録、情報処理システム若しくは情報処理サービスその他のソフトインフラ、又は法令、運用指針若しくは技術仕様その他のルールのいずれか又は組み合わせにより構成されるもの。

1 コンパクト化と地域公共交通の再構築の有機的連携を一層推し進め、人口減少下においても持続
2 可能な地域づくりを目指す。

3 こうした取組を含め、地方への人の流れを創出・拡大し、地方の人口減少・流出の流れを変え、
4 国土全体において地域の活力を高めるため、人と人、人と地域、地域間のネットワークを強化し、
5 交流と連携の拡大を通じて、多様性に富む包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携により地域
6 を共に創る取組を広げる。このため、地域間の交流と連携を支える国土基盤の高質化を図るとともに、我が国全体の少子化の流れを変えることにもつながる地域におけるこども・子育て政策の
7 強化や女性活躍の推進、関係人口¹⁷の拡大・深化を含め、地域を支える人材の確保・育成を図る。
8

9 さらに、地域の活力を向上していくには、地域内の経済循環をより高め、地域産業の効率性・
10 生産性・持続性の向上を図るなど、地域産業の稼ぐ力を向上していく必要がある。若者、女性、
11 高齢者、障害者、外国人等の多様な人材が働きがいを持って地域産業を支える多様な就労環境の
12 整備を図る。

13 (グローバルの視点 ~DX、GX、国内外ネットワーク強化等を通じた国際競争力の強化~)

14 激化する国際競争に打ち勝つため、DX や GX、経済安全保障等の国際的な潮流を踏まえつつ、
15 成長産業への構造転換や投資の促進、重要な物資のサプライチェーンの強靭化、产学官連携による
16 スタートアップやイノベーションの促進を図る。特に、こうした分野での国内投資拡大の気運
17 の高まりやグローバルサプライチェーン再編の動きなど、国内外の経済社会環境の変化を成長の
18 チャンスと捉え、地域の特徴を活かした成長産業の全国的な分散立地等の取組を加速することにより、
19 対内直接投資を拡大させるとともに、地域雇用の拡大など魅力ある地域づくりにつなげていく。

20 加えて、リニア中央新幹線の開業により三大都市圏を約 1 時間で結ぶ新たな交流圏域の形成の
21 効果や魅力を活かして、高速交通ネットワークとデジタルが融合した新たな暮らし方・働き方を
22 先導し、ダイナミックなイノベーションや新たな文化を創造するエコシステムの構築を通じて、
23 我が国の成長を牽引する国際競争力の強化を図る。

24 地方においても、全国各地域の地域資源を最大限活用し、港湾・空港等の国際交通ネットワークの強化やデジタルの徹底活用を通じて、コロナ禍で激減したインバウンド²⁰の回復や農林水産物・食品の輸出促進を含め、ヒト・モノ・カネ・情報・技術など様々な分野での各地域と成長するアジア諸国を始めとする世界との直接交流の拡大を図るとともに、地方発のグローバル産業や人材の育成を推進する。こうしたグローバルな世界市場とローカルな地方産業をつなぐ、いわば「グローカル成長」を目指し、地方の中堅・中小企業を含めたダイナミズムのある経営を促進する。

33 (2) 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり 34 ~災害等に屈しないしなやかで強い国土~

35 我が国は、地震・津波、火山噴火、風水害、雪害など、多様な自然災害が頻発する世界有数の災害大国である。加えて、巨大地震・津波の切迫や気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化など、巨大災害リスクが高まっている。さらに、災害リスクの高い地域に人口や諸機能が集積している国土構造上の課題や、人口減少や少子高齢化の加速等の社会経済状況の変化により、災害に対する社会経済の脆弱性も懸念される。

36 地球温暖化等の地球規模での気候変動は、我が国においても、雨の降り方の変化など、水災害の激甚化・頻発化をもたらすとともに、生態系や農林水産業等を含め、社会経済に広く深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

37 加えて、緊迫化する国際情勢を背景として、エネルギーや食料の安全保障に代表されるような国民生活や経済活動への深刻な影響が生じるなど、我が国を取り巻く安全保障上の課題が深刻化している。

38 こうした様々なリスクが複合的に社会経済に影響を及ぼし、国民の危機感・不安感が高まる状況の中で、国民の命と暮らしを守り、社会経済活動の持続性を確保する、安全・安心な国土づくりは最重要の課題であり、災害等の種々のリスクに屈しないしなやかで強い国土の形成を目指す。

²⁰ 訪日外国人旅行のこと。

1
2 **(巨大災害から国民の命と暮らしを守る防災・減災、国土強靭化)**

3 切迫する巨大地震・津波、火山噴火、激甚化・頻発化する水災害、雪害等の自然災害から国民
4 の命と暮らしを守る安全・安心な国土づくりに向け、国土強靭化基本計画等に即して、防災・減
5 災、国土強靭化の取組を一層強化し、事前防災、事前復興の観点からの地域づくりを推進すると
6 ともに、防災DXを推進し、デジタル技術を活用した地域防災力の向上等を図る。

7 災害リスクの高い地域における人口集中による災害に対する脆弱性を軽減するため、災害ハザ
8 ドエリア²¹における開発抑制の効果をより高める取組を進め、より安全な地域への居住誘導を
9 推進する。また、様々なまちづくりの計画等の検討と連動しつつ、土地の遊水機能等の多面的機
10 能の有効活用等を図るなど、流域治水の取組と合わせ、防災・減災の観点が主流となる安全・安
11 心な地域づくりを推進する。

12 老朽化するインフラにより国土の荒廃を招くことがないよう、また、自然災害が激甚化・頻発
13 化する中で、これまで整備したインフラが事前防災として持続的に効果を発揮するよう、予防保
14 全型インフラメンテナンスへの転換を加速する。

15
16 **(気候変動対策の主流化)**

17 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減目標²²の実現に向け、地球温暖
18 化緩和策を効果的に推進する。このため、GXの観点から、脱炭素型産業への構造転換を推進する
19 とともに、地域や暮らしの脱炭素化を総合的に進める。

20 加えて、気候変動による国土への悪影響を最小化するため、気候変動を前提とした国土利用・
21 管理など、気候変動適応策を推進する。

22
23 **(緊迫化する国際情勢への対応)**

24 緊迫化する国際情勢の下で、エネルギー・食料の海外依存リスクを軽減するため、省エネルギー
25 （以下「省エネ」という。）の徹底や、再エネの最大限の導入、安全性が確保された原子力の活
26 用等を含め、エネルギーの安定供給の確保を前提とし、再エネや原子力等の脱炭素電源への転換
27 を戦略的に進めるとともに、肥料・飼料・主要穀物の国産化推進など、食料安全保障の強化に向けた農業の構造転換を実現する国土づくりを推進する。

28 経済安全保障の観点から、国民の生存や国民生活、経済活動にとって重要な物資のサプライチ
29 ェーンの強靭化、社会経済活動を支える基幹的なインフラの安全性・信頼性の確保を図る。

30 安全保障上の課題の深刻化に対し、国家安全保障戦略に基づき、国民保護や社会経済活動の安
31 全・安心を確保する観点からの国土基盤の機能高度化を図る。

32 領海等の保全等に関する活動の拠点として極めて重要な機能を果たす有人国境離島地域の保
33 全を推進する。

34 安全保障の観点から、重要土地等調査法及び同法の基本方針に基づき、土地等利用状況調査等
35 を着実に進める。

36
37 **(3) 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり**
38 **～森の国、海の国、文化の国～**

39 我が国は、陸域面積の約7割を森林が覆う日本列島と、その四方を囲む世界第6位の面積を占
40 める領海及び排他的経済水域に広がる海域から成り立つ、森と海を里地・里山や川が結び、多様
41 性に富み、恵み豊かで美しい自然が織りなす国土を有している。

42 世界有数の森林国家、いわば「森の国」として、CO₂の吸収・固定による地球環境の保全や木材
43 の供給など、森林がもたらす様々な生態系サービスの恩恵を享受しており、特に、喫緊の課題で

²¹ ここでは、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーン（災害危険区域等）と、建築や開発行為等の規制はないものの区域内の警戒避難体制の整備等を求める災害イエローゾーン（浸水想定区域等）を指す。

²² 2021年4月の地球温暖化対策推進本部の決定を踏まえ、米国主催気候サミットにおいて、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。その後、2021年10月の地球温暖化対策推進本部において新たな削減目標を反映したNDC（国が決定する貢献）を決定し、国連へ提出した。

ある脱炭素社会の実現に向けて、その価値を再認識し、森林資源の循環利用を構築することにより、その持続的な保全と利活用を図る必要がある。

また、世界有数の海洋国家、いわば「海の国」として、海洋における安全保障を基本としつつ、アジアを始めとする海外との交流・貿易、海運・造船を始めとする海事産業の発展、漁業・養殖業の振興、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、CO₂吸収・固定機能が期待される沿岸域におけるブルーカーボン生態系²³の保全等の重要な舞台として、その持続的な保全と利活用を図る必要がある。

広大な森と海をつなぐ地域空間には、里地・里山が広がり、109の一級水系を始めとして無数の川が生態系ネットワークの基軸として網の目のように国土を覆い、農地や緑地も含め、多面的な生態系サービスの恵みをもたらし、人々の暮らしや経済活動の基盤となっている。

こうした多様で美しい自然環境から成る国土において、全国津々浦々に暮らしが営まれ、地域の風土と相まって、多彩な文化が育まれてきた。いわば「文化の国」として、長い歴史に由来する伝統的な文化から、最先端のアートやポップカルチャーまで、世界を魅了する日本文化を活かした地域づくりを進める必要がある。

貴重な自然環境と文化を有する、世界に誇る国土の美しさに更に磨きをかけ、次世代に引き継いでいくことを目指す。

(ネイチャーポジティブの実現に向けた自然資本の保全・拡大を通じた自然と共生する地域づくり)

我が国は、森林、里地・里山、農地、緑地、河川、海洋を含む多様性に富んだ美しい自然に恵まれ、長い歴史に培われてきた風土や地域固有の多彩な文化を育んできた。

一方、人為的活動による地球システムへの影響を客観的に評価した地球の限界(プラネタリー・バウンダリー²⁴)の考え方の下、気候変動や生物多様性の損失を含め、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるリスクの増大が指摘されている。

こうした危機意識を社会全体で共有し、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土に更に磨きをかけ、将来世代に引き継いでいく必要がある。

このため、社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大に向け、生物多様性の主流化によるネイチャーポジティブ¹⁵の実現に向けた国土の形成を目指す。

このため、国際公約ともなっている30by30目標¹⁶の実現を図るとともに、各種の貴重な自然環境を有機的に結びつけ、広域的な生態系ネットワークとして、森・里・まち・川・海のつながりを確保し、広域レベルで自然資本の量的拡大・質的向上を図ることにより、自然資本から得られる生態系サービスの向上を図る。

また、SDGs¹⁸や自然を活用した解決策(以下「NbS²⁵」という。)の考え方根ざした地域の社会課題解決を図るため、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラ²⁶や生態系を活用した防災・減災対策(以下「Eco-DRR²⁷」という。)の取組を分野横断・官民連携により推進する。

(多様な恵みを享受する森づくり)

我が国の国土の約7割を占める森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有しており、都市の経済活動を支えるとともに国民生

²³ 海洋生態系に取り込まれた炭素であるブルーカーボンを隔離・貯留する、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林等の海洋生態系のこと。

²⁴ 地球の環境容量を科学的に表示し、地球の環境容量を9つの指標で表し、人類が生存できる限界について評価を行ったもの。

²⁵ Nature-based Solutionsの略。社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。

²⁶ 社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。

²⁷ Ecosystem-based Disaster Risk Reductionの略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。

1 活に様々な恩恵をもたらしている。特に、森林の約4割を占める人工林については、その過半が
2 50年生を超えて成熟し、利用期を迎えている。この多様で健全な森林を社会全体で支え、森の恵
3 みを持続的に受け続けるという観点から、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推
4 進する。

5 このため、森林・林業関係者による森林の適切な整備・保全を加速するとともに、森林空間を
6 活かした教育や企業による森林づくり活動など、国民参加の森づくりを進める。また、森林整備
7 に関する山間部と都市部の間での広域連携を進めるとともに、「都市（まち）の木造化²⁸」（第2の
8 森林づくり²⁹）等を通じた国産材等の利用拡大を推進し、さらに、レーザ測量や衛星画像等による
9 森林資源情報を整備し、その共有と高度利用を図ることで、森林の効率的な整備・保全や国産
10 材の安定供給につなげていく。加えて、「花粉症対策の全体像³⁰」に基づき、10年後には花粉発生
11 源のスギ人工林を約2割減少させることを目指し、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林
12 へ転換していく。

13 基幹産業である林業・木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する森林サービス産業³¹
14 等の新たな産業を育成するとともに、新たなライフスタイルを求める人々に対し、山村地域の魅
15 力を発信することなどを通じて関係人口の拡大・深化を図る。

17 (多様な恵みを享受する海づくり)

18 我が国の海域は、黒潮、親潮、対馬暖流等の海流が交わり、列島が南北に細長く広がることか
19 ら、多様な環境が形成されている。また、海山、海溝等の深海から干潟、藻場、サンゴ礁など沿
20 岸・里海まで、多様な海域に成立する生態系には多くの生物が生息し、世界的にも生物多様性豊
21 かな海域である。こうした海洋生態系から多様な恵みを持続的に受けるためには、健全な生態系
22 を保全・再生していくことが不可欠である。

23 土地や海域の利用に伴う生物多様性への影響に配慮する必要がある一方で、島嶼国家である我
24 が国においては、特に沿岸・離島地域を中心に、交通、水産業、国土保全など、海洋と密接に関
25 係する社会経済活動の維持や、海洋資源・海洋再エネの開発といった海域の利活用も重要であり、
26 海洋の持続可能な利用・開発を進める必要性が高まっている。

27 このため、海洋に關係する科学技術について、産学官の連携によるイノベーションの創出を推
28 進するとともに、より環境負荷の少ない海洋の利活用方法を追求し、我が国の海域の持続可能な
29 利用・開発・保全を進める。

30 さらに、海洋保護区³²等の拡充や、藻場やサンゴ礁等の生物多様性の保全に資する地域における
31 生態系の回復を図るとともに、海域の特性に合わせた利活用の検討を深め、我が国の海洋のレ
32 ジリエンスを向上させる。

34 (文化芸術立国の実現)

35 我が国では、各地域において多様な有形・無形の文化財や伝統芸能、伝統行事等が長い歴史を
36 通じて受け継がれてきており、また、現代アートや舞台芸術、メディア芸術、食文化を含む生活
37 文化、建築・ファッショ等の多彩な文化芸術も生み出されている。こうした地域の個性豊かな
38 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながり
39 を強め、心豊かで多様性と活力のある社会の源泉となってきた。

40 さらに、文化芸術にデジタル化等の技術革新を取り入れながら、観光、まちづくり、国際交流、
41 福祉、教育、産業等と連携することで様々な価値が生み出されており、その収益を文化芸術の本
42 質的価値の向上のために再投資する好循環の創出を図ることにより、地域活性化と経済成長を促

²⁸ 2021年10月1日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の通称として、「都市（まち）の木造化推進法」という用語が用いられている。

²⁹ 森林・林業基本計画（2021年6月）において示された、中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す取組等のこと。

³⁰ 2023年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定。

³¹ 山村の活性化に向けた関係人口の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。

³² 海の生態系保全を目的とした自然保護区のこと。漁業で乱獲され、又は生態系や生息環境の破壊等により絶滅が危惧されている海洋生物の保全、魚類の繁殖地等の地形の保全を目的に設けられる。

1 進することで、文化芸術立国の実現を目指していくことが重要である。

2 このため、学校における文化芸術教育の充実等により担い手の育成・確保を図るとともに、デ
3 デジタル技術も活用した文化財の保存や文化芸術の魅力の積極的な情報発信と戦略的なグローバ
4 ル展開、文化観光拠点・地域や世界遺産、日本遺産等の文化資源を最大限活用した文化観光等を
5 推進することにより、文化芸術の活用を通じた地域活性化を図っていく。

6 (地域の自然、文化の魅力を活かした観光振興)

7 我が国には、国内外の観光旅行者を魅了する素晴らしい「自然、気候、文化、食」が揃ってお
8 り、コロナ禍によてもこれらの魅力は失われていない。ウィズコロナ・ポストコロナにおいて
9 ても、観光を通じた国内外からの交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦
10 略の柱、地域活性化の切り札である。

11 今後の我が国の観光の復活に向けては、コロナ禍による変化やコロナ禍前からの課題を踏まえ、
12 これまで以上に質の向上を重視した観光へと転換していくことが求められる。

13 このため、持続可能な形での観光立国の復活に向け、地域一体となった観光地・観光産業の再
14 生・高付加価値化や観光 DX 等を、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策等を活用して推進
15 するとともに、自然、文化の保全と観光の両立を図るなど、個性豊かな地域の魅力を活かし、持
16 続可能な観光地域づくりを推進する。

17 また、コロナ禍で激減したインバウンドの回復に向け、観光消費の旺盛な高付加価値旅行者の
18 地方誘客、消費額拡大に向けた地域の自然や文化の魅力を活用する高付加価値なコンテンツの充
19 実、インバウンドの受入環境整備、戦略的な訪日プロモーション等を促進することで、訪日外国人旅行消費額 5 兆円の早期達成及び 2025 年までに訪日外国人旅行消費額単価 20 万円の達成を目指す。

20 さらに、国内旅行需要の喚起を行うとともに、近年の働き方や住まい方のニーズの多様化等も
21 踏まえ、テレワークを活用したワーケーション³³や、「何度も地域に通う旅、帰る旅」を定着させ
22 る第 2 のふるさとづくりなど、新たな交流市場の開拓を推進することで、国内旅行消費額 20 兆
23 円の早期達成及び 2025 年までに 22 兆円の達成を目指す。

24 我が国は今後とも、コロナ禍によても失われなかつたその魅力を十分に生かし、国際社会に
25 おいて占める地位にふさわしい更に高いレベルでの観光先進国の実現、いわば世界一の観光立国
26 となることを見据えて、持続的な取組を進めていく必要がある。

31 3. 国土づくりの戦略的視点

32 新時代を切り拓くこれからの中長期計画においては、これまでの発想や仕組み・制度にとらわ
33 れることなく、新たな発想に立って、仕組みや制度を転換していくことが求められる。

34 特に、①民の力を最大限発揮する官民連携、②デジタルの徹底活用、③生活者・利用者の利便
35 の最適化、④縦割りの打破（分野の垣根を越えた横串の発想）を、国土・地域が直面する諸課題
36 に対応していく上で共通する国土づくりの戦略的視点として、目指す国土の姿の実現に向けて取
37 り組んでいく必要がある。

38 (1) 民の力を最大限発揮する官民連携

39 国民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、行政中
40 心の取組、特に人材や財政面で大きな制約に直面している地方公共団体中心の取組には限界があ
41 り、国と地方の適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様
42 な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。

43 地域課題の解決には、住民やNPO 等の地域団体、企業や大学等の多様な主体と行政が連携して、
44 地域と共に創る発想により取り組むことが不可欠である。その際には、行政のみならず、個人や
45 企業等も地域社会の一員として、地域課題の解決に主体的に参加していくよう、意識・行動の
46 変容を促すことも重要である。

47 地域課題の解決に多様な主体が参加できるよう、そうした取組に貢献する団体や企業等に人材

³³ Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことを指す。

や資金が集まることも重要であり、地域課題の解決に向けた取組が適正に評価される仕組みを地域の中で構築していくことも重要である。

(2) デジタルの徹底活用

我が国においては、デジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる。

こうした考え方を基本としつつ、「国土づくりの基本的方向性」として「デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり」を掲げたとおり、これから国土づくりにおいては、社会経済においてデジタル化の進展により各種の DX が加速している状況を踏まえ、地域における様々なサービスや活動分野において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につなげる必要がある。

加えて、地域空間におけるデジタル活用の意義として、従来は場所や時間の制約で実現できなかつたサービスや活動が、デジタルを活用することで、そうした制約を克服して国土全体にわたって様々なサービスや活動の恩恵が享受できることが挙げられる。

こうしたデジタル活用の特性を国土づくりに活かし、デジタルを手段として徹底活用して、リアルの地域空間の質的な向上を図ることにより、場所と時間の制約を越え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる地域社会の形成を通じて、個人と社会全体の Well-being の向上につなげる必要がある。

このため、分野の垣根を越えたデータ連携を促進しつつ、その基盤を活用したデジタル技術の社会実装を加速化することが重要である。

ヒトやモノの移動のようにデジタルでは代替できないリアルの地域空間における利便性の向上についても、DX の取組と組み合わせつつ、地域経営の仕組みの再構築や、交通等の国土基盤の高質化等を通じて取り組んでいくことが重要である。

(3) 生活者・利用者の利便の最適化

国民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域に求められる生活サービスの質や内容も多様化していることから、地域課題の解決に向けては、行政の目線や行政界にとらわれることなく、生活者や利用者のニーズに応じて生活サービスを高度化していく必要がある。

国民一人一人が豊かに暮らせる社会の構築、個人と社会全体の Well-being の増大等の観点から、地域における住民の行動範囲や生活パターン、各種事業・活動の実態等を十分に考慮して、地域の生活者・利用者の利便にとって最適かという生活者・利用者目線に立って、地域課題の解決に当たることが重要である。

(4) 縦割りの打破（分野の垣根を越えた横串の発想）

地域課題の解決に向けては、交通、医療・福祉・介護、教育等の分野ごとに、国や地方公共団体、民間等の主体それぞれにおいて縦割りの発想で取り組むことなく、分野の間での十分な情報共有や連携を進め、課題の共通項を抽出し解決するプラットフォームを構築するなど、課題分野や取組主体間の垣根を越えた横串の発想で取り組む必要がある。

例えば、スマートシティのようにデジタル技術を幅広い政策分野を横断して利用する仕組みなど、異なる分野での共通の課題に対して、デジタルを徹底活用し、各自が有する資源を融通・共有しあうことで、地域課題を解決できる可能性を広げていくことが重要である。

第2節 国土構造の基本構想

1. シームレスな拠点連結型国土

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、国土全体にわたる人口や諸機能の配置のあり方等に関する国土構造の基本構想として、東京一極集中のは是正を図り、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指す。その上で、人口減少下において地域の持続性を高めるためには、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が發揮されることが求められる。このため、高次の機能から日常生活の機能まで、各地域の生活・経

1 濟圏の階層ごとに、可能な限り諸機能を多様な地域の拠点に集約し、各地域の補完・連携関係を
2 強化し、結びつけていく必要がある。

3 加えて、新時代を切り拓く国土づくりに向けては、国土空間において、デジタルとリアルの融合
4 により、暮らしや経済活動の実態に即して、行政界を越えて、サービスや活動が継ぎ目なく展
5 開されるシームレスな国土づくりが求められる。そのためには、社会経済における各種の DX を
6 一層加速することで、従来は場所や時間の制約で実現できなかったサービスや活動について、条件
7 が厳しい地域も含めて、国土全体にわたってその恩恵を享受できるよう、デジタルを徹底的に
8 活用して場所や時間の制約を克服した国土構造へと転換していくことが不可欠である。

9 こうした観点から、多様な地域の拠点への諸機能の集約化を図りつつ、周辺との水平的、階層
10 間の垂直的、デジタルを活用した場所や時間の制約を克服する多面的なネットワーク化により、
11 人と人、人と地域、地域と地域が、質の高い交通やデジタルのネットワークで様々な制約を乗り
12 越えてシームレスにつながり合う拠点連結型国土の形成を通じて、全国どこでも誰もが便利で快
13 適に暮らせる社会の実現につなげる。

14 すなわち、全国各地で多様な地域の拠点の機能性を高め、これらを核とした重層的な生活・経
15 済圏域の自立的・内発的な発展を図るとともに、こうした地域がシームレスにつながり合うこと
16 により、国土全体にわたって、人々の多様な暮らし方・働き方の選択肢が広がり、個人や社会全
17 体の Well-being の向上、国土全体の持続的な発展につなげていく必要がある。

18 本計画におけるこれから国土構造の基本構想として、前計画が掲げた「対流促進」や「コン
19 パクト+ネットワーク」を更に深化・発展させ、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指
20 す。

21 こうした国土構造の基本構想に即して国土づくりを進めることにより、国土の多様性（ダイバ
22 シティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靭性（レジリエンス）
23 の向上を図る。

2. 重層的な国土構造における地域整備の方向性

26 「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図る
27 ことにより、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重
28 層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮される国土構造の実現
29 を目指す。

30 特に、四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から
31 成る南北に細長い日本列島の上で、津々浦々に人々の暮らしが営まれている国土において、人口
32 減少が加速する中にあっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける、持続可能で多様
33 性に富む強靭な国土の形成を図っていく必要がある。このためには、時間距離の短縮や多重性・
34 代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシ
35 モレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた
36 連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発にヒト・モノが流動し、イノベー
37 ションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保することが重要である。

38 こうした観点も含め、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置され
39 ることを目指しつつ、各地域において重層的に各種サービス機能の集約拠点の形成とそのネット
40 ワーク化を図る必要がある。

41 広域レベルにおいては、広域的な機能の分散と連結強化の観点から、①中枢中核都市等を核と
42 した広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図
43 る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図るとともに、②三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」
44 の形成を通じて地方活性化、国際競争力強化を図る。

45 また、日常的な生活のレベルにおいては、持続可能な生活圏を再構築する観点から、③小さな
46 拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生を通じて生活に身近な地域コミュニ
47 ティを再生するとともに、④地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想から
48 の地域生活圏の形成を図る。

49 「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向けた「シームレスな拠点連結型国土」の構築によ
50 り、広域的な機能の分散と連結強化を図るとともに、持続可能な生活圏の再構築を図ることを通
51 じて、重層的な国土構造、地域構造を形づくることで、各地域の固有の自然、文化、産業等の独

1 自の個性を活かした、デジタルとリアルが融合するこれから時代にふさわしい「国土の均衡ある
2 発展」を実現することにつながっていく。

3 こうした重層的な国土構造を通じて、国境離島を含め、全国津々浦々において地域社会を維持
4 することにより、安全保障の観点を含めた国土の適切な保全・管理を図る。

5 なお、北方領土については、国土全体の一環として開発、整備が進められるよう計画されなければ
6 ならないが、現在、特殊な条件の下におかれているため、条件が整った後、地域整備の基本的
7 方向を示すこととする。

9 3. 広域的な機能の分散と連結強化

10 (1) 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・ 11 広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成

12 國土全体にわたって人口や諸機能の広域的な分散を図るため、北海道から九州、沖縄まで、自然的・文化的・経済的一体性を有する各広域圏において、地域資源を最大限活かした特色ある地域戦略を描き、多様性に富む自立的な圏域の形成を推進する。

13 特に、地方の広域圏の中心となる中枢中核都市等は、広域レベルの高次の都市機能や広域圏の
14 経済を牽引する中核となるサービス産業の集積拠点となるとともに、東京等への人口流出を抑制
15 する役割（いわゆる人口のダム機能）を担うことが期待される。このため、中枢中核都市等の機
16 能の維持・強化を図りつつ、広域圏内の生活圏とのネットワークを強化し、一体的な広域圏の自
17 立的な経済循環システムの構築を図る。

18 加えて、広域圏内や広域圏相互間の交流・連携、アジアを中心とする海外との直接交流、これらを支えるシームレスな高規格道路ネットワーク、幹線鉄道ネットワーク、光ファイバ、5G等の質の高い交通やデジタルのネットワークといった国土基盤の充実・強化を通じて、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、ヒト・モノの流動を一層活性化させ、地域資源を最大限活用して外からの成長を取り込み、國土全体にわたってイノベーションを創造するとともに、広域にわたる巨大災害におけるリダンダンシーの確保を図る國土全体のネットワーク機能を強化する。こうした國土全体の連結の強化により、東京圏、大阪圏、名古屋圏の三大都市圏を中心に人口や諸機能が集中する太平洋側のみならず、日本海側や内陸部がもつ食料や水、海洋再エネの供給力、自然環境や文化に根ざした豊かな生活環境、観光資源等のポテンシャルが最大限発揮され、また、切迫する首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震等や、深刻化する安全保障上の課題に対しても、國土全体でしなやかに粘り強く対処していくことが求められる。

19 このような國土全体にわたる広域圏相互間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の
20 形成を、これまでの國土計画において構想され、21世紀を通じて明らかにしていくとされた北東
21 國土軸、日本海國土軸、太平洋新國土軸及び西日本國土軸の4つの國土軸³⁴の構想とも重ねてい
22 くこととする。

37 (2) 三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化

38 東京圏、大阪圏、名古屋圏の三大都市圏は、それぞれの特徴を活かした産業の集積により、我
39 が國の経済成長を牽引している。この三大都市圏が、リニア中央新幹線の段階的開業を経て約1
40 時間で結ばれるとともに、2027年度に全線で開通予定の新東名高速道路や新名神高速道路等の高
41 規格道路の整備も相まって、いわば一つの都市圏ともなる時間距離の短縮が図られる。

42 さらに、リニア駅を交通結節の核とする新幹線・高規格道路ネットワークの形成により、1時間
43 間圏の中に、多様な自然や文化を有する地域を内包する世界に類を見ない魅力的な経済集積圏域
44 が形成されることとなる。

45 リニア中央新幹線の整備は、こうした國土構造に大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロ
46 ジェクトであり、東京・名古屋間、さらには名古屋・大阪間の段階的開業に向けて、建設主体

³⁴ 21世紀の國土のグランドデザイン（1998年3月閣議決定）では、「北東國土軸」は、中央高地から関東北部を経て、東北の太平洋側、北海道に至る地域及びその周辺地域、「日本海國土軸」は、九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域及びその周辺地域、「太平洋新國土軸」は、沖縄から九州中南部、四国、紀伊半島を経て伊勢湾沿岸に至る地域及びその周辺地域、「西日本國土軸」は、太平洋ベルト地帯とその周辺地域、とされている。

1 である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において
2 必要な連携・協力を行う。さらに、5G の整備や高規格道路における自動運転など、デジタルとリ
3 アルの融合を通じたネットワーク機能の強化により、国土の中央に位置する特性を活かし、全国
4 各地との交流が活発化することが期待される。その一環として、2024 年度内に、新東名高速道路
5 の駿河湾沼津と浜松の両サービスエリア間の約 100km において、深夜時間帯での自動運転車用レ
6 ーンを設定し、貨物 トラック の自動運転サービスの実証を開始する。

7 リニア中央新幹線の順次開業を図りつつ、名古屋・大阪の拠点性の向上、リニア駅の交通結節
8 機能の強化や駅周辺の魅力づくりを進め、将来にわたって三大都市圏がそれぞれの特徴を發揮し
9 ながら結ばれる新たな交流圏域を形成することにより、段階的に広域的な人流・物流の効率化や
10 東京・名古屋間さらには大阪までも含めたリダンダンシーの強化等を通じて、地方の活性化を図
11 るとともに、4 つの主要国際空港（羽田、成田、中部、関空）、2 つの国際コンテナ戦略港湾（京
12 浜港、阪神港）の機能強化・活用を図り、世界からヒト・モノ・カネ・情報を惹きつけ、我が国
13 全体の国際競争力強化につなげる。

14 (広域圏をまたぐダイナミックな対流によるイノベーションの創造)

15 リニア駅を核とした広域的な新幹線・高規格道路ネットワークの形成により、三大都市圏を結
16 ぶ「日本中央回廊」と各圏域のつながりを強化し、圏域を越えた人流や企業の取引関係、物流の
17 更なる拡大・強化を通じたイノベーションの創造を図る。

18 (ダブルネットワークによるリダンダンシーの確保)

19 リニア中央新幹線の開業は、東海道新幹線とともに三大都市圏を結ぶ大動脈の二重系化をもたらし、さらに、高規格道路ネットワーク等とシームレスにつなげることで、高速交通ネットワークの多重性・代替性が強化され、巨大災害リスクに対するリダンダンシーの確保に資する。

20 リニア中央新幹線を始めとする高速交通ネットワークの強化により、人流・物流が多重的に確保されること、東京圏と名古屋圏・大阪圏相互の更なる機能補完・連携の強化とも相まって、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化にも寄与する。

21 (新たな暮らし方・働き方の先導モデルの形成)

22 リニア中央新幹線による移動時間の短縮効果と、5G 等のデジタル技術の活用が相まって、地方
23 の魅力と大都市の魅力を融合させた、テレワーク等を活用した転職なき移住や二地域居住等の多
24 様な暮らし方・働き方の選択肢が提供可能となる。

25 特に、中間駅を核とした高速交通ネットワークの強化やテレワークの普及等を通じて、新たな
26 むらし方・働き方の先導モデルの形成を図る。

27 (全国各地との時間距離の短縮効果を活かしたビジネス・観光交流、商圈・販路の拡大等)

28 新たな交流圏域内にとどまらず全国各地との時間距離短縮の効果を活かし、ビジネスや観光等
29 の人流の一層の促進を図る。全国各地の地域資源を活かし、「日本中央回廊」と連携したビジネ
30 ス・観光交流、商圈・販路の拡大につなげることにより、国土全体にわたる地方の活性化や国際
31 競争力の強化につなげる。

32 (東海道新幹線沿線エリアの新たなポテンシャルの発揮)

33 東海道新幹線沿線地域は、リニア中央新幹線の開業によって、現行の東海道新幹線の「のぞみ」
34 の利用がリニア中央新幹線に部分的・段階的にシフトすることで、東海道新幹線のダイヤに余裕
35 ができる、「ひかり」、「こだま」の増加が期待できる。これにより、東海道新幹線沿線の神奈川県、
36 静岡県、愛知県における各駅での新幹線利用の利便性が高まり、沿線地域において、テレワーク
37 と組み合わせた新たな暮らし方・働き方の可能性が広がるとともに、企業の新規立地や観光交流
38 の拡大など、地域の活性化につながる大きな効果が及ぶこととなる。

39 加えて、中部横断自動車道等で東海道新幹線沿線とリニア中央新幹線沿線の地域間が結ばれ
40 ることで、広域的な地域間の交流や経済的なつながりが増大することなどによって、更なる利便性
41 の向上と圏域の一体性の強化が図られる。

1 4. 持続可能な生活圏の再構築

2 (1) 生活に身近な地域コミュニティの再生

3 中山間地域等では人口減少や少子高齢化等により、都市部では若者世代、ひとり暮らし世帯、
4 居住年数が浅い世帯の混在等により、自治会・町内会等の従来の地域コミュニティが弱体化して
5 いる。

6 いずれの地域においても、地域内外の様々な人々が集まり交流することができる拠点を形成す
7 るとともに、地域課題解決等の地域活動を活性化させるなど、地域での居場所の確保、コミュニ
8 ケーションの拡大により、地域力の基礎であり、生きがいや Well-being の向上につながる生活
9 に身近な地域コミュニティの再生を図る必要がある。

10 (小さな拠点を核とした集落生活圏の形成)

11 中山間地域等において、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入の確保等
12 の核となる小さな拠点の形成を図るとともに、小さな拠点における地域運営組織³⁵の形成や、集
13 落のネットワーク化を推進するなどにより、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する。

14 小さな拠点を核とした集落生活圏において、複数集落を対象に農用地の保全管理や地域資源の
15 活用、生活支援を集約的に担う農村型地域運営組織（農村 RMO）³⁶が、「小さな拠点」の持つ機能
16 を効率的・効果的に利用することも期待される。

17 (都市コミュニティの再生)

18 日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）において病院、学校、公共施設、交通結節点
19 機能の集約再編等により生活拠点を形成するとともに、中心市街地とのネットワークを確保し、
20 人を中心のコンパクトな多世代交流まちづくりを推進する。

21 公園等のオープンスペースの充実や駅まち空間³⁷の再構築、官民空間の一体的な利活用等によ
り「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出することで多様な人材や関係人口¹⁷を呼び込み、
22 新たなコミュニティの形成を推進するとともに、エリアマネジメントやエリアリノベーション等
23 の推進によりまちなかの賑わいを創出し、地域活動の活性化を図る。

24 今後高齢化の進行により地域コミュニティの衰退や空き家の増加が懸念される郊外住宅団地
25 について、住民や民間事業者等と連携した再生の手法について検討を行う。

26 高齢者を始めとする住宅確保要配慮者の居住の安定確保や社会的孤立を防止するため、地域の
27 居住支援協議会や居住支援法人の活動を充実するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る。

28 (2) 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

29 今後、人口減少の荒波が小規模都市のみならず地方の日常的な生活サービスの中心となる中規
30 模都市にも及び、生活サービスの利便性の低下が加速することが懸念される。地方における日常
31 生活を支える各種サービス機能を提供する最後の砦として、ボトムアップから地域が主体的に、
32 新たな発想に立った持続可能な生活圏の再構築を図る必要がある。

33 このため、人口減少、少子高齢化が加速する地方において、人々が生き生きと安心して暮らし
34 続けていけるよう、生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、それらを内包した地域
35 の文化的・自然的一体性を踏まえ、より広域での日常的な生活・経済の実態に即し、市町村界に
36 とらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサ
37 ビスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る。

38 5. 東京一極集中の是正

39 東京への人口や諸機能の過度の集中により、地方における人口減少・流出や利便性の低下、地
40 域産業の弱体化等の悪循環が進み、地方の活力喪失に拍車がかかかるとともに、首都直下地震等の

41
42
43
44
45
³⁵ 地域の生活や暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協
議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

³⁶ 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティ
の維持に資する取組を行う組織。

³⁷ 駅や駅前広場と一体的に、周辺市街地との関係も踏まえ、必要な機能の配置を検討することが期待される空間。

切迫する巨大災害により、広域かつ長期に及ぶ甚大な被害がもたらされるおそれがある。加えて、コロナ禍を契機として感染症のパンデミックに対する過密な都市構造の脆弱性が認識された。こうした国土構造における東京一極集中の弊害にかんがみ、国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題である。

一方で、世界有数の国際都市としての東京の強みを活かしつつ、リニア中央新幹線の開業等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成とも連動して、三大都市圏がそれぞれの特徴を発揮しながらその相乗効果により、激化する国際競争に打ち勝つ我が国の成長を牽引する国際競争力の強化を図る必要がある。

こうした地方と東京の関係性については、東京の暮らしや経済は地方からのエネルギー・食料、水等の供給に支えられており、特にエネルギー・食料の安定供給の重要性が高まる中、地方と東京との相互依存関係を再認識する必要があり、それぞれの地域の特性を活かした補完・連携による共生の好循環を作り出していくことが重要である。こうした地方と東京とのwin-winの関係を構築することにより、国土全体にわたる持続可能で活力ある国土の形成を図る必要がある。

(東京一極集中の弊害)

東京への人口、諸機能の一極集中構造は、巨大災害リスクへの脆弱性を露呈させる。切迫する首都直下地震等により、甚大な人的被害の発生はもとより、サプライチェーンも含めた経済面において広域かつ長期にわたる甚大な被害の発生が想定されている。

若者世代、特に女性にとって魅力的な仕事の東京への集中等により、地方から人口が流出している。コロナ禍により地方から東京圏への転出超過は一時的に緩和されたものの、経済の回復等により再び転出超過が拡大している。これにより、地方の人口減少・流出による利便性低下、地域産業の弱体化等の悪循環をもたらし、地方の活力喪失につながっている。

東京での居住環境を経済的な負担の観点から見ると、住宅関連を始めとして生活に不可欠な基礎的コストは地方と比較すると高い水準にある。地方と比較した東京における生活環境の厳しさにかんがみ、若者世代が東京に集まることが経済的に豊かな生活に必ずしもつながっていない現実もある。一方で、最低賃金の都市と地方の格差がある中で、若者世代が東京に集中することにつながっているとの指摘もある。

また、東京においては今後高齢者の数が急増することが見込まれ、そうした状況に対応した医療・福祉・介護サービスの持続性をいかに確保していくかが大きな課題となっている。

さらに、コロナ禍において、過度に密集する都市構造の感染症のパンデミックに対する脆弱性が認識されるところとなった。

(東京一極集中のは正に向けた方向性)

①地方への人の流れの創出・拡大、新たな地方・田園回帰の定着

地方における企業立地促進のための人材育成を含めた環境整備を推進しつつ、東京に集中する企業の本社機能の地方移転等を促進するとともに、地域経済を牽引し、地方における良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。また、地方創生テレワーク³⁸や副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方・働き方による地方への人の流れの創出・拡大を図る。

これらの取組によって、地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図る。加えて、若者世代を始めとした地方移住や二地域居住等のニーズの高まりを踏まえ、こうしたニーズに応じた積極的な採用を行う企業の採用活動を支援するとともに、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを推進する。

さらに、地方と東京の企業等との間での、デジタル人材等の地域を支える人材の還流等の関係性の強化を図る。

これらを通じて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において設定された、2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる目標の実現を図る。

³⁸ 地方におけるサテライトオフィスでの勤務等の地方創生に資するテレワークであり、地方の活性化に貢献するものを指す。

1 **②首都直下地震等の巨大災害リスクの軽減**

2 首都直下地震等による広域かつ長期にわたる被害を最小限に抑えるため、東京における防災・
3 減災、国土強靭化の取組を推進することはもとより、平時からの対応を含めて、国土全体にわた
4 って広域レベルで人口や諸機能が分散的に配置される国土構造の実現を目指すとともに、政府機
5 能等の中枢管理機能のバックアップの強化を図る。

6 **(我が国成長を牽引する東京の国際競争力強化)**

7 我が国成長を牽引する東京の国際競争力を強化するため、世界に誇る国際都市としてのブラン
8 ド力等の東京の強みを活かし、国際金融機能を始め、世界に開かれたよりスマートで効率性の
9 高い大都市機能の集積を通じて、世界からヒト・モノ・カネ・情報を更に惹きつける都市・ビジ
10 ネス環境の整備を促進する。

11 さらに、リニア中央新幹線の開業等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成を通じ、
12 名古屋・大阪の拠点性の向上を通じた東京圏と名古屋圏・大阪圏相互の更なる機能補完・連携の
13 強化等とも相まって、国際競争力の強化を図る。

14 **6. 東日本大震災等の被災地のより良い復興、福島の復興・再生**

15 東日本大震災から12年以上経過する中、復興は着実に進展しているものの、未だ途上にある。
16 東北の復興なくして、日本の再生もない。とりわけ東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地
17 域である福島の復興・再生を国民全体で支えていく必要がある。

18 さらに、近年、水災害の激甚化・頻発化や大規模地震の発生により、全国各地で甚大な被害に
19 見舞われており、被災地域におけるより良い復興（ビルド・バック・ベター）を図ることは、持
20 続可能で活力ある国土づくりを図る上での喫緊の課題である。

21 **第3章 国土の刷新に向けた重点テーマ**

22 未曾有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとする我が国が直面する危機・難局を乗り越え、
23 「新時代に地域力をつなぐ国土」を実現する上で、特に、国土の持続性に深刻な影響を及ぼす地方の危機に総力を挙げて立ち向かう必要がある。このためには、新たな地域経営の発想に立って
24 地域課題の解決と地域の魅力向上につなげていく必要があり、国土の刷新に向けた重点テーマと
25 して、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」を掲げることとする。さらに、国際社会
26 における気候変動対策や生物多様性保全等の潮流とも相まって、我が国の国際競争力や社会経済
27 の持続性とも密接に関連する産業と環境に関する重点テーマとして、「持続可能な産業への構造
28 転換」、「グリーン国土の創造」を掲げるとともに、国土形成計画と一体的に策定する国土利用計
29 画（全国計画）の基本的な方向性に関わる重点テーマとして、「人口減少下の国土利用・管理」を
30 掲げ、国土づくりの戦略的視点を踏まえつつ、総力を挙げて取り組む。

31 これら4つのテーマは、相互に密接に関連するものであり、関連する取組も相互に連携しながら
32 相乗効果を發揮できるよう取り組む必要がある。

33 特に、地域生活圏の形成は、人口減少の加速等に直面する地方の危機を乗り越えるため、新たな発想からの地域経営の仕組みを再構築する取組であり、地域が直面する諸課題に分野横断的に
34 統合的に取り組む観点から、他の3つの重点テーマに関わる取組をも広く包含し、地域産業の生
35 産性向上に向けた構造転換や、地域の自然資本を貴重な地域資源として保全・拡大・利用する取
36 組、地域価値を向上する観点からの国土の最適な利用・管理等の取組と一体的に取り組む必要が
37 ある。

38 持続可能な産業への構造転換は、カーボンニュートラル¹³の実現に向けた地域脱炭素化等の取
39 組や、自然資本の持続的な利活用や生物多様性の保全を企業活動と関連づける取組、産業適地の
40 確保や産業跡地の有効活用等の国土利用・管理の取組と密接に関連する。

41 グリーン国土の創造は、自然資本の保全・拡大を図る観点からの環境と共生した国土利用・管
42 理と不可分一体である。

43 こうした観点から、これら4つのテーマについて統合的に取り組むことで、新時代を切り拓く
44 地域力を結集し、国土全体の多様性、包摂性、持続性、強靭性を高めていくことが肝要である。

さらに、これら国土を刷新する4つの重点分野における取組を効果的に実行していくためには、その礎として不可欠な国土基盤と地域人材という社会に共通する資本について、分野横断的な重点テーマとして掲げ、新たな時代に即した基本的な方向性を示し、「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現につなげていく必要がある。これらについては、次章で扱うこととする。

第1節 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

人口減少の荒波が、これまでの小規模都市から地方の中心的な都市へと拡大し、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある。こうした状況に対し、従来の縦割りの分野ごとの地方公共団体での対応だけでは限界がある。

人口減少、少子高齢化が加速する地方において、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方の人口減少・流出の流れを変えて、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける地域づくりが求められる。こうした観点から、地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源を活かし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、地方への人の流れの創出・拡大につなげる。

1. 新たな発想からの地域生活圏の形成 ～人口減少下でも持続可能で活力ある地域づくり～

(1) 「共」の視点からの地域経営（サービス・活動を「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換）

地域生活圏の形成に向けては、新たな発想からの地域経営の仕組みの構築が不可欠であり、地域を共に創る発想から、主体、事業、地域の境界を越えた連携・協調の仕組みをボトムアップで構築することが重要である。具体的には、主体間の連携の観点から、重層的な官民パートナーシップの構築、関係人口¹⁷の拡大・深化等を推進することが求められる。また、事業間の連携の観点から、分野の垣根を越える横串の発想、シェアリングによる地域内経済循環の仕組みを構築することが重要である。さらに、地域間の連携の観点から、市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進することが期待される。

(2) デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上

地域生活圏の形成に当たっては、人口減少が進む地方においても、デジタル技術を活用し、生活サービス提供の効率化・自動化等を図るとともに、これまででは場所や時間の制約で実現できなかつた生活サービスの実現可能性を高めるなど、リアルの地域空間の生活の質の維持・向上を図るとともに、担い手・人材不足をカバーすることが期待される。

こうした観点から、地域の生活・経済の実態に即し、生活者、利用者目線でサービスの利便性を向上させる技術実装を加速化する。このため、ハード・ソフト両面でのデジタルインフラ、データ連携基盤、これらも活用したデジタルライフライン¹⁹等の整備を計画的に推進するとともに、地域公共交通の再構築、自動運転、ドローン物流、遠隔医療、遠隔・オンライン教育、新技術を活用したインフラメンテナンスなど、先端技術サービスの社会実装等を加速化する。

2. 地域生活圏の形成に資する具体的な取組の概要

(デジタル基盤、地理空間情報等の整備・活用)

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に掲げる「デジタル田園都市国家インフラ整備計画³⁹」の実行等により、光ファイバの未整備地域の解消や公設光ファイバの民設移行の促進、5G等の更なる整備と先進的ソリューション実装の一体的推進、データセンター地方拠点や海底ケーブル等の整備の推進、非地上系ネットワーク(NTN)⁴⁰の早期国内展開を図るとともに、Beyond5G(6G)の研究開発を強力に推進する。

³⁹ 2022年3月に策定し、2023年4月に改訂。

⁴⁰ Non-Terrestrial Networkの略。HAPS (High Altitude Platform Station: 高高度プラットフォーム) や衛星通信の通信システムを多層的につなげて構築するネットワーク。離島・海上・山間部等の効率的なカバーや災害時等の非常時における通信インフラの確保に有用。

1 また、官民連携・分野横断による地理空間情報等のデジタルデータ及びデータ連携基盤・オ
2 プンデータ流通基盤の効率的・効果的な整備・活用を推進する。

3 さらに、自動運転やドローン物流等のデジタル技術を活用したサービスについて、実証段階か
4 ら実装への移行を加速化し、中山間地域から都市部まで全国に行き渡らせるため、「デジタル田
5 園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「デジタルライフライン全国総合整備計画」を2023年度内
6 に策定する。当該計画の策定に当たっては、関係府省等⁴¹が、地方公共団体や民間企業等と連携
7 して、安全性・信頼性や経済性、社会的効果を勘案し、既存の取組も踏まえつつ、地域で実現し
8 たいビジョンからバックキャストした社会システムの見取り図の作成や、これに沿った、デジタル
9 を活用したサービス提供に必要なハード・ソフト・ルールといったデジタルライフラインの仕
10 様・スペックの具体化や先行地域、それぞれの運営主体の特定等もを行い、デジタルライフライン
11 の整備を着実に実行する。また、2024年度から先行的な取組を開始し、ドローン航路の設定や自
12 動運転車用レーンの設定、インフラ管理DXの実現等を目指す。

13 加えて、「デジタル・ガバメント⁴²」を推進する観点から、地方公共団体における、基幹業務等
14 のシステムの統一・標準化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及及び利用の促
15 進、AI・RPA⁴³の利用推進、情報セキュリティ対策の徹底のほか、「窓口DXaaS⁴⁴」のガバメントクラウド⁴⁵上の提供等による「書かないワンストップ窓口」の横展開の促進等を通じて、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていく。あわせて、デジタル人材が不足する中小規模の地
16 方公共団体等に対する人材支援等を推進する。

20 (地域公共交通を始めとする交通の「リ・デザイン」)

21 日々の生活に必要不可欠な地域の移動手段を確保するため、地域公共交通に係る事業者の経営
22 状況を注視しつつ、法制度や予算・税制措置等のあらゆる政策ツールを活用し、交通DX・GXの推
23 進や、教育・医療・福祉・介護・エネルギー等を含む地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、

24 「リ・デザイン」（再構築）の取組を早期に全国に展開していく。このため、案件形成の支援や、
25 国の対応体制の整備等を着実に行うとともに、地域経営の観点から、地域内経済循環の取組、広
26 域連携等を支える地域公共交通ネットワークを維持・強化し、中長期視点に立って、その推進の
27 ために必要な支援策を講じる。地域公共交通特定事業実施計画について、2027年度までに300件
28 の認定を目指す。

29 あわせて、人口減少等が進む中、例えば、企業等の誘致・雇用の創出、教育環境・医療環境の
30 形成、観光需要の創出等の観点から、地域間連携による広域的な地域生活圏の形成や、時間距離
31 の短縮による大都市圏との一体機能化を図ることが必要となっている。このため、地域の実情に
32 応じた地域間連携及び大都市圏との繋がりを支える幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス
33 向上に向けた取組を検討する。

34 (新たなモビリティ社会の実現)

35 地方におけるヒトやモノの円滑な移動・配送の確保を図るために、デジタル技術を活用した新たなモビリティサービスの実用化を図るため、レベル4での自動運転移動サービスの全国での実装
36 を加速化するとともに、地域限定型の自動運転移動サービスについて、2025年度を目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上で実現するため、研究開発から実証実験、社会実装まで一貫した取組を行う。また、自動運転サービスの実現に向け、一般車や歩行者・自転車が混在する一般道の交差点等において、道路インフラから情報提供を行うシステムを整備・検証する。

⁴¹ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に設置したデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）を含む。

⁴² コンピュータやネットワーク等の情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に徹底活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化等を図り、効率的・効果的な電子政府・電子自治体を実現している状態のこと。

⁴³ Robotic Process Automationの略。ロボットによる業務自動化。

⁴⁴ SaaSはSoftware as a Serviceの略。窓口DXに資する機能（アプリケーション）を提供することで、自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」に取り組みやすくなる環境を提供するサービス。

⁴⁵ 政府共通のクラウドサービスの利用環境。

さらに、いわゆる「物流 2024 年問題⁴⁶」の解決等に向け、持続可能な物流を実現すべく、「物流革新に向けた政策パッケージ⁴⁷」に基づき、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直し、物流の標準化や DX・GX 等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対策を一体的に進める。その一環として、物流 DX 等により、共同輸配送や空きスペースのマッチング等の物流効率化を進めるとともに、離島や山間部等におけるラストワンマイル配送等を担うドローン物流や自動配送ロボットの社会実装を推進する。ドローン物流については、目視外の自動飛行、特にレベル 4 飛行による物流等の自動化を目指すとともに、ドローンの安全かつ高速の運用が可能となる送配電網等を活用したドローン航路の設定を図るほか、河川上空の活用も促進する。

(多様な暮らし方を支える人を中心のコンパクトな多世代交流まちづくり)

人口減少、少子高齢化が加速する地方都市の持続性を維持・向上するため、地域の生活サービス機能を集約し、居住を誘導する多様な拠点の創出とそれらを結ぶ公共交通の確保を図る。

こうした観点から、まちなかの賑わいを創出し、滞在性・回遊性を高め、多世代が交流するコミュニティ空間を創出するため、人を中心の都市・街路空間への再構築や、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度⁴⁸」の普及により、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。

また、中心市街地の活性化と地方都市の再生を図るため、関係府省の連携により、賑わいを生み出す空間づくり、老朽化施設の改修・利活用、空き地・空き店舗対策、地方の都市開発に対するノウハウ支援、商業関係者や地方公共団体等による官民連携した実施体制強化など、必要な施策を検討するとともに、「方に仕事をつくる」ため、製造業等の域外から稼ぐ産業の地方立地や観光業の振興、大都市、大学等との連携によるイノベーション創出の取組を推進する。

加えて、こどもまんなか社会の実現の観点からのこどもまんなかまちづくりを進める必要があり、良質な住宅の供給や保育所の充実のほか、デジタル技術の活用も通じた安全で快適な道路の整備や、まちづくり GX の推進による公園緑地の確保等を通じたゆとりある都市空間の整備、公共空間等におけるバリアフリー化の推進など、子育て世代が安心して暮らせる空間を創出するとともに、多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世代同居・近居等を促進するなど、多世代が交流するまちづくりを推進する。

多様な暮らし方を支える人を中心のまちづくりを実現するため、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化 (Project PLATEAU)、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープン・イノベーション⁴⁹創出等を進めるなど、まちづくりの DX を推進する。2027 年度までに 3D 都市モデルの整備都市 500 都市を目指す。

建築 BIM⁵⁰、PLATEAU、不動産 ID⁵¹を一体的に進める建築・都市の DX により、地上地下を含む建物内外からエリア・都市スケールまで高精細なデジタルツイン⁵²を構築し、官民の幅広い関係者による官民連携協議会の設置を通じて、官民データ連携による多様なユースケースを創出するほ

⁴⁶ トラックドライバーの働き方改革のため、2024 年 4 月からトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制の導入が予定されているところ、一人当たりの労働時間が短くなることにより、何も対策を講じない場合、輸送能力の不足による物流の停滞が懸念されること。

⁴⁷ 2023 年 6 月 2 日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定。

⁴⁸ 道路管理者は、その管理する道路のうち、地域のシンボルロードや駅前通り、観光地へのアクセスルートなど、沿道店舗での買い物・飲食、歩行中の休憩、地域行事への参加・観覧等のために歩行者が快適に滞在・回遊できる空間の整備を図る道路について、一定の要件を満たす場合に、区間を定めて歩行者利便増進道路として指定することができる。

⁴⁹ 企業内部と外部のアイディアを有機的に結合させ、価値を創造することであり、組織の外部で生み出された知識を社内の経営資源と戦略的に組み合わせることと、社内で活用されていない経営資源を社外で活用することにより、イノベーションを創出することの両方を指す。

⁵⁰ Building Information Modeling の略。コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。設計・施工・維持管理といった建築生産プロセスを横断して建築物のデータを連携・蓄積・活用する建築分野のデジタルインフラとしての役割がある。

⁵¹ 土地や建物を一意に特定するため、不動産登記簿の「不動産番号」(13 枠)をベースに「特定コード」(4 枠)を加えた 17 枠の番号 (2022 年 3 月「不動産 ID ルールガイドライン」公表)。官民の幅広い不動産関連情報の連携のキーとしての活用が期待される。

⁵² インターネットに接続した機器等を活用して現実空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実空間の環境を再現すること。

か、不動産関係のベース・レジストリ⁵³の整備を推進することなどにより、不動産取引など都市開発・維持管理の効率化、空き家の把握や防災まちづくり、脱炭素まちづくりなど地域政策の高度化、ドローンや自動配送ロボットによる配送サービス・新産業の創出を図る。

（地域資源とデジタル技術を活用した中山間地域の活性化）

中山間地域等の基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、教育、医療・福祉・介護、物流など、様々な産業分野と連携しながら、地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む「デジ活」中山間地域⁵⁴における地域づくりを推進する。

こうした取組が全国の中山間地域等において進むよう、2027年度までに150地域以上での取組を目指して、スマート農業、ドローン物流、遠隔見守りサービス等を組み合わせて、総合的に推進する。

（遠隔医療を活用した地域医療の確保）

遠隔診療（オンライン診療）の普及を含めた質の高い医療の効率的な提供体制の確保や将来の医療需要に応じた地域医療構想の実現を図る。国の補助事業により遠隔医療を実施する医療機関について、2023年度から2027年度累計で235件を目指す。

加えて、必要な医療へのアクセスを確保するためのまちづくりや地域公共交通との連携を推進する。

（遠隔・オンライン教育を活用した質の高い教育環境の提供）

5Gを活用した遠隔・オンライン教育の普及による、離島やへき地等における質の高い教育環境の提供を図る。

（テレワークの普及等による転職なき移住、二地域居住等の推進等）

転職なき移住が実現可能なテレワークを基本とした勤務形態の普及等を踏まえ、空き家を活用したサテライトオフィスの整備、移住や二地域居住等の環境整備等による地方への人の流れの創出・拡大を図る。

テレワークの普及等による働き方の自由度が高まる中、企業等におけるワーケーション³³の取組や、観光を入口として、地域を繰り返し訪ね、住民と来訪者の関係性を深める第2のふるさとづくりを推進することにより、地方への交流人口や関係人口を創出・拡大する。

（持続可能なインフラメンテナンスシステムの構築）

地域の暮らしや経済を支えるインフラの老朽化対策において、市区町村における財政面・体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする仕組みの構築を図るとともに、産学官民のあらゆる主体が連携して持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組を推進する。

（地域におけるエネルギーの地産地消、レジリエンスの強化）

地域における地産地消による効率的なエネルギー利用、レジリエンス強化等に資する自立・分散型エネルギーシステムの構築を推進する。

（地域の森林資源の循環利用）

「都市（まち）の木造化²⁸」による木材の利用拡大等の推進を図り、地域の森林資源の循環利用を確立する。

⁵³ 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。

⁵⁴ 中山間地域等の条件不利地域において、基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、地域内外の多様な人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を後押ししている。

1 林道等の路網整備や森林資源情報等の整備を図るとともに、デジタル技術等を活用した「新しい林業⁵⁵」や健康・観光・教育など多様な分野で森林空間を活用する新たな森林サービス産業³¹の
2 創出を図る。

5 (民間事業者等による地域課題解決型ビジネスモデルの創出)

6 地域内外の民間事業者・スタートアップ等が、地方公共団体等の地域の関係主体と連携しつつ
7 地域課題解決と収益性との両立を目指すビジネスモデルの創出を図るため、地方公共団体と民間
8 事業者・スタートアップ等とのマッチング、事業の実証支援や社会的インパクトの見える化等に
9 より、買物弱者対策や高齢者見守りなど、住民にとって必要不可欠なサービスを持続的に提供す
10 る。

12 3. 地域生活圏の形成に向けたエリアの考え方

13 (エリアの柔軟性)

14 地域生活圏の形成に向けては、従来の固定的な圏域の発想から脱却し、多様な官民パートナ
15 ッシップの取組が重層的に連なる柔軟な範囲を想定することを基本とする。すなわち、生活サービ
16 スの維持・向上の視点から、必要なサービス・活動ごとの様々な主体による取組が重層的に連なり、
17 地域生活圏の形成・発展につながっていくことになる。

18 優先的に対応すべき地域課題に応じて、必要な範囲で小さな取組から始め、段階的に取組を広
19 げ、時間とともに地域生活圏としてより成熟していくものもあることから、取組の熟度や広がり
20 に応じて、時間とともに範囲も柔軟に変化するものであることに留意して取り組む必要がある。

22 (規模の柔軟性)

23 地域生活圏の形成に向けては、地域の文化的・自然的特性を活かしつつ、生活・経済の実態に
24 応じ地域が主体的にデザインすることが重要である。

25 より大きな人口集積で様々な機能をフルセット型でそろえる従来の生活圏の発想にこだわらず、
26 デジタル活用等を図ることにより、より小さな集積でも質の高い機能や活動・サービスの維
27 持・向上が可能となる生活圏の形成を目指す。こうした発想から、リアルな地域空間で日常生活
28 に不可欠なサービスを相当程度維持しうる集積規模の目安として、生活圏内人口 10 万人程度以
29 上を想定するが、地域生活圏の人口集積については、厳密に条件設定をするものではなく、あく
30 まで生活・経済の実態に応じて、各種生活サービスの提供に必要な範囲を検討・設定することが
31 重要である。

32 こうした発想からの地域生活圏の形成においては、その中の取組もその活動・サービスの内
33 容に応じて、地方の中心都市を拠点とする市町村界を越える広域レベルの取組から、中山間地域
34 における小さな拠点を核とした小規模の取組まで、様々な規模での取組を重層的に包含するもの
35 と捉えられる。

36 従来のフルセット主義から脱却し、都市の集積規模等に応じて、各種生活サービス提供の機能・
37 役割を分担・連携していくことが重要となる。

38 4. 推進方策の考え方

39 地域生活圏の形成に向けては、地域の主体的なボトムアップからの取組が全国に展開されるよ
40 う促進する必要がある。

41 その際、「共」の視点からの地域経営を実現する観点から、①官民パートナーシップによる「主
42 体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③市町村界にとらわれない「地域の連携」を
44 重視した取組に重点を置くことが重要である。

45 とりわけ、地域での取組の具体化に当たっては、地域経営主体の育成、官民パートナーシップ
46 の構築が不可欠である。

47 国においては、地域の主体的な官民パートナーシップによる具体的な取組が重層的に重なり、
48 地域生活圏の形成が進められるよう、官民が連携したモデル的な取組への関係府省横断での関連
49 施策の一体的な活用を促すとともに、円滑な事業実施に向けた伴走型支援の連携体制を構築して

⁵⁵ 新技術を取り入れ、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする林業。

いく必要がある。

(地域生活圈形成の推進方策に関する主なポイント)

①地域の主体的な創意工夫によるボトムアップからの取組の促進

地域生活圏の形成に当たっては、国から固定的な圏域での取組を求めるものではなく、地域のボトムアップから地域が直面する課題の実情に応じ、地域主体が自ら能動的に地域をデザインする取組を促進する。したがって、地域生活圏の形成に向けた取組は、まずは地域ごとの暮らしや経済活動の実態に即した、地域において必要とされるプロジェクトベースの取組から開始していくことが合理的である。

国は、関係府省が連携し、先進的・モデル的な取組の創出とその実施に対する伴走型の支援を行い、その効果の広域的な展開や全国への横展開を推進する。また、デジタル技術の社会実装を推進するための分野横断的な連携を推進する。

②地域生活圈形成の推進主体の育成、体制の構築

地域生活圏の形成に向けては、行政主導の発想ではなく、「共」の視点での新たな発想からの地域経営を支える官民パートナーシップの形成を推進することが重要である。こうした観点から、公共性の高いサービスの提供に対する民間事業者の参入を促進する必要がある。

加えて、「兼ねる・束ねる・繋げる」発想でのサービスの複合化、地域内経済循環の構築を図ることで取組の効率性、持続性、生産性を高める視点が重要である。

国は、地域経営主体の育成や官民パートナーシップの構築の環境整備を推進する。

③関係府省の関連政策・制度との連携

地域生活圏の形成に資する各種関連施策を強化し、政策パッケージとしてとりまとめ、地域のボトムアップからの取組が全国において展開されるよう環境整備を進めることが重要である。

その際には、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けたデジタル基盤整備や、スマートシティ・スーパーシティ、「デジ活」中山間地域等のモデル地域ビジョン等との連携を推進するとともに、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏⁵⁶や定住自立圏⁵⁷との連携を図る。さらに、関係人口の拡大・深化等の地域人材確保策との連携も重要である。

5. 推進主体・体制の考え方

人口減少社会においては、地域の生活サービス提供のあり方として、サービス供給側の視点から、分野ごと、地方公共団体ごとでの個別最適を図る対応だけでは持続性に限界が生じるおそれがある。

地域生活圏の形成に向けた各種生活サービスの提供においては、生活者や利用者などサービス需要側の視点に立って、利便性を最適化できるよう、地域の生活・経済の実態に応じて、広域的・複合的な取組の推進といった観点も含め、効率的・持続的なサービス提供を実現するための官民のパートナーシップを構築していく必要がある。

地方公共団体における人的、財政的な制約の拡大が懸念される中、これまで行政が担ってきた分野を含め、地域課題の解決に資する公共性の高い生活サービスの提供やデジタル等を活用した新たなサービスの社会実装等のプロジェクトの組成を進めていく上で、これまでのように行行政主導のみで対処していくことには限界があり、そうした発想を越えて、コンセッションを含む

⁵⁶ 連携中枢都市圏は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの。2014年の制度開始から現在に至るまで、連携中枢都市圏の形成については、相当程度進捗した段階にあり、2023年4月1日現在、38圏域となっている。

⁵⁷ 定住自立圏は、生活に必要な都市機能について既に一定の集積がある中心市が近隣市町村と協定を締結することで形成する圏域のことと、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能を確保し、地方における定住の受け皿となることを目的とする。2009年の制度開始から現在に至るまで、定住自立圏の形成については、相当程度進捗した段階にあり、2023年4月1日現在、130圏域となっている。

PPP⁵⁸/PFI⁵⁹といった従来型の官民連携手法の一層の活用はもとより、民間の力を最大限に活用する取組を更に進化させることも含め、可能な限り地域づくりに貢献する民間主体に様々な活動・サービスを委ねていく民主導の官民連携による地域経営の発想が強く求められる。公共性の高い事業への地域の民間主体の参画の促進は、地域内における経済循環を促すことにもつながり、地域生活圏の持続性の向上にも資することになる。

その際には、地域の資源を最大限活用しながら地域の稼ぐ力を向上し、地域内の経済循環を構築することにより持続可能なサービスを提供する主体をどのように形成していくかが重要な課題となる。このため、ドイツのシャットベルケ⁶⁰等の事例や、我が国での先進的な取組を参考に、日本版のいわゆるローカルマネジメント法人といった推進主体の創出につなげていく必要がある。

(地域生活圏形成の推進主体・体制の構築に向けた主なポイント)

①「共」の視点での地域経営を支える官民パートナーシップの形成

地域生活圏の形成に向けては、持続可能な地域を共に創る認識の共有をベースとすることが重要である。

官民協調でのサービス提供の目標・水準の設定を図る中で、行政の役割としては、特に市町村による関係者間の合意形成、信用付与、ガバナンス機能の確保等が重要である。また、都道府県においても、市町村界を越える事業・サービスの広域化を促進するための調整機能を発揮することが期待される。

また、民間の役割としては、民間事業者や地域金融機関、NPO 等の地域団体等の連携を図りつつ、事業者等による専門ノウハウを活かした効率的・機動的な事業運営、住民や関係人口、生活に身近な地域コミュニティを支える地域運営組織³⁵等の多様な主体の参加等を広げていくことが重要である。

②公共性の高いサービスの提供に対する民間事業者の参入促進

行政が担ってきた公共サービス、デジタル技術を活用した新規サービスなど、公共性の高いサービスにおいて、民間サウンディング、民間提案等を通じた民間ノウハウの活用促進を図るなど、民間事業者との協働の仕組みを広げるとともに、民間事業者間の公正かつ自由な競争を大前提としつつ、官民の様々なデータ連携の強化を始めとして、官民の多様な主体間の協調関係を重視した環境整備を推進し、地域社会全体の Well-being の向上を図ることが求められる。

さらに、地域経営を担う法人形態のあり方について検討を行うとともに、地域経営人材への投資の促進を図ることも重要である。

③「兼ねる・束ねる・繋げる」発想でのサービスの複合化、地域内経済循環の構築

地域生活圏の形成に向けた取組が効果的・持続的に展開されるためには、生活者・利用者の利便性の最適化の観点からの分野の垣根を越えたサービス統合による効率化を推進することが求められる。例えば、収益事業の収益を採算性が厳しい事業に活用するなどの地域内経済循環の仕組みの構築が重要である。

その際には、地域価値の向上を図る民間事業に対する円滑な資金供給の確保を図るため、社会的なインパクト指標やデジタル活用を含めた効果測定等を伴うインパクト投資やESG 投資を促進することも求められる。

第2節 持続可能な産業への構造転換

我が国産業における内需縮小や輸出競争力低下、労働力不足の深刻化、GX・DX・経済安全保障

⁵⁸ Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

⁵⁹ Private Finance Initiative の略。PFI 法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⁶⁰ 一般的に地方公共団体を主たる出資者として私法に基づいて設立される会社であり、電気・ガス・水道・公共交通・プール等の様々な公共サービスを総合的に提供する公益事業体。

など国際的な競争環境の激変、巨大災害リスクの切迫、地域産業を取り巻く諸課題など、我が国産業をめぐる構造的な状況変化を踏まえ、国土全体で地域特性を活かした成長産業の分散立地等や既存コンビナート等の強化・再生、地域の経済・雇用を支える地域産業の稼ぐ力の向上など、持続可能な産業への戦略的な構造転換を図る。

1. 地域の特徴を活かした成長産業の全国的な分散立地等の促進

(1) GX・DX の推進、経済安全保障の観点からの成長産業の国内生産拠点形成・強化

GX・DX の推進、経済安全保障の観点から国際競争が激化する中、我が国の国際競争力の強化を図るため、我が国経済の成長を牽引する産業について、国土全体にわたって各地域が有する産業集積や産業基盤の優位性を活かし、企業の立地戦略等も踏まえ、生産拠点の整備や強化を図っていく必要がある。

特に、GX の実現に向けては、我が国企業が世界に誇る脱炭素技術の強みを活かして、世界規模でのカーボンニュートラル¹³の実現に貢献するとともに、持続可能な形で気候変動に対応する公正な移行の観点を含め、新たな市場・需要を創出し、日本の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められる。

また、経済安全保障の観点からは、国際情勢の複雑化に加え、グローバリゼーションの進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化等に伴い、サプライチェーン上の脆弱性等の課題が顕在化している。国民の生存や国民生活、経済活動にとって重要な物資については、サプライチェーンの強靭化を図るための生産基盤の整備等が求められている。

例えば、半導体は、あらゆる製品に組み込まれ、国民生活や経済活動に不可欠であるとともに、GX や DX を支える重要な基盤であり、今後も市場は大きく拡大する見込みとなっている。半導体の供給不足が主要産業に深刻な影響を及ぼす中、半導体の安定的な供給体制の構築が必要である。

また、蓄電池は、自動車等のモビリティの電動化や電力の需給調整への活用など、GX や DX において国民生活や経済活動が依拠する重要物資であるが、日本企業の足下のシェアは低下しており、早急に国内製造基盤を強化し、製造能力と技術の維持・向上を図る必要がある。

さらに、肥料、天然ガス等のほか、貿易量の約 99.5%を海上輸送に依存する我が国にとって不可欠な船舶・舶用機器についても、経済安全保障上の観点から国内生産基盤の強化等によってサプライチェーンの強靭化を図る必要がある。

このほか、「GX 実現に向けた基本方針」に位置付けられた、素材、バイオものづくり、自動車、ゼロエミッション船舶等の成長産業についても、国内立地の促進、国内既存拠点の強化を図る必要がある。

このため、企業の立地戦略等も踏まえつつ、広域圏における地域の特徴ある産業集積の強み等を活かし、国土全体にわたって、成長産業の国内生産拠点の形成・強化を推進する。

こうした観点を含め、「GX 実現に向けた基本方針」に掲げる成長産業分野での官民投資を促進するとともに、企業のニーズも踏まえつつ、立地・設備投資を誘発するなど経済活動を支える道路、港湾、工業用水等のインフラの円滑かつ機動的な整備や、地域によっては不足が顕在化している産業団地を含め、地方公共団体等による産業用地の円滑かつ迅速な確保等に関係府省が連携して取り組む。

また、成長産業の国内立地に不可欠な人材教育・育成等の面での官民が連携した推進方策の充実・強化を図る。

(2) 全国の DX 対応を支えるデータセンターの分散立地

DX の進展により、データセンターについては今後も相当規模の新規整備が見込まれる一方で、その 6 割程度が東京圏に集中している。経済的な合理性に照らせば、この傾向は今後も継続する見込みとなっている。

災害に対する情報通信ネットワークの強靭化等の観点や地方の活性化、地域の課題解決のためのデジタル実装、地方から全国へのボトムアップの成長等を図る「デジタル田園都市国家構想」の実現のためには、我が国の DX に向けた様々な取組を支えるデジタルインフラとしてデータセンターの全国での分散立地を図る必要がある。

このため、新たなサービスやデータ量の増加に応えつつ、デジタルインフラ強靭化のため、東

1 京一極集中を是正し、5年程度で十数カ所のデータセンターの地方拠点を整備する。その際、東
2 京圏・大阪圏における拠点化が進んでいる現状を踏まえ、当面は、東京・大阪からの地理的な離
3 隔が確保され、再エネのポテンシャルや国際海底ケーブルの陸揚げの可能性を有する北海道や九
4 州のようなエリアにおいて、東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備を促進す
5 る。

6 また、中長期的な関連技術の進展を見据え、遠隔医療や自動運転など低遅延性が要求されるサ
7 ビスが全国で提供されるよう、必要な規模のデータセンター等の分散立地を推進する。

9 (3) 洋上風力発電の導入、関連産業集積の促進

10 洋上風力発電の導入促進は、カーボンニュートラル実現に向けて最大限の導入をすることとし
11 ている再エネの主力電源化に向けた重要施策である。

12 2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000～4,500万kWの案件形成といった導入目標を官民で共有し、その実現を図るため、安全保障や環境影響等の観点について十分に考慮しつつ、官民連携により導入拡大を図るとともに、風車や部品など洋上風力関連産業における大規模かつ強靭なサプライチェーンの形成が必要である。

16 このため、再エネ電力の安定供給や関連産業への経済波及効果の観点から、設備投資のインセンティブ付与や国内外の企業連携の促進、事業環境整備等による産業競争力の強化とともに、洋上風力関連産業の立地・集積による地域経済の活性化・雇用の促進を図る。

19 洋上風力発電の導入促進に向け、案件形成の状況や技術動向等を踏まえ、洋上風力発電設備の設置及び維持管理等に利用される港湾の計画的な利用促進及び整備の推進を図る。

21 長期的、安定的に洋上風力発電を普及させていくため、風車製造、調査・施工、メンテナンス等を担う人材育成や、浮体式洋上風力発電⁶¹等に関する技術開発を推進する。

23 また、排他的経済水域への拡大を実現するため、浮体式洋上風力発電の導入目標の設定や国産化に向けた技術開発を促進するとともに、国連海洋法条約等との整合性を整理した上で、法整備を始めとする環境整備を進める。

27 2. GXや巨大災害リスク対応に向けた既存コンビナート等の基幹産業拠点の強化・再生

28 (1) 既存コンビナート等の強化・再生

29 (既存コンビナート等におけるGX対応)

30 我が国のCO₂排出量の約6割が臨海コンビナート等に集中している。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、臨海コンビナート等に集積する火力発電や石油化学、鉄鋼等のCO₂多排出産業において、化石エネルギーから水素やアンモニア等への転換を図り、GXに対応した成長を牽引する基幹産業拠点として強化・再生する。

34 このため、国内における水素・アンモニア等の生産・供給体制の構築、国内の大規模グリーン水素の生産・供給実現に向けた研究開発や導入を図るとともに、水素・アンモニア等への転換に際しては、既存設備の活用や関連産業集積を活かせる既存コンビナート等において、脱炭素化に向けた円滑なトランジションを含めたGX成長投資を促進する。

38 水素・アンモニア等の国際サプライチェーンの拠点となるカーボンニュートラルポート(CNP)⁶²の形成を推進し、水素・アンモニア等の効率的な利用・サプライチェーン構築に向けた港湾・貯蔵施設やパイプライン等のインフラ整備や、臨海部から内陸部への広域サプライチェーンの構築等を官民が連携して戦略的に進める必要があり、そのための必要な規制の合理化・適正化をあわせて推進する必要がある。

43 また、ケミカルリサイクルやバイオマス原料など炭素循環マテリアルの活用を通じて、臨海コンビナート等における脱炭素化を推進する。

46 (既存コンビナート等における巨大災害リスク対応)

47 我が国の経済成長を牽引してきた臨海コンビナート等の基幹産業拠点は、南海トラフ地震、首都直下地震等の巨大地震の想定被災エリアに集中している。未曾有の経済被害を最小限に食い止

61 浮体の上に風車を乗せて発電する洋上風力発電。

62 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。

1 めるため、関連施設等の耐災害性の強化や、コンビナート等の面的な BCP⁶³やサプライチェーン全
2 体としての BCP の強化など、災害対応力の一層の強化を図る。

3 特に、既存コンビナート等の構造転換に向けた大規模な GX 成長投資が災害により毀損される
4 ことがないよう、官民が連携して、大規模な土地利用転換等の機会に防災機能の導入等を促進し、
5 周辺地域を含めた防災性の向上を図る。その際に必要となる災害リスク情報の提供の充実を図る。

6 また、巨大災害リスクに対するリダンダンシー確保の観点から基幹産業拠点の全国的な分散を
7 促進するため、既存コンビナート等の集積地以外における GX 対応を図る新規投資につながる企
8 業の立地戦略に即したインフラ整備等の推進方策について検討する。

9 10 (産業構造転換や内需縮小等に伴う大規模装置産業の施設の廃止・縮小対応)

11 石油精製や鉄鋼等では内需縮小等により、産業設備の廃止・縮小が見込まれることから、大規
12 模な跡地の有効活用を戦略的に推進する必要がある。

13 製油所、製鉄所等の閉鎖による地域産業の空洞化、雇用喪失への対応、新たな産業立地等の跡
14 地の有効活用に必要なインフラ整備を官民が連携して推進する。

15 大都市圏においては、大規模な跡地を活用した広域的な産業機能の転換・向上等を円滑に進め
16 るとともに、地方においては、地域の基幹産業として雇用が維持できるよう積極的な機能転換を
17 促進する必要がある。

18 (2) 中小企業を含めたサプライチェーンの強靭化

19 全国にわたって、津波や高潮、水害等の浸水想定エリアには多くの産業が立地しており、基幹
20 的な産業や重要産業のサプライチェーンを構成している場合など、サプライチェーン全体の防災
21 性を高める観点から、特に BCP 対応が遅れている中小企業を含め、企業やサプライチェーンの BCP
22 対策の加速化を図る。

23 災害発生時において、中小企業等の BCP に即した災害対応が円滑になされ、サプライチェーン
24 を通じた被害の拡大を抑えるよう、現場レベルで、関係府省や地方公共団体等が企業ニーズに応
25 じた情報提供等のきめ細やかな支援を実施する。

26 あわせて、GX 対応の観点から、国際市場を含め、サプライチェーンにおける脱炭素化が求めら
27 れており、SCOPE3⁶⁴の脱炭素化を想定した競争性確保の観点から、中小企業を含めた脱炭素投資
28 の促進を図る。

30 3. 地域産業の稼ぐ力の向上（ローカルとグローバルの観点からの生産性・競争力の向上）

31 人口減少、とりわけ生産年齢人口の急減に直面する我が国において、産業の生産性向上は不可
32 欠の課題である。特に人口減少が加速する地方においては、若者世代や、なかでも女性に魅力的
33 な就業機会の不足が東京一極集中の要因となり、地方の衰退へとつながっている。地域の産業立
34 地に関する環境を整備し、地域経済を牽引する中堅・中小企業の成長促進や観光業・農林水産業
35 の活性化等を通じて地域産業における稼ぐ力の向上を図ることにより、地方における良質な雇用
36 を創出することは、人口の流出を食い止め、全国的に持続可能な地域づくりを図る上で極めて重
37 要であり、また、特に若者世代の所得を増やし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる観点から、
38 少子化対策にも貢献する。

39 このため、産業政策と連携し、新しい資本主義の理念も踏まえつつ、成長と分配の好循環の構
40 築や人への投資拡大を通じて、地域産業の稼ぐ力の向上に向け、国、地方が連携して取り組む必
41 要がある。

42

43

⁶³ Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画。

⁶⁴ 温室効果ガスのサプライチェーン排出量は、自社内における直接的な排出だけでなく、自社事業に伴う間接的な排出も対象とし、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す（サプライチェーン排出量=Scope1 排出量+Scope2 排出量+Scope3 排出量）。自社における直接排出が Scope1、自社が購入・使用した電力、熱、蒸気等のエネルギー起源の間接排出が Scope2。Scope3 は、Scope2 以外の間接排出（自社事業の活動に関連する他社の排出）。

（1）地域産業における成長と分配の好循環の構築

地域産業の成長に向けた新規産業の創出や既存産業の生産性向上、市場開拓や賃金上昇を図り、若者世代、女性にも魅力的な仕事や、高齢者、外国人等も含めた雇用の創出・拡大を通じて、成長と分配の好循環による持続可能な地域産業への構造転換を図る。

（地域産業の生産性向上等を図るDX・GXの推進、地域資源を活かした産業の創出）

地域の経済・雇用を支える医療・福祉・介護、地域公共交通・物流等のエッセンシャルサービスを始めとするローカルのサービス産業について、デジタル活用により業務効率や生産性の向上を図る一方で、デジタルでは代替できない業務におけるエッセンシャルワーカーの働きがいのある就労環境を整備しつつ、利用者ニーズに応じたサービスの利便性向上等により収益力を高め、安定的な雇用の維持・拡大を通じて持続可能なサービス提供の確保を図る。

地域生活圏の形成につながるよう、地域企業のDX推進による生産性の向上を図るため、产学研官連携によるサポート体制の構築、地域の特性・強みとデジタル技術を掛け合わせた新事業の創出等の取組を推進する。

サプライチェーンを通じた脱炭素化など地域企業の事業環境の変化に対応し、脱炭素経営や事業活動の脱炭素化等を通じて企業価値の向上、収益性の強化を図る成長投資を促進する。

再エネ地産地消など、地域資源を活かした産業の創出や収益性の強化に向けた取組を促進する。地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業や、良質な雇用の創出が期待される地域経済の中心的な担い手である地域未来牽引企業を始めとする地域の中堅・中小企業の成長に向けた取組を促進するなど、地方公共団体と連携した戦略的な産業政策を推進する。また、地方の基幹産業である観光産業と農林水産業の活性化を図る。

（観光産業の活性化）

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化や観光DX等を、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策等を活用して推進することで、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化による「稼げる地域・稼げる産業」の実現を目指す。

観光デジタル人材の育成・活用や人材不足の解消に向けた従業員の待遇改善による担い手の確保を推進する。

旅行業において、ワーケーション³³やマイクロツーリズム⁶⁵等の多様な旅行ニーズ、災害や感染症の発生リスク、SDGs¹⁸やDXに対応できるよう、高付加価値な商品造成を軸にしたビジネスモデル構築を官民連携で推進する。

世界に誇る観光地域形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO⁶⁶）の形成を促進するとともに、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化やDMOを中心とする地域一体となった戦略策定を支援する。

（食料安全保障の強化に向けた農林水産業の活性化）

人口減少下においても、農林水産業の持続的発展及び農林水産業を支える基盤となる農山漁村の振興を図り、国民一人一人が食品にアクセス⁶⁷できる観点も含め、食料安全保障の強化を実現していく必要がある。

このため、生産資材の代替転換の観点から、堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用拡大、稲作農家と畜産農家の連携による国産飼料の供給・利用拡大の促進を図る。

輸入原材料の国産転換の観点から、水田の畑地化等の強力な推進による麦・大豆等の本作化の促進、米粉の生産・利用の拡大を図る。

スマート農林水産業の実装の加速化による農林水産業の成長産業化に向けた取組や農林水産

⁶⁵ 近隣地域内の観光。

⁶⁶ Destination Management Organizationの略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人。

⁶⁷ 高齢化等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる人（いわゆる「買物困難者」）が増えてきており、「食品アクセス問題」として社会的な課題になっている。

物の安定的・持続的な供給体制の構築を促進する。

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システムの構築、国産木材の安定供給体制の確立を目指す。

農林水産物・食品の輸出については、2025年2兆円目標の前倒し達成を目指し、更なる輸出拡大支援を進める。

農山漁村発イノベーション等により地域資源を活用して所得と雇用機会を確保し、農用地保全や生活支援を集約的に行う農村型地域運営組織（農村RM³⁶）の形成等を通じて農山漁村に人が住み続けるための条件を整備するとともに、「デジ活」中山間地域⁵⁴の取組を推進することにより、農山漁村の活性化を図る。また、中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話し合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な土地利用を推進する。

第一次産業関係者に加え、中小企業、大学、金融機関等の多様な関係者が中心となり、スタートアップ等との連携を図りながら地域の連帯感のあるコンソーシアム等を形成し、デジタル林業戦略拠点、デジタル水産業戦略拠点を創出することで林業や漁業の生産性向上等を図る。また、森林空間・海や漁村の地域資源を活かした森林サービス産業³¹・海業⁶⁸の拡大を通じて山村・漁村の活性化等を図る。

あわせて、農林水産業の担い手の確保・育成や、生産活動を維持するための農業水利施設の適切かつ効率的な保全管理を図る。また、これらを実現するため、国民の農林水産業・農山漁村への関わりの拡大・深化を図る。

（产学研官金が連携したイノベーション、スタートアップの創出）

「スタートアップ育成5か年計画⁶⁹」を踏まえ、地方にもポテンシャルがあるスタートアップによる新規産業の創出に向け、地方大学や地域金融機関によるスタートアップ支援の強化、サテライトオフィス等の環境整備等の取組強化を図る。

また、スタートアップ・エコシステム⁷⁰拠点都市におけるスタートアップ創出・支援機能の一層の強化を図るとともに、スタートアップ等の民間主体が、複数の地方公共団体等の地域と連携しつつ、地域で共通する社会課題の解決と収益性の確保の両立を目指す取組を支援する。加えて、東京等の大都市発スタートアップの地方でのサテライトオフィス等の展開を促進する。

さらに、地方発の経済好循環を作り出していくために、ローカルスタートアップ支援制度を推進するとともに、外国人起業家等の受入促進や官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化に向けて、国家戦略特区制度の特例活用・規制改革の推進を図る。

（中小企業の事業承継対策の強化）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を控え、中小企業経営者の高齢化が進む中、待ったなしの課題となる事業承継問題に対し、親族内承継だけでなく、従業員承継や第三者承継（M&A⁷¹）も含め、円滑な事業承継による経営資源の引継ぎや雇用の維持を図る。

（グローバル需要の取り込み）

国際競争力ある技術を活かしたグローバルニッチ等の分野での地方発のグローバル産業の育成、市場・販路の拡大を図る。

インバウンド²⁰需要の取り込みや農林水産物・食品の輸出拡大等の地域特性を活かした産業の稼ぐ力の回復・強化を図る。

⁶⁸ 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの。

⁶⁹ 2022年11月新しい資本主義実現会議決定。

⁷⁰ スタートアップをサポートする多様な人材や組織が、一定程度揃い相互に関連しながら活動することで、その中からスタートアップが次々と立ち上がり大きく成長するところが出現するという状況が継続的に生じる仕組み。

⁷¹ Mergers and Acquisitionsの略。企業の合併及び買収。

1 **(2) 成長産業を担う人への投資拡大（働きがいのある雇用の拡大）**

2 労働力不足の深刻化が懸念される地域企業において、雇用のミスマッチを解消し、若者、女性、
3 高齢者、障害者、外国人等の多様な人材を確保するため、働き方改革を含めた経営改善を促進し
4 つつ、人材育成を強化するための人への投資の拡大を図る必要がある。人への投資を通じ、労働
5 者の働きがい、エンゲージメントを高めることにより、企業価値の向上につなげていくことが重
6 要である。

7 **(若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の雇用促進を図る人への投資の拡大)**

8 在職者のリスキリング（学び直し）によるスキルアップなど、働き手の潜在力を活かし、働き
9 がい、エンゲージメントを高める取組を促進し、長期的な企業価値の向上につなげる。

10 良質なテレワークやフレックスタイム制、兼業・副業等の多様で柔軟な働き方の普及・定着、
11 同一労働同一賃金の徹底等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善や正規化を図るなど、働き手の
12 希望に即した労働環境の改善を通じて、人材の流動化を図る。

13 外国人材が長期にわたり我が国で活躍できるよう、留学から就職に至るまで一貫した対応を行
14 うとともに、外国人が地域人口の相当の割合を占める地域が増加することも想定されることから、
15 共通の課題を抱える地域間の連携も図りつつ、外国人が暮らしやすい地域社会づくりを進める。

16 **（経営人材・デジタル人材・グローバル人材等の育成・拡大）**

17 地域企業と大企業人材をつなぐ人材プラットフォームの整備・活用拡大等を通じて、地域企業
18 における経営人材の確保を図る。

19 また、様々な地域課題の解決に不可欠なデジタル人材の育成・確保に向け、小・中・高等学校
20 及び大学等における教育を通じて新社会人がデジタルリテラシーを確実に身に付けるようにす
21 るとともに、現役社会人に向けてはデジタルスキル標準⁷²を提示し、それに紐付くオンライン教
22 育の提供等により、いつでも誰でもデジタルスキルを習得できる環境整備を行う。加えて、地方
23 で高度デジタル人材が不足している状況を踏まえ、東京等の高度デジタル人材が地域と多様な関
24 わりを持つ関係人口¹⁷になることで、持続的に地域企業のDXを推進するための仕組みの構築を
25 図る。

26 加えて、地域の将来をリードし得るイノベーティブなグローバル人材の育成を促進する観点か
27 らの教育環境の整備を図る。

28 デジタル技術を活用し、地方においても東京等と同等のリスキリングが可能な環境を整備する。

29 **第3節 グリーン国土の創造**

30 我が国の国土は、面積の約7割を森林が占め、また、四方を海に囲まれ、南北に細長い日本列
31 島の上に世界にも誇る多様で美しい自然が育まれており、その豊かな生態系サービス¹¹の恩恵を
32 受けて、暮らしや経済活動が支えられている。

33 しかしながら、人為的な活動に起因して、気候変動の影響の深刻化や生物多様性の損失の危機
34 が顕在化するなど、自然環境と国土の上で営まれる諸活動の関係が問われる中、多彩で恵み豊か
35 な自然環境を将来世代に引き継ぐことは今を生きる世代の責務である。

36 このため、多様で恵み豊かな自然環境からなる国土の美しさに磨きをかけ、自然資本を保全、
37 拡大するとともに、その持続的な活用が図られるよう、人と自然の良好な関係が再構築され、自
38 然の恵みを継続的に享受できる「グリーン国土」の創造を図る。

39 その基本的な方向性として、我が国の国土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大
40 と持続可能な活用を図る観点から、ネイチャーポジティブ¹⁵の実現に向けた30by30¹⁶による健全
41 な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの形成、カーボンニュートラル¹³の実現を
42 図る地域づくり、グリーンインフラ²⁶等による自然の力を活かした地域課題解決や観光等の地域

⁷² DXを推進する人材の役割や習得すべき知識・スキルを示したもの。それらを育成の仕組みに結び付けることで、リスキリングの促進、実践的な学びの場の創出、能力・スキルの見える化を実現するために策定された。

活性化、地域循環共生圏⁷³の視点も踏まえた地域内の資源循環の向上や企業活動における自然資本の持続的な利活用や生物多様性の保全との関連づけの強化等の取組を、分野横断・官民連携により推進する。その際には、「G7 広島首脳コミュニケ」において、持続可能で包摂的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靭性を高めつつ、経済・社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靭で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び 2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現することにコミットするとされたことを踏まえ、緩和策、適応策、生態系保全に関わる地域づくりに統合的に取り組む必要がある。

1. 30by30 による健全な生態系の保全・再生

ネイチャーポジティブに向けて、30by30 目標の実現を図る。このため、国立公園等の保護地域の更なる拡張及び管理の強化を推進する。また、里地・里山・里海、企業緑地等の保全の強化を図るため、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM⁷⁴）の設定・管理を促進する。さらに、CO₂吸収源対策にもつながるブルーカーボン生態系²³の保全・再生・創出を推進する。

(広域的な生態系ネットワークの形成促進)

これらの自然資本の量的な保全・拡大の取組を有機的に結びつけ、生態系サービスの向上にもつながる広域的な生態系ネットワークの形成を促進する。

特に、自然資本の保全・拡大と持続的な活用を推進するため、地域生活圏等の取組とも連携しつつ、広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して、一体的に取り組むことが重要である。

また、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を通じたまちづくり GX の推進を図るとともに、人口減少による開発圧力の低下を好機と捉え、地域レベルで増加する低未利用土地やコンパクトなまちづくりにより生み出される余剰空間を緑地として活用しつつ、広域的な生態系ネットワークとして、森・里・まち・川・海のつながりを確保し、広域レベルで自然資本の量的拡大・質的向上を図ることが肝要である。

このため、デジタル技術も活用しながら、広域的な生態系ネットワークの現状や生態系サービスの向上効果の見える化を図るとともに、30by30 目標とも整合のとれた効果的な取組方策を推進する。

2. カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり

深刻化する気候危機に直面する中、国際公約である 2050 年カーボンニュートラル、2030 年度 46% 削減目標²²の実現に向け、カーボンニュートラルの実現を図る地域づくりを進める。その際には、地球温暖化の緩和策や、国土・地域に様々な影響を及ぼす気候変動への適応策、生物多様性の確保に向けた生態系の保全等の取組を各地域において統合的に推進する必要がある。

(地域脱炭素化の取組の全国展開)

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、地域における先行的な脱炭素化の取組の実施を推進し、2030 年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域⁷⁵を創出する。

また、脱炭素の基盤となる地域共生型再エネ⁷⁶の導入等の重点対策を加速化する。

⁷³ 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

⁷⁴ Other effective area-based conservation measure の略。保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

⁷⁵ 2050 年カーボンニュートラルに向けて、2030 年度までに、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、地域特性に応じて実施する地域。

⁷⁶ 地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ。

さらに、SDGs 未来都市⁷⁷等の取組を通じた地域の多様な主体の連携による地域資源を活かした地域内の資源循環の仕組みを構築する。

(地域のくらし、まちづくり、交通、インフラ等におけるグリーン化)

「国土交通グリーンチャレンジ」の実現に向け、ZEH⁷⁸・ZEB⁷⁹の普及促進など住宅・建築物の省エネ化、木造建築物の普及拡大、まちづくりのグリーン化、自動車の電動化、船舶・航空・鉄道の脱炭素化、交通GX、物流GX等の取組を推進する。

これにより、例えば、2030年以降に新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保⁸⁰、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%、アンモニア燃料船を2028年までのできるだけ早期に商業運航実現、水素燃料船を2030年以降に商業運航実現、2030年時点の本邦航空会社による燃料使用量の10%をSAF⁸¹に置き換え等の目標の実現を図る。

(農林水産業のグリーン化)

「みどりの食料システム戦略」に基づき、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学肥料・化学農薬の低減等に向け、調達から生産、加工・流通、消費における各段階の取組と、革新的な技術の開発、その後の社会実装を推進する。

これにより、例えば、2030年までに農林水産業の燃料燃焼によるCO₂排出量1,484万t-CO₂(2013年比10.6%削減)や化学農薬の使用量をリスク換算で10%低減、化学肥料の使用量の20%低減、有機農業の取組面積を6.3万haに拡大、林業用苗木のうちエリートツリー⁸²等の成長に優れた苗木が占める割合を30%に拡大等の中間目標の実現を図る。

(森林資源の循環利用の確立)

森林は、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化の維持及び継承、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の適切な発揮を通じて、国民生活及び国民経済を支えている。

森林が有する多面的機能を最大限に発揮し、特に森林が都市部のCO₂排出をいわばカーボンオフセット⁸³とすることでカーボンニュートラルの実現等に貢献していくためには、森林資源の循環利用を構築することが重要である。このため、「都市(まち)の木造化²⁸」による木材の利用拡大、木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来プラスチック等の代替に資する木質系新素材⁸⁴等のマテリアル利用を推進するとともに、間伐やエリートツリー等による再造林等の森林整備を推進する。

また、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るため、スギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替えや花粉の発生を抑える技術の実用化等

⁷⁷ 地方創生SDGsの達成に向け、優れたSDGsの取組を提案する地方公共団体を「SDGs未来都市」として選定するもの。

⁷⁸ Net Zero Energy Houseの略。20%以上の省エネを図った上で、再エネ等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、①『ZEH』(100%以上削減)、②Nearly ZEH(75%以上100%未満削減)、③ZEH Oriented(再エネ導入なし)と定義している。

⁷⁹ Net Zero Energy Buildingの略。50%以上の省エネを図った上で、再エネ等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(再エネ導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネを図り、かつ、省エネ効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく省エネ計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m²以上を④ZEB Orientedと定義している。

⁸⁰ 住宅について、強化外皮基準への適合及び再エネを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減。建築物について、再エネを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から用途に応じて30%又は40%(小規模建築物については20%)削減。

⁸¹ Sustainable Aviation Fuelの略。持続可能性の基準を満たす、再生可能又は廃棄物を原料とするジェット燃料。

⁸² 国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体の中から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹のこと。第二世代以降の精英樹の総称。

⁸³ 日常生活や企業等の活動で、どんなに努力をしても発生してしまうCO₂(=カーボン)を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ(=オフセット)する取組。

⁸⁴ 木材等を原料とする新しい素材のことと、例えば、国産スギを原料として、それに含まれるリグニンを改質した、耐熱性等の機能と加工性を併せ持つ素材等がある。

1 を推進する。

3 (緩和策、適応策、生態系保全を統合した地域づくりの推進)

4 一部の再エネ事業において、太陽光パネルの安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃
5 棄等に対する懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている中、地球温暖化対策推進法
6 に基づき、地域の合意形成を図り、地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する地域共生型
7 の再エネ導入を促進する。加えて、再エネの地産地消を推進する。

8 また、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや Eco-DRR²⁷ の取組を推進す
9 る。

10 ハイブリッドダム⁸⁵の全国への展開を通じて、気候変動の適応策である治水機能の強化、緩和
11 策である水力発電の促進の両立に加え、ダムが立地する地域の振興も図る。また、砂防堰堤にお
12 いて小水力発電の支援を行い、再エネポテンシャルの有効活用を図る。加えて、既存ダムの発電
13 効率を最大限高める取組を推進することで、水力の発電量増加を目指す。

14 3. グリーンインフラによる複合的な地域課題の解決

15 自然を活用した解決策 (NbS²⁵) の発想に即し、グリーンインフラの推進等により、CO₂ 吸收源対
16 策、防災・減災、自然豊かな生活空間の確保など、自然環境の多面的な機能を活用した複合的な
17 地域課題解決を図る取組を推進する。具体的には、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保
18 を通じたまちづくり GX の推進、ブルーカーボン生態系の保全・再生・創出、農地の多面的機能の
19 適切な維持・発揮など、グリーンインフラの充実に向けた官民連携による取組を推進する。

20 樹林帯の形成による急傾斜地崩壊対策や森林保全による斜面崩壊防止、湿原による洪水緩和な
21 ど、Eco-DRR を推進する。

22 自然資本の保全・拡大、持続可能な活用に資する取組への民間資金の活用を図るためのグリー
23 ンボンド⁸⁶等のグリーンファイナンス⁸⁷の活用を促進する。

24 4. 自然資本の持続可能な活用による地域活性化等

25 エコツーリズム⁸⁸、グリーンツーリズム⁸⁹など、世界に誇る自然資本や地域文化を活かした観光
26 地域づくりを推進する。

27 国立公園・国民公園の魅力向上、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、アドベンチャーツ
28 ーリズム⁹⁰の推進、農泊の推進など、地域の自然資本や文化を活用し、観光立国の復活に向けた
29 取組を推進する。

30 地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光と
31 が両立し、住民にも配慮した観光地域づくりを推進する。

32 地域生活圏の形成や地域循環共生圏の取組とも連携し、地域に根差した優れた自然・文化等を
33 活かした地域価値の向上を図るグリーンコミュニティづくり、多様な主体の参加と連携を促進す
34 る。

35 第4節 人口減少下の国土利用・管理

36 未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景に、国土の管理水準の悪化や非効率な土地利用
37 の増大が従来以上に懸念されるところとなっている。例えば、所有者不明土地等の低未利用土地
38 や空き家、荒廃農地、手入れが不十分な森林等の問題がより一層深刻化している。

⁸⁵ ダムによる治水機能の強化、水力発電の促進、地域振興の3つの政策目標を官民連携の新たな枠組みの下で実現する取組。

⁸⁶ 企業や地方公共団体等が、国内外のグリーンプロジェクト（再エネ事業や省エネ事業等）に要する資金を調達するために発行する債券。

⁸⁷ 気候変動分野や生物多様性・自然資本分野等の環境分野への取組に特化した資金を調達するための債券（グリーンボンド）や借入（グリーンローン）等。

⁸⁸ 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

⁸⁹ 緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

⁹⁰ 自然、アクティビティ、文化体験の3要素のうち2つ以上で構成される旅行。

1 国土の管理水準の悪化は、国土の保全、水源涵養、生物多様性の確保等の国土が有する様々な
2 機能の低下を招き、地域の暮らしや経済活動等に大きな影響を与え、地域の持続性を脅かしかね
3 ない深刻な課題である。

4 2020年には土地基本法が改正され、土地の有効活用や地域の良好な環境の確保等の観点から、
5 土地の適正な利用・取引だけでなく、適正な管理の確保を図ることの重要性が位置付けられた。

6 こうしたことから、人口減少下における持続可能な国土利用・管理のあり方を構築し、
7 地域や国土全体の荒廃を防ぐ取組を進めることが急務である。加えて、安全・安心な暮らしや美
8 しい自然環境・景観の保全を将来にわたって実現するため、人口減少による開発圧力の低下を好
9 機と捉えた安全・安心な地域づくりや自然資本の保全・拡大も含め、自然災害の激甚化・頻発化
10 や、自然環境との共生といった課題への対応が必要不可欠である。これらの課題に対し、共通す
11 る対策として、DXの推進や多様な主体の参加にも重点を置く必要がある。

12 このため、これらの対策については、国土形成計画と一体的に策定する国土利用計画（全国計
13 画）の実行等も含め、関係府省間の連携、地方公共団体等との緊密な連携により取り組む。
14

15 **1. 持続可能な国土と地域の形成に資する最適利用・管理**

16 国土や地域の荒廃を防ぎ、持続可能な国土と地域の形成を図るためにには、現況の土地の利用区分にとらわれずに、最適な国土の利用・管理を進める必要がある。

17 このため、住民等の発意と合意形成の下、地域の将来像や土地の使い方等を地域の中で考える
18 取組を推進するとともに、低未利用土地や空き地の利活用の円滑化と適正な管理の確保、荒廃農
19 地や手入れが不十分な森林の発生防止・解消等を推進する。

20 こうした取組に加え、災害リスクの高い地域におけるグリーンインフラ²⁶やEco-DRR²⁷の取組
21 など自然環境が有する多様な機能を活かした自然的土地区画整理事業への転換や、地方創生の観点から、
22 交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につなが
23 る産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直し
24 を通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

25 重要土地等調査法に基づき、土地等利用状況調査等を着実に進める。

26 また、安全保障の観点から、土地の利用と管理について、安全保障をめぐる内外情勢の変化等
27 を踏まえた対応を図る。

28 **(1) 「国土の管理構想」の具体化**

29 人口減少が進行する中で、特に中山間地域や都市の縁辺部においては、全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難になると想定される。このため、放置以外の選択肢をとることが困難な土地を抱える地域も多いという問題意識に立ち、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地を始めとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入など、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を通じて、最適な国土利用・管理を選択していくことが重要である。

30 持続可能な国土と地域の実現に向け、住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組
31 を推進し、全国展開を図るため、①地域管理構想の策定意欲の喚起、②地域管理構想の効果的な
32 実施、③推進体制の構築の観点から、推進方策の充実・強化を図る。

33 これらを通じたモデル事例の蓄積を踏まえつつ、現場において地域管理構想をより一層効果的に
34 実践していくまでの制度的課題・ニーズを抽出し、地域管理構想の取組を加速化するための制度
35 のあり方について検討を深める必要がある。

36 **①地域管理構想の策定意欲を喚起するための仕掛けづくり**

37 地域管理構想について、人口減少を踏まえた手のかからない管理方法への転換、空き家等の地
38 域資源を活用した地域活性化、災害リスクを踏まえた土地利用の転換といった策定意欲につなが
39 るモデル事例の形成、策定ノウハウの普及、地域管理構想づくりをコーディネートする人材の育
40 成、地域管理構想の実施支援の強化等を通じて、集落の生活環境の維持、コミュニティの活性化、
41 地域資源の保全・活用、防災・減災等の国土の利用・管理に関わる地域課題に対応した取組の後
42 押しを図る。

43 特に、中山間地域や都市の縁辺部など、国土の利用・管理上の課題が深刻化し、優先的に地域
44

1 管理構想に取り組む必要がある地域を市町村管理構想の中で示すなど、戦略的に地域管理構想の
2 策定を促すことが期待される。

②地域管理構想の効果的な実施を支援するための仕掛けづくり

策定された地域管理構想が効果的に実施されるよう、関係府省等の各種支援制度等を活用し、連携して一体的に支援することにより、効果の見える化を図り、他の地域への横展開を促進する。

コンパクトシティの形成を行う立地適正化計画（広域的な立地適正化の方針含む）と市町村管理構想・地域管理構想を連携させつつ、都市計画区域外において日常生活の拠点となる身近な地域の拠点形成を図る。具体的には、中心市街地と公共交通でつながれた地域の生活拠点において、例えば、空き公共施設等の地域の既存ストックを活用して、コミュニティ拠点や地域生活基盤施設等を整備し、日常生活に必要な機能の維持・向上を図る。

③推進体制の構築

地域の現場において、①及び②による地域管理構想の策定及び実施が円滑かつ効果的に進められるよう、関係府省間の連携、国と地方公共団体との連携による伴走型の推進体制の構築を図る。また、地域管理構想の策定及び実施に当たっては、住民や地域団体等のほか、地域の実情に応じて、農村型地域運営組織（農村 RM³⁶）、地域おこし協力隊、集落支援員、関係人口¹⁷、大学・研究機関、民間企業等の多様な主体の参加を促進するとともに、地域管理構想の円滑な推進を支援するマネジメント人材の確保・育成を含めた中間支援組織との連携強化を図る。

市町村は、市町村管理構想を通じて地域管理構想を優先的に策定すべき地域について整理することや、地域への働きかけや話合いの場づくりなど地域管理構想の取組推進に向けて中心となることが期待される。都道府県は、市町村及び地域における取組を支援する役割として、各種情報の提供や専門家等の紹介・派遣、関係部署間の連携等を行うことが期待される。

（2）所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の発生予防、利活用の円滑化と適切な管理の確保

人口減少等を背景に、所有者不明土地等の低未利用土地の増加が懸念されている。このため、相続登記等の申請義務化や相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させることができる制度等による所有者不明土地の発生予防、地域福利増進事業や公共事業における収用手続の合理化等による利活用の円滑化、所有者不明土地・建物管理制度の活用等による適正な管理など、所有者不明土地に関する諸制度を適切に組み合わせつつ、円滑かつ適切な活用を促進する。

また、周囲に悪影響を与える管理不全土地・建物について、管理不全土地・建物管理制度等の活用により、適正な管理に向けた対策を推進する。

我が国の空き家の総数は849万戸（2018年）、このうち賃貸・売却用の住宅等を除いた「居住目的のない空き家」は349万戸で、いずれも増加傾向にある。今後、人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、更に空き家数の増加が見込まれることから、除却等の取組の促進に加え、空き家の重点的活用が必要な区域の指定や空き家活用支援法人の指定による空き家の子育て世帯向け等への活用促進や財産管理制度の活用による管理の確保等を含め、発生抑制や活用の拡大、適切な管理に向けた取組を総合的に強化し、地域経済やコミュニティの活性化を図る。

さらに、地域における取組の実情や課題を把握し、地方公共団体における空き家と空き地のバンクや相談窓口の一元化等により、所有者不明土地等対策と空き家対策とを一体的・総合的に進めるとともに、都市のスポンジ化等を防ぎながら、地域価値の向上を図る地域空間の形成を図る。

今後急増することが見込まれる高経年マンション等の対策として、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進める。

（3）荒廃農地の発生防止・解消

農村においては、農業集落の小規模化・高齢化が進んでおり、集落活動の停滞や生活環境の悪化を招くとともに、農地の管理にも影響を及ぼすおそれがある。荒廃農地の面積は28.2万ha（2020年）、このうち再生利用可能なものが9万ha（32%）、再生利用困難なものが19.2万ha（68%）となっている。

食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、その効果が適切に発揮されるよう、集落機能の維持を図りつつ、国内農業の基盤である農地を確保していく必要がある。

1 荒廃農地の発生防止・解消に向け、地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いの促進、
2 鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、農
3 地・農業水利施設の整備等の対策を効果的・効率的に推進する。

(4) 手入れが不十分な森林の発生防止・解消

6 我が国の森林の保有構造は、保有山林面積10ha未満の林家数が約9割を占めるなど、小規模、
7 零細となっている。また、森林所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林
8 も存在する。

9 意欲ある者が複数の所有者の森林をとりまとめ、経営管理を一括して実施する集積・集約化を
10 推進するため、森林経営計画の作成を促進するとともに、市町村における林地台帳制度や森林経
11 営管理制度⁹¹に係る取組を促進する。

2. 安全・安心な国土利用・管理

14 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化や切迫する巨大地震など災害リスクの高まりが懸念さ
15 れる中、まちづくり・地域づくりに防災・減災の観点を主流化していく必要がある。例えば水災
16 害については、河川整備等の事前防災対策の加速化に加え、流域の貯留浸透機能の強化やリスク
17 の低いエリアへの誘導、住まい方の工夫等も含めた流域治水の取組を推進する。

18 安全・安心な国土利用・管理の観点からは、災害ハザードエリア²¹における開発抑制とより安
19 全な地域への居住誘導、事前防災・事前復興の観点からの地域づくり等の取組を一層推進する必
20 要がある。

(気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する流域治水の推進)

23 気候変動の影響による降雨量の増大及び海面上昇等に対応するため、河川、ダム、砂防、海岸
24 の整備等の事前防災対策の加速化を図るとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総
25 合的かつ多層的な水災害対策である流域治水の取組を全国の河川で推進する。

26 流域治水における重要な観点として、新たな土地の開発等に際し、降雨の流出の増加を抑制す
27 るための対策を講じるとともに、既存の施設や土地も活用し、流域の貯留浸透機能を更に向上さ
28 せる取組を促進する。また、気候変動の影響を踏まえ、堤防等の施設では防ぎきれない洪水は必
29 ず起こることを前提に、地形条件等により河川の水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に
30 被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討・実施する。その際、
31 流域における水循環の維持又は回復に向けた取組との連携を図る。

(災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導)

34 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、土地本来の災害リスクを基礎として、立地
35 適正化計画において居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外するなど、コンパクトシティ
36 政策と連携しつつ、災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導の取組
37 を推進するとともに、必要な国土保全インフラの維持・保全管理を行い、それらを有機的に連携
38 させるなど、ソフト・ハード両面の防災・減災対策を講じ、その効果を人口動態等により中長期
39 的に評価し、改善を図る。

(事前防災・事前復興の観点からの地域づくり)

42 平時から災害が発生した際のことを想定して、地域人口の将来予測等を踏まえ、既存ストック
43 を最大限に活用することや、被災前よりも災害に強いまちにするなどの復興まちづくりの実施方
44 針を含む事前復興まちづくり計画等を策定し、計画的に準備を進めるとともに、被災した場合に
45 復興まちづくりを円滑に進め、より良い復興（ビルド・バック・ベター）の実現を図る。

46 これらの防災・減災対策は、市町村管理構想を始め、立地適正化計画、水災害リスク関連計画、
47 事前復興まちづくり計画等により計画的に進めることが期待される。国としても、こうした取組
48 がより効率的・効果的、かつ相互に連携が図られたものとなるよう、地理空間情報を活用した助

⁹¹ 森林所有者自ら経営管理が実施できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は一定の要件を満たす民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。

1 言も行うなど、積極的に関与する必要がある。

3. 環境と共生する国土利用・管理

4 グリーン国土の創造の取組と連動し、多彩で恵み豊かな美しい自然環境を将来世代に引き継ぐ
5 ため、自然資本の保全・拡大に向けたネイチャーポジティブ¹⁵の考え方方に根ざした国土利用・管
6 理の推進、自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決、緩和策、適応策、生態系保
7 全を統合した地域づくりの推進を基本的な視点として、環境と共生する国土利用・管理の取組を
8 充実・強化する。

(ネイチャーポジティブの考え方方に根ざした国土利用・管理の推進)

11 人口減少による開発圧力の低下等を通じて空間的余裕が生み出されることを好機と捉え、低未
12 利用地の自然再生地への転換も含め、OECM⁷⁴の設定促進等により、広域的な生態系ネットワーク
13 の形成を促進する。

14 また、地域管理構想による最適な国土利用・管理の取組において、自然資本の保全・拡大にも
15 配慮することにより、地域における生態系サービス¹¹の維持・向上を図る。

(自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決)

18 グリーンインフラやEco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用し地域課題の解決を図る
19 とともに、広域的な生態系ネットワークの形成を促進する。

(緩和策、適応策、生態系保全を統合した地域づくりの推進)

22 カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域への地
23 域共生型の再エネ導入を促進する。

24 ハイブリッドダム⁸⁵の全国への展開を通じて、気候変動の適応策である治水機能の強化、緩和
25 策である水力発電の促進の両立に加え、ダムが立地する地域の振興も図る。

4. 国土利用・管理DXの実装の推進

28 自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現等につながる地理空
29 間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用により国土利用・
30 管理の効率化・高度化を図る。

31 國土の現状を正確に把握した上で、国民に広く共有することを基本的な方向とし、國土の状況
32 把握・見える化(電子國土基本図、國土数値情報等の國土の基本的な情報のGISデータ化、オ
33 プン化等)、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進する。

(國土利用・管理DXの推進に向けた環境整備)

36 適正な国土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情
37 報、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域
38 の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

39 とりわけ、國土の管理構想を具体化するに当たっては、粗放的な管理や最小限の管理を効率的・
40 効果的に実施するための情報が必要となる。

41 各主体の所有データを積極的に公開(オープンデータ化)することで利活用を促進するととも
42 に、行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みを整備す
43 る必要がある。

44 各分野の取組における具体的データ利用場面での活用手順や活用の有効性を明らかにし、利用
45 を推奨するなど、デジタル技術活用の拡大に向けた環境整備を推進する。

5. 多様な主体の参加と官民連携による取組の推進

48 人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に所有者不明土地や管理不全の土地
49 の増加が懸念される中、土地の適正な利用・管理を図るため、土地の公共的管理や民間投資の喚
50 起など官民連携の取組を推進するとともに、土地の利用に関するコーディネート機能を強化する
51 必要がある。

1
2 **(所有者不明土地対策)**

3 相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させることができる制度による所有者不明土
4 地の発生予防や地域福利増進事業等による所有者不明土地の利用の円滑化の促進等を図る。

5 市町村による所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地や低未利用土地の利活用等に
6 取り組む法人の指定等により、地域における関係者が一体となった取組を推進する。

7
8 **(空き地・空き家対策)**

9 全国版空き家・空き地バンク等の活用による流通・利用促進、「低未利用土地権利設定等促進計
10 画⁹²」等の活用による都市のスponジ化対策の促進等を図る。

11 空き家活用支援法人の指定の促進など、地方公共団体、NPO、専門家等との連携による、空き家の
12 利用・管理に係る相談対応や所有者と活用希望者とのマッチング等の取組を推進するとともに、
13 空き地・空き家の一体的な活用等の取組を推進する。

14 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会において、地方公共団体、NPO、自治会、
15 専門家団体等、官民が連携して総合的に取組を進める。土地政策推進連携協議会等において、関
16 係者のネットワーク化を進め、官民が一体となって土地や空き家、地域づくりの課題解決を図る。

17
18 **(荒廃農地の発生防止・解消)**

19 農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、地域の農用地が適切に利用されやすくなるよう、
20 地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画⁹³を定め、地域内外
21 から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構⁹⁴（農地バンク）を活用した農地の集
22 積・集約化を推進する。

23 住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想や地域計画、活性化計画など、地域の将来像
24 や土地の使い方等を地域の中で考える取組により、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

25
26 **(手入れが不十分な森林)**

27 所有者自ら経営管理が実施できない森林については、市町村が経営管理の委託を受け、林業経
28 営の適否に応じて所有者と担い手を繋ぐ森林経営管理制度に基づく取組等を推進する。また、所
29 有者不明森林等に関する特例措置による適切な経営管理を図る。さらに、地域林政アドバイザー
30 制度⁹⁵の活用等による体制の強化を図る。

31
32 **第4章 横断的な重点テーマ**

33 国土を刷新する4つの重点分野における取組の実行を支える分野横断的なテーマとして、国土
34 基盤の高質化と地域を支える人材の確保・育成を掲げ、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に
35 向けた基本的な方向性を示す。

36
37 **第1節 地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化**

38 国土基盤は、国土の上で展開される幅広い国民生活や社会経済活動の礎であり、国土の保全や
39 生活、交通、情報通信、エネルギー等に関わるインフラとして、地域の安全・安心、暮らしや経
40 済を支える重要な機能・役割を担っている。持続可能で活力ある国土の形成に向けては、国土基
41 盤が果たすべき機能・役割が最大限に発揮されるよう、様々な機能・役割に応じた国土基盤の充
42

⁹² 都市再生特別措置法に基づき、低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行う制度。

⁹³ 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画。

⁹⁴ 農地中間管理機構は、2014年度より各都道府県に1つ設置された農地の中間的受け皿機関（農地バンク）。リタイアする農業者の農地や地域内で分散・錯綜して利用されている農地を借受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を行って、担い手（大規模家族経営・法人経営・集落営農等）にまとまりのある形で農地を貸付ける。

⁹⁵ 市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する技術者を雇用又は技術者が所属する法人等に事務を委託して、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るもの。

1 実・強化を図る必要がある。

2 国土基盤をめぐる社会経済状況も大きく変化しており、デジタル社会の進展に伴う自動化・効率化・生産性の向上、脱炭素社会に向けた省エネ・省CO₂化等への対応、安全保障上の課題の深刻化を背景とした安全性・信頼性の確保、自然資本と組み合わせたグリーンインフラ²⁶としての新たな機能の発揮など様々な要請に対応し、国土基盤としての機能・役割を果たす上で、価値観の変化に応じて、多様なサービスを提供できるよう、不斷に質的な向上を図っていくとともに、その効用が老朽化によって損なわれることなく、次世代に引き継いでいくことができるよう国民全体で支えていくことが求められる。

3 そのためには、DX、GX、安全保障等の社会経済状況の変化を踏まえつつ、安定的・持続的な公共投資の見通しを持ち、計画的な整備や維持管理更新、効果的活用を通じたストック効果の最大化を追求する「国土基盤の高質化に向けた戦略的マネジメント」を徹底する必要がある。

4 また、国土基盤の整備に当たっては、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上のため実施している公共事業評価に関し、貨幣換算できる費用便益分析に加え、貨幣換算が困難な効果、その他、様々な視点を踏まえた、総合的な評価の実施が求められている。

16 1. 國土基盤の機能・役割の最大限の発揮(機能・役割に応じた國土基盤の充実・強化)

17 (1) 地域の安全・安心を支える

18 切迫する巨大地震・津波、火山噴火、激甚化・頻発化する水災害、雪害等から国民の命と暮らしを守ることは最重要の使命である。このため、「国土強靭化基本計画」に基づき、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靭化の取組を進める。

19 こうした観点から、主に、治山治水対策等による国土保全インフラの充実・強化、流域治水の推進、災害に強い国土幹線道路ネットワークや幹線鉄道ネットワーク、海上輸送ネットワーク等の構築、国土基盤の耐震化・耐災害性強化等に取り組む。具体的には、特に以下のような取組を推進する。

26 (国土保全インフラ)

27 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応した計画的な河川・ダム、砂防施設、海岸保全施設、農業水利施設、治山施設等の整備による気候変動適応社会の実現等を図る。

30 (2) 地域における生活の質を向上する

31 人口減少下においても地方において人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができるよう、地域生活圏の形成に向けた取組とも連動し、生活者の視点を重視して、デジタルの徹底活用を図りつつリアルの地域空間の質的向上を図る。

32 こうした観点から、主に、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設、公営住宅、上下水道、公園等の生活インフラの充実・強化等に取り組む。具体的には、特に以下のような取組を推進する。

38 (生活インフラ)

39 水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成や、まちなかの賑わいを創出し、多世代が交流するコミュニティ空間の創出等による魅力的なコンパクトシティの形成を図る。また、賑わいの創出など、多様化する公共的空間へのニーズに対応するため、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度⁴⁸」等を通じた道路空間の利活用や、河川空間、公園空間の利活用等と併せて、民間によるオープンスペースの提供など、官民一体となって、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を図る。さらに、交通施設を含めた地域空間のバリアフリー化を推進する。

40 安全・安心な道路空間の創出や、安全で快適な自転車等の利用環境の向上等により移動・生活空間の質を向上させる。

48 (3) 経済活動を下支えし、生産性を高める

49 持続的な経済成長を実現するため、生産性の向上に資する移動時間の短縮や定時性の向上、生産活動の効率化や高度化等により民間投資を誘発し、様々な経済活動を下支えする。例えば、成

1 長産業の国内立地等の企業の立地戦略に即した取組や、インバウンド²⁰需要の回復・再拡大に向けた観光産業、農林水産物・食品の輸出促進に向けた農林水産業等の地域産業の稼ぐ力の向上を図る取組を機動的に下支えする。

2 こうした観点から、主に、道路、港湾、空港、鉄道等の交通インフラ、光ファイバ、5G、データセンター等のデジタルインフラ、送配電網、電力系統等のエネルギーインフラの充実・強化等に取り組む。具体的には、特に以下のような取組を推進する。

8 (交通インフラ)

9 「シームレスな拠点連結型国土」の構築に向け、陸海空のシームレスな総合交通ネットワークの機能強化を通じて、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、国土全体の連結、世界との結びつきの強化を図る。

10 このため、三大都市圏環状道路、地方都市の環状道路等の高規格道路整備により物流ネットワークを強化し、広域物流の効率化を実現するとともに、高規格道路ネットワークのミッシングリンク⁹⁶の解消や、暫定2車線区間の4車線化の推進により、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの確保や日本海側と太平洋側との連携を強化することなどにより、国土の骨格に関わる多重性・代替性を確保する。

11 三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成につながり、災害時に代替輸送ルートとしても機能するリニア中央新幹線や整備新幹線等の整備を進める。また、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。さらに、都市鉄道ネットワークの整備推進、地域鉄道の維持・活性化や鉄道貨物に対する新たな社会的要請の高まりを踏まえた貨物鉄道ネットワークの強化と最大限の活用を図る。

12 国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾を核とした国際物流ネットワークを強化するとともに、地域の基幹産業の競争力強化に資する港湾の機能強化を通じた物流ネットワークの充実を図る。また、内航フェリー・RORO船⁹⁷のターミナルにおいて必要となる港湾整備及び情報通信技術や自動技術を用いた荷役効率化等の取組により、国内複合一貫輸送網の機能強化を図る。さらに、クルーズ船受け入れのための環境整備による観光振興を図る。

13 主要国際空港や主要地方空港等の機能強化を通じ、国際及び国内の航空市場並びにそれらが融合した多様な航空ネットワークを構築する。

14 人流・物流両面を活性化する空港・港湾へのアクセス強化等の道路・鉄道ネットワークを整備するなどの取組を進める。

33 (デジタルインフラ)

34 光ファイバ、5G、データセンター/海底ケーブル、非地上系ネットワーク（NTN）⁴⁰等のデジタルインフラについて、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画³⁹」の実行等により、一体的かつ効果的に整備を進める。

38 (エネルギーインフラ)

39 「GX実現に向けた基本方針」に即し、全国規模での電力系統整備計画に基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、道路、鉄道網等の活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を推進するなどの取組を進める。地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間と比べて8倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については、2030年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要となる資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。

46 2. 国土基盤の高質化に向けた戦略的マネジメントの徹底

47 国土基盤が果たすべき機能・役割が最大限発揮されるためには、厳しい財政状況の下、中長期

⁹⁶ 道路網におけるミッシングリンクとは、未整備区間で途中で途切れている区間のこと。

⁹⁷ ROLL-ON/ROLL-OFF船の略。貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために、船尾や船側ゲートを有する船舶。

にわたって持続可能な国土基盤の充実・強化が図られるよう、戦略的なマネジメントを徹底し、縦割りの排除、官民連携による多面的・複合的な取組を通じて、国土基盤を高質化し、国土基盤のストック効果の最大化を図る必要がある。

具体的には、国土基盤の高質化に向けて、DX、GX、安全保障等の社会経済状況の変化に応じた国土基盤の機能高度化、賢く使う観点からの国土基盤の複合化・多機能化・効果最大化を図るとともに、戦略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮を図る。

(1) 社会経済状況の変化に応じた国土基盤の機能高度化

DX、GX、安全保障など社会経済状況が変化する中、国土基盤に求められる機能・役割も変化、高度化しており、地域の安全・安心、暮らしや経済を支える本来的な機能・役割を果たす上で、こうした変化に応じた機能性・生産性を高めることにより、国土基盤の機能高度化を図る必要がある。

(DX)

社会経済システムにおける各種の DX が加速する中、デジタル社会を支える国土基盤の機能強化を図るとともに、デジタル技術を最大限活用して、インフラ DX の推進等により国土基盤の機能性・生産性を高める必要がある。こうした観点から、例えば、以下の取組を進める。

光ファイバ・5G 等のデジタルインフラや、これらを活用したデジタルライフライン¹⁹など、デジタル社会を支える国土基盤を強化する。

自動運転を支援する道路・次世代 ITS⁹⁸、データ駆動型マネジメントによる渋滞対策、ICT 交通マネジメント (TDM⁹⁹・TSM¹⁰⁰)、ETC 専用化によるキャッシュレス化、道路データプラットフォームの構築等を推進する道路システムの DX 「xROAD¹⁰¹」の取組や、ヒトを支援する AI ターミナル・サイバーポート、データ通信の拡大や衛星の活用等による精度の高い航空管制の提供、水門等の操作の自動化・遠隔化、センサーや AI・ICT を活用した下水道施設管理の高度化・効率化など、国土基盤の機能性を高めるデジタル活用を進める。

インフラ DX により、建設機械施工の自動化・遠隔化や ICT 施工技術等による「インフラの作り方」の変革、ドローンやセンサネットワーク等による管理の高度化等の「インフラの使い方」の変革、インフラデータのオープン化・データ連携拡充による「データの活かし方」の変革を推進し、現場に縛られずに施工ができる、いつでもどこでも手続ができる環境を整備するとともに、地図情報活用によるオープンデータ化及びカタログ・可視化機能の強化等により分かりやすく行政情報を提供し、データ分析による施策の高度化等を目指す。こうした観点から、i-Construction¹⁰²、BIM/CIM¹⁰³、国土交通データプラットフォーム等のデータ連携基盤の機能強化、センサー・ドローン活用など、国土基盤の整備・管理におけるデジタル活用を推進する。

(GX)

カーボンニュートラル¹³の実現に向け、化石燃料中心の社会経済システムからクリーンエネルギー中心のシステムへと移行する GX が進展する中、脱炭素社会を支える国土基盤の機能強化を図るとともに、国土基盤における省エネ・省 CO₂ 化や再エネの最大限の導入、水素等への転換等により、国土基盤のライフサイクル全体での脱炭素化の推進を図る必要がある。こうした観点か

⁹⁸ Intelligent Transport Systems の略。次世代の高度道路交通システム。

⁹⁹ Transportation Demand Management (交通需要マネジメント) の略。道路や公共交通の利用者に対し、充実した情報の提供など様々な手段で働きかけ、交通需要を適切に抑えた賢い交通行動を促進する取組。

¹⁰⁰ Transportation System Management (交通システムマネジメント) の略。道路交通に関するあらゆる技術・制度・手法を駆使しつつ、交通の需給関係を高度に管理する効率的な交通システムマネジメントを案出、実施する取組。

¹⁰¹ 道路システムの DX の取組。道路を安全に賢く使い、持続可能なものとするため、新技術の導入やデータの利活用等により道路の調査・工事・維持管理や行政手続の高度化・効率化を図るもの。この一環で、道路に関するデータを一元的に集約・提供する道路データプラットフォームを構築する。

¹⁰² 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスで ICT を活用することなどにより、大幅に生産性を向上させる取組。

¹⁰³ Building/Construction Information Modeling, Management の略。建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、関係者のデータ活用・共有を容易にし、建設生産・管理システムの効率化を図ること。情報共有の手段として、3 次元モデルや 2 次元図面・報告書等の 3 次元モデル以外の参照資料を使用する。

1 ら、例えば、以下の取組を進める。

2 再エネ導入のための電力系統等のエネルギーインフラ、カーボンニュートラルポート(CNP)⁶²な
3 ど、脱炭素社会を支える国土基盤を強化する。

4 省エネ・省CO₂設備導入、公共施設のZEB⁷⁹化など、国土基盤の脱炭素化を推進する。

5 CO₂吸収コンクリート、GX建設機械（電動等）など、国土基盤の整備・管理における脱炭素化
6 を推進する。

7 (リダンダンシー確保を含めたネットワーク強化)

8 巨大災害リスクが切迫する中、複雑化するサプライチェーン等を通じて巨大災害による被害の
9 拡大が我が国全体の経済の停滞を招くことがないよう、全国的なネットワークを形成する国土基
10 盤のリダンダンシーを確保するとともに、平時においてもその機能を地方の活性化等に効果的に
11 活用していく必要がある。こうした観点から、例えば、以下の取組を進める。

12 道路ネットワークのミッシングリンクの解消や交通結節点の機能強化、災害時に代替輸送ル
13 ートとして機能する整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークや港湾を核とした海
14 上輸送ネットワークの整備など、交通、情報通信、エネルギー等の全国的な強靭なネットワーク
15 機能の強化を推進する。

16 (安全保障)

17 緊迫化する国際情勢において、我が国を取り巻く安全保障上の課題が深刻化する中、経済安全
18 保障の観点から社会経済活動を支える基幹的なインフラの安全性・信頼性の確保を図るとともに、
19 国民保護や社会経済活動の安全・安心を確保する観点から国土基盤の機能の高度化を図る必要が
20 ある。こうした観点から、例えば、以下の取組を進める。

21 経済安全保障の観点からのサプライチェーンを支える国土基盤を強化する。

22 国家安全保障戦略等を踏まえた空港・港湾等の公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の
23 避難施設の確保等を推進する。あわせて、貨物鉄道ネットワークの強化を図る。

24 (自然資本と統合した効果活用)

25 ネイチャー・ポジティブ¹⁵に向けて、自然資本の保全・拡大や持続可能な活用が求められる中、
26 自然環境が有する多面的な機能を国土基盤と組み合わせることにより、様々な地域課題の解決を
27 図り、持続可能で個性豊かな地域づくりを進める必要がある。こうした観点から、例えば、以下の
28 取組を進める。

29 公園緑地、流域治水における遊水地・「田んぼダム¹⁰⁴」、干潟・藻場等のブルーカーボン生態系
30 など、グリーンインフラの取組を推進する。

31 (PPP/PFIの活用促進)

32 PPP⁵⁸/PFI⁵⁹の一層の活用促進を通じて、民間の資金、技術、ノウハウを最大限に活用すること
33 により、国土基盤の機能をより高める必要がある。このため、例えば、以下の取組を進める。

34 原則、全ての空港へのコンセッションの導入を促進するほか、上下水道、工業用水道については、
35 コンセッション及びこれに準ずる効果が期待できる官民連携方式¹⁰⁵（両者を総称して「ウォーターペンシルバニア¹⁰⁶」といふ。）の導入を進める。このほか、道路、スポーツ施設、文化・社会教育施設、
36 大学施設等におけるコンセッションを拡大する。また、都市公園におけるPark-PFI¹⁰⁷、港湾緑地

¹⁰⁴ 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑え、その地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組。

¹⁰⁵ 上下水道、工業用水道分野において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

¹⁰⁶ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、上下水道、工業用水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

¹⁰⁷ 都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図るために、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置又は管理と、当該

等におけるみなと緑地 PPP¹⁰⁸、高速道路 SA/PA¹⁰⁹の機能高度化における PFI 等の PPP/PFI の活用拡大を推進する。さらに、地方公共団体が取得・所有する空き家等の既存ストック等を活用して地域活性化を図るスマールコンセッション¹¹⁰を推進する。

これらにより、我が国における PPP/PFI の事業規模について、2031 年度までの 10 年間で 30 兆円の達成を目指す。

(2) 賢く使う観点からの国土基盤の複合化・多機能化・効果最大化

国土基盤の本来的な機能・役割だけでなく、国土基盤を他用途としても活用したり、国土基盤の空間を有効活用したり、他の国土基盤との複合的な活用を図ることにより、国土基盤の便益の及ぶ範囲を広げたり、国土基盤に新たな価値を付加するなど、国土基盤に対するニーズの変化に応じて、国土基盤の複合化・多機能化・効果最大化を図る必要がある。

(縦割り排除による複合的・多目的活用)

国土基盤の分野ごとの縦割りを排除し、複合的・多目的活用を推進することにより、様々な地域課題の解決に分野横断的に効率的かつ効果的に取り組む必要がある。こうした観点から、例えば、ハイブリッドダム⁸⁵（ダムによる治水機能の強化と水力発電の促進の両立等）、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管、兼用の貯留施設等の整備、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、下水再生水の渴水時利用、公的賃貸住宅団地再生による福祉拠点化、廃校となった学校施設の他用途への有効活用、嘗農型太陽光発電、空港再エネ拠点化、道路・鉄道を活用した再エネ導入など、国土基盤の空間を活用した再エネ導入、道路や河川、公園等の公共空間の利活用、インフラツーリズム、みなとオアシス¹¹¹など、国土基盤を活用した賑わいづくり、貨物専用線の旅客線化等の取組を推進する。

(災害時における防災・減災機能の発揮)

平時における国土基盤の本来的な機能・役割に加えて、災害時における様々な災害対応機能を付加することにより、災害被害の軽減に貢献する必要がある。こうした観点から、例えば、利水ダム等における治水利用、学校施設、公園緑地及びため池等を活用した流域の雨水貯留浸透機能の維持・向上、バイパスと二線堤¹¹²の双方の機能を有する道路整備、「道の駅」の防災拠点化、港湾を活用した支援物資輸送や被災者輸送等の災害対応支援、水道施設における異なる水系間での相互取水・導水や他の系統からの送配水を可能とする水供給システムの構築、貯留施設の整備、応急給水等の体制の強化や相互補完化等の取組を推進する。

(ソフト施策と組み合わせた効果最大化)

国土基盤のハード面での機能に加え、ソフト施策を組み合わせることで、相乗効果を最大化する必要がある。こうした観点から、例えば、労働生産性向上や観光振興等による地域活性化に向けた利用しやすい高速道路料金の実現、MaaS¹¹³等の活用による交通施設の利便性向上、政策コンテストによる空港発着枠配分、流域治水の推進、ダムの運用高度化等による治水・利水機能の強化、産地と港湾が連携した農林水産物・食品の更なる輸出促進、地域生活圏に必要なサービス提

施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

¹⁰⁸ 港湾法に基づく港湾環境整備計画制度。

¹⁰⁹ サービスエリア (SA) とパーキングエリア (PA)。

¹¹⁰ 比較的小規模な既存ストック等をリノベーションし、定住住宅や地域活性化施設を管理・運営することを目的とした公共施設等運営事業を始めとする PFI 事業。

¹¹¹ 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、申請に基づき登録するもの。

¹¹² 本堤背後の堤内地に築造される堤防のことで、万一、本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。控え堤、二番堤ともいう。

¹¹³ Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

供のための「道の駅」のリニューアル、良好なサービスを効率的に提供するための「道の駅」同士の連携強化等の取組を推進する。

(3) 戦略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮

高度成長期以降に集中的に整備された国土基盤が一斉に老朽化することにより、「荒廃する日本¹¹⁴」とならないよう、国土基盤の機能が将来にわたって適切に発揮されるため、維持管理・更新を戦略的・計画的かつ適切に進めていくことが重要である。

一方で、多くの国土基盤を管理する市区町村では財源や人的資源が不足していることや、人口減少等による地域社会の変化等を踏まえ、多様な主体との連携など持続可能なメンテナンスの実現に向けた取組を推進する必要がある。

(予防保全型メンテナンスへの本格転換)

点検・診断とこれに基づき修繕・更新等を実施するメンテナンスサイクルの着実な実行により、事後保全から予防保全への本格転換を進め、早期の安全・安心の確保を図るとともに、地域におけるメンテナンス体制の強化を図り、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を戦略的に実現する必要がある。こうした観点から、例えば、メンテナンスサイクルの構築・実行による計画的な点検・診断・修繕・更新等の取組を推進する。

(広域的・戦略的なマネジメント)

市区町村における財政面・体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野の国土基盤を総合的かつ多角的な視点から戦略的にマネジメントする仕組みの構築を図る必要がある。こうした観点から、例えば、広域的・戦略的にインフラのマネジメントを行う地域インフラ群再生戦略マネジメント¹¹⁵の取組を推進する。

(新技術・官民連携手法の普及によるメンテナンスの高度化・効率化)

新技術の活用や官民連携手法の導入促進により、メンテナンスの高度化・効率化を図る必要がある。こうした観点から、例えば、センサーヤドローン等を用いた点検など、新技術の活用促進、点検・補修データの利活用など DX によるメンテナンスの効率化、インフラメンテナンス国民会議等の場を通じた、ニーズ・シーズのマッチングの促進、包括的民間委託等の民間活力の導入促進等の取組を推進する。

(集約・再編等によるストックの適正化)

人口減少等による地域社会の変化を踏まえ、国土基盤の更新等の機会を捉えて、社会経済状況の変化に応じた機能転換や集約・再編等によるストックの適正化を図る必要がある。こうした観点から、例えば、公共下水道・農業集落排水等の統合、港湾におけるふ頭再編等の取組を推進する。

(多様な主体の連携・協力によるメンテナンス体制の構築)

市区町村におけるメンテナンスに携わる人的資源の不足に対応するため、地方公共団体への支援等を通じて、メンテナンスの実効性を向上させる必要がある。また、これまでの行政主体の取組から、国民がメンテナンス活動に積極的に参画することを通じて真のパートナーシップの構築を図り、地域のメンテナンス活動の継続性を確保する必要がある。こうした観点から、例えば、市町村支援・中長期派遣体制の強化、技術力育成を目的とした研修等の実施、インフラメンテナ

¹¹⁴ 1980 年代の米国では、インフラの老朽化問題が深刻化し、経済や生活の様々な面に影響を及ぼし、「荒廃するアメリカ」がインフラ老朽化に直面する米国を象徴する言葉となった。我が国においても今後、建設から 50 年以上経過する国土基盤の割合が加速度的に増加する中で、「荒廃する日本」とならないよう、戦略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮を図る必要がある。

¹¹⁵ 地域特性や地方公共団体間の機能的なつながり等を踏まえて複数市区町村を基本とした対象エリアを設定し、個別施設のメンテナンスだけでなく、複数・多分野の施設を「群」としてまとめて捉えた上で、地域の将来像に基づき将来的に必要な機能を検討し、個別インフラ施設の維持、補修・修繕、更新、集約・再編、新設等を適切に実施していく、地方のインフラメンテナンスのあり方を大きく変革する考え方。

1 ンス国民会議・市区町村長会議等を通じた、産学官民の連携の促進、インフラメンテナンス大賞
2 を通じた、優れた技術やメンテナンスの理念の普及、協力団体制度等の取組を推進する。

第2節 地域を支える人材の確保・育成

1. 人と国土の関係性の再構築

様々な地域づくりが活発に行われることで、地域生活の基盤を維持しながら人々が生き生きと安心して暮らし続けることが可能となり、また、地域づくりを通じた成功体験や地域価値の再発見等は、人々の地域への誇りと愛着に基づく当事者意識の醸成にもつながる。

人口減少・流出が加速している中、地域づくりを担う人材の不足は深刻な課題となっている。若者、女性、高齢者、障害者、外国人など、多様な人材の地域づくりへの参加を図っていくことは、将来にわたって地域づくりを担う人材を確保していくだけでなく、誰もが生きがいを持てる包摂社会の形成にとって重要である。

そうした社会の形成は、地域におけるこども・子育て政策の強化や女性活躍の推進、関係人口¹⁷の拡大・深化の取組とも相まって、人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方への人の流れの創出・拡大を通じて、地方の人口減少・流出の流れを変えることにつながる。地域の未来を担う若者の減少が進む地方における若者世代の暮らしや仕事の選択肢の拡大は、我が国全体の少子化の流れを変える観点からも極めて重要であり、こどもまんなか社会を地域全体で支えていくことは、地域を担う人材を確保していく上での柱となるべきものである。

地域づくりへの様々な主体の参加と連携の拡大に向けては、地方公共団体のみならず、NPO等の地域団体、企業、金融機関、大学等の教育機関等の役割も極めて大きい。

このため、多様性に富む包摂社会の実現に向け、地域づくりへの多様な主体の参加と連携を促進する取組を進めるとともに、民間の力を最大限活かした新しい公共の領域拡大を図り、地域力を高める必要がある。

(1) 包摂社会に向けた地域づくりへの多様な主体の参加と連携

(包摂社会の実現、地域におけるこども・子育て支援)

地域社会において地域と個人の関係性を深め、個人個人がその一員として地域への誇りと愛着に基づく当事者意識を持つことで、個人としての Well-being を高めると同時に、社会全体の Well-being の向上につなげていくことが、多様性に富む包摂社会の実現に向けて重要である。

そのためには、若者、女性、高齢者、障害者、外国人など、多様な人々が地域社会の中で居場所を持ち、希望を持って地域で暮らし、働き、活動することができる地域づくりを行っていく必要がある。

特に、「こども未来戦略方針¹¹⁶」に示されたとおり、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。国土政策の観点からも、人口減少や少子化が加速する地域社会において、こども・子育て支援の取組強化は喫緊の課題であり、「共働き・共育て」の推進など、安心してこどもを産み育てるための環境整備を進める必要がある。このため、こどもまんなかまちづくりを推進する観点から、良質な住宅の供給や保育所の整備等の就学前教育・保育の充実等を促進するとともに、子育てしやすい都市・地域空間づくりを進め、安全で快適な道路や公園等の整備、公共空間等における子育てバリアフリー化の推進を図るなど、子育て世代が安心して暮らせる社会を構築する。あわせて、地域における子育て支援の拠点や多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世代同居・近居、良質なテレワークの更なる普及、ワーク・ライフ・バランスの確保等により、子育てに係る負担の軽減を図る。

とりわけ、地域の未来を担う若者の減少が進む地方への人の流れを創出・拡大することは、我が国全体の少子化の流れを変えることにつながることから、地方におけるこうした世代を始めとする人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げることが重要である。こ

¹¹⁶ 2023年6月13日こども未来戦略会議決定。

1 のため、地域生活圏の形成の取組とも連動して、デジタルの徹底活用により生活サービスの利便性を維持・向上するとともに、テレワークを活用した転職なき移住や二地域居住等の受け皿づくりや、スタートアップを含めた魅力的な仕事の創出等の取組とも相まって、空き家等の既存ストック活用を含めた、良質な住宅の円滑な確保の支援やサテライトオフィス等の整備等を図り、こどもまんなか社会の形成を通じて地域の未来を担う若者世代を惹きつける地域づくりを推進する。

2 加えて、若者が希望の持てる地域社会、女性が活躍できる地域社会、高齢者が健康に暮らせる地域社会、障害者が安心してその能力を発揮できる地域社会、外国人が地域の一員として共生する地域社会に向けた取組を総合的に進め、多様性に富む包摂的な地域社会の実現を図る。

10 (地域づくりに求められる人材)

11 人口減少が進む地域にあって、地域づくりへの多様な主体の参加と連携を拡大することの重要性はますます高まっている。地域のボトムアップからの地域づくりを広げるためには、地方公共団体のみならず、企業や大学、NPO 等の地域団体はもとより、一般の住民を含めた民間の様々な主体の参加が不可欠である。そのためには、生活に身近な地域コミュニティの再生等を通じて、地域への誇りと愛着に基づく当事者意識の醸成を図り、住民を含めた民間主体の主体的な地域づくりへの参加を促進していく必要がある。

12 また、地域づくりに多様なノウハウを有する人材を取り込むことも重要な課題であり、地域リーダーはもとより、地域価値を向上させる地域デザインを担うクリエイティブな人材やデジタル人材、円滑かつ効果的な地域づくり活動を実践するためマネージャー、コーディネーター、ファシリテーターなど、様々な役割を担う人材の発掘・育成を図る。

13 地域おこし協力隊制度の更なる推進を図るなど、地域外から新たに地域づくりに参加する人材の拡大を図る。

14 地域人口の急減に直面している地域においては、特定地域づくり事業協同組合¹¹⁷が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供することなどにより、地域づくり人材の確保を図る。

15 (地域教育の強化)

16 公民館や図書館等の社会教育施設を拠点とした地域の教育力の向上を図る。

17 コミュニティ・スクール¹¹⁸と地域学校協働活動¹¹⁹の一体的推進や、小・中・高等学校における地域と連携した探究学習、高等学校における地理学習、こどもの農山漁村体験や自然体験活動の推進等を通じて地域への誇りと愛着に基づく当事者意識を醸成し、地域の自然や文化、農林水産業等の地域産業への理解増進と地域づくりへの参加拡大を図る。

18 大学、高等専門学校等と連携し、地域課題の解決や地域産業の稼ぐ力の向上に携わるデジタル人材、クリエイティブな人材等の地域人材の育成を推進する。また、新産業の創出や産業構造の転換に貢献する地方大学の魅力向上や大学を核とする地域活性化を図るとともに、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置に向け、地方公共団体と大学等の連携を推進するほか、大学等が自発的に地方へのサテライトキャンパスの設置に取り組むような環境整備を図る。

19 (中間支援機能の強化)

20 様々な地域組織や人材が連携した地域づくりをコーディネートする中間支援組織の育成を推進する。

117 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の規定に基づく認定を受けた事業協同組合。地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行う。

118 学校運営協議会を置く学校のこと。学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

119 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

1 **(地方・大都市間の人材還流、マッチング機能の強化)**

2 地方創生テレワーク³⁸や副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方、働き方による地方への人材環流を促進する。

3 地方で不足するマネジメント人材やデジタル人材等に関する地域と企業等のマッチングを促進する。

4 **(関係人口の重要性の高まり)**

5 「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」は、地域を支える人材の切り札となる大きな役割が期待される。

6 地域において人口減少が加速し、地域の中で地域づくりを担う人材を十分に確保できなくなっている中、関係人口と連携・協働する地域づくりが全国各地で注目されている。

7 関係人口は、定住を前提とせず、オンライン交流や二地域居住等の多様な関わり方が可能であるため、裾野が広く、多彩な人材がなりうることから、基礎的な地域活動の維持に貢献するだけでなく、地域の新たな価値を生み出すことが期待される。

8 コロナ禍以降、若者を中心に地方に対する関心が高まっており、人々の暮らし方、働き方の変化を好機として、地域との継続的な関係性を有する関係人口の一層の拡大につなげていく必要がある。

9 **(2) 民間の力を最大限活かした新しい公共の領域拡大**

10 地域生活圏の取組とも連動し、地域力を結集して地域経営の仕組みを強化する観点から、地域づくりへの企業等の主体的参加の拡大を図る必要がある。

11 企業版ふるさと納税や地域活性化起業人等の制度も活用しながら、ソーシャルベンチャー等の社会的課題の解決に取り組む企業等と地域が連携した地域課題解決の取組を推進する。また、ソーシャルボンド¹²⁰やインパクト投資¹²¹の活用を促進する。

12 コンセッションを始めとするPPP⁵⁸/PFI⁵⁹の拡大、地域活性化への活用等による地域と民間企業等が連携した取組を推進する。

13 **2. 地域を支える女性活躍の促進**

14 **(1) 地方からの女性の流出**

15 地方から東京圏への人口の流出は、男性よりも女性が多く、若い女性、特に就職期を迎える20歳代前半の流出が顕著であり、地方において女性の流出に歯止めをかけるための女性活躍の場づくりが重要である。

16 地方の女性就業環境は、例えば営業職など従来男性が従事することが多い職種での求人が比較的少ないことや、給与格差など、東京等の大都市よりも条件が悪く、性別役割分業意識、閉そく感も加わり、地方からの女性の流出に歯止めがかからない状況となっている。

17 若年世代が東京へ流出する一方、30代後半以降の世代では、転居を伴う転勤などライフステージの変化により地方回帰の傾向となるが、男性よりも女性が地方に移動する数は少ない状況にある¹²²。

18 このため、地域産業の稼ぐ力の向上や地域生活圏の形成等を通じた活力ある地域づくりを通じて、多様な価値観を有する若者や女性にとって魅力のある雇用の創出や生活環境の充実を図ることが重要であり、とりわけ、地方でも女性の就職の選択肢が多い環境の整備を図る必要がある。

19 **(2) 女性活躍に向けた対策の方向性**

20 **(若者世代が選択する地域づくり)**

21 若者世代、特に若い女性の多様な価値観を受け入れ、教育・就業環境の整備等を通じて、女性が自らの能力を自由に発揮できる魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

120 調達した資金が社会的課題の解決に貢献するプロジェクトのみに充当される債券。

121 経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資。

122 総務省「住民基本台帳人口移動報告」によれば、2022年の35歳以上の東京圏の転出超過数（日本人移動者）は男性が16,155人に対し、女性は4,429人となっており、コロナ禍前は女性は転入超過となっていた。

このため、例えば、地域経営改革や女性活躍リーダーの育成、就職を控えた学生の意向や UIJ ターン移住者の経験談等を聞き、地方の若者世代の選択肢を増やすといった取組を促進する。

(女性が働きやすい職場環境の整備)

女性の健康に関する理解促進に関する研修、女性の健康に関するオンライン健康相談、テクノロジーを活用した妊娠・出産、不妊治療及び更年期障害等と仕事の両立サポート等のフェムテックサービスの普及を促進する。

(男性と同等の待遇、労働参加の実現)

男女同等の勤務体系の導入、女性の求職が少ない業種での積極的な女性採用、既存労働市場への女性の積極的参入の促進等により、地方における女性の更なる労働参加を図る必要がある。

(男女共同参画政策の取入れ)

「女性デジタル人材育成プラン¹²³」やリスキリング支援等により女性従業者の増加を図るとともに、男性による家事・育児への参画等の拡大を始め、「共働き・共育て」の推進等を通じて、男女共同参画の観点から、性別役割分業意識を払拭し、性別を問わず人々の多様な暮らし方・働き方の選択肢を広げる必要がある。

3. 関係人口の拡大・深化

(1) 地域づくりにおける関係人口の意義

(関係人口の意義)

関係人口は、人口減少や高齢化が進み地域づくりの担い手不足が深刻な地域において、地域の内発的発展を誘発し、地域力を高める重要な人材となる。特に、こうした傾向が著しい中山間地域等における地域コミュニティの維持のためにも、関係人口の拡大・深化は重要である。

関係人口として関わる人々にとっても、普段の生活の場と異なる地域との関わりを楽しみ、居場所や活躍の場、学びの場を得ることで Well-being を高め、持続可能な win-win の関係を構築していくことが可能となる。

また、災害時には二地域居住先等が円滑な避難先となったり、関わりを持つ地域が被災したときには支援を行うなど、災害時の支え合いの基盤となりうる。

(関係人口の現状)

コロナ禍前の関係人口は約 2,000 万人（全国の 18 歳以上の居住者の約 2 割）と推計¹²⁴されている。

地域づくりやボランティア活動への参加、地元企業での副業、農林水産業のサポート、テレワーク、地域での買い物や趣味活動等で、継続的に地域を訪問して関わりを持つ関係人口が約 1,800 万人いるほか、ふるさと納税やオンライン交流等で、地域を訪問せずに関わりを持つ関係人口が約 250 万人いると推計され、関係人口の多様性が確認されている。

関係人口の約 7 割が県外を訪問先としているなど、関係人口の活動範囲は広域であり、必ずしも距離にとらわれない関係人口との連携・協働の拡大が期待できる。

これらの分析では、観光地やリゾート地、先進的に地域活性化に取り組んでいる地域など、来訪者が多い地域において関係人口が多い傾向にある。その他の地域においても、地域外の人々が地域に関心を持つきっかけを創出し、関わりを深めていく取組を進めていくことが重要である。

(2) 関係人口の拡大・深化に向けた対策の方向性

多様な関わり方が可能という関係人口の特徴を活かしながら、人々の多様な暮らし方や働き方の実現を後押しする取組と併せ、関係人口の拡大と関わりの深化に向けた取組を進めていくことが重要である。

¹²³ 2022 年 4 月 26 日内閣府男女共同参画会議決定。

¹²⁴ 国土交通省「地域との関わりについてのアンケート」(2020 年度) の調査結果をもとにした国土交通省国土政策局による推計値。

1 地域づくりに主体的に参加するなど、関わり先の地域と結びつきが深い関係人口ほど、ふるさ
2 と納税、クラウドファンディング、地場産品購入、SNS、オンライン交流等のデジタルを活用した
3 日常的な関わりを多く持っている傾向がある。また、アプリ等のデジタルを活用して、ファンク
4 ラブの拡大や地域課題解決プロジェクトとのマッチング促進で成果を上げる事例が全国で生ま
5 れてきている。このように、デジタルを活用しながら、関係人口との距離を縮め、関わりの深化
6 を図る取組を促進することが重要である。

7 これらの観点も踏まえ、関係人口の拡大・深化に向けた「人」「場」「仕組み」づくりを進め
8 いくことで、2032年度を目途に関係人口をコロナ禍前に比べて1.5倍程度に拡大することを目指
9 す。

10 「人」づくり

11 地域外の人が地域と関わるきっかけを創出するとともに、関わりの深化を促進していくため、
12 官民連携協議会を活用しながら、地域と関係人口を結びつける関係案内人、中間支援組織の育成
13 や活動支援を進める。

14 地方創生テレワークや副業・兼業の拡大に加え、地方部の地域課題解決の活動に参加する人材
15 を都市部の企業が派遣する取組を後押しするなど、関係人口の送り手側となりうる企業等の取組
16 を強化する。

17 地域課題解決に関心をもつ人材を育成するため、学校における探究学習や農山漁村体験、自然
18 体験活動、地域留学等の取組を推進する。

19 「場」づくり

20 地域と関係人口との出会いを創出し、関わりの深化を実践する場となる関係案内所の形成促進
21 に向けて、「道の駅」等の人々が集まる拠点や、全国各地で設置が進められているサテライトオフ
22 ィス等での地域との交流や協働活動を促進する。

23 デジタルを活用した地域のニーズの情報発信やマッチング、関係人口の活動の見える化など、
24 オンライン上での場づくりを推進する。

25 関係人口の拡大が求められる農村地域への興味を持ってもらうきっかけとするため、農家民宿
26 や古民家等に滞在する農泊を推進する。

27 「仕組み」づくり

28 継続的に地域を訪問する関係人口が二地域居住等を行いながら地域で円滑に活動できるよう
29 にするため、関係人口が必要に応じて地域の生活サービスを受けられる仕組みとして、ふるさと
30 住民、1/2村民といった地域の創意工夫を活かした事例の普及を図る。

31 関係人口の継続的な活動を支える、安価で利便性の高い交通手段や宿泊場所の確保が重要な
32 ことから、シェアリングエコノミー¹²⁵によるサービスの拡大を促進する。

33 観光を入口として地域との交流を深めることで反復継続した来訪を促進し、地域との関わりの
34 深化にもつながる第2のふるさとづくりを推進する。

¹²⁵ 個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源（モノ、場所、技能、資金等）を売買、貸し出し、利用者と共有（シェア）する経済モデル。

第2部 分野別施策の基本的方向

第1部においては、未曾有の人口減少、少子高齢化の加速を始めとして、時代の重大な岐路に立つ国土をめぐる厳しい社会経済状況にあって、地方を始めとして我が国が直面する危機・難局を乗り越え、将来の閉塞感、不安感を払拭して未来に希望の持てる国土のビジョンを示すべく、「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、国土構造の基本構想として、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指すことを示した。

また、その実現に向け、国土の刷新に向けた重点テーマとして、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」、「持続可能な産業への構造転換」、「グリーン国土の創造」、「人口減少下の国土利用・管理」を掲げ、これを支える横断的な重点テーマとして、「地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化」、「地域を支える人材の確保・育成」を掲げた。

こうした国土づくりの目標の実現、重点テーマの実行を図るためにには、国土政策に関わる様々な分野の施策が統合的に相互の連携をもって効果的に実施される必要がある。第2部においては、この計画の推進のために必要な基本的な施策を政策分野別に示すこととする。

その実施に当たっては、第1部で示した①民の力を最大限発揮する官民連携、②デジタルの徹底活用、③生活者・利用者の利便の最適化、④縦割りの打破（分野の垣根を越えた横串の発想）といった国土づくりの戦略的視点を踏まえて取り組む必要がある。

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」を始めとして、新たな地域マネジメントの構築を図りつつ、地域の主体的なボトムアップの取組を推進していく必要がある。このため、地域生活圏の形成等に向けて、持続可能な地域づくりを図る様々な取組を推進し、相互の連携による相乗効果を最大化する。

また、まちづくりや農山漁村の活性化など、地域の実情や特性に応じた地域整備を進めることにより、持続可能な地域づくりの礎となる地域力の底上げを図る。

第1節 地域生活圏の形成等に資する持続可能な地域づくり

1. 地域特性に応じた地域ビジョンの実現に向けた取組の推進

「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」は、未曾有の人口減少、少子高齢化等による危機的な状況に直面する地方における暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある地域づくりを目指すものである。そのためには新たな発想からの地域マネジメントが不可欠であり、市町村界にとらわれず、地域の生活や経済の実態に応じて、デジタルの徹底活用により、地域空間の質的向上を図るボトムアップの取組を様々な官民パートナーシップを通じて実践する必要がある。

こうした取組は、「デジタル田園都市国家構想」を地域において体現することにつながるものである。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、各地域でデジタルの力を活用して、地域ビジョンの実現を強力に進めていくこととし、その一環として地域生活圏の形成を推進することとしている。こうした観点から、地域生活圏の形成に向けては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が掲げる地域ビジョンの実現に向けた取組と緊密な連携を図る。

具体的には、地域生活圏の形成等に向けて、地域が主体となって、自らの地域ビジョンを描き、そこに向けた地方活性化の取組を進めていくことが重要であり、以下のようなモデル地域ビジョン等との連携を始めとして、施策間連携、地域間連携に重点を置いて取り組む必要がある。

(スマートシティ・スーパーシティ)

AI、IoT や官民データ等を地域づくりに取り入れることで地域課題の解決を図り、新しい地域価値を創出するスマートシティの取組を推進する。スマートシティの基礎を成すデータ連携基盤等のデジタル技術は、デジタルを駆使した社会課題解決を進める、いずれの地域にとっても有用な、基礎的なデジタルインフラを生み出している。

また、大胆な規制改革と併せて推進されているスーパーシティやデジタル田園健康特区を始めとする先導的な取組を一層進め、各地域の相互連携、大胆な規制改革、複数分野にわたる先端的

1 サービスやデータ連携を実現する。

2

3 (「デジ活」中山間地域)

4 人口減少や少子高齢化が都市に先駆けて進行する中山間地域等において、基幹産業である農林
5 水産業の仕事づくりを軸として、教育・文化、医療・福祉・介護、物流等の様々な産業分野と連
6 携しながら、地域資源やデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む意欲的な地域を「デ
7 デジ活」中山間地域⁵⁴として登録する。2027年度までに150地域以上の登録を目指す。

8

9 (大学を核とした产学官協創都市)

10 若者を地域に惹きつけるため、地方大学の魅力を向上させるとともに、新産業の創出や産業構
11 造の転換に大学が貢献することが急務となっており、地方大学を拠点とした产学官連携を進め、
12 大学発のイノベーションの創出やその社会実装を促すなど、大学を核とする地域活性化に向けた
13 取組を総合的に進める。

14

15 (SDGs 未来都市)

16 SDGs¹⁸を原動力とした地方創生に係る優れた取組を行う地方公共団体をSDGs 未来都市⁷⁷として選定し、持続可能なまちづくりを促進する。SDGs に係る国際目標の年限である2030年に向けた地方創生SDGsの取組を継続する。

17

18 (脱炭素先行地域)

19 地域における産業、暮らし、インフラ、交通など様々な分野での脱炭素化の取組を全国各地で
20 推進していくため、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域⁷⁵を選定し、2030年
21 年度までに実現する。

22

23 2. 連携中枢都市圏等との連携

24 市町村界にとらわれず、地域の生活や経済の実態に即して広域的な視点から地域の暮らしの利
25 便性の維持・向上を図る地域生活圏の形成に当たっては、広域的な地域課題の解決に向け市町村
26 界の枠を越えて連携して取り組む必要がある。その際には、市町村間の円滑な連携を図る観点か
27 ら、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏⁵⁶や定住自立圏⁵⁷との連携も重要である。

28 具体的には、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏においても、
29 デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させること、
30 民の力を最大限活用すべく官民連携の視点をより強化して地域課題の解決に取り組んでいくこ
31 となどが考えられる。

32

33 3. 地方移住、二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出・拡大

34 地方から東京への転出者がそのまま東京に留まる「東京一極滞留」を解消し、地方への人の流
35 れの創出・拡大を加速化することで、東京一極集中の是正を図る必要がある。近年、若者世代も
36 含めて、都市住民の地方移住への関心が高まっており、潜在的な地方への移住希望者も相当数存
37 在すると考えられる。また、コロナ禍の拡大を契機に、企業のテレワーク導入が拡大し、東京の
38 企業に勤めたまま地方に移住しテレワークを行う転職なき移住など、住む場所に縛られない新たな暮らし方・働き方が一定程度浸透している。

39 このため、東京23区在住・在勤者が地方に移住して起業や就業、従前の仕事をテレワークで
40 行う転職なき移住等を行う場合に、地方公共団体が移住支援金を支給する取組を支援する。また、
41 地方移住に必要となる一元的な情報提供システム、ワンストップ窓口等の活用により、住まいや
42 医療・福祉・介護を含む生活面の情報、農林水産業を含む求人情報、農業就業体験等に関する
43 情報など、地方への移住のための情報提供や相談支援を充実する。さらに、デジタル技術を活用し
44 て地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク³⁸）を推進するため、サテライトオフィス
45 等の整備を促進するとともに、地方創生テレワークに取り組もうとする企業等に対し、取組促進
46 のための積極的な働きかけを通じて、どこでも同様に働ける環境整備を進める。加えて、今後、
47 大都市での高齢者の急増が見込まれる中、地方での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現す
48
49
50

1 るための「元気なうちの地方居住」を促進する。

2 また、地方への移住に加えて、二地域居住等は、自然豊かな環境での生活や趣味活動など多様
3 なライフスタイルを可能としながら、地域や地域の人々との関わりを深め、関係人口¹⁷の拡大・
4 深化に寄与することが期待される。このため、二地域居住等に利用できる住宅やシェアハウス等
5 の空き家を活用した施設整備など、二地域居住等を支援する環境整備を推進するとともに、官民
6 連携協議会の体制を充実させ、支援策や事例等を広く情報発信し、二地域居住等の普及促進と氣
7 運の向上を図る。

8 こうした施策を講じるに当たっては、子育て世帯や若年夫婦世帯といった将来にわたって地域
9 づくりを担う人材にとって魅力的な生活環境を提供していくことが重要である。このため、教育・
10 文化、医療・福祉・介護、交通・物流等の様々な分野において利便性を享受できる「デジタルと
11 リアルが融合した地域生活圏」の形成を推進し、利便性の高い暮らしや仕事のための条件を確保
12 しつつ、子育て環境の優れた既存住宅ストックの活用や住宅取得支援による住居の確保とテレワー
13 ークの活用による場所に縛られない働き方の推進とを車の両輪として実施する。

14 あわせて、地方創生を推進するための「政府関係機関移転基本方針¹²⁶」等に基づく政府関係機
15 関の地方移転について、文化庁の京都移転の効果の最大限発揮を始めとする取組を着実に進める
16 とともに、企業の地方への本社機能の移転や地方における拠点の拡充を更に促し、地方への人の
17 流れの創出・拡大と地域活性化につなげていく。

19 第2節 人を中心のコンパクトな多世代交流まちづくり

20 1. 都市のコンパクト化と交通ネットワークの確保

21 既に全国的に多くの都市で人口が減少に転じ、今後は減少が加速することが見込まれているこ
22 とから、市街地、郊外部ともに医療・福祉・介護、商業等の生活サービスを提供する都市機能の
23 持続性が損なわれかねない状況となっている。また、気候変動に伴い自然災害の激甚化・頻発化
24 が懸念される中で、都市のコンパクト化により、災害リスクが相対的に低い安全なエリアに居住
25 や都市機能を誘導し、地域の暮らしに必要な生活サービスの持続性を確保するための「密度の経
26 済」が発揮されるよう取り組んでいく必要がある。加えて、コロナ禍以降、テレワークの普及に
27 よって、より居住地周辺の生活に身近なエリアでより多くの時間を過ごしたり、活動を行ったり
28 するような新たな暮らし方・働き方に対応するため、生活に身近なエリアを含めた地域の拠点に
29 おける必要な都市機能の充足が求められている。

30 このため、居住や都市機能の誘導を進める都市のコンパクト化と、そのような拠点間や周辺地
31 域を結ぶ公共交通軸の確保を通じた交通ネットワークの確保を更に推進していく必要がある。これ
32 らを郊外住宅地や周辺集落を含む都市圏全体で取り組むことにより、生活利便性や生産性の向
33 上による地域経済の活性化、行政コストの削減、CO₂の排出量の削減、地域の安全・安心の確保を
34 図り、多様な暮らし方・働き方を支える人を中心のコンパクトな多世代交流まちづくりの実現を図
35 っていく。

36 都市のコンパクト化と交通ネットワークの確保を図るため、立地適正化計画に基づき、都市の
37 中心拠点や生活拠点において、公共施設の再編、空き地・空き家等の既存ストックの有効活用、
38 市街地の再開発、防災拠点の確保等を進めつつ、各種都市機能を誘導する。あわせて、居住につ
39 いては、災害リスクが低く、拠点となるエリアや公共交通軸沿線への誘導を図る。立地適正化計
40 画については、2024年度末までに作成する市町村数を600市町村とし、更なる取組の推進を図つ
41 ていく。

42 さらに、こうした地域の拠点となるエリア内の回遊性や滞在快適性を向上させる取組を推進す
43 るため、デジタル技術を活用した官民一体の空間活用や機能連携を図り、多様な暮らし方・働き
44 方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを進める。

45 また、公共交通ネットワークの確保の実効性を高めるためにも、立地適正化計画等と地域公共交通
46 計画等の連携を強化し、居住や都市機能の誘導と連動させながら、まちづくりの将来像の実
47 現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成する。地域公共交通計画を立地適正化計
48 画と併せて策定した市町村数については、2024年までに策定総数を400件とすることを目指す。

¹²⁶ 2016年3月のまち・ひと・しごと創生本部会合において決定された地方創生に資する中央省庁や研究機関・研修機
関等の地方への移転の取組に関する方針。

さらに、公共施設の統廃合、再配置等を効果的に推進するとともに、地域経営の視点から地域の価値を高めるために、官民の不動産を有効に活用する取組が重要である。このため、自立的かつ持続的な事業活動による地域の活性化と地域内の資金循環を目指し、官民の不動産を有効に活用するための手法の一つとして、不動産証券化の活用を促進する。

こうした取組と併せて、土地利用の整序及び居住や都市機能の集積を図るため、既存集落の維持等のために必要な土地利用は行いつつも、郊外における無秩序な開発を抑制し、市街地における未利用地の有効利用を図るなど、市街地の空洞化を防ぐ。さらに、自然・田園環境再生についても取り組み、都市の緑地に関しては、緑の基本計画を活用するとともに、都市の将来の姿との関係性を明確にした上で取組が進められるよう緑の基本計画と立地適正化計画の連携を図る。

さらに、まちづくり DX のデジタルインフラである 3D 都市モデルの全国整備、社会実装を推進するとともに、建築 BIM⁵⁰、PLATEAU、不動産 ID⁵¹ を一体的に進める「建築・都市の DX」の推進により、都市開発・維持管理の効率化や地域政策の高度化、関係する様々なデジタル情報等を活用した新サービス・新産業の創出を図る。

2. 都市環境の質的向上

都市においては、気候変動による気温の上昇に経済活動の増大と過密化による熱環境の悪化（ヒートアイランド現象）が加わることで、熱ストレスが増大することが見込まれる。このため、特に大都市圏においては、エネルギー消費量の抑制、保水力の向上、風の通り道を確保する観点等からの水と緑のネットワークの推進等によって環境負荷の少ない都市構造を形成することが必要である。

このため、複数の都市施設間でのエネルギーの融通、風・太陽光・熱等の自然エネルギー、廃熱・下水熱・下水汚泥等の未利用エネルギー等の地域の特色あるエネルギー資源の徹底活用、緑地や水面の確保、湧水、下水再生水等の活用、保水性の高い舗装材の活用等を進める。また、廃棄物の不法投棄の防止、ごみゼロ型都市への再構築、再生可能材料の利用促進、海面処分場の計画的確保、沿道等における良好な大気環境の確保、汚水処理を通じた水質の保全等を進める。

また、市街化の進展に伴う降雨時の雨水流出量の増大に加え、近年の水災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川整備や下水道による浸水対策を推進するほか、流域の雨水貯留浸透機能の向上に係る取組や貯留機能を有する土地の保全など、都市部のみならず全国で流域のあらゆる関係者が協働して行う流域治水を推進する。加えて、河道等の整備による浸水被害の防止が困難な地域においては、遊水地や地下河川、輪中堤、雨水貯留浸透施設等の整備、土地利用・住まい方の工夫、避難体制の強化等のハード・ソフト対策を組み合わせるなど、流域治水の実効性を確保し、取組を強力に進める。

さらに、土地利用・住まい方の工夫や開発規制、安全な地域への立地誘導、移転など、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進める。河川整備等と防災まちづくりの総合的・多層的な取組により、想定最大規模の水災害発生時においても、人的被害はもとより、できるだけ経済被害を減少させ、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要である。

あわせて、居住誘導区域等における集中的な砂防施設等の整備、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や移転勧告の柔軟な運用等による災害リスクを考慮した安全な国土利用への誘導や、海拔ゼロメートル地帯で人口が集中し、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間における高規格堤防の整備など、まちづくりと一体となった都市防災対策を進める。

第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、多様な住民が生活する場でもあり、さらには、国土の保全、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を發揮してきた場である。人口減少、少子高齢化が加速する中、農山漁村の持続的な振興を図るために、地方・田園回帰による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農山漁村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されていることなども踏まえ、住民に加えて関係人口¹⁷も含めた幅広い主体の参加の下で、農山漁村の振興に関する施策を推進していく必要がある。

このため、農山漁村の振興に当たっては、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、農山漁村に人が住み続けるための条件整備、持続可能な土地利用の推進、農山漁村を支える新たな動きや活力の創出、新たな産業の導入について、デジタル技術を活用しつつ推進することで、各施策が連携して好循環を生み出し、心豊かに暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現を目指す。

1. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

農山漁村における所得向上や雇用機会の創出を図るため、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営や、6次産業化¹²⁷、農泊、ジビエ利活用、農福連携¹²⁸等の農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせることなどにより新しい事業や付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進する。また、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、太陽光発電等の再エネの導入を促進する。

2. 中山間地域等を始めとする農山漁村に人が住み続けるための条件整備

農村において、集落機能の維持・強化や集約化を図り、人の流れの受け皿となる機能等を果たしていくため、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援など地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RM³⁶）の形成を支援する。また、地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決・地域活性化を図る「デジ活」中山間地域⁵⁴の取組を推進する。さらに、多面的機能の適切な発揮のための地域共同活動への支援、情報通信環境等の整備、鳥獣被害対策、農業水利施設等の国土強靭化対策を進める。

3. 持続可能な土地利用の推進

地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害対策、粗放的な土地利用等の農用地保全のための多様な取組を総合的に支援することと併せ、粗放的な土地利用等を行う場合に、農林漁業団体等が地方公共団体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、事業実施に必要な手続を迅速化する仕組みのほか、地方公共団体による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を可能とする仕組みを活用し、持続可能な土地利用の推進を図る。

4. 農山漁村を支える新たな動きや活力の創出

持続可能な農山漁村を創造するためには、都市住民も含め、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが必要であり、そのためには、体験農園、農泊等の様々なきっかけを通じて、農山漁村への関心を一層喚起しつつ、継続的に農山漁村に関わることができる機会を提供していく。

あわせて、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

5. 農山漁村と都市の共生・対流

豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図るとともに、地方・田園回帰等の動きも踏まえ、農山漁村と都市の相互貢献による共生を目指す。

具体的には、農山漁村の関係人口である「農的関係人口」の創出・拡大や関係の深化に向けて、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組を推進するとともに、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行としての農泊の取組を推進する。また、高齢者や障害者等の多様な人々が農林水産業に従事することを促進し、社会参加や生きがいの創出を図る農福連携の取組を推進する。

¹²⁷ 農林漁業者が農畜産物・水産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を総合的かつ一体的に取り組み、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

¹²⁸ 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

1 第4節 包摂社会の実現に向けた地域づくり

2 人口減少に歯止めをかけるためには、少子化対策は待ったなしの課題である。このため、若者
3 世代の結婚や子育ての希望を実現するための環境を整備する必要がある。

4 また、結婚や出産後も仕事を継続しキャリアを積むことを希望する女性や、退職後も健康であ
5 れば働き続けたいと希望する高齢者が増加している。少子化に伴い生産年齢人口が減少する中で、
6 女性、高齢者等が活躍できる社会を実現することにより、我が国経済を支える労働力の底上げを
7 図ることが重要である。

8 1. 子育て世代や高齢者など誰もが安全・安心に暮らせる環境の整備

9 (出産、子育て環境の整備)

10 若者世代の結婚や子育ての希望を実現するためには、「共働き・共育て」を推進し、子育て世代
11 の夫婦がともに仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境を整備することが
12 重要である。特に、長時間労働のは正や柔軟な働き方等により、子育てに必要な時間を確保し、
13 負担の軽減を図ることで男女が共に育児に参画することができる「共働き・共育て」の環境を整
14 備していく必要がある。

15 このため、柔軟な休暇制度の充実、テレワークの推進等によるワーク・ライフ・バランスを意
16 識した働き方の改善、職住近接、クラウドソーシング¹²⁹の活用、三世代同居・近居、認定こども
17 園・幼稚園・保育所、放課後児童クラブ等の整備等を推進する。また、子育てしやすく家事負担
18 の軽減に資するリフォーム、住宅内テレワークスペース等の確保及び子育て世帯の住宅取得を推
19 進するとともに、公営住宅等への優先的な入居等の住宅支援を強化する。あわせて、安全な子育
20 ての場となるほか、高齢者の健康づくりの場等にもなる多様な機能を有する都市公園の整備を推
21 進する。また、通学路等の安全性を確保するとともに、公共交通機関と連携してベビーカーの利
22 用に対する周囲の配慮を呼びかけるなど、子育て世代が安心して移動できる環境を整備する。公共
23 施設や公共交通機関等の子育てバリアフリー化を進め、「道の駅」においても、子育て応援機能
24 を強化する。

25 さらに、「こどもファスト・トラック」の推進等の取組を通じて、こども・子育てにやさしい
26 社会づくりのための意識改革を進める。

27 (多様な世代が安心して健康に暮らせる医療・福祉・介護とまちづくりの推進)

28 若者、女性、高齢者等の多様な世代が安心して暮らせるよう、中長期的な人口動態の変化とそ
29 れに伴う都道府県における地域ごとの将来の医療需要を見据えた地域医療構想の取組を支援し
30 つつ、遠隔医療やICTの活用を推進する。その際、医師の確保については、地域医療構想の取組
31 と併せて都道府県が策定する医師確保計画に基づく取組を支援する。さらに、救急医療や周産期
32 医療の確保、ドクターヘリの配備等についても都道府県が策定する医療計画に基づき、関係機関
33 の連携により、取組を推進する。

34 まちづくりにおいては、サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・
35 福祉・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して
36 健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を図る。

37 また、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉・介護、予防、住まい、生活支援が
38 包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る。その際、公的不動産や空き
39 家の活用も進める。これらの取組は、都市政策、住宅政策、交通政策と医療・福祉・介護政策が
40 連携して総合的に行う。

41 これらの取組の前提として、高齢者の社会参加、きめ細かな生活支援、生活習慣病予防や食育
42 の啓発等を通じて、高齢者が長く健康に暮らすことができるための取組を進め、医療・福祉・介
43 護への依存が少ない老い方を実現することが重要である。また、地方での暮らしを希望するシニ
44 ア世代の意向を実現する移住、医療・福祉・介護施設へアクセスしやすい場所への住み替えを支
45 援する。

46 47 48
¹²⁹ 企業が主にインターネット等を利用し、不特定多数の人に業務を委託（アウトソーシング）すること。

1 (誰もがより快適に移動しやすく、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進)

2 徒歩、自転車又は公共交通機関の利用により医療・福祉・介護、教育等の生活サービスを享受
3 することができるよう、公共交通機関、道路だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空
4 間の形成、歩行者と自転車の通行区分、景観行政と連携したまちの活性化に資する屋外広告物利
5 活用の促進や屋外広告物の落下対策を進めることなどにより、安全で快適に歩ける空間・環境の
6 整備を図るとともに、多様な人々の交流・活動を促し、ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く
7 歩きたくなる」まちなかづくりを進める。また、都市機能の集積を促進する拠点間をサービス水
8 準の高い公共交通により連絡し、その他の地域からのアクセスについても可能な限り公共交通に
9 よって確保することで、地域公共交通の利用促進を図る。あわせて、都市政策と交通政策の一層
10 の連携を図り、まちなか居住や、病院、学校等の教育施設、大規模小売店舗等のまちなか立地を
11 促進するなど、賑わいのある市街地の整備を推進する。

12 具体的には、ハード・ソフト両面からなる総合的な交通政策を戦略的に推進し、LRT¹³⁰、BRT¹³¹
13 等の公共交通の導入や利用促進、交通結節点の改善、歩行者と公共交通が共存する道路空間（ト
14 ランジットモール）の形成、駐車場の整備と有効利用、安全・安心な歩行空間の確保、自転車の
15 利用環境の整備、情報提供や誘導等のモビリティ・マネジメントによる自動車と公共交通の適切
16 な役割分担など、まちの活性化のために必要な快適な空間づくりのための取組等を総合的に支援
17 する。

18 **2. 女性、高齢者等が活躍できる社会の実現**

19 女性、高齢者等が社会参加して活躍できる働き方を目指し、男女で家事・育児等を分担し、そ
20 れを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくる必要があり、結婚や出産後も、また、
21 介護と両立しながら仕事を続けられる休暇制度、勤務制度の導入等による女性の就業支援、継続
22 雇用制度導入や定年の引上げ等による高齢者の就業支援等を進める。

23 具体的には、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの導入・定
24 着促進のため、テレワークに関する労務管理とICT活用についてワンストップで相談できる窓口
25 の設置、セミナーの開催、テレワークガイドラインの周知等を実施する。また、会社を辞めた女
26 性、高齢者等がその専門知識を活かせるようクラウドソーシングの活用による就業機会の拡大を
27 図る。

28 さらに、例えば退職高齢者による小学校区等の地域の見回りをソーシャルビジネスへつなげる
29 など、地域のニーズに応じた、高齢者が誇りをもって社会参加できる取組を推進する。この取
30 組により、医療・福祉・介護負担の軽減にも効果をもたらすことが期待される。

31 **3. コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保**

32 暮らしの安全・安心の確保は、行政による取組を基本としつつも、住民がコミュニティづくり
33 を通じて自らの安全・安心は自らの手で確保するとの気概をもって行政と協働することが重要で
34 ある。住民、民間事業者等の主体的取組による地域で支え合う絆を育むため、住民等が活動する
35 場の提供等の支援を推進する。

36 具体的には、地域において、住民、行政、医療・福祉・介護の関係者等が協力し、子育て支援、
37 高齢者介護、障害者支援等を行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生
38 活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う、「心のバリアフリー」
39 に関する施策を推進する。また、防災や防犯について住民意識の向上を図るとともに、地域防災
40 の主体となる消防団や水防団の充実強化や活性化、交番の機能を支える交番相談員の活用、防災・
41 防犯活動拠点の確保、ボランティアに対する支援等を行う。教育については、学校と地域の連携
42 の強化、身近な学習と交流の場である公民館等の社会教育施設の積極的活用を図る。

43 さらに、地域によっては、外国人が増加し、多文化・多言語化が進展していることを踏まえ、

130 Light Rail Transit の略。低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性等の面で優れた特徴を有する軌道系交通システム。

131 Bus Rapid Transit (バス高速輸送システム) の略。走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、速達性、定時性、輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム。

1 コミュニケーションの円滑化を図りながら、医療・福祉・介護、教育等の生活面での安全・安心
2 をサポートする体制を構築する。

3 こうしたコミュニティづくりの取組を推進するため、憩いの場となるオープンスペースや既存
4 の公共施設、空き家等の活用により、多世代交流の場ともなるコミュニティ創造拠点の整備を進
5 め、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。

6 第5節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保

7 世帯数が減少に転じる見込みであるなど、近年における社会情勢の変化や人々の価値観の多様
8 化に対応した豊かな住生活を実現していくため、ライフスタイルに合わせて何度も住替えが可能
9 となるような住宅循環システムの構築やそれを支える住宅市場の環境整備、住宅セーフティネット
10 ネット機能の充実を図る。また、人口減少や高齢化等を背景に既存住宅ストックの管理が十分に行き
11 届かない状況が拡大し続けており、増加傾向にある空き家について除却等の取組の促進に加え、
12 発生抑制や活用の拡大、適切な管理を総合的に強化するとともに、建物と居住者の両方において
13 高齢化が進行するマンションについて長寿命化の促進と再生の円滑化を図るなどの取組を講じ
14 ることを通じて、安全・安心で快適な居住環境の形成を図る。

17 1. 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保

(良質なストックの形成や住宅循環システムの構築)

18 カーボンニュートラル¹³の実現、少子高齢社会や自然災害の激甚化・頻発化への対応に向けて、
19 住宅の省エネ性能の向上、住宅のバリアフリー化の推進や子育て施設・交流拠点整備、耐震診断
20 や耐震改修の促進といった良質な住宅ストックの形成に資する施策について、防災、医療・福祉・
21 介護等の地域のまちづくり方針との調和を図りながら推進する。あわせて、リフォームの促進等
22 を通じて世代を越えて継承されるストック形成を推進するとともに、住宅の適切な維持管理や建
23 物状況調査（インスペクション）の活用促進、既存住宅に関する情報提供の円滑化、住教育の充
24 実など、ニーズに応じた良好な住まいの選択が可能となる環境整備を行う。これらを通じて、働き
25 方改革やコロナ禍におけるテレワークの進展等の社会環境の変化や人々の価値観の多様化に
26 対応した豊かな住生活の実現に向けて、ライフスタイルに合わせて人生で何度も住替えが可能と
27 なるような住宅循環システムを構築する。

(住宅市場の環境整備)

30 国民一人一人がそれぞれの価値観、ライフスタイル等に応じた住宅を無理のない負担で安心して
31 選択できる住宅市場の実現を目指し、住宅性能表示制度の普及、充実、多様な住宅ローンが安
32 定的に供給される住宅金融市場の整備等を推進する。あわせて、不動産取引の信頼性や安全性の
33 向上、建物評価の改善、定着など既存住宅の品質の向上や可視化、長期優良住宅化リフォームへ
34 の支援、リバースモーゲージ¹³²等による高齢者の持家資産の活用等により既存住宅・リフォーム
35 市場の活性化を図るとともに、地域の生活環境も含めた情報提供の充実等により、円滑な住み替え
36 や二地域居住等を支援する。

(住宅セーフティネットの機能の充実)

39 住宅の確保に特に配慮を要する低額所得者、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住
40 の安定を図るため、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、登
41 録住宅の改修や入居への経済的支援及び居住支援法人等による居住支援に取り組む住宅セーフ
42 ティネット制度の活用を推進する。また、多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティを形
43 成するため、公的賃貸住宅団地における居住機能の再生、集約化等と併せた福祉拠点化を推進す
44 る。その際、都市政策や交通政策の観点も交えつつ、これらの政策とも連携して総合的に取り組
45 む。また、高齢者向け住宅等の整備に当たっては、ヘルスケアリート¹³³の活用も促進する。

132 高齢者が所有する住宅や土地等の不動産を担保として融資するローン。借入者の死亡時にその担保不動産の処分や
その他の金融資産によって一括返済（精算）すること。

133 ヘルスケア施設等を投資対象とするリート。

1 2. 安全・安心で快適な居住環境の形成

3 (安全・安心の確保とユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進)

4 安全で安心に暮らせる居住環境の実現に向け、密集市街地の整備、住宅・建築物の耐震化、老
5 朽化した空き家の除却等による災害への備え、空き家を含む建築物等における吹付けアスベスト
6 等の対策等を図るとともに、夜間照明や防犯カメラの設置、死角をつくらない配置等に配慮した
7 道路や公園の整備、防犯性能の高い建物部品（CP 部品）の普及など、防犯に十分配慮した取組を
推進する。

8 また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念¹³⁴を踏
9 まえ、交通結節点における利便性向上や乗継円滑化、駅等を中心とした一定の地域内における旅
10 客施設だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成、道路空間のユニバーサルデ
11 ザイン化、バリアフリー対応型信号機の整備、ICT を活用した歩行者移動支援サービスの導入、
12 多言語化、踏切道におけるバリアフリー対策など、まち全体を視野に入れた取組を推進する。

13 (増加する空き家への対応)

14 人口や世帯数の減少、高齢単身世帯の増加等を背景に、居住目的のない空き家が今後も増加する
15 見込みである。空き家の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆
16 衛生の悪化、景観の阻害等の影響を及ぼしているものがある。

17 これまで、地域の居住環境に深刻な影響を及ぼしている空き家（特定空家等）については、地
18 方公共団体が法令に基づき所有者等に除却等を促すなど必要な措置を講じるとともに、所有者等
19 に対する支援を行うなど、着実に取組は進展してきた。

20 しかし、更に空き家が増加することが見込まれる中、特定空家等となってからの対応は限界に
21 近付いており、より早い段階での対応が必要である。また、地域の需要に応じた空き家活用を進
22 めることで、地域経済の活性化等に繋げていく視点も必要である。

23 そのため、従来から行ってきた活用困難な空き家の除却等の取組を加速化・円滑化して土地の
24 有効活用等に繋げることに加え、所有者等の管理や活用に係る意識を醸成し、空き家の発生を抑
25 制するとともに、特定空家等となる前の段階から地方公共団体が所有者等に必要な措置を講じ、
26 管理の確保と特定空家等の発生の未然防止を図る。また、行政と NPO 等の民間主体が連携して所
27 有者等に早期活用の判断を促すほか、中心市街地活性化や観光振興、地域コミュニティの維持・
28 強化など地域の状況に応じた空き家活用に向けた需要の掘り起こし、所有者等と活用希望者との
29 マッチング、地域活性化に資する改修への支援、重点的に活用を促進する地域の設定等を促進す
30 ることにより、空き家の活用を促進し、地域経済の活性化等に繋げる。

31 (マンションの長寿命化の促進と再生の円滑化)

32 マンションをめぐっては、建物と居住者の両方における高齢化が進行している。適切に管理が
33 行われていない場合、外壁の剥落など、周辺住民に危険が及ぶ事態や、居住機能が失われる事態
34 が発生するおそれがあり、マンションの長寿命化の促進や建替え等が必要なマンションの再生の
35 更なる円滑化を図ることが急務となっている。そのため、所在等不明区分所有者、管理組合役員
36 の担い手不足等への対応を進めるとともに、修繕積立金の安定的な確保、マンションの解体の円
37 滑化に向けた取組、管理に関する情報開示、マンション管理士の専門性向上等の取組を通じてマ
38 ンション管理の適正化を推進する。また、区分所有法の見直しを踏まえた区分所有関係の解消・
39 再生のための新たな仕組みに関する事業手続の整備等を通じてマンションの再生の円滑化を実
40 現する。

41 (良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備)

42 眺望や色彩にも配慮した良好なまちなみや景観の維持及び形成を図るため、景観計画、景観地
43 区、地区計画等の規制誘導手法の活用、無電柱化の推進、景観行政と連携した屋外広告物規制な
44 ど、歴史的な建造物や伝統的なまちなみ、自然環境と一体となった歴史的風土の保全、かわまち

¹³⁴ 身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、生き生きと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備、改善するという理念。

1 づくり等による魅力的な水辺空間の整備・活用等を推進する。また、環境負荷の低減を図るとともに空間の快適性を高めるため、都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を通じた緑の再生、河川整備、下水再生水の有効活用等を通じた水辺の再生や健全な水循環の維持又は回復に取り組む。

6 第6節 我が国の成長を牽引する大都市圏等の整備

7 大都市圏は、人材、産業、都市機能の集積を活かし、集積の好循環により、新たな価値を生み出します。我が国の成長を牽引する役割を担う。大都市圏に次ぐ規模の中核中核都市等の都市圏についても、各地域の強みを活かし、海外を含めた域外から資金を呼び込む産業の育成を進め、地方の広域圏の拠点となる都市圏への発展を目指す。

11 これらの大都市圏等においては、コンパクト+ネットワークの考え方の下、様々な都市機能を密度高く集積する。

13 また、リニア中央新幹線の開業等により三大都市圏を結ぶ新たな交流圏域の形成を通じ、圏域相互のつながりを強化するとともに、こうした「日本中央回廊」の効果を全国に波及させ、地方の活性化につなげる。さらに、我が国の成長を牽引する経済集積の効果を活かして海外からのヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、国際競争力の強化を図る。

17 また、大都市圏を中心に、今後高齢者数が急増することが予想される中、医療・福祉・介護の需要の急速な増加が見込まれる一方で、人口減少によって施設経営が成り立たず、また、医療従事者等が不足することなどにより、十分なサービスの提供を受けられない地域が発生するおそれがある。こうした地域の解消に向け、国、地方公共団体及び医療機関等の事業者が主体となり、相互に連携を保ちながら高齢化に対応したまちづくりに一体的に取り組んでいく必要がある。

1. 大都市圏の国際競争力の強化

24 大都市圏の国際競争力の強化を図るためにには、競争力のある産業の成長を促進するとともに、海外から企業や高度人材を呼び込むことが重要である。このため、優良な民間都市再生事業等により、知的対流拠点となり得るハイスペックなオフィスの整備、外国語対応環境の整備、医療・福祉・介護、教育、商業等の生活サービス機能の集積、良好な住宅の整備等のビジネス環境や生活環境の整備、都市鉄道等の公共交通網の充実やまちづくりと連携した交通結節点の強化等による都市内移動環境の高度化等を図るとともに、災害に対する脆弱性を解消し都市の防災機能の向上を図る「大都市のリノベーション」を引き続き推進する。その際、整備した地域の効率的な管理や、発達した公共交通機関の有効活用の視点が重要であるとともに、地方の魅力を発信する施設を整備するなど、地方の活性化につなげる視点も重要である。

33 なお、大都市圏の整備に当たっては、地域における創意工夫の下、既存の誘導や規制、PPP⁵⁸/PFI⁵⁹等による民間資金、税制・金融支援等の様々な手法や制度を最適に組み合わせて有効活用する視点が重要である。

2. 大都市圏における郊外部の再生

38 大都市圏のベッドタウンとしての役割を果たしてきた郊外部においては、人口減少や高齢化により、一部の住宅地において空き家や空き地、老朽化した住宅が増加しているため、都市のコンパクト化や自然・田園環境再生についての検討も含め、広域的な土地利用の再構築を推進する。さらに、細分化された土地を集約、整形し土地の有効高度利用を図る大街区化の推進、公共施設の再編及び大都市圏全体での緑の維持、増加を図る。

43 コロナ禍を契機として、テレワークの普及等により働き方の自由度が高まる中で、働く場としての都心と居住の場である郊外部という位置付けが変わりつつある。柔軟な働き方の普及・定着、生活の質への関心が高まる中で、郊外部においても、居住の場としての機能に加えて、働く場・交流の場としてのコワーキングスペースや、憩いの場としてゆとりある屋外空間へのニーズが高まっている。このため、サテライトオフィス等の整備など、ライフスタイルの変化に合わせたまちづくりを推進する。

3. 大都市圏における高齢化への対応

団塊の世代は、2025 年に 75 歳、2030 年には 80 歳を超える。これに伴って、大都市圏、とりわけ東京圏においては、急激な医療・福祉・介護需要の増加が見込まれる。また、高齢単身世帯、認知症の高齢者の増加等に伴い、見守り等のサービス需要が拡大することが見込まれる。さらに、郊外の住宅団地等においては団地入居者の高齢化が進み、まちの活力の低下、地域コミュニティの崩壊等も危惧される。急増する医療・福祉・介護サービスの需要に対応するには新たな施設や人材が必要となるが、地方と比べて施設整備に要する費用が高額であること、人材を確保しようとすれば地方から東京圏への人口流入を加速させるおそれがあることなどの問題がある。

このような東京圏において顕在化する課題に対応するためには、健康寿命を延ばすことによって医療・福祉・介護需要そのものの増加を抑制するとともに、医療・福祉・介護の効率的なサービス提供体制と、高齢者が生きがいをもって長く健康に暮らせるまちづくりを、高いレベルで実現する必要がある。

このため、まず、高齢者の社会参加の促進、きめ細かな生活支援、生活習慣病予防や食育の啓発など、高齢者が長く健康に暮らすための健康長寿の取組を推進することで、医療・福祉・介護需要の増加を抑制する。

次に、供給体制の面からは、人口減少下で医療・福祉・介護分野における人手不足が一層深刻化していく中、医療面におけるタスク・シフト/シェアを進めていくとともに、サービスの生産性の向上を一層推進していく必要がある。このため、ICT、ロボット、遠隔医療等の新たな技術やサービスの手法の開発、普及に取り組む。

さらに、「地域包括ケアシステム」による在宅医療・介護の提供や連携に資する体制を構築するとともに、高齢単身世帯や認知症の高齢者が安心して生活できるよう、地域における見守りサポートなど、コミュニティとして受け止めることのできる体制づくりや地域づくりに官民一体となって取り組む。

まちづくりの面においては、「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を通じ、コンパクトに集約した施設に徒歩や公共交通を利用してアクセスでき、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成するための取組を促進する。その際、医療・福祉・介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の計画的な整備、団地の再生による福祉拠点化、公的不動産や空き家の有効活用による施設整備等に総合的に取り組む。

以上のような取組に際しては、それぞれの地域における取組を基本としつつ、関係者の幅広い連携によって広域的な対応を図る必要がある。また、何よりも、「住み慣れた場所に住み続けたい」という高齢者の思いを尊重することが必要である。一方で、地方での暮らしを希望するシニア世代もあることから、医療・福祉・介護サービスの提供体制が充実している地方への移住によって医療・福祉・介護サービスに係る需給のミスマッチが緩和されることも期待される。その際、「お試し居住」を含む「元気なうちの地方居住」の取組が重要である。

第7節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

地理的、自然的、社会的条件の厳しい、離島地域、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域等については、これまで地域特性に応じた支援策が講じられてきた。我が国全体が人口減少社会を迎える、地域を取り巻く状況が更に厳しくなる中にあっても、地域の実情に応じた内発的発展を実現し、地域の特性を活かした自立的な地域社会を構築する。

1. 畦島地域

離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的、社会的条件の下、人の往来や生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤、生活環境等に関する地域格差が課題となっている。さらに、離島地域の人口減少や高齢化が進行するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島地域は依然として厳しい状況にある。

一方、離島地域は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然とのふれあいの場及び機会の提供、多様な再エネの導入及び活用、食料の安定的な供給など、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。このような役割が十分に發揮されるよう、厳しい自然的、社会的条件を改善し、地域間の対流の促

1 進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における
2 定住の促進等を目的として、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上及び地域間の対流の促
3 進という観点から離島の振興のための支援策を講ずる必要がある。

4 離島地域が創意工夫を活かし自立的発展を遂げるため、離島地域の有する地域差を価値ある地
5 域差と捉え、離島及び周辺海域における自然の保全や文化の継承等を通じて、地域資源を生かした戦略産業の育成、観光地域づくり及び観光の推進等による雇用拡大等の定住促進、対流の拡大
6 促進を支援するとともに、安全・安心な定住条件の整備強化の取組を支援する。また、基幹産業
7 である農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化や担い手の育成・確保、技術の開発及び普
8 及を促進する。さらに、ICT 等の先端的な技術を積極的に導入し、スマートアイランドの推進を
9 図るとともに、離島の振興に当たっては、離島地域と継続的に関係を有する関係人口¹⁷等の島外
10 人材の活用を推進する。

11 生活の安定のため、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保、港湾、道
12 路等の交通施設の整備、高度情報通信ネットワークの充実・維持管理、住宅・水の確保や汚水処
13 理に関する取組、地震・津波対策、洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策、地域の実情
14 に応じた再エネの利活用の推進及びガソリン小売り価格の引下げを支援する。さらに、人口減少
15 や高齢化の進行が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図
16 る。

17 福祉の向上のため、医師・看護師等及び介護・障害福祉サービス等従事者の確保を支援すると
18 ともに、遠隔医療等を積極的に活用して離島における医療及び介護・障害福祉の向上を図る。また、こどもの修学の機会を確保するため、遠隔教育の積極的な活用やその支援基盤の構築等によ
19 り、離島における教育の充実を図る。

20 地域間の対流の促進のため、離島に対する国民の理解と关心を深める取組や、関係人口等の島
21 外人材の創出・拡大の推進等を通じて、離島地域相互、離島地域と本土の広域的な連携を図る。

22 我が国の領海及び排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点として重要な機能を有して
23 いる有人国境離島地域については、その保全に関する施策を実施する。特に特定有人国境離島地域
24 については、このまま人口減少等が進めば、その重要な国家的役割を果たすことが困難となる
25 おそれがあることから、交通アクセスの改善、農林水産業を中心とした産業振興、観光振興等に
26 対して、支援を行う。

27 沖縄については、世界自然遺産登録地であるやんばる及び西表島に代表される個性豊かな自然、
28 文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の
29 安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている。このため、
30 定住条件を整備し、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出及び交流人口を拡
31 大するための振興策を推進する。

32 奄美群島については、道路、港湾、空港等の公共施設の整備、既存施設の老朽化対策、常襲する
33 台風等の災害への対策を含めた社会資本整備を行うとともに、一次産業と観光の連携など、奄
34 美群島の特性に応じた産業の振興や、人の往来等に要する費用の低廉化等を通じた住民の生活の
35 利便性の向上を図る。また、2021 年に沖縄とともに世界自然遺産に登録されたことを踏まえ、沖
36 縄との更なる交流・連携を促進しつつ、自然環境の保全及び持続的な観光の振興の両立に取り組
37 む。

38 小笠原諸島については、住宅の確保や簡易水道、学校施設等の老朽化対策、南海トラフ地震の
39 発生時に想定される大規模津波等の災害への対策を含めた社会資本整備を行う。また、登録から
40 10 年を超えた世界自然遺産区域を始めとする自然環境の保全に取り組みつつ、小笠原諸島の特性
41 に即した産業の振興や交通アクセスの整備による交通利便性の向上を図る。

42 2. 豪雪地帯

43 豪雪地帯においては、人口減少や高齢化が進行し、高齢者を中心に除排雪作業中の事故が多発
44 するなど、他の地域と比較して厳しい状況が長期にわたり継続していることから、国土強靭化を
45 踏まえ、雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促
46 進するとともに、親雪、利雪の観点から、雪や地域の文化を活用した産業振興、地域活性化等を
47 図る。

48 このような観点から、短期間の集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその
49

機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて、高規格道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化、付加車線や登坂車線の設置等を実施することを通じ、大雪の観点からも、基幹的な道路ネットワークの強化を図る。

さらに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生しないよう、消融雪施設、スノーシェッド、防雪柵等の整備のほか、チェーン着脱場や効率的な除雪作業のための除雪ステーション等の整備を進めるとともに、やむを得ず車両滞留が発生した場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を進める。また、積雪寒冷地特有の舗装損傷への対策を進める。

また、道路管理者等の関係機関相互の情報共有の強化を図ることとし、短期間の集中的な大雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムラインに基づく躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業等により、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避に努める。その際、関係機関と連携して、行動変容につながる事前の広報や周知を実施するよう努める。

除雪機械の自動化の開発・普及、地域が行う除排雪への支援、克雪住宅の普及促進及び空き家に係る除排雪等の管理の確保に加え、冬期居住施設など、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足している地域への対策等を促進する。都市においては、面的な消融雪施設の整備、電線類の地中化、中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備、下水道の整備、下水再生水や下水熱の活用、下水道施設等を活用した流雪水路の整備、空き地や河川敷を利用した雪捨て場の確保等を促進する。さらに、雪崩、地吹雪、融雪期の土砂災害、積雪期の大規模地震災害等の災害対策を推進する。また、除排雪に係る事業者や人材の確保、育成を行うとともに、住民の協力体制の整備等を行うことにより、地域における安定した除排雪が継続的に行われる体制の構築を推進する。

親雪、利雪の観点からの産業振興、地域活性化等の対策としては、豊かな土地、水資源、自然環境や美しい景観の保全を行いつつ、雪国の特性に対応した農林水産業等の振興を図るとともに、雪氷冷熱エネルギー等の各種資源の利活用等を促進する。さらに、冬期のスポーツ施設、公園の整備等を図るとともに、雪国の豊かな自然や文化を学び、体験することを通じて魅力ある地域社会の形成に努め、海外をも含めた交流と連携を促進する。さらに、平時より全国に幅広く豪雪地帯の状況を周知し、豪雪地帯への理解を促す。

また、気象、交通、イベント等の情報提供、生活の利便性向上、産業の振興等の観点から、高度な情報通信基盤の整備とともに、総合的な雪情報の提供を図る。さらに、降積雪等の観測の強化、除排雪の自動化・省力化等の克雪技術及び利雪技術の研究開発を促進する。また、技術の開発及び普及に当たっては、デジタル技術を活用し、国民の利便性の向上を図る。

3. 山村地域

山村は、林野面積比率が高く、交通及び経済的条件等に恵まれないため、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない状況にあり、人口減少、高齢化の進行等により、荒廃農地、必要な施設が行われない森林等の問題が顕在化している。また、その地形条件等から土砂災害等の対策の必要性が高い地域である。一方で、山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っており、これらの多面的機能が十分かつ適切に發揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図るとともに、産業の振興、住民の福祉の向上、地域間の交流の促進等により山村における定住の促進を図ることを旨として、その効果が適切に發揮されるよう、山村の振興を推進する必要がある。

このような観点から、交通・通信施設、農林業の生産基盤、国土保全施設、教育・文化施設等の産業基盤及び生活環境の整備とともに、農林水産物の加工業、販売業等の導入、山村の振興に寄与する人材の確保・育成等を図る。

また、山村は、森林を支える基盤であり、これに由来する地域固有の文化の発信源でもあることを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮のため、森林や林業に関わる人々が山村に定住し、林業生産活動、見回り等の管理活動を行うことが重要である。このため、地域内での経済循環を生み出すべく、森林資源を活用して、林業・木材産業を成長・発展させる。その際、規模拡大や生産性向上の取組だけでなく、中小地場の製材工場等の活性化や未利用材の熱利用等を進める。また、農林複合的な所得確保の機会を創出するため、自家労働による木材生産等の取組を促進する。林業・木材産業以外の所得確保の方策として、きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物、広葉樹、ジビエ等の地域資源の発掘と付加価値向上等を図る。加えて、健康・観光・教育など様々

な分野で森林空間を活用する森林サービス産業³¹や、農泊との連携等を推進し、地域外の力を活かしつつ地域の内発力を高める。

4. 半島地域

半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれないなど、地理的条件不利性を抱えており、全国を上回る人口減少、高齢化が進行し、地域産業の低迷やコミュニティ機能の低下が進んでいる。また、地形的な制約から災害時には交通や情報の途絶の危険性が高く、近年頻発する風水害や、発生が危惧される大規模地震に伴う津波等の被害も懸念される。一方で、海、山、里、川が近接し、多様な資源に恵まれ、海を通じた交易や交流の拠点として栄えてきた歴史を持つ地域が多いなど、独自の経済や文化を形成してきた。

半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れあいの場及び機会の提供など、多岐にわたる役割を果たしているとともに、国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、その役割が引き続き果たされていく必要がある。このため、地域における多様な農林水産物、独自の歴史によって育まれた文化など、豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、災害にも対応した安全・安心な暮らしを実現するため、防災機能を強化するための交通基盤整備、生活環境の整備、医療の確保、福祉・介護サービスの確保等を図る。その際、半島地域の置かれた環境は地域それぞれ異なるとともに実情も多様であることから、地域の特性を活かした取組が必要である。

5. 過疎地域

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給等の公益的機能を有し、これらが發揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。また、東京への人口の過度の集中の問題が深刻化している中、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなっている。

過疎地域においては、人口減少など、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保等の課題があることから、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

過疎地域の創意工夫を尊重しつつ、地域社会の担い手となる人材の確保・育成や、ICT等の技術活用に対する支援に特に重点を置き、各種支援施策により、持続的発展に資する取組を支援する。

第2章 産業に関する基本的な施策

人口減少や高齢化による労働力の減少、GX・DXの推進、経済安全保障といった我が国産業を取り巻く環境が変化する中で、国際競争力の強化を図るため、経済成長を牽引する産業について国土全体で戦略的に生産拠点の整備や強化を図るとともに、生産性の向上、持続的なイノベーションの創出、人材の獲得・育成に向けた取組を強力に推進する。

また、個性ある地方の創生に向けて、地域の特徴を活かした産業の振興、地域消費型産業の付加価値生産性の向上や地域発イノベーションによる内発的な発展のための取組が必要である。

特に生産年齢人口の急減に直面する我が国において、多様な人材の活躍に向けた産業の生産性向上と魅力ある雇用の創出は不可欠の課題である。地方の衰退を防ぐため、地域産業における稼ぐ力の向上を図り、持続可能な地域づくりを進める。

第1節 GX・DXを始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成

我が国企業は、これまで、世界最高水準の品質の製品を製造、販売することで世界の産業をリードしてきた。しかし、近年、先進国を始めとして、革新的な技術シーズ¹³⁵を一気に事業化して

¹³⁵ 企業や大学における新技術について、将来大きく実を結ぶ可能性を秘めた種（たね）に例えたもの。

1 新たな市場を自ら作り出すことで差別化を図り、高い利益を確保する企業等が登場している。

2 我が国産業が、DX や GX を始めとする厳しい国際競争に打ち勝つためには、企業が事業の大膽
3 な選択と集中を断行するとともに、将来性のある成長産業へと進出し、展開するなど、企業価値
4 を高めていくことが重要である。

5 また、人口減少や高齢化が進む中で、我が国が引き続き世界を技術力でリードしていくために
6 は、科学技術における革新的な技術シーズが持続的に生み出される仕組みを構築する必要があり、
7 多様なヒト、モノ、アイディアのマッチングの場となりイノベーションを持続的に生み出すこと
8 ができる知的対流拠点を組織の垣根を越えて整備し、集中的な投資を行うことが不可欠である。

9 こうした観点から、第 1 部で掲げた「持続可能な産業への構造転換」に示した基本的な方向性
10 を踏まえつつ、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を図る GX の加速を始めとして、我
11 が国の経済を再び成長軌道へと戻す取組を推進する必要がある。

12 (知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化)

13 革新的な技術シーズを創出し事業化に結びつけるためには、产学研官が一体となった連携体制を
14 構築し、都市政策、地域政策等を含む総合的な観点からのアプローチを図りながら、イノベーシ
15 ョン創出の中心となる知的対流拠点を整備する必要がある。その際には、大学、研究開発法人等
16 における国際競争力の強化も重要であり、先端的な研究領域に着目して、競争原理の下で世界ト
17 ップクラスの研究教育施設を核として、知的対流拠点の形成を目指す必要がある。知的対流拠点
18 では組織の壁を越えた研究、人材及び資金の融合化を図り、他にはないユニークな拠点として人
19 材、知識、情報が集まり、イノベーションが創出される場となることを目指す。

20 具体的には、先端的な科学技術を支える基盤強化のため、大学、研究開発法人等の施設、設備
21 及び研究情報基盤の再生、改修、計画的かつ重点的な整備等を図るとともに、優位性のある研究
22 開発資源や地域資源を核として、優秀な人材、高度技術等に関する知識、情報が組織を越えて対
23 流することができるよう、技術シーズを有する大学、研究機関やその事業化を目指す企業等の集
24 積、連携強化を図る。

25 また、競争的資金の拡充による若手研究者の自立支援、基礎から応用・実用段階に至るまで継
26 ぎ目なく研究ができる競争的資金のあり方の検討等の取組により優れた人材を育成するととも
27 に、キャリア教育やプロフェッショナル教育の充実による大学における人材育成機能の強化等を
28 図る。

29 あわせて、その周辺では良質なオフィス空間の整備、公共交通網や情報通信ネットワークの高
30 度化、医療・福祉・介護、教育、商業等の都市機能の集積等による研究者等がストレスを感じず
31 研究等に集中できる環境を整備する、イノベータイプなまちづくりを推進する。その際には、優
32 秀な外国人研究者を招へいすることも重要であり、研究環境の充実はもちろんのこと、住宅の確
33 保や教育等の生活環境にも配慮した受入体制の構築、査証発給に係る必要な見直しや運用改善等
34 を一層推進する。

35 また、企業が技術の自前主義や自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオ
36 ープン・イノベーション⁴⁹を強力に推進するための環境を整備する。

37 具体的には、大学等の技術シーズを民間企業が速やかにイノベーションへとつなげるため、「橋
38 渡し」機能の強化を図る。また、研究開発法人が主体となり、受託研究企業から民間資金を獲得
39 する仕組みの構築、大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶなどにより各機関の責任
40 の下で業務を行うことができる「クロスマピントメント制度」の導入等に取り組む。

41 さらに、特許の権利化までの期間短縮化や、大学や企業が保有する特許の中小企業等による有
42 効活用、官民が一体となった研究開発投資の促進等に取り組む。

43 なお、サービスロボットの社会実装、革新的な医薬品等の開発、環境・エネルギー分野における新事業創出等を目指す筑波研究学園都市、最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、「創造的復興の中核拠点」として我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引していくことを目指す福島国際研究教育機構（F-REI）（2023 年 4 月設立）の取組を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。

1
2 **(大胆な事業の選択と集中及び持続的な企業価値の創造)**

3 企業が収益力を向上させるためには、事業再編等により大胆な事業の選択と集中を図るととも
4 に、持続的な企業価値の向上を実現するための仕組みの強化が必要である。このため、社外取締
5 役の活用、投資家との積極的な対話等によるコーポレートガバナンス¹³⁶の強化を通じて、グロー
6 バル競争に打ち勝つ攻めの経営判断と企業価値向上のための対応を促進する。

7
8 **(ベンチャーを生み育てる環境の整備)**

9 企業の新陳代謝を促進し、収益性や生産性の高い分野へ投資や雇用をシフトさせるためには、
10 既存産業の変革にとどまらず、ベンチャーが次々と生まれ成長産業へと結びつく環境を整えるこ
11 とが非常に重要である。このため、ベンチャーのスタートアップ支援とともに、大企業からのス
12 ピンオフ¹³⁷、カーブアウト¹³⁸又はM&A⁷¹の形態を含め、ベンチャーが活躍できるよう、制度面、人
13 材面及び資金面における障害を取り除くための総合的な対策を講じる。さらに、ベンチャー企業
14 と大企業とのマッチングを促すプラットフォームの構築を目指す。また、スタートアップ中核支
15 援拠点など、国内外のスタートアップ支援機関や大学、企業と連携したスタートアップ創出・育
16 成の地域拠点整備を推進する。スタートアップ・エコシステム⁷⁰「グローバル拠点都市¹³⁹」が国
17 際的にブランド力を高め、海外に発信するための取組を推進する。

18
19 **(イノベーション創出のためのリスクマネーの供給)**

20 イノベーションの創出のためには、銀行、機関投資家等の金融を担う各プレーヤーが、企業の
21 長期的な価値創造という大きな方向に向けて、よい意味での緊張関係を保ちつつ積極的な役割を
22 果たすことが重要である。銀行、機関投資家等においては、企業の新陳代謝等を支援する観点か
23 ら、ファンド等を通じた民間によるエクイティ・ファイナンス（投資）、メザニン・ファイナンス
24 （融資と投資の中間に位置するミドルリスク・ミドルリターンのファイナンス）等への貢献を含
25 む収益性を意識したリスクマネー供給¹⁴⁰の促進や、目利き・助言機能の発揮が求められる。

26
27 **(GX・DXを始めとする世界をリードする魅力ある成長産業の形成推進)**

28 世界をリードする魅力ある成長産業の形成に向け、従来の行政機関の縦割りや組織の垣根を越
29 えた連携体制を構築し、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点において、革新的な技術
30 シーズを次々に新製品や新たなビジネスモデルへつなげるための取組を支援する。また、世界最
31 高の知財立国実現を目指し、知的財産の取扱いや標準化に向けた戦略的な取組を推進する。

32 こうした取組を通じて産業の国際競争力を強化するためには、既存産業の一層の強化を図ると
33 ともに、GX・DXの推進や経済安全保障の観点も含め、新しい成長産業を創出することが重要である。
34 第1部で掲げた「持続可能な産業への構造転換」において例示している成長産業以外にも、
35 例えば、ロボットを始め、ライフサイエンス、情報通信、環境、マテリアル等の知識集約産業や、
36 航空宇宙、燃料電池、次世代知能ロボット等の次世代産業において、今後の成長が期待される。

37 特にロボット産業については、我が国がこれまで世界をリードし、今後も新たな市場を作り出す
38 ことができる、我が国のイノベーションの象徴ともいえる産業である。工場の製造ラインのほか、医療・福祉・介護、農業、物流等の生活・労働支援や、過酷な条件下での調査など、効率化、
39 省力化、代替性等に広く役立つだけでなく、人口減少や高齢化により人手不足やサービスの縮退
40 が進む中、我が国が抱える課題解決の切り札として、また、世界市場を切り開く成長産業として、
41 市場の拡大を強力に推進する。

42 航空宇宙産業については、特区制度の支援措置の拡大や、企業立地、研究開発、実証実験の支
43 援等により、航空機生産機能の拡大・強化を図るとともに、企業の国際競争力の強化や販路拡大

¹³⁶ 会社の不正行為を防止、あるいは適正な事業活動の維持、確保を実現すること。

¹³⁷ 企業が事業部等の一部門を独立させて別の会社をつくること。

¹³⁸ 企業が埋もれた技術や人材を新会社に移し、外部の投資を呼び込み、事業価値を高めること。

¹³⁹ スタートアップや支援者の一定の集積と潜在力を有する都市において、地方公共団体、大学、民間組織等が策定した拠点形成計画を内閣府及び関係省庁が認定するもの。選ばれた都市に対して、関係府省が連携し、国の補助事業、海外展開支援、規制緩和等を積極的に実施する。

¹⁴⁰ 高いリターンを得るために、回収不能になるリスクを負う投資資金の供給。

1 を加速させ、航空宇宙産業の発展を推進していく。

2 海事産業については、エネルギーや食料を海外との貿易に大きく依存している我が国にとって
3 の生命線である国際海上輸送の安定確保を図るため、日本船舶・日本人船員の確保、日本船主に
4 よる外航船舶の安定的な導入・確保、船舶の運航に欠かせない船舶用機関・航海用具・推進器の
5 サプライチェーン強靭化に取り組む。また、船舶を供給し、地域の経済と雇用を支える造船・船
6 用工業について設備投資や事業再編等を通じた事業基盤の強化を図るとともに、バーチャル・エ
7 ンジニアリングの実現等により国際競争力を高め、造船・海運の両輪での好循環を創出する。

8 自動車産業については、EV¹⁴¹、PHV¹⁴²の充電インフラ及び FCV¹⁴³の水素ステーションの整備推進
9 等により、次世代自動車の更なる普及拡大を図っていく。また、自動運転の本格的な社会実装に
10 向け、通信インフラやダイナミックマップ¹⁴⁴等の社会インフラの整備を加速させる。

11 第2節 海外からの投資を呼び込む環境整備

12 国際化が進展する中で、我が国が稼ぐ力を發揮し、厳しい競争に打ち勝つためには、国内外の
13 企業の経営マインドを国内に向けさせ、グローバルなヒト、モノ、カネ、情報、アイディアを国
14 内へと呼び込むことが重要である。このため、魅力ある成長産業を形成するのみならず、世界ト
15 ップクラスの事業環境の整備等により国際的な立地競争力を強化し、我が国における投資環境の
16 魅力を高める必要がある。

17 このため、経済連携協定や投資協定に関する取組を推進することによりモノ、サービス、投資
18 の国境を越えた移動の障害を取り除くとともに、国家戦略特区の活用等によるスピード感を持った
19 インパクトのある規制改革の実行等により、事業環境の改善を強化する。特に、国家戦略特区
20 制度の活用に当たっては、スーパーシティ型国家戦略特区とデジタル田園健康特区の取組を強力
21 に推進し、大胆な規制改革を伴ったデータ連携や先端的サービスの実現を加速化する。

22 あわせて、民間都市再生事業等による都市のリノベーションを推進し、良質なオフィス空間の
23 形成、都市内交通等の移動環境や情報通信ネットワークの高度化、国際線ネットワークや国際空
24 港へのアクセス強化、医療・福祉・介護、教育、商業、アミューズメント等の集積等を図り、グ
25 ローバル企業が効率的に業務を行うことができ、ストレスを感じない環境を提供する。

26 また、国内投資拡大の気運の高まりやグローバルサプライチェーン再編の動きなど、国内外の
27 経済社会環境の変化を成長のチャンスと捉え、取組を加速することにより、対内直接投資を拡大
28 させる。そのため、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン¹⁴⁵」を早期に実行
29 し、日本経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげていく。

30 第3節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出

31 地域の活性化のためには、魅力ある雇用の場を実現する必要がある。このためには、地域の稼
32 ぐ力を向上させる取組を推進して域外から資金を稼ぐとともに、その資金が地域内において広く
33 循環することが重要である。

34 また、产学研連携等を通じ、地域産業の高付加価値化や人材育成を進めるとともに、地域の内
35 発的・自発的な発展や、地域の課題を自ら解決するための地域発イノベーションを推進すること
36 が重要である。

37 このため、収益性や生産性の向上を通じて、地域の雇用と賃金の安定を図るとともに、地域の
38 実情を踏まえ、地域が自ら考え、地域資源を活かし、魅力ある地域産業を展開する必要がある。

39 また、特色ある地域産業を展開するためには、意欲のある多様な人材を安定的に供給できる力
40 を高めて、労働需給のミスマッチを解消するとともに、産業構造の柔軟性を高めるなど、地域経
41 済を支える足腰を強化する必要がある。加えて、魅力ある地域産業を展開し、その魅力を磨くた
42 めには、大都市圏と連携することで、大都市圏に集積したヒト、モノ、カネ、情報を活用するこ
43 れが重要である。

44 ¹⁴¹ Electric Vehicle の略。電気自動車。

45 ¹⁴² Plug-in Hybrid Vehicle の略。プラグインハイブリッド自動車。

46 ¹⁴³ Fuel Cell Vehicle の略。燃料電池自動車。

47 ¹⁴⁴ 高精度3次元地図情報と、様々な主体が所有し時間とともに変化する位置特定可能な動的データ（動的情報、準動的
48 情報、準静的情報）とを紐付けルールを定めることにより、整合的に活用するもの。

49 ¹⁴⁵ 2023年4月対日直接投資推進会議決定。

1 とが重要である。

2 3 1. 地域消費型産業の付加価値生産性の向上

4 サービス産業等の地域消費型産業は、実質GDP及び雇用の7割以上を占め、生産性の上昇余地
5 も大きい。地域内で資金を循環させ地域の活力を高めていくため、地域消費型産業の付加価値生
6 産性の向上の取組を推進する。

7 具体的には、高齢化の進行、女性の社会進出、健康志向化、団塊世代による多業・多芸への関
8 心の高まりなど、社会構造やライフスタイルの変化を的確に捉えた上で需要の拡大が見込まれる
9 分野への進出、ICTの活用による地理的制約を越えたサービスの提供等の事業展開を図る。また、
10 ビジネス支援や物流・流通分野は、製造業と密接に関連していることから、その生産性の向上を
11 図ることにより、地域の経済を支える製造業の競争力強化にもつながることが期待される。

12 このため、金融、放送、通信、公共サービス等の幅広い分野における規制改革や標準化、ICTの
13 本格的活用、ビッグデータを活用したマーケティングなど、サービス産業の生産性向上に向けた
14 施策や運動の展開、分野間や大学等との連携を通じた取組等を推進する。さらに、今後発展が期
15 待される育児支援、健康・福祉、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、物流・流通等の分野
16 に重点的に施策を展開するほか、サービス分野の革新に資する人材の育成等を図る。

17 18 2. 魅力ある地域産業の展開や地域発イノベーションによる内発的発展

19 魅力ある地域産業の形成のためには、まず地域資源等の魅力について再認識し、最大限活かす
20 ことによって、付加価値の向上を図ることが重要である。

21 例えば、観光資源、農林水産品等の地域資源を基にしてストーリー性やテーマ性を持たせるな
22 ど付加価値を高めた商品を開発し、海外を含めた地域外へと発信することや、畜産物のブランド
23 力強化、農家とレストランとのタイアップによる地場野菜のプレミアム化など、地域資源が持つ
24 価値を、地域の創意工夫によって最大限引き出して魅力を高める取組を推進する。その際、地域
25 外等の目利き人材、経営・企画力のある人材等を活用することで、地域ブランドの構築、新商品
26 開発、異分野への進出等を更に推進する。あわせて、地域における起業等の支援体制の整備や、
27 クラウドファンディング等を活用したベンチャー向け支援のための取組を推進する。また、地域
28 の環境等をデータ化して分析し、その環境に適した、又はその環境を必要とする産業にデータを
29 提供することで戦略的に立地を誘導したり、地域の研究所の技術シーズ¹³⁵等を核にして関連する
30 産業を誘致することなどを通じて、特色ある産業集積を進める。

31 中小企業は、地域の雇用を支えるとともに、製造分野における高度なものづくり活動を支えて
32 おり、とりわけ、海外展開により特定の分野で高いシェアを占める中小企業には地域経済を牽引
33 する役割を担うことが期待される。その活性化は地域経済ひいては我が国経済にとって不可欠で
34 あることから、中小企業の新たな事業展開等を支える環境整備を積極的に推進する。具体的には、
35 最終製品の製造を担う大企業や技術シーズを有する大学とのマッチング機能の強化や場の提供、
36 新たな技術シーズを生み出す研究開発、金融面の支援、地方大学、高等専門学校、専門学校等と
37 連携した実践的な教育による人材育成、ICT化による経営能力の向上支援、技術の円滑な継承の
38 ための支援等を積極的に推進する。また、海外進出、輸出入、外国企業との生産、販売、技術等
39 の業務提携など、中小企業のグローバル化のための取組を支援する。

40 さらに、魅力ある地域産業の形成に向けて、地域の金融機関の果たす役割が大きいことから、
41 地域の金融機関による資金面、経営面等における支援を強化する。具体的には、創業・第二創業
42 のための円滑な資金供給、後継者不在企業の事業売却等により地域産業の新陳代謝を後押しする。

43 なお、我が国にとって重要な施設であるエネルギー関連施設が立地する苫小牧東部地域及びむ
44 つ小川原地域については、これまでの取組を踏まえるとともにそれぞれの特色を活かしつつ、貴
45 重な空間として2050年カーボンニュートラル¹³の実現を始めとする我が国の発展に活用すべく、
46 企業立地の促進等を図る。

47 48 49 50 3. 地域の労働供給力の向上と雇用の創出、都市と地方の所得格差の是正

50 地域の実情に応じて、都道府県、市町村、経済団体等の関係者が一体となって雇用創出、能力
開発、就職促進等を進めるとともに、国はこうした取組に対して支援する。

具体的には、地域の創業、事業拡大等に必要な中核的・専門的人材の誘致等を通じた雇用機会の創出、求職者に対する能力開発、情報提供、相談等の取組を、国の支援制度も活用しながら進めるとともに、地域の雇用情勢に応じて雇用創出、能力開発等を行う事業主への助成を行う。また、地域における雇用創出には、東京から事務所、研修施設等の本社機能の一部移転、企業の地方採用枠拡大等が効果的であるため、移転等を行う事業者に対し支援を行うとともに、優れた教育・研究開発体制の整備、高度人材の確保、知的産業クラスターの形成促進等について、都道府県、市町村、経済団体、中小企業等が連携して取り組み、移転先としての魅力を高める。

国は、非正規雇用労働者の待遇改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を徹底するほか、ニート・フリーター対策による若者の就業支援等の正社員化の推進、クラウドソーシング¹²⁹を活用した就業機会の拡大、仕事と家庭の両立支援による女性の就業支援、定年の引上げや継続雇用制度導入による高齢者の就業支援等を進める。さらに、最低賃金については、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

また、テレワークについても、例えば、育児や介護との両立が必要な労働者、高齢者等が時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするなど地域の労働力向上とともに、新たな雇用創出が期待できることから、テレワークの環境整備等を進める。また、育児や介護を理由とする離職を防止するため、育児休業や介護休暇の取得を促進するとともに、その後も安心して職場復帰できる就労環境の整備を推進する。

さらに、PPP⁵⁸/PFI⁵⁹の取組は、ローカルPFI¹⁴⁶の推進を通じて、住民ニーズや地域の課題・実情に精通した地域企業の参画等により地域における民間の事業機会の創出に資するとともに、事業者が複数の地域における担い手となることで広域連携にもつながるものであり、今後拡大を図る。

建設業は、地域の基幹産業として雇用を下支えしてきたが、他産業を上回る高齢化等の構造的な問題が発生している。今後、将来にわたる社会資本の着実な整備や維持管理を進めるためにも、技術者や技能労働者の待遇改善、工期の適正化や施工時期の平準化による働き方改革、若者や女性が活躍できる環境整備等により、中長期的な担い手の確保・育成を図るとともに、新技術・新工法の活用等による効率化等により現場の生産性向上を推進する。また、大きな建設需要を抱えるアジア等の海外において、高い技術力、ノウハウ等を活かしたインフラ整備に貢献する建設業の海外展開の取組について建設業の振興を図る観点から支援する。

第4節 GX を先導する世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現

我が国は化石燃料の大部分を海外に依存しているため、国際情勢の変化等によるエネルギー供給の不安定性や、新興国の高い経済成長等を背景としたエネルギー需給の逼迫等によるリスクに対して脆弱性を抱えている。また、東日本大震災以降の化石燃料の輸入増加は、我が国の貿易収支の赤字幅を拡大させ、エネルギーコストの増大が家計や経済活動への負担を増大させている。さらに、ロシアによるウクライナ侵略は、エネルギーの海外依存リスクを顕在化させた。

その一方で、カーボンニュートラル¹³が世界の潮流となる中、我が国においても 2030 年度温室効果ガス 46%削減、2050 年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する GX に国を挙げて取り組むこととしている。

国民生活と経済活動を支えるのは、安定的で安価なエネルギー供給であり、その大前提の下で、クリーンエネルギーへの円滑な移行が実現できるよう、世界最先端の技術を活かした取組を推進する必要がある。

1. 安定的なエネルギー供給の実現

エネルギーの安定供給のため、資源外交やエネルギー環境協力に積極的に取り組むとともに、S+3E¹⁴⁷の原則の下、再エネ、原子力、火力、水素・アンモニアなどあらゆる選択肢を追求することを基本方針とする。

¹⁴⁶ 地域企業の参画や地域産材の活用、地域人材の育成など、地域経済社会により多くのメリットをもたらすことを志向する PPP/PFI。

¹⁴⁷ エネルギー政策の基本方針として、安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時達成するべく、取組を進める。

小売全面自由化を柱とする電力等のシステム改革は、事業者の新規参入により競争が促進されることで料金の低下が期待されるが、安定供給に問題が生じることがないよう適切な制度の設計及び運用を図る。また、電力システム改革による地域を越えた取引の拡大や、再エネの最大限の導入に対応するとともに、災害時を含む電力需給の逼迫に備えるため、送電インフラの増強を進める。

原子力発電は、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源¹⁴⁸であるため、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。

石油の供給危機に備えた石油備蓄や緊急時供給体制については、国内の石油需要動向、リスク等を勘案して、備蓄総量や国家備蓄における原油油種の構成比率を見直しつつ、危機発生時における製油所等の石油供給インフラの早期機能回復や緊急時石油輸送に関わる機動力を向上することに重点を置く。また、輸入量の50日分程度のLPガス国家備蓄についても供給途絶等を想定した緊急放出体制を着実に維持していく。東日本大震災以降、需要が拡大している天然ガスについては、LNG受入基地間での補完体制の強化及びパイプライン整備の供給体制の強化策を推進する。

2. 再エネの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築

(再エネの最大限の導入)

地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等の再エネについては、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、低炭素の国産エネルギー源であることから、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。このため、固定価格買取制度の適正な運用を基礎とし、適切な環境アセスメントの実施により環境への配慮を確保するとともに、大型蓄電池の実証や導入支援、送配電網の整備等の取組を積極的に進める。

また、ダムを活用した治水機能の強化と水力発電の促進の両立を図るハイブリッドダム⁸⁵の取組を推進する。最新の気象予測技術を活用した洪水後期放流の活用、非出水期水位の弾力的運用等のダム運用の高度化を推進するとともに、既設ダムへの発電設備の新設・増設やダムの再開発・新規建設を通じた水力発電を推進する。加えて、既存ダムの発電効率を最大限高める取組を推進することで、水力の発電量増加を目指す。

(分散型エネルギーシステムの構築)

地域に賦存する再エネの有効活用は、地球温暖化対策に資するとともに、地域のエネルギー自給率を高め、災害時に一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものである。木質バイオマス、下水道バイオマス、中小水力、太陽光、小規模地熱発電、再エネ熱（太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等）等は、地域に密着したコスト面でもバランスの取れた分散型エネルギーとして、地産地消型のエネルギービジネスとして自立し、地域活性化にとっても重要な役割を果たすことが期待されることから、活用を推進する。

また、地域内でのエネルギーの有効活用を図る観点から、コーポレートソーラー¹⁴⁹や下水熱等の都市廃熱の利用の推進を図る。さらに、地域での分散型エネルギーシステムの効率的な運用に資するエネルギー管理について、省エネの観点も含め高度化に向けた取組を推進する。

3. 徹底したエネルギー効率の向上と環境への配慮

(業務・家庭部門の省エネ)

石油危機以降の省エネの取組により、我が国のエネルギー効率は世界の最高水準を達成している。エネルギー効率の更なる向上に向け、トップランナー制度を通じたエネルギー消費機器や建築物・住宅の省エネ化を強化する。2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH⁷⁸・ZEB⁷⁹基準の水準の省エネ性能の確保⁸⁰を目指す。

時間帯に応じた電気料金の設定は、ピーク時間帯の電力需要を抑制して電力供給設備の投資を

¹⁴⁸ 1日の負荷曲線の中でベース部分を分担するもので、一定の電力供給を可能にし、優先して運転される電源。

¹⁴⁹ 天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

抑制する効果が期待されることから、業務部門に留まらず家庭部門を含め広く多様な電気料金設定が可能となるよう、2020年代早期に、スマートメーターを全世帯及び全事業所に導入する。あわせて、スマートメーターの情報を利用することで、需要家が経済的なインセンティブに基づき行動するディマンド・リスポンス¹⁵⁰の拡大を図る。

また、新技術に対する初期需要の創出促進策、省エネ性能に関する表示制度、省エネ投資や省エネを魅力あるビジネスとするための支援策等を進める。

(運輸部門の省エネ)

運輸部門については、自動車に係るエネルギー消費がその大部分を占めていることから、電動車等の次世代自動車の普及拡大等の自動車単体の対策を進めるとともに、環状道路等の幹線道路ネットワークの強化、ITS⁹⁸の推進等の交通流対策を進める。

また、物流分野でのエネルギー使用量を削減するため、輸送網の集約、モーダルシフトに加え、物流施設における脱炭素化等により持続可能な物流の実現を目指す。

さらに、鉄道駅、港湾、空港、道路等の施設において、省エネ機器の導入や照明のLED化を通じた省エネ化を進める。

道路ネットワークの整備や渋滞対策等の道路交通流対策、ダブル連結トラック等による物流の効率化、自転車の活用促進や交通拠点の機能強化を通じた公共交通の利用促進等により道路交通の低炭素化を推進する。

電気自動車等の普及促進のため、充電機器の「道の駅」、公道への設置や高速道路のSA/PA¹⁰⁹及びその周辺における充電機器の大幅増加と高出力化・複数口化を事業者と連携して促進するとともに、案内サインの整備を促進し、走行中ワイヤレス給電システムの研究支援を行う。また、燃料電池自動車の普及に向けて、事業者と連携した水素ステーションの設置を促進する。

(産業部門の省エネ)

産業部門では、石油危機以降の省エネの進展により、高い水準のエネルギー効率を達成している。更なる省エネを進めるためには、効率の高い設備への更新を促進する必要があることから、省エネ設備投資に対する支援に加え、製造プロセスの改善等を含む省エネ改修に対する支援など、多様な施策を用意することで、企業自らが最善の省エネ対策を進める環境を整備する。

4. エネルギーの効率的かつ安定的な利用のための環境整備

(化石燃料の効率的な利用や脱炭素化に向けた取組)

火力発電については、安定供給を大前提に、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた上で、適切な火力ポートフォリオ¹⁵¹を構築しながら、次世代化・高効率化を推進しつつ、非効率な火力のフェードアウトに着実に取り組む。あわせて、CO₂を資源として有効活用する技術であるカーボンリサイクルについては、カーボンニュートラル社会の実現に重要な横断的分野であり、コスト低減、社会実装を進めていく。また、我が国の製油所は、東アジア等で新たに建設される大規模な製油所との競争にさらされていることから、統合運営や事業再編を通じて設備の最適化等を進めるとともに、グリーンリファイナリー¹⁵²の視点も踏まえ抜本的な競争力の向上を図る。

(水素社会の実現)

水素は、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷等の効果が期待され、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される。

水素を本格的に利活用する水素社会を実現するためには、社会構造の変革を伴う大規模な体制整備が必要である。このため、改定「水素基本戦略¹⁵³」に基づく対応を進め、既存燃料との価格差に着目した事業の予見性を高める支援や、需要拡大や産業集積を促す拠点設備支援を含む、規

¹⁵⁰ エネルギーの供給側ではなく、需要側が需要量を抑制することで需給バランスを調整する手法。

¹⁵¹ 金融用語としてのポートフォリオの意味は、安全性や収益性を考えた、有利な投資の組み合わせ。転じて、「火力ポートフォリオ」は火力発電における燃料の割合・組み合わせを指す。

¹⁵² CO₂削減、エネルギー効率の向上及び廃棄物や排出物の最小化を図ること。

¹⁵³ 2023年6月6日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定。

1 制・支援一体型での制度整備に需給両面で取り組み、2030年頃までの商用開始に向けて、水素コ
2 ア技術を国内外で展開しつつ、水素・アンモニアの大規模かつ強靭なサプライチェーンの早期構
3 築を目指す。また、家庭用燃料電池、燃料電池車等の普及拡大に向けた取組を推進し、加えて水
4 素発電等の実証を進める。大阪・関西万博では、これらの我が国の革新的技術について、万博会
5 場内外における実証・展示・情報発信を行うことで、国内外に対し、我が国としての今後のエネ
6 ルギー・環境のあり方を示していく。さらに、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の
7 実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る
8 カーボンニュートラルポート（CNP）⁶²の形成を推進する。

10 (戦略的な技術開発)

11 海外からの化石燃料に過度に依存する我が国のエネルギー供給を長期的視点に基づき変革して
12 いくため、再エネの低コスト化、高効率化等の研究開発を推進する。同様に原子力についても、
13 過酷事故対策を含めた軽水炉の安全性向上に資する技術、信頼性・効率性を高める技術等の開発、
14 放射性廃棄物の減容化、有害度低減や安定した放射性廃棄物の最終処分に必要となる技術開発等
15 を進める。

16 また、我が国の排他的経済水域に豊富に賦存するとみられるメタンハイドレート¹⁵⁴の商業化の
17 実現に向けた技術の整備、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用に関わる技術開発並びに高温ガス
18 炉等の安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発を推進する。また、ITER（国際熱核融合
19 実験炉）等の核融合、宇宙太陽光発電システム等の革新的なエネルギー等の中長期的な技術開発
20 について必要な取組を行う。

21 第5節 食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化

22 世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少等に加え、ロシアによる
23 ウクライナ侵略の影響など、我が国の食料等の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリス
24 クが顕在化しつつある。また、森林についても、世界的な森林の減少や劣化の進行、一刻の猶予
25 も許さない気候変動への対応、さらには2021年を中心に行なった木材価格高騰・入手難等により
26 顕在化した輸入材リスクなど、様々な情勢変化に対応することが求められている。このような
27 状況の下、国民に対する食料等の安定供給の確保のためには、食品の安全確保、食育等の取組、
28 農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的発展に向けた取組や、国産木材の安定的かつ
29 持続可能な供給体制の構築に向けた取組、水産資源の適切な管理と水産業の構造改革に向けた取
30 組により、国産農林水産物の消費拡大及び生産拡大を図ることが重要である。また、不測の事態
31 に備え、様々なリスクに対する総合的な食料安全保障の確立を図る必要もある。さらに、戦後に
32 植林した森林が本格的な利用期を迎えることも踏まえ、森林を適正に管理するとともに、林
33 業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させていくことで、社会経済生活の向上とグリーン
34 成長¹⁵⁵の実現を図っていくことが重要である。

35 1. 食料の安定供給と食料安全保障の確立

36 食料の安定供給については、安定的な輸入と適切な備蓄を図りつつ、国内の農業生産等の増大
37 を図る。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする
38 食料の供給を確保する。

39 (食料の安定供給の確保)

40 食料の安定供給を確保するため、担い手の育成・確保や農地の大区画化、集積・集約化、水
41 田の畑地化・汎用化、スマート農業の導入、国産飼料の生産・利用拡大による飼料自給率の向
42 上など、国内農業の生産基盤強化を図るとともに、今後も拡大が見込まれる加工・業務用需要
43 や海外需要に対応した生産を進めていく。このような生産面での取組に加え、国産農産物の消

154 低温高圧の条件下で、水分子にメタン分子が取り込まれ、氷状になっている物質。

155 自然資産が今後も健全で幸福な生活の拠り所となる資源と環境サービスを提供し続けられるように図りつつ、経済成長及び開発を促進していくこと。例えば、太陽光発電やバイオ燃料等の再エネ等を積極的に導入することで、環境を保護しながら、経済成長を図ること。

費拡大につなげていくため、食と農とのつながりの深化に着目した国民運動の展開や食育、地産地消等の消費面の取組も進めていく。これらの取組を通じて食料自給率の向上を図る。

(食料供給に係るリスクの分析・評価と対応)

我が国の食料等の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクに対応するため、平素からこれらのリスクの影響等について分析・評価を行い、影響を軽減するための対応策を検討、実施する。不測の事態の発生時には、備蓄の活用、代替輸入の確保、緊急増産等の対策を講じる。また、家畜伝染病や植物病害虫の発生予防・まん延防止対策に取り組む。さらに、世界の食料安全保障への貢献を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進する。

一方、国民の食の安全に対する関心が高まる中、食品の安全を確保するため、国際的な枠組み（リスクアナリシス）によるリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーション¹⁵⁶を行う。また、食品に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示情報の充実、適切な表示等の取組を推進する。

(食品アクセスの確保)

国民一人一人の食品アクセスの確保を図るため、産地から消費地までの幹線物流について、トラックドライバーの人手不足の深刻化を踏まえ、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されるこのないよう、パレット化、検品作業の省力化、トラック予約システムの導入等を促進するとともに、鉄道や船舶等へのモーダルシフトを促進する。

また、消費地内での地域内物流、特に中山間地域等でのラストワンマイル物流¹⁵⁷について、地方公共団体や民間事業者等と協力して、食品アクセスの確保を促進する。

さらに、関係府省間の連携により、生産者・食品事業者からフードバンク¹⁵⁸、こども食堂等への多様な食料の提供を促進する。

2. 農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展

農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展に当たっては、グローバルマーケットの戦略的な開拓等の「需要のフロンティアの拡大」、生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓等の「生産から消費までのバリューチェーン¹⁵⁹の構築」、農業の担い手の育成・確保、経営所得安定対策¹⁶⁰等の「生産現場の強化」の取組を実施する。これにより、農業所得及び農村地域の関連所得の増大を図る。

(グローバルマーケットの戦略的な開拓)

人口減少や高齢化に伴い国内の食市場が縮小していく一方で、世界の食市場は拡大しているため、農林水産物・食品を輸出していくことが我が国の農林水産業及び食品産業の持続的な発展のためにより重要となってきている。また、輸出は国内の生産基盤の維持・拡大につながるものであり、食料安全保障の確保においても重要な役割を果たす。

このため、2030年に輸出額を5兆円とする目標の達成に向けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律及び農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、農業者等に裨益する効果等を検証しつつ、輸出先国・地域による輸入規制への対応や輸出に取り組む事業者の利便性の向上など、輸出の円滑化への対応を進めていくとともに、大ロット輸出産地形成の支援、輸出促進に取り組む品目別の団体の活動強化、輸出事業者を海外で支援する体制の整備、海外における知的財産の保護等の取組を推進する。

¹⁵⁶ リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。

¹⁵⁷ 物流の世界において、最寄りの配送拠点から届け先までのこと。

¹⁵⁸ 食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体又はその活動。

¹⁵⁹ 企業の様々な活動が最終的な付加価値にどのように貢献しているのか、その量的・質的な関係を示すツール。

¹⁶⁰ 農家の経営安定や国内生産力の確保を目的として、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業経営のセーフティネットとして米及び畑作物の当年産収入が減少した場合にその減少額を補てんする交付金を交付する制度。

1
2 **(生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創造による需要の開拓)**

3 農業者が食品産業事業者、他の農業者等とも積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化¹²⁷等を促進し、農産物、食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創造を促進する。

6 また、食品産業については、AI・ロボット等による生産性向上や流通のデジタル化、農林水産業との連携強化等の取組を推進する。

9 **(コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等の推進)**

10 高齢化や労働力不足が進む中で、コスト削減や高付加価値化を図るため、生産段階においては、11 担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の12 実現等の取組や、次世代施設園芸の取組拡大を推進する。また、流通段階においては、農産物の13 鮮度保持技術や食品の付加価値を高める加工技術の開発等を推進する。

14 さらに、畜産業の持続的発展や高品質化のため、ロボットやAI等の先端技術の普及・定着、15 生産関連情報等のデータに基づく家畜改良や飼養管理技術の高度化等を推進する。

17 **(農業の担い手の育成・確保と経営所得安定対策の推進)**

18 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた19 生産・供給が可能な農業構造を確立するため、担い手の育成・確保を進める。

20 その際、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階や、中山間地域等の地理的条件、生産品目の特性等に応じ、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として21 育成・支援するほか、農業内外からの人材確保・育成、経営基盤の継承、農業経営の法人化等を22 推進する。

23 また、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修、経営開始、雇用24 就農の促進のための資金の交付、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、地25 域におけるサポート体制の充実を支援するなど、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組26 を総合的に講じていく。加えて、企業の農業参入を促進し、農業界と産業界の連携による地域農27 業の発展を図る。さらに、農業経営や地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、28 地域をリードする女性農業者の育成や女性が働きやすい環境整備を進める。

29 担い手に対する経営所得安定対策については、国民への熱量供給を図る上で特に重要な農産物30 を生産する担い手を対象として、諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある畑作物を生産31 する農業者に対する格差是正の措置及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要がある32 農産物を生産する農業者に対する影響緩和の措置を安定的に実施する。

34 **(需要構造等の変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革)**

35 高齢化、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加等36 需要構造等の大きな変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革が必要である。このため、米37 については、需要に応じた生産を推進し、畑地化を強力に推進しつつ、輸入に依存している麦・38 大豆や、米粉用米等の作物の産地形成を推進する。また、園芸作物等の供給力の強化を図るため、39 野菜については、加工・業務用野菜の栽培に取り組む園芸産地の強化等による実需者ニーズに対40 応した生産を推進し、果樹については、産地戦略に基づく優良品目・品種の導入の加速化、加工41 原料の安定的な生産供給体制の構築、担い手、労働力の確保等による生産供給体制の強化等を42 進める。需要拡大が見込まれる有機農産物については、有機JAS認証¹⁶¹の取得等を推進するととも43 に、生産拡大を推進する。薬用作物については、実需者主導の産地づくりの取組を推進するとともに、品質規格を満たす栽培技術の確立等を推進する。

161 「日本農林規格等に関する法律」(JAS法)に基づき、原則として化学的に合成された肥料及び農薬を使用せずに「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証するもの。

1 **(農業の成長産業化に資する農業生産基盤の整備・保全)**

2 農地や農業用水は、農業生産の基礎的な資源であり、担い手への農地集積・集約化、生産コストの削減、産地収益力の向上及びスマート農業の実装に資する農地の大区画化や情報通信環境の整備、水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進する。また、農業水利施設の老朽化等が進行する中、ドローン、ロボット等も活用して施設の管理水準の向上を図り、施設の点検、機能診断、適期の補修、更新等を行うことにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るとともに、施設の集約・再編、柔軟かつ効率的な水管理を可能とするICT活用、省エネ化・再エネ利用を推進する。あわせて、ほ場周りの水路等の保全管理の省力化のため開水路の管路化¹⁶²、畦畔拡幅、法面被覆¹⁶³等を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。

11 **(多面的機能を維持及び発揮する農業生産の推進等)**

12 食料等の供給だけでなく、国土の保全、自然環境の保全等の農業や農村の多面的機能を適切に維持及び発揮させるため、中山間地域等での農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。具体的には、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、適切な農業生産活動の維持により多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施する。また、有機農業の取組面積の拡大や化学農薬・化学肥料の使用量の低減、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現等に向けた施策を推進しており、市町村主体で有機農業の产地化を目指す取組への支援や、化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型の営農活動への支援を実施する。

13 一方、都市及びその周辺の地域においては、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保、やすらぎや農作業体験の場の提供等の都市農業の持つ多様な機能が発揮され、都市住民がその恵みを享受できるよう、都市農業の振興を図る。

25 **(農山漁村における鳥獣被害への対応)**

26 野生鳥獣の増加による農林水産業や生活環境への被害が深刻化、広域化していることから、行政界をまたぐ広域的な捕獲やICT等を活用した効果的、効率的な被害防止対策を推進する。また、新たな捕獲従事者の確保を図るなど、地域で鳥獣被害に携わる者の育成を推進する。加えて、捕獲鳥獣のジビエ（野生鳥獣の肉）等への利活用を促進する。

32 **3. 森林・林業・木材産業によるグリーン成長**

33 戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源の適正な管理・利用、新しい林業⁵⁵に向けた取組の展開、木材産業の国際競争力と地場競争力の強化、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造等に取り組むことで、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築を図るとともに、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上とカーボンニュートラル¹³・GXにも寄与するグリーン成長を実現していく。

39 **(森林資源の適正な管理・利用)**

40 人工林資源の「伐って、使って、植える」循環利用を進めつつ、多様で健全な森林づくりを推進することとし、林地生産力が比較的高く、かつ傾斜が緩やかであるなど、林業に適している人工林においては、適正な伐採と再造林の確保を図るとともに、急傾斜など条件の厳しい人工林その他の森林については、自然条件等に応じ、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林¹⁶⁴化等を図る。また、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応するため、森林整備・治山対策により国土強靭化を加速する。

¹⁶² 開水路の法面の除草作業や水路内の泥上げ作業を軽減できるよう、開水路形式から地下埋設の管水路形式に変更すること。

¹⁶³ 傾斜面（法面）の除草等の作業を省力化するために、法面を防草シート等で被覆すること。

¹⁶⁴ 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

1 **(新しい林業に向けた取組の展開)**

2 林業の生産性や安全性の抜本的な向上を図るため、森林施業や木材の輸送を効率的に行うために必要不可欠な林道等の路網の整備のほか、地籍の整備、高性能林業機械の導入といった取組に加え、エリートツリー⁸²や自動化・遠隔操作機械等の開発、レーザ計測等による森林資源情報のデジタル化やICT生産管理システムの導入等を地域一体で行う拠点の創出等を進め、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする新しい林業の実現を目指す。また、林業従事者の生活を支える所得と労働環境の向上を図る取組を促進し、長期にわたる持続的な経営を実現できる林業経営体を育成する。

9 **(木材産業の国際競争力と地場競争力の強化)**

10 競争力の高い輸入材等に対抗するとともに、輸入材リスクにも対応するため、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築を図ることとし、路網等の整備や主伐後の再造林の着実な実施など原木の安定供給に向けた取組に加え、大規模な製材・合板工場等における加工流通施設の高効率化等の取組、中小規模の製材工場等における高い単価の地域材製品の生産、細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等の取組を推進していく。また、JAS製品の供給・利用や国産材比率の低い分野への利用の促進とともに、人工林資源の高齢級化に伴う原木の大径化にも対応していく。

11 **(都市等における「第2の森林」づくりなど、新たな木材需要の創出)**

12 強度に優れたCLT（直交集成板）¹⁶⁵や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、木質バイオマスの発電及び熱利用の推進、改質リグニン¹⁶⁶など木質系新素材⁸⁴の開発・普及、建築基準の合理化、地域の工務店による木造住宅の建築や木造の中大規模建築物の建築等に対する支援、住宅生産を担う大工技能者や木造建築物に携わる設計・施工者の育成、木材利用の効果の見える化等を通して、住宅における木材利用を引き続き推進しつつ中高層建築物や非住宅分野の木造化を強力に推進し、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材利用を拡大するとともに、温室効果ガスの排出削減を図り、経済・社会のGXの実現等に貢献する。

26 **4. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化**

27 四方を海で囲まれ、豊かな水産資源に恵まれた我が国の地理的特性を生かしながら、水産業が持続可能な産業として発展していくよう、適切な資源管理の推進と、それによる水産業の成長産業化の実現、全国津々浦々に立地する漁村の活性化のための各般の施策を展開する必要がある。

32 **(海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施)**

33 水産資源の減少による漁業生産量の長期的減少という状況を踏まえ、新たな水産資源管理の着実な実施を図るため、資源調査・評価体制の整備を進めるとともに、漁業者を始めとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づいてTAC管理¹⁶⁷等の導入を推進する。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響を把握し、対象魚種や漁法の複数化、協業化等の状況に応じた新たな操業形態への転換の推進やサケふ化放流の合理化等の取組を進めしていく。

39 加えて、水産資源の回復、増大等を目指し、漁場の造成、干潟や藻場の保全、造成など生態系全体の生産力を底上げし、漁場環境を保全するための事業を総合的に展開する。

42 **(増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現)**

43 水産業の成長産業化を実現するため、ICT等の先端技術やデータを活用した漁業・養殖業の生

¹⁶⁵ Cross Laminated Timberの略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着したもの。

¹⁶⁶ リグニンは木材の約3割を占める主要成分の一つであり、「改質リグニン」は、国産スギを原料として、それに含まれるリグニンを改質した、耐熱性等の機能と加工性を併せ持つ素材。化石資源由来プラスチック等の代替に資する木質系新素材として、自動車の内外装品など様々な利用が期待されている。

¹⁶⁷ Total allowable catchの略。漁獲可能量。国連海洋法条約及び漁業法に基づき、水産資源を維持・保存するため、特定の魚種ごとに捕獲できる総量を定めて、資源管理が行われている。

1 産性の向上や資源評価・管理の高度化のためのスマート水産業の取組を推進する。

2 養殖業については、生産者が需要に応じた計画的な生産を行うマーケットイン¹⁶⁸型養殖業や環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖が可能となるよう沖合域を含む養殖適地の確保等を推進する。

3 水産業の成長産業化を支える人材の確保・育成のため、就業フェア等により漁業就業の魅力を伝え、就業に結び付ける取組の継続・強化を図るとともに、新規就業者と受入先とのマッチングの改善や、地域単位での就業・定着へのサポート強化等により、地域への定着を促進する。

4 加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を全国の主要産地等に展開する。

5 また、多様化する消費者ニーズに対応した水産物の提供及び水産エコラベル認証の活用等を促進するとともに、水産物の消費気運の向上に向けた情報発信を推進する。

6 これに加え、産地における価格形成能力の向上や生産・流通コストの削減等を図るため、漁港機能の再編・集約や高度衛生管理対策、漁船の大型化への対応等の漁港機能の強化を推進する。さらに、輸出拡大に向けた取組、輸出先国が求める衛生管理に対応するための水産加工場等のHACCP¹⁶⁹認定の加速化及び高度衛生管理型漁港整備を推進する。

17 (水産業を支える漁村の活性化の推進)

18 浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の策定及び実現の推進を通じて、地域の実情に応じた漁村及び地域漁業の活性化を図る。

19 漁業関係者や住民の安全・安心を確保するため、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保し、災害に対してしなやかで強い漁港・漁村づくりを推進する。

20 これに加え、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業⁶⁸等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。特に、条件が不利な離島漁業の再生については、種苗の放流、漁場監視その他の漁場生産力を向上させる取組、流通体制の改善その他の創意工夫を活かした取組を行う離島の漁業集落に対する支援等を行う。

21 さらに、「昆明・モントリオール生物多様性枠組¹⁴」に位置付けられた30by30目標¹⁶を踏まえ、海洋保護区³²やその他効果的な地域をベースとする保全手段を適切に活用するなどして、生物多様性の保全と調和した持続的な漁業を推進する。

32 第3章 文化・スポーツ及び観光に関する基本的な施策

33 我が国には、長い歴史に培われてきた風土があり、またそれを背景として育まれた地域固有の多様な文化が存在する。歴史的な建造物、伝統的なまちなみ等の景観、伝統芸能、祭り、伝統工芸等の蓄積が美しい国土を形成しており、これらを維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を強化する必要がある。

34 これらの文化は、魅力ある観光資源となり、あるいは独自の地域産品を生むなど地域の活性化に資する資源にもなる。教育、福祉、まちづくり等の幅広い分野への波及効果を視野に入れた施策の展開がより一層求められている。

35 国際競争力のある魅力的な観光地域づくりを進めることなどにより、国内外から多くの人が地域を訪問すれば、地域独自の文化の発信につながるとともに、観光による対流の増大は新しい文化芸術の創造をもたらす。このように、文化と観光は相互に密接に関連するものであり、その相乗効果により、個性ある地域の発展が期待される。

¹⁶⁸ 消費者の要望・ニーズを理解して商品を開発し、消費者が求めているものを求めているだけ市場に出すこと。売れるものだけを作つて消費者に提供する「顧客ありき」の販売戦略。

¹⁶⁹ Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

1 第1節 文化・スポーツが育む豊かで活力ある地域社会

2 人口減少、少子高齢化の進行により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足、特に
3 地域における個性豊かな伝統文化を後世に伝えていく役割を担うこどもたちの減少が指摘され
4 るなど、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。文化芸術が生み
5 出す社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や解決につなげることも求められている。

6 さらに、コロナ禍において、文化芸術活動等の減少、観光需要の減少、地域の祭礼等の中止、
7 学校や地域におけるこどもの文化芸術活動の減少等により、地域のつながりが希薄化し、地域の
8 文化芸術活動にも甚大な影響が及ぼされた一方、人々が文化芸術を十分に享受できないそうした
9 状況は、文化芸術がいかに地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与える
10 ものであったかを改めて浮き彫りにした。ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、地域のつな
11 がりの再生に向けて文化芸術活動の更なる展開が求められる。

12 大阪・関西万博は、インバウンド²⁰の増加を含め、我が国の文化芸術を世界に発信するまたと
13 ない機会となる。この機会を捉えて、地域の文化資源を活用した観光振興、日本全国を舞台とした
14 文化プログラムの実施等を通じ、文化芸術による地域の活性化を一層推進していくとともに、
15 万博以降の更なる展開も見据え、文化芸術活動の基盤強化を更に進めていくことが重要である。

18 1. 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

19 (文化財の保存と活用)

20 地域に存在する有形・無形文化財、民俗文化財、記念物等の文化財や文化遺産は、我が国の歴
21 史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展
22 の基礎となるほか、貴重な地域資源として地域の活性化にも資するものであり、その適切な保存、
23 継承、創造、活用等を図る。特に、都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、生活
24 及び生業と融合して形成された文化的景観の保存と活用、伝統的建造物群保存地区制度等の活
25 用、歴史的風土保存区域の指定による歴史的風土の保存、歴史的風致維持向上計画の認定による
26 歴史的風致の維持、向上を通じた魅力的な地域づくりなど、地域の活性化を図る新しい動きを支
27 援し、地方創生の実現を図る。

28 文化の保存、継承、創造には継続した取組とともに投資が必要である。その一定の部分は公的
29 部門によって担われる必要があるが、それだけでは不十分であり、文化に関心のある多様な主体
30 によって、資金面を含め、継続して支える仕組みが必要である。文化を支える人材を育成し、担
31 い手を確保することや、そのための国民の意識向上も重要な課題である。

32 (文化財の防災対策)

33 平成28年熊本地震における熊本城への被害、2019年10月に発生した首里城跡での火災など、
34 近年、国土の歴史的景観に寄与し、魅力ある地域資源である文化財が毀損・焼失する事態が生じ
35 ている。国民の財産である文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必要
36 な修理・耐震診断・耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設の整備、石
37 垣等の地盤の崩落防止措置等を行うことにより、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者等の安全を確保する。

41 (文化資源の活用による観光振興及び地域活性化)

42 文化的振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するため、文化の理解を深めることを
43 目的とする観光（文化観光）を推進する。地域での文化観光を推進するため、文化観光拠点・地
44 域の整備の促進を図る。

45 また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして認定され
46 た日本遺産について、魅力向上や発信強化を行う。日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を
47 図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進するための支援の充実等を図る。

49 (地域の伝統行事や伝統文化、伝統産業等の継承及び振興)

50 地域の礎であり、地域経済に大きな効果をもたらす役割が期待されている伝統行事や民俗芸能

等について、継承及び振興に必要な支援を実施し、文化振興及び地域の活性化を推進する。

我が国の伝統芸能、工芸技術や生活文化、風俗慣習や民俗芸能等の無形の文化財について、生活様式の変化等の影響を受け、後継者不足等の課題が生じている。こうした現状にかんがみ、無形の文化財の保存・継承を図るため、2021年度に新設した無形の文化財の登録制度の活用を進める。

また、我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品の国内外への普及啓発や需要開拓、産地指導や人材育成・確保等を推進する。

(伝統的な食文化の普及等)

地域の伝統的な食文化について、幼少期からの関心と理解を深めるべく、学校給食に郷土料理や地元食材の導入を促す。特に我が国のような伝統的な和食は多様で豊かな自然と人々の知恵が育んだ食に関する習わしであり、味、美しさ、栄養バランス等に優れ、国際的にも高い関心を集め一方、ライフスタイルの変化により人々の生活との結び付きが薄れつつある。「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されてから2023年で10年になることを契機に、国内外における和食の普及及び拡大に係る取組や、国産農林水産物及び食品の消費拡大に向けた取組を推進する。また、日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化遺産への早期登録を推進する。

伝統的な食文化は、その普及と同時に質の維持も重要であり、地域と密接に結び付いた食品等を保持するための仕組みを生産者を始め地域の関係者が主体的に構築するなどの取組をさらに進めいくことが必要である。しかしながら、人口減少等による取組の担い手の不足や家庭環境の変化等から伝統的な食文化に接する機会が少なくなっていることから、食文化の保護・継承が課題となっているため、より多くの関係者と連携し、地域固有の多様な食文化を次世代に継承する取組を行うことが重要である。

また、伝統的な食文化に加え、日本の感性を加味した新しい食文化は国際的に高い評価を得ており、新たなマーケットの開拓にもつながっていることから、我が国の食文化に対する国際的な認知度を更に高めるため、その魅力を効果的に発信する取組を推進する。

(「文化芸術創造都市」の振興など文化芸術による地域活性化)

欧州等では、文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取組が、行政、芸術家及び文化芸術団体、企業、大学、住民等の連携の下に進められてきた。我が国においても、文化芸術の持つ創造性を地域活性化、観光、産業振興等に分野横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方公共団体を支援するため、それらに積極的に取り組む地方公共団体を「文化芸術創造都市」と位置付け、表彰するとともに、文化芸術創造都市施策に取り組む地方公共団体等により組織された「創造都市ネットワーク日本」の全国的・広域的ネットワークの充実・強化を支援し、ユネスコ等の国際的な都市間のネットワーク等を生かした交流等を支援する。

2. 文化芸術やスポーツ活動への参加機会等の充実

住民は地域文化の本来的な担い手であり、住民が優れた文化芸術に触れることができる機会の充実や文化芸術活動への主体的な参加によって、地域における文化力の向上とともに、充実感を持った生活の実現も図られる。このため、住民が質の高い文化芸術に対して鑑賞、参加、創造する機会の拡充を図る。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツと文化を融合させながら我が国の文化芸術の価値を世界へ発信してきたことで培われたレガシーを活用していくことが重要である。こうしたことでも含め、大阪・関西万博に向けて、全国で実施する「日本博2.0¹⁷⁰」を通じ、地域の優れた文化芸術を体験できる機会の拡充を図る。

さらに、地域における次代の文化芸術の担い手の確保・育成のため、こども世代の文化芸術鑑賞・体験機会を確保していくことも重要である。このため、学校や企業との連携、芸術系教員や指導主事を対象とした研修等の充実等により、地域文化や文化芸術の継承者となり得るこどもたちが文化芸術活動に参加し、体験・鑑賞する機会を充実するほか、こどもたちが地域の伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することで、地域コミュニティの

¹⁷⁰ デジタルコンテンツを活用した発信やバーチャル体験等も含め大阪・関西万博に向けて日本の美と心を発信する大型プロジェクト。

1 活性化、地域の伝統文化を次代に継承し、将来の担い手の確保を図る。

2 学校や地域における活発なスポーツ活動や地域に密着したプロスポーツチームの活躍は、住民
3 に活力や地域への誇りと愛着をもたらすものである。

4 また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、スポーツ活動から得られる楽しさや喜びが人々の生活や心を豊かにすること、スポーツが地域活性化や国民の健康増進、経済発展等に寄与することといったスポーツが持つ様々な価値を、広く国内外の人々に発信することができた。

5 こうしたスポーツレガシーの継承・発展に向けて、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進、持続可能な国際競技力の向上、スポーツツーリズムの推進、スポーツと文化を融合した情報発信、経済発展・国際交流の推進等の取組を着実に進める。さらに、今後とも、国内で開催予定の国際競技大会を地域活性化等につなげていくことが重要である。

6 特に、少子化の中でも将来にわたりこどもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、部活動の地域連携・地域移行の取組や地域スポーツ・文化芸術環境の整備を推進する。その際、生徒が地域クラブ活動に参加するための移動については、協議会等を通じ、地域の公共交通機関との連携等も考えられる。

7 これらの取組を通じ、地域の特色ある「スポーツ・健康まちづくり」や文化芸術の取組の全国展開の加速化を図ることで、誰しもが活躍する活力ある地域の形成を進める。

20 3. 地域の文化芸術活動を支える環境整備

21 文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、
22 将来世代のために継承すべき価値等の社会的便益を有する公共財である。また、文化芸術は、こ
23 ども・若者や高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有して
24 いる。

25 しかしながら、文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在して
26 いることから、公的部門を含めた様々な主体による支援体制づくりが不可欠である。

27 このような状況の下、CSR（企業の社会的責任）への認識が高まる中で、企業が自らの理念を持
28 って独自の支援を行うなどの動きの継続、拡充を図ることや、クラウドファンディング等の手法
29 を活用することにより、公的支援だけでは手の届かない地域の文化芸術活動を支える環境が整備
30 され、地域独自の文化芸術活動を様々な主体が支える環境づくりにつながる。

31 また、地域文化振興に向けての機能強化や振興拠点の整備を推進するため、地方公共団体における文化芸術創造拠点形成、地域の中核となる劇場・音楽堂等の活性化や劇場・音楽堂等間の連携・協力の促進を一体的に実施し、各地域における関係機関・団体間のネットワーク化・連携強化を推進する。

32 具体的には、地方公共団体が文化芸術分野の専門的人材を活用しながら、住民、地域アーティ
33 スト、学術機関、民間企業等と連携し、地域の実情を踏まえた総合的な文化芸術振興を推進する
34 ことを支援するとともに、地域の中核となる劇場・音楽堂等における地域の文化拠点としての機
35 能を強化する公演、人材養成、普及啓発に関する事業や、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企
36 画・制作する質の高い実演芸術の巡回公演を支援する。また、劇場・音楽堂等や博物館等の文化
37 施設の老朽化・耐震化対策の促進や、低廉かつ良好なサービスの提供を実現するため、民間の資
38 金・ノウハウを活用するPPP⁵⁸/PFI⁵⁹（コンセッション等）について地方公共団体に対し周知・促
39 進するとともに、その導入を促進するため、専門家による助言等の伴走支援や導入調査・検討等
40 の取組への支援を実施する。

45 4. 新しい日本文化の創造・発信

46 近年海外で高い評価を得ている我が国の映画、テレビ、音楽、ゲーム、マンガ、アニメ等のエンターテインメント・コンテンツは、「クールジャパン」という言葉で語られるように、我が国の
47 文化力の発信によるソフトパワーの強化に貢献するだけでなく、関連産業への波及効果や観光資源としての価値も大きいことから、我が国の魅力ある商品及びサービスの海外需要開拓のための
48 取組を進める。具体的には、地域経済活性化の観点から、官民が連携し、特に地方が主体となっ
49 50

1 て海外に向けて我が国の魅力を伝えるコンテンツの制作や継続的に発信する取組、それらを担う
2 人材の育成を進めるとともに、株式会社海外需要開拓支援機構等を積極的に活用し、我が国の魅
3 力を効果的かつ戦略的に発信する。

4 また、デジタル技術等の発達は、文化芸術分野にも新しい展開をもたらしている。全国各地に
5 存在する文化資源について、デジタル技術を活用し、地域を問わず全国どこにいても楽しむこと
6 ができる機会を提供する取組も進んでいる。今後、新たな技術を活用した文化芸術の可能性の拡
7 張は更に進むことが予想される。こうした技術も積極的に活用していくことにより、地域における
8 文化的環境の向上を図っていく。

9 さらに、地域は文化芸術活動が行われる最も身近な舞台である。地域固有の文化を含む伝統文化
10 から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術の積極的な海外発信や国際文化交流
11 を推進する。また、それらを通じて文化芸術活動の新たな価値の創造につなげる。

12 第2節 観光振興による地域の活性化

13 1. 持続可能な観光地域づくり

14 観光振興が地域社会・経済に好循環を生み、インバウンド²⁰回復と国内交流拡大の双方を支え
15 る、持続可能な観光地域づくりを推進する。

16 コロナ禍において大きな打撃を受けた観光地・観光産業の再生・高付加価値化を、複数年度に
17 わたる計画的・継続的な支援策等を活用して推進する。このため、地域への経済効果の高い滞在
18 型旅行の拠点である宿泊施設や観光施設等の改修、廃屋撤去等のハード面の取組に加え、キャッシュレス化や、シームレスな予約・決済が可能な地域サイトの構築、顧客予約管理システム(PMS¹⁷¹)
19 の導入等の観光地における面的なDX化によるソフト面の取組を推進することにより、観光産業
20 の収益力及び生産性の向上、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光地経営の高度化による「稼
21 げる地域・稼げる産業」の実現を目指す。さらに、メタバース¹⁷²等の最新技術の各分野での活用
22 状況を踏まえつつ、今後、観光分野においてもこれらの活用を検討していく。

23 また、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン¹⁷³」で明示した知識・技能等を踏
24 まえて大学等における教育プログラムの提供を推進し、観光地域づくりを牽引する人材育成を実
25 現するとともに、DMO⁶⁶において、デジタル人材及び外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成
26 等の体制強化を支援する。

27 旅行業については、ワーケーション³³やマイクロツーリズム⁶⁵等の多様な旅行ニーズ、災害や
28 感染症の発生リスク、SDGs¹⁸やDX等に適切に対応できるよう、高付加価値な旅行商品・サービス
29 を造成し適正な対価を得て消費者に販売・提供することを中心とするビジネスモデルへの転換に
30 向けた官民連携の取組を推進するとともに、地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあい等
31 の地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行商品が充実するよう、第三種旅行業者や宿泊事業
32 者など、地域に密着した事業者による旅行商品の造成を促進する。

33 加えて、観光地域づくりが持続可能な地域経営の視点に立って行われるよう、DMOについて、
34 その形成、人材育成や安定的な財源確保等の取組を支援する。また、地方部への誘客を図りつつ、
35 観光旅行者の各地域への広域の周遊を促進するため、DMOが中心となり、地域内の観光関連事業
36 者等と一体となって行う調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通
37 環境整備、情報発信等を支援する。

38 あわせて、地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、地域が主体となって行う持続可能な
39 観光地域づくりを支援する。地球環境に配慮した旅行には、カーボンニュートラル¹³な交通手段
40 の活用や、プラスチックごみ・食品ロスの削減等に取り組む宿泊施設の利用が重要であり、観光
41 事業者の自発的な取組の推進と、観光旅行者を含めた普及啓発、認知度の向上を図る。また、地
42 域・観光旅行者の双方がメリットを享受・実感できる地域づくりを推進する地方公共団体やDMO
43 等のマネジメント体制を構築する。

¹⁷¹ Property Management Systemの略。

¹⁷² インターネット上の仮想空間。

¹⁷³ コロナ禍を経て社会情勢が大きく変化する中、これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、2023年3月に策定。本ガイドラインは、求められる人材像や必要な知識・技能、及びそのための教育内容を明らかにするとともに、これら人材の育成に向けた地域、国、教育機関等の役割も示したもの。

さらに、日本ならではの地域の観光資源・文化資源（自然、文化・歴史、地場産業、温泉・旅館、食等）を保全・活用したコンテンツの造成・工夫や、その持続可能性や価値を更に高めるための受入環境の整備を推進する。具体的には、コンテンツの造成・工夫においては、観光旅行者の知的好奇心を踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら、地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全を両立する体験等のコンテンツ造成及び地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上の好循環の仕組みづくりを支援する。受入環境整備においては、観光旅行者から入域料を徴収し、地域づくりに還元するためのシステム・設備整備、公共交通への乗換を促進するパークアンドライドに必要な駐車場の整備、観光旅行者のマナー啓発等に必要な備品・施設等の整備、あるいは混雑の平準化・解消のためのシステム整備等を支援する。

また、地方公共団体と関係団体等の連携強化を促し、違反広告物の是正対策や屋外広告物の安全対策を推進するとともに、世界遺産、日本遺産等の周辺地区、エコパーク・ジオパーク¹⁷⁴その他著名な観光地、重要伝統的建造物群保存地区、景観法や景観条例に基づく地区、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく地区など地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。

こうした取組によって、観光振興が地域社会・経済に好循環をもたらす仕組みづくりを全国の観光地に展開することにより、「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地域づくりが各地で切磋琢磨しながら進められ、ひいては我が国が「持続可能な観光」の先進地域として世界にアピールできるようになることを目指す。

2. 消費額拡大・地方誘客促進を重視したインバウンドの推進

コロナ禍において激減した訪日外国人旅行者数は足元では回復してきているものの、コロナ禍前の水準には及んでいない。

今後、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りつつインバウンドを本格的に回復させていくため、まずは、特別な体験の提供や、特別感のあるイベントを全国各地で集中的に実施し、我が国の観光の再始動をインパクトのある形で訴えながら、日本各地の魅力を全世界にアピールする。

また、観光消費の旺盛な高付加価値旅行者の方誘客、消費額拡大に向けた高付加価値なコンテンツの充実、地方直行便の増便や大都市から地方への周遊円滑化、IR¹⁷⁵整備の推進にも取り組む。コンテンツについては、我が国の宝である文化財の夜間貸切り等の思い切った活用や、アクティビティ、アート、食、国立公園、農泊など、環境負荷が少ない形で、地域における自然や文化への理解増進と消費額拡大が期待できる分野の取組を強化する。

具体的には、魅力ある公的施設の公開・開放、アドベンチャーツーリズム⁹⁰、ガストロノミーツーリズム¹⁷⁶、スポーツツーリズム、アートの国際拠点化、国立公園・国民公園の魅力向上、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、歴史的資源を活用したまちづくり等を推進する。

さらに、観光の質を重視し、各マーケットの特性の違いにも着目して、デジタルマーケティングを活用するなどきめ細かい訪日プロモーションを行うほか、大阪・関西万博等の大型イベントも戦略的に活用していくことで、消費額の拡大等に加え観光外交の推進等を目指す。

加えて、高付加価値旅行者の方誘客を重点的に促進する観点から、ウリ・ヤド・ヒト・コネ¹⁷⁷の4分野等に関して総合的な施策を講じていく。

あわせて、これまでの外国人観光客を呼び込むという観点から更に視野を広げて、インバウン

¹⁷⁴ 地球科学的意義のあるサイトや景観が保護、教育、持続可能な開発のすべてを含んだ総合的な考え方によって管理された、一つにまとめたエリア。

¹⁷⁵ Integrated Resort の略。統合型リゾート。民間事業者が一体として設置し、及び運営する「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」から構成される一群の施設のこと。2023年4月に大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画を国土交通大臣が認定。

¹⁷⁶ その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史等によって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触ることを目的としたツーリズム。

¹⁷⁷ <ウリ>高付加価値旅行者のニーズを満たす滞在価値、<ヤド>上質かつ地域のストーリーを感じられる宿泊施設、<ヒト>高付加価値旅行者を地域に送客する人材や地域において質の高いサービスを提供するガイド・ホスピタリティ人材、<コネ>日本を高付加価値旅行の目的地として認知してもらうための売り込み。これら4分野等について、2023年3月に選定した全国11か所のモデル観光地において総合的な施策を実施。

1 ド需要をより大きく効果的に根付かせるため、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン¹⁷⁸」
2 に基づき、ビジネス、教育・研究、文化芸術・スポーツ・自然の各分野における国際的な人的交
3 流を伴う取組の深化と掘り起こしを図るとともに、アウトバウンド（日本人の海外旅行）につい
4 ても、日本人の国際感覚や異文化理解力を育む意義を踏まえ、若者の海外旅行や海外留学の促進
5 等により、その復活に向けて取り組んでいく。

6 訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進するため、案内標識、地図及び観光スポットの掲示物
7 の多言語対応、無料 Wi-Fi 等を通じたインターネット利用環境の整備、清潔性維持や混雑緩和に
8 配慮したトイレの観光施設等における整備、AI や ICT 等の最新技術のノウハウを有するベンチャー
9 企業や地方公共団体等の連携、公共交通機関、公共施設やまちづくりでのバリアフリー化、無
10 電柱化、外国人レンタカー利用者の安全対策、訪日外国人旅行者も利用可能なキャッシュレス決
11 決済環境、海外発行クレジットカード等で現金を引き出せる ATM の設置、地方における免税店数の
12 拡大、ムスリム・ベジタリアン・ヴィーガンなど、多様な宗教的・文化的習慣を有する旅行者の
13 ための食事や礼拝環境の改善、通訳ガイドの充実等を進める。

14 観光地へのアクセスや観光地間の対流を支える交通基盤の整備を図ることに加え、訪日外国人
15 旅行者等が自ら荷物を運ぶことなく、手ぶらで観光できるよう、認定手ぶら観光カウンターに関する
16 情報を広く発信し、認知度の向上を図るとともに、手ぶら観光カウンターの機能向上に対する
17 支援を行う。

18 地方部の重要な観光拠点として、地方創生を加速させる拠点ともなる「道の駅」施策を推進する。
19 具体的には、カーボンニュートラルに配慮した観光行動を促すため EV¹⁴¹ の利用環境整備や、
20 公共交通で周遊できる交通結節点機能の強化、地域全体の発展を図るモデルプロジェクトの展開、
21 老朽化や新しい生活スタイルに対応するリニューアル等を通じて、「道の駅」を活用した地方誘客や地域活動の拠点としての利用促進への取組を強化する。

22 訪日外国人旅行者の出入国手続の迅速化、円滑化を図るべく、税関、出入国審査及び検疫 (CIQ)
23 に必要な体制の整備やビザの戦略的緩和を進める。空港においては、利用者増加に向けた施設の
24 機能強化、航空企業のコスト競争力向上、LCC¹⁷⁹ やビジネスジェットの就航促進等を図る。

25 訪日クルーズを我が国の経済成長に繋げるため、クルーズを安心して楽しめる環境づくりを推進するとともに、クルーズ船の長期的かつ安定的な寄港を実現するための官民連携による国際クルーズ拠点の形成、多様化する訪日クルーズの需要に応じたクルーズ船受入環境整備、訪日クルーズ寄港促進の取組を推進する。さらに、本物や特別感を感じられる体験型ツアーといった上質な寄港地観光を造成するなど、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させる取組を進める。また、みなとオアシス¹¹¹において更なる受入環境の整備に取り組むとともに、港湾協力団体等との協働により、安全で魅力的な港湾空間の形成を図る。さらに、地域の交流拠点としての役割を担う港湾緑地等について、民間活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上とを効果的に推進する。

26 大阪・関西万博等の開催の機会も捉え、我が国が MICE¹⁸⁰ 開催地として注目が高まるよう、政府
27 としても、各種国際会議を積極的に再開・開催するとともに、様々な分野で MICE 誘致・開催への
28 働きかけや支援を行う。また、ユニークベニュー¹⁸¹ の活用促進、MICE 参加者向け体験コンテンツの造成など、MICE 開催地としての地域の魅力の向上を図るほか、コンベンションビューローと
29 DMO との連携強化など、MICE 施策と観光施策との連携を進める。

30 IR は、国内外から多くの観光客を呼び込み、日本の国内各地の魅力を世界に発信する観光拠点
31 となることが期待されており、認定された地域における IR 開業に向けた整備やそれに続く地域
32 の取組が着実に進められていくよう、必要な施策を推進していく。

33 インフラを観光資源として積極的に公開・開放するため、公物管理と両立可能なインフラツーリズムの運営実現に向けた仕組みの構築を検討し、全国に展開していく。

¹⁷⁸ 2023 年 5 月 30 日観光立国推進閣僚会議決定。

¹⁷⁹ Low Cost Carrier の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで、低運賃の航空サービスを提供する航空会社。

¹⁸⁰ 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

¹⁸¹ 博物館・美術館、歴史的建造物、神社仏閣、城郭、屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートを始めとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。

3. 国内交流の拡大

国内旅行市場は、人口減少が進む中で、コロナ禍前の約10年間、旅行者数・消費額とも横ばいで推移してきた。一方で、コロナ禍を経て、インバウンドと比べた外的要因に対する強靭さが示され、国内交流拡大に取り組む重要性が改めて明らかとなった。

今後とも人口減少の影響は避けられない中、地域のコンテンツの充実や魅力の向上、休暇取得の促進等により、国民の観光旅行の実施率向上や滞在長期化を図っていくほか、平日への旅行需要の平準化につながるキャンペーンの実施とともに、出張や親族訪問に近い感覚の旅の潜在需要を顕在化させるなど、旅行需要の平準化や地域の関係人口¹⁷拡大にもつながる形での交流需要の拡大を図る。

国内における新たな交流市場を開拓する取組としては、テレワークが普及し、また働き方が多様化したことを踏まえ、企業（送り手）と地域（受け手）等とが連携し、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションやブレジャー¹⁸²など、新たな旅のスタイルの普及・定着を図り、より長期かつ多くの旅行機会を創出する。

また、地域資源を活用した第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等の新たな仕掛けづくりや将来にわたって国内外からの観光旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシーとなる観光資源の形成に向けた支援により、反復継続した来訪者等の新たな交流市場の開拓を推進する。特に、第2のふるさとづくりについては、再来訪の理由・目的を創出するため、戦略的な観光マーケティングを活用し、地域関係者の幅広い参画の下、住民と旅行者が、関係性を深める体験コンテンツ、滞在環境及び移動環境の整備を推進する。

さらに、事業趣旨に賛同する地方公共団体、DMO、民間事業者等が参加する「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を活用し、優れた取組手法や関係府省からの情報の共有、メディア等への情報発信機会の提供、参画団体間での情報交換等を行っていくことで事業を加速化する。こうした取組により、地域への来訪の高頻度化、滞在の長期化、地域との多様な接点による個人消費の増進等を図り、地域が一体となった地域活性化を目指す。

加えて、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、誰もが気兼ねなく参加できる旅行（ユニバーサルツーリズム）の普及、定着を目指す。このため、観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定数の増加に向けて、制度周知、認定施設に係る情報発信の強化等を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムの商品造成に資するモデルツアーや実施による商品組成手法の確立等を進める。あわせて、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を一層推進し、ソフト・ハードの両面から環境整備を進める。

第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化に関する基本的な施策

人口減少が進む地方において活力を取り戻すためには、多様性に富む個性豊かな地域のポテンシャルが最大限発揮されるよう、全国各地の地域力を国土全体にわたってつなぎ合わせ、各地域の活力、ひいては国土全体の活力の向上につなげていく必要がある。こうした観点から、「シームレスな拠点連結型国土」の構築に向け、四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島において、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、活発にヒト・モノが流動し、イノベーションが促進されるとともに、災害時のリダンダンシーを確保することが重要である。

また、国際化の進展やアジア諸国の急成長の中で我が国の成長力を高めるためには、我が国の成長を牽引し、世界との国際的なゲートウェイ機能を果たしている東京圏、大阪圏、名古屋圏の

¹⁸² Business(ビジネス)と Leisure(レジャー)を組み合わせた造語。

1 三大都市圏の特徴を活かした国際競争力の強化を図るとともに、リニア中央新幹線の開業等により
2 三大都市圏間の時間距離が短縮され、いわば一つの都市圏として世界に類を見ない魅力的な経
3 済集積圏ともなる「日本中央回廊」の形成の効果を活かして、世界からヒト・モノ・カネ・情報
4 を惹きつけていく必要がある。また、地方の広域圏においても、地域の経済を牽引する中枢中核
5 都市等の機能強化を図り、これを核とした広域圏と海外との直接交流を図るなど、全国の各地域
6 において、多様な地域資源を活かしつつ、地域を支える企業やヒトが海外と直接つながり、海外
7 の成長力を地域に取り込む必要がある。

8 このため、全国の各地域が全国や海外と直接結ばれる陸海空の横断的な視点に立ったシームレス
9 な交通体系及び場所や時間の制約を越えて地域のポテシャルを広げることが可能となるデジ
10 タル社会を支える情報通信体系の構築を総合的に進め、リダンダンシーの確保の観点も含め、全
11 国の基幹的なネットワーク機能を確保する。また、交通機関がそれぞれの特性に応じて役割分担
12 し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成するため、ハード・ソフト一体での取組を推進
13 する。

14 さらに、エネルギーの海外依存リスクが高まり、我が国の社会経済活動にも深刻な影響を及ぼ
15 しており、エネルギーを確実かつ円滑に供給し、安定的かつ低コストなエネルギー需給構造を実
16 現することがこれまで以上に求められる一方、気候危機とも呼べる気候変動リスクの高まりを背景に、
17 カーボンニュートラル¹³に向けた動きが世界の潮流となっている。こうした中、エネルギーの
18 安定供給を大前提として、GXの実現、クリーンエネルギーへの転換を戦略的に進める必要があり、
19 再エネの最大限の導入や、水素・アンモニア等の新たなエネルギーへの円滑な転換の観点も含め、エネルギーインフラの充実を図る。

20 こうした交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化については、第1部で掲げ
21 た「地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化」の基本的な方針を踏まえ、その
22 ストック効果を最大限発揮できるよう、機能・役割に応じた充実・強化を図るとともに、戦略的
23 マネジメントの徹底を図る。

24 第1節 シームレスな総合交通体系の高質化

25 交通は、国民の日常生活を始めとする様々な社会経済活動にとって不可欠のものであり、これ
26 を支える交通インフラは、活発な地域間交流、国際交流や円滑な物流を実現し、安全・安心で利
27 便性の高い国民生活や社会経済の健全な発展を支える基幹的な国土基盤である。交通インフラが
28 その機能を十全に発揮するためには、道路、鉄道、港湾、空港等がそれぞれの特性に応じて役割
29 分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成するシームレスな総合交通体系を整備する
30 必要がある。このため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速陸上交通ネットワー
31 ク、首都圏空港等の主要国際空港や主要地方空港、国際コンテナ戦略港湾その他の地域の基幹
32 産業を支える港湾など、国土全体の連結強化を図る陸海空の基幹的な交通体系の早期整備・活用
33 を通じて、国内外にわたる迅速かつ円滑な人流・物流の活発化の促進を図る。その際には、港湾、
34 空港等と連結する陸上交通ネットワークの構築、バスタブプロジェクト等による交通結節点の機能
35 強化、MaaS¹³等の活用による交通の利便性向上など、交通モード間の連携を強化する。

36 加えて、リダンダンシーの確保を含め、交通施設の巨大災害等への備えを万全なものとすること、
37 人口減少が進む中、その不足が深刻な課題となっているエッセンシャルワーカーとしての交通を担う人材を確保・育成することなど、交通の安全・安心の確保を図ることが大前提である。

41 1. 国際交通拠点の競争力強化

42 国際化が一層進展し、都市間の国際競争が激化する中で、我が国の国際競争力を高めるためには、東アジアと世界を結ぶ国際ゲートウェイ機能や東アジアにおける我が国の交通ネットワークの拠点機能を有する、総合的かつ重層的な国際交通体系を構築する必要がある。

43 我が国のみならず東アジア諸地域でもその機能が共有される世界規模でのヒトやモノの流れの拠点形成に向けて、ゲートウェイ機能の強化、都市圏間の高速交通ネットワークの充実・強化等により、国際競争力のある都市圏形成のための交通体系を構築する。

1 **(拠点空港の機能強化等に向けた取組)**

2 コロナ禍において国際的なヒトの動きは大きく減少したものの、足元では回復しており、長期
3 的には経済の国際化の一層の進展により、国境を越える投資やビジネスの往来が一層増加することが想定されるとともに、アジアを中心とする海外諸国の経済成長が見通される中、特に、中国、
4 ASEAN 諸国等では、国民所得の増加により海外に旅行する中間層が増大すると見込まれている。
5 こうした増大する世界の航空需要を取り込もうと、航空企業間や拠点空港間で国際競争が激化する中、我が国の航空企業や空港は、諸外国・地域と比べ、路線ネットワークの規模のみならず、
6 旅客数、運賃、コスト等の面で必ずしも優位な状況にあるとはいはず、更なる国際競争力の強化
7 が急務である。

8 このため、我が国の国際航空ネットワークを充実させ、国内外の需要を広く取り込むとともに、
9 アジア、中でも ASEAN 諸国と我が国を結ぶネットワークの形成を促進し、アジア・北米間を始めとする国際・国際間乗継需要の積極的な取り込みを進めるため、空港処理能力の確保及びネットワークの充実を図る。

10 具体的には、東京国際空港（羽田空港）においては、2020 年 3 月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供を行うなど、新飛行経路の着実な運用に向けた取組を進める。また、アクセス利便性向上のための空港アクセス鉄道の整備や、国際・国内の乗継ぎ利便性向上のための取組等を推進する。また、成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、2028 年度末目途の供用を目指し、C 滑走路新設等による機能強化を進めるとともに、空港へのアクセス強化について検討する。これらにより、首都圏空港全体での年間発着容量約 100 万回の早期実現を目指す。

11 コンセッション方式により民間事業者による運営がなされている関西国際空港及び大阪国際空港においては、運営権者により民間の創意工夫を活かした機能強化が図られており、引き続き、大阪・関西万博等に向けた関西国際空港第 1 ターミナルリノベーション等の機能強化を推進し、関西 3 空港¹⁸³における年間発着容量 50 万回の早期実現を目指す。また、空港アクセス利便性の向上に資する鉄道整備を推進する。中部国際空港においては、国際拠点空港として、早期の完全 24 時間運用の実現等の機能強化に向けた取組を推進する。

12 福岡空港においては 2025 年 3 月に供用予定の滑走路増設、北九州空港においては 2027 年度までの事業期間を予定している滑走路延長を推進するとともに、那覇空港においては国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港においては誘導路複線化等を推進するなど、地域の拠点空港等の機能強化を図る。

13 また、LCC¹⁷⁹を含む航空会社の新規参入や増便、航空会社間の競争を促進するため、オープンスカイの推進を図る。

14 加えて、空港業務に係る体制強化のため、空港ごとに地方公共団体等の関係者が連携し、各空港の実情を踏まえながら、人材確保や業務効率化等に取り組む。

15 さらに、空港・航空サービスの安全の確保を図るために、定時性及び効率性に配慮しながら、搭乗旅客及び機内持ち込み手荷物検査、航空貨物検査等の適切な実施を確保する。また、空港制限区域内への不法侵入や不法妨害行為を防止するための施設整備を行う。

16 国管理空港等において、民間能力の活用や航空系事業と非航空系事業の一体的経営を通じた空港経営改革を推進する。

17 **(国際的な物流拠点の形成に向けた取組)**

18 国境を越える企業活動の進展に伴い、輸送コストや輸送時の CO₂ 排出量の削減、在庫損失リスクの回避等の持続可能な物流の効率化が企業競争力を左右することとなるため、アジアの生産・物流ネットワークの中で事業活動を繰り広げる我が国企業においても、調達、生産、販売等を総合的に管理し最適化を図るとともに経済安全保障の観点も踏まえた SCM（サプライチェーンマネジメント）の構築が不可欠となっている。

19 我が国の港湾は、釜山港や上海港といったアジア主要港に比較して相対的に貨物量が少ないことなどにより、船舶の大型化が進む国際基幹航路の我が国への寄港数が減少傾向にある。我が国

¹⁸³ 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港。

に立地している企業のサプライチェーンの強靭化等による我が国産業の国際競争力強化のため、国際基幹航路の維持・拡大が必要である。

このため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港、阪神港において、フィーダー航路網の充実や、国際基幹航路とフィーダー航路網等との円滑な接続・積み替え機能の確保等による国内外からの貨物の集約を図る。また、流通加工機能を有する物流施設をコンテナターミナル近傍に立地促進するなど、貨物需要の創出を図る。さらに、国際基幹航路に就航する大型船の入港を可能とする大水深コンテナターミナルの整備等により、国際競争力の強化を図る。加えて、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を図るカーボンニュートラルポート (CNP)⁶² の形成や、AI ターミナル等の港湾における DX 等の取組により、利便性・生産性の向上を図り、世界に選ばれる港湾の形成を目指す。

特に、港湾における DX としては、荷役機械の遠隔操作化やターミナルオペレーションの最適化等を行う「ヒトを支援する AI ターミナル」に関する取組を深化させて、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発等を集中的に推進することで、港湾における更なる生産性向上や労働環境の改善を目指す。また、紙、電話、メール等で行われる民間事業者間の物流手続、港湾行政手続、調査・統計業務及び港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を電子化し、港湾の生産性向上等を実現する「サイバーポート」について、機能改善と利用拡大を進め、我が国港湾の国際競争力強化を図る。

世界的な物価高騰、エネルギー安定供給への懸念が高まる中、我が国産業や国民生活に不可欠な資源・エネルギー・食糧の安定的かつ安価な輸入を実現するため、海外からの輸入に依存するばら積み貨物（特に穀物、石炭及び鉄鉱石）について、全国 10 港の国際バルク戦略港湾を核とした安定的かつ効率的な海上輸送網を形成する。このため、企業間連携による大型船を活用した共同輸送に対応可能となるよう、港湾機能の拠点的な確保に取り組むとともに、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立及び港湾間や企業間の連携の促進に取り組む。また、エネルギー輸送ルートの多様化に対応した海上輸送体制の確立を進める。

全国の各地域における基幹産業の競争力強化や民間投資の誘発、雇用と所得の維持・創出を推進するため、物流の効率化等に資する港湾整備を進める。また、農林水産物・食品の輸出促進に資する港湾施設の整備等を進める。

国際航空貨物については、豊富な北米との旅客便ネットワークを活かしたアジア－北米間を始めとする国際トランジット貨物や生鮮品輸送を積極的に取り込むことに加え、地域の成長産業の重点的な育成や振興を支えるための航空物流機能の強化を図る。

なお、迅速で円滑かつ低廉な物流システムが十分にその機能を發揮できるよう、港湾及び空港の機能強化だけでなく、港湾や空港へのアクセス強化を含め、国際物流に対応した高規格道路等の道路ネットワークの強化、大都市圏の高速道路における料金体系の進化や、貨物鉄道ネットワークの強化と最大限の活用等による既存基幹ネットワークの効率的活用及び機能強化を推進する。

2. 全国各地とアジアとの交流の拡大

アジアの成長を取り込み、我が国経済の成長を図るため、全国各地とアジア諸地域との生産、貿易、交流等のネットワークの拠点形成に向けて、ゲートウェイ機能を強化するとともに、日本海・太平洋二面活用型国土の形成のための高速交通ネットワークの強化を図るなど、全国各地とアジアとの交流拡大を支えるための交通体系を構築する。

また、アジア諸地域の成長に伴う観光、ビジネス等の需要増大に対応するとともに、国内の空港とアジア諸地域との間が国内に準じた時間距離であることを活かすため、国内の各地域がアジアの近隣都市と航空ネットワークにより直接つながることができるように、既存の空港施設を有効に活用しつつ、空港能力の向上、背後都市とのアクセスの利便性向上、バリアフリー化、税関、出入国管理、検疫 (CIQ) 等の手続の迅速化、多言語対応、公衆無線 LAN 環境の整備等のハード・ソフト両面にわたる空港利用環境の向上を図る。

アジアとの国際物流においても定時性、速達性、輸送頻度等の点で国内物流と同水準のサービスが求められることから、地域において国際フェリー、RORO 船⁹⁷等による高速海上輸送、航空貨物輸送等を駆使した複合一貫輸送サービスの利点を享受できるよう、物流需要を的確に見定めつ

つ、港湾、空港の有効活用、道路、鉄道等のアクセス網の充実を通じたゲートウェイの形成を図る。あわせて、港湾、空港と物流拠点間を結ぶ幹線道路ネットワークの構築、鉄道貨物輸送力の増強等によって、国際貨物を迅速かつ円滑に処理できる陸海空の総合的な輸送ネットワークの構築を推進する。

また、日中韓物流大臣会合における合意に基づき、国際間で使用されるパレット等の物流資材の標準化・リターナブル化の推進や ASEAN 諸国等への北東アジア物流情報サービスネットワーク（NEAL-NET¹⁸⁴）の拡大、シャーシの相互通行の推進など、シームレスな国際物流システムの実現に向けた取組を推進する。

3. シームレスな拠点連結型国土の骨格を支える国内幹線交通体系の高質化

国土全体にわたる連結強化に向け、道路、鉄道、港湾、空港等がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成するシームレスな総合交通体系を整備する。

その際には、交通施設の耐震性、耐災害性の強化等を図るとともに、リダンダンシーの確保の観点を含め、これらを有機的に連結することでネットワーク性を強化し、迅速かつ円滑な人流・物流の活発化を図る。

(高規格道路ネットワークの高質化)

国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間等を連結して、その時間距離の短縮を図る国土の骨格を支える基幹的な高速陸上交通ネットワークとして、14,000km の高規格幹線道路と、これを補完し広域圏内や広域圏間の交流・連携を強化する広域道路網を合わせたシームレスなサービスレベルが確保された高規格道路ネットワークについて、既存ネットワークも活用しつつ概ね 2 万 km 余の形成・機能向上を図る。

高規格道路ネットワークの構築に向けては、主要都市間の時間距離の短縮を図る道路ネットワークの強化、迅速かつ円滑な物流を実現する三大都市圏環状道路や地方都市の環状道路、主要な港湾、空港、高速鉄道駅等へのアクセス道路等に重点を置いて、コスト縮減を図りつつ効率的な整備を推進する。

また、道路ネットワークのパフォーマンス向上により、生産性向上やカーボンニュートラル¹³に貢献するため、速達性向上による CO₂ 排出抑制に資する道路ネットワークの強化とともに、各種データから道路のサービスレベルをきめ細かく分析し、交通容量を有効活用するための部分改良の機動的・面的実施、TDM⁹⁹ 施策等の推進を図る。

特に、我が国の道路ネットワークにおいては、地形条件や暫定 2 車線整備により先進諸国並みの高速での移動性が確保されていない現状や、巨大災害リスクの切迫、安全保障上の課題の深刻化といった状況も踏まえ、時間距離の短縮に加え、ネットワークの多重性・代替性といったリダンダンシーの確保の観点を考慮し、高規格道路ネットワークのサービスレベルを把握した上で、ミッシングリンク⁹⁶の解消や、暫定 2 車線区間の 4 車線化など、必要な機能向上の加速化を図る。

「日本中央回廊」の形成を支える新東名・新名神高速道路の 2027 年度の全線開通に向けた整備、リニア中央新幹線との相乗効果を高める中部横断自動車道等の整備を進める。

湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、地域活力の創出、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に、長期的視点から取り組む。

また、広域圏内の交流・連携を強化する観点からは、比較的近距離にありながら地域的障壁により交流に制約がある地域間の交流と連携に資するプロジェクトの検討を行う。

物流効率化、物流 DX の観点を含め、高速道路を賢く使う取組を推進する。ドライバー不足対策や物流効率化のため、ダブル連結トラックの幹線物流での普及促進や、ドライバーの休憩環境の改善に向けた SA/PA¹⁰⁹ における駐車マスの整備等を推進する。また、物流施設とのアクセスを強化するなど、幹線物流に資する高速道路の機能を強化するほか、中継輸送の実用化・普及に資する拠点の整備など、特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上を進める。さらに、新東名高速道路の駿河湾沼津 SA から浜松 SA 間に深夜時間帯における自動運転車用レーンの設定や道路

¹⁸⁴ Northeast Asia Logistics Information Service Network の略。

1 インフラからの情報提供により、2026 年度以降の高速道路におけるレベル 4 自動運転トラックの
2 社会実装を目指すとともに、高速道路 SA/PA 等における自動運転車両の拠点施設がニーズに応じ
3 て整備されるよう計画的な支援を実施する。また、平時・災害時を問わない安定した物流の確保、
4 並びに物流の効率化のため、地下空間の活用を含め、新技術を活用した新たな物流形態の実現に
5 向けて、方策及び官民の連携のあり方等の検討を行う。

6 また、高速道路の料金所における業務の効率化や渋滞解消等を図るため、ETC 専用化によるキ
7 ャッショレス化を計画的に推進する。

9 (幹線鉄道ネットワーク等の高質化)

10 国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間等を連結して、その時間距離の短縮を図るとともに、巨大災害リスクの切迫、安全保障上の課題の深刻化といった状況も踏まえ、ネットワークの多重性・代替性といったリダンダンシーの確保を図る、国土の骨格を支える基幹的な高速陸上
11 交通ネットワークとして、幹線鉄道ネットワークの形成・機能向上を図る。

12 リニア中央新幹線については、東京・名古屋間の開業、その後の大坂までの全線開業に向け、
13 水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を進めることにより、建設主体である東海旅客鉄道
14 株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力を
15 行う。

16 整備新幹線については、現在建設中の北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・
17 敦賀間）について、着実に整備を進める。また、未着工区間である北陸新幹線（敦賀・新大阪間）
18 や九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）については、引き続き必要な検討等を実施するとともに、
19 関係地方公共団体等との調整を進める。

20 基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性
21 について調査検討を行う。

22 また、新幹線における土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づいた大規模
23 改修等を行うなど、新幹線の強靭化対策を加速化させることにより、幹線鉄道ネットワークの安
24 全運行を確保する。

25 在来線については、特急列車が拠点都市間を相互に連絡する線区のほか、貨物列車が現に走行
26 している線区、災害時等において貨物列車が走行する蓋然性が高い線区は、我が国の基幹的鉄道
27 ネットワークを構成しており、こうした線区を中心に、国において、JR 会社法に基づく国土交通
28 大臣指針を適切に運用しつつ、JR 各社や並行在来線各社と連携して、その維持・機能向上を図る。
29 さらに、地域の実情に応じた地域間連携及び大都市圏との繋がりを支える幹線鉄道ネットワーク
30 の高機能化・サービス向上に向けた取組を検討する。その際、新幹線と在来線の直通運転化や高
31 速化等による機能強化を進めるほか、軌間可変電車に関する技術開発を推進する。これらに加え
32 て、都市鉄道については、まちづくりと連携しつつ、ネットワークの拡大・機能の高度化を推進
33 する。

34 鉄道の自動運転やデジタル技術を活用したメンテナンスの実施など、現場業務の効率化・省力
35 化に資する技術開発の推進や、技術・安全規制の柔軟な運用等に取り組む。

36 貨物鉄道については、環境に優しく、効率的な輸送が可能な大量輸送機関であり、カーボンニ
37 ュートラルの実現や、2024 年問題⁴⁶に伴うトラック輸送の受け皿として、一層重要な役割を担う
38 ことが期待されている。また、災害時等における物資の輸送手段としての役割も重要である。そ
39 のためにも、基幹的鉄道ネットワークの維持・機能向上に努めつつ、激甚化・頻発化する自然災
40 害への強靭性を高めるため、鉄道事業者と連携して予防保全に取り組むとともに、途絶した場合
41 の代替輸送手段の確保を図る。トラックや船舶とのモーダルコンビネーションを強力に推進する
42 ため、トラックとの積替えが容易な 31 フィート級コンテナや国際海上コンテナへの対応力強化
43 や、積替えステーションやパレットデポの整備のほか、IoT も活用した列車予約システムの改善
44 等により、トラック事業者にとって貨物鉄道輸送を使いやすくするための環境整備に取り組む。
45 こうした取組により積載率・稼働率を向上させ、既存の輸送力を最大限に活用した上で、必要が
46 あれば将来的な輸送量の増強も検討していく。

47 また、一般的な鉄道コンテナ貨車では輸送できない 40 フィート級の国際海上コンテナ（背高）
48 について、新たに開発された低床貨車の活用による走行区間の拡大を図る。また、新幹線を活用
49 した物流の拡大に向けて、市場調査を進めるとともに、技術開発等の諸課題の克服に向けた対応

1 を行うなど、在来線・新幹線による貨客混載輸送について更なる拡大を目指す。
2

3 (海上輸送ネットワークの高質化)

4 CO₂ の排出量が少ないなど環境への負荷が小さく、エネルギー効率の高い大量貨物輸送が可能
5 な内航船の更なる利用促進を図る海運モーダルシフトを推進するため、三大湾、北部九州その他
6 の地方の拠点港湾をターミナルとして、太平洋、瀬戸内海、日本海等の沿岸部の人口及び産業集
7 積地を相互に連結するなど、全国海上輸送網の機能強化を図る。特に、2024 年度からのトラック
8 ドライバーの時間外労働の上限規制等により、労働力不足の問題が顕在化する中、将来の国内物
9 流を維持するため、モーダルシフトの受け皿となる内航フェリー・RORO 船による輸送効率化を行
10 うべく、船舶の大型化等に対応した港湾整備及び荷役等の生産性向上のための情報通信技術や自
11 動技術を活用した次世代高規格ユニットロードターミナルの形成を図る。また、配船や運航管理
12 の AI 化等による内航海運 DX の促進や内航海運への需要喚起を図る。

13 (国内航空輸送ネットワークの高質化)

14 東京国際空港及び成田国際空港を始め、我が国の空港における乗継利便性の向上を図る。また、
15 データ通信の拡大や衛星の活用等による精度の高い航空管制の提供、近隣都市とのアクセス機能
16 の向上及び空港のバリアフリーの推進、自動化技術やリモートセンシング技術等の新たな技術を
17 活用した空港施設の高質化や維持管理・更新等の高度化など、航空サービスの向上のための施策
18 を推進する。あわせて、震災時における緊急物資・人員輸送や航空網を維持するため、空港施設
19 の耐震性向上を図るとともに、保安体制の向上、適切な維持管理・更新による機能維持等を推進
20 する。

21 また、地方路線や小型機材に係る着陸料又は航行援助施設利用料の軽減措置等により、地方に
22 おける観光交流の拡大の観点からも不可欠な地方航空ネットワークの維持・活性化を図る。

23 4. 地域交通体系の構築

24 地域公共交通について、法制度や予算・税制措置等のあらゆる政策ツールを活用し、交通 DX・
25 GX の推進や、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地
26 域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進める。このほか、自家用車利用の安
27 全確保や物流サービスの効率化を含めた総合的な交通政策を推進する。

28 地域が有する資源や魅力を活かし、生産、物流、観光等の経済活動を支援するため、経済や生
29 活の拠点となる都市間を結ぶ幹線交通ネットワークの強化など、地域の活性化を支援する交通体
30 系の整備に取り組む。

31 あわせて、中心市街地等のまちなかにおいて、歩行空間の確保、バリアフリー対策等を十分に
32 講じることにより、人が主役となる交通環境の提供を推進する。

33 また、集落地域等において、高齢者等の移動制約者のモビリティ、医療機関へのアクセス確保
34 等の生活機能維持のための交通ネットワークの充実、強化を図る。

35 (地域における総合的な交通政策の推進)

36 地域交通体系を支える地域公共交通は、住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不
37 可欠なエッセンシャルサービスであるが、人口減少や少子化、自家用車利用の普及やライフスタイル
38 の変化等による長期的な需要減に加え、コロナ禍の影響等により、多くの事業者が厳しい状
39 況にある。地域の移動手段の確保が大きな課題となる中で、地域にとって最適な公共交通ネット
40 ワークの実現を強力に推進するため、地域生活圏の形成の観点も含め、地方公共団体と民間の多
41 様な主体との共創や地域経営における連携強化を通じ、まちづくりと一体で進めつつ、様々な政
42 策手段を最大限活用して、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・
43 デザイン」（再構築）を進める。その際には、豊かな暮らしを支える交通を実現するため、特に利
44 用者である住民の生活の目線に立って、利便性の向上による公共交通への利用転換等を図りつつ、
45 顕在化していない移動需要の掘り起こしや新規需要の創出、地域の関係者の共創を進める。

46 特に鉄道については、大規模な施設・車両を必要とし、大量輸送性、定時性、速達性等の特性
47 があるが、一部のローカル線区では、利用者の大幅な減少により、こうした特性が十分に発揮で
48 49 50

きない状況にある。JR 上場 4 社については、JR 会社法に基づく国土交通大臣指針により、路線の適切な維持に努めることとされているが、人口減少や自家用車利用の普及といった社会経済情勢の変化は、鉄道事業者の経営努力のみでは避けられないものであり、今後、更なる人口減少も予測される中、地域や利用者にとって最適な形での地域公共交通の維持・確保を、鉄道事業者の経営努力のみに委ねることには限界がある。

このため、危機的状況にあるローカル線区については、まちづくりや観光振興に取り組む沿線の地方公共団体と鉄道事業者との官民連携を通じた、地域公共交通再構築の取組が急務である。今後、国が積極的に関与しながら協議の場を設け、その中で、地域における公共交通のあり方についての協議を促し、関係者間の合意に基づき、鉄道輸送の高度化による維持、又はバスなど他の輸送モードによる代替、といった措置を講じていく。特に鉄道輸送の高度化による維持を追求していく場合には、各地で導入が進む上下分離方式は、官民連携の有効な手段であり、そうした主体的な取組を進める地方公共団体を支援していく。また、ローカル線区の維持にも資するよう、鉄道の自動運転やデジタル技術を活用したメンテナンスの実施など、現場業務の効率化・省力化に資する技術開発の推進や、技術・安全規制の柔軟な運用等に取り組む。

これらの取組とあわせ、人口減少等が進む中、例えば、企業等の誘致・雇用の創出、教育環境・医療環境の形成、観光需要の創出等の観点から、地域間連携による広域的な地域生活圏の形成や、時間距離の短縮による大都市圏との一体機能化を図ることが必要となっている。このため、地域の実情に応じた地域間連携及び大都市圏との繋がりを支える幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス向上に向けた取組を検討する。

さらに、移動手段の提供が十分でない地域等においては、地域の需要に応じて、タクシー、乗合タクシー、自家用有償旅客運送等の提供が持続的かつ円滑に行われるよう取り組む。あわせて、交通事業者、国、地方公共団体の連携により、ドライバーの確保を行いつつ自動運転の実証事業や電動車の導入支援など、旅客自動車運送事業の DX・GX への集中投資を進める。

また、地域交通の実態として、日常の移動において自家用車が重要な役割を果たしているという現実にも立脚し、自家用車の利点を活かすため、ITS⁹⁸ 等の技術を活用した情報提供を進める。さらに、これらの輸送の安全性及び安定性の確立に向け、事故防止対策の更なる推進を図るとともに、事故の発生や、システムダウン等による輸送障害が発生した際の影響の最小化のための取組を進める。

物流の生産性向上に向けて、共同輸配送や輸送網の集約等を推進するほか、物流施設の自動化・機械化や、ドローン物流の社会実装の推進など物流 DX と、その前提となる物流標準化を推進するとともに、物流施設等における再エネ関連施設の整備への支援など物流 GX を推進する。加えて、物流のラストワンマイル配送等を補完する自動配送ロボットの普及を見据え、走行空間、拠点等の整備や、官民連携して必要となるバリアフリー情報や地図情報等のデータの収集・利活用を通じて、多様なモビリティと共に走行環境の構築に向けた取組を推進する。

(地域の活性化を支援する交通体系の整備)

地域が有する資源や魅力を活かし、国内外との交流を促すことにより、生産、物流、観光等の地域経済活動の広域的な展開につなげていくことが求められる。このため、これらの経済活動を先導する民間プロジェクトにあわせて、地域の港湾、空港、産業集積、地域観光資源等を相互に結ぶ規格の高い道路、高速鉄道その他の公共交通機関等の機能向上及び接続の円滑化によるネットワークの強化及び物流拠点の整備を総合的に推進する。その際、都市への自動車の流入の抑制と幹線道路の隘路の解消や沿道環境の保全に向けて、三大都市圏環状道路や都市間を相互に結ぶ道路ネットワークの強化を推進するほか、高速道路の渋滞ボトルネック対策、バイパスの整備、環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改良、「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のための連続立体交差化、無電柱化の推進等の対策を重点的に推進する。また、労働生産性向上や観光振興等による地域活性化に向けた利用しやすい高速道路料金の実現に向けた取組を推進する。

集約型公共交通ターミナル「バスターミナルプロジェクト」について、官民連携を強化しながら戦略的に展開して交通拠点を形成し、既存のバスターミナルや「道の駅」等とネットワーク化を図ることで、面としての機能強化を実現する。リニア中央新幹線等の高速交通ネットワークと連携したバスターミナルや地域の乗り継ぎ拠点等の小規模な交通拠点に加え、既存のターミナル施設とも

連携した交通ネットワークの形成を推進する。また、「道の駅」等を交通結節点として活用した地域公共交通の形成を促進するとともに、貨客混載が可能な物流拠点や自動運転車両の発着拠点といった物流・人流の機能に加え、観光や子育て支援など、複合的な機能を備えた拠点の整備を実施する。

また、国際標準コンテナを積載したトレーラー等の貨物車交通の円滑化・効率化のため、幹線道路ネットワークの構築、高規格道路等の IC から港湾及び空港への迅速な接続を可能とするアクセス道路等の整備、交通結節点における大規模物流拠点の形成促進を重点的に進める。

さらに、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成、地域経済の活性化及び高規格道路に隣接する主要施設へのアクセス性向上に資するスマート IC の整備等を促進する。また、VICS¹⁸⁵（道路交通情報通信システム）による即時的な道路交通情報の提供など、ITS を用いた安全で効率的な移動の実現を推進する。このほか、自動走行システム、DMV¹⁸⁶（線路と道路の両方を走行できる車両）、IMTS¹⁸⁷（軌道系システムとバスシステムを融合させた新交通システム）等の新たな輸送手段の実用化に向けた取組を推進する。

都市鉄道については、都市の国際競争力を強化するとともに、GX の推進にも資する取組として、まちづくりなど多様な関係者による連携を通じて、空港アクセスの向上、連絡線の整備や相互直通化等によるミッシングリンクの解消や輸送力の増強を始めとしたネットワークの強化、都市の拠点である鉄道駅の質的向上を図るなど、都市鉄道のネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。また、鉄道施設ストックを有効活用して効率的に沿線地域の通勤・通学輸送の確保や都市機能の向上及び活性化を図るため、貨物専用線の旅客線化等の取組を推進する。さらに、全ての利用者が鉄道を安全・安心かつ円滑に利用できるよう、地方部も含め、エレベーター、ホームドア等のバリアフリー設備の整備を推進する。

（人が主役のまちなか交通体系の整備）

行政機関、教育研究機関、医療施設、商業施設等の広域的都市機能が効果的に集積したコンパクトなまちづくりを進めるためには、公共交通機関と自家用車が適切な役割分担の下にその長所を活かしあい、都市における移動の利便性が確保される必要がある。このため、総合的な交通政策を戦略的に推進し、交通の分散を図るバイパス及び環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改良等の道路整備による対策と併せて、交通行動の変更を促す TDM の推進等により、中心市街地等の渋滞ピークの平準化、事故の削減を図る。

極めて身近な交通手段である自転車の活用は、環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進、観光振興による地域の活性化等を図る上で重要である。2022 年の道路交通法の改正により、一定の基準を満たす電動キックボード等の新たなモビリティが自転車通行空間を通行することなども踏まえ、改定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車ネットワーク計画の策定の促進等により、歩行者、自転車及び自動車等が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間を確保する。公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化することなどにより、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。自転車通勤等による環境負荷の低減や健康増進を促進するため、広報啓発の強化を含め総合的な取組を推進する。

バリアフリーの推進、沿道緑化等による安全で快適な歩行空間ネットワークの形成や、中心市街地等において、歩行者と公共交通機関が共存する区域（トランジットモール）の導入等も視野に入れ、道路空間の再編によるゆとりある歩行者空間や、歩道と一体となった「居心地が良く歩きたくなる」空間を創出することにより、人を中心のまちなか交通の環境整備を進める。その際、低床型バス等の導入を通じた公共交通機関のユニバーサルデザインを推進するほか、幅の広い、ゆったりとした歩道、電線等のライフルラインを地中に収容するための電線共同溝等の整備及び駐

¹⁸⁵ Vehicle Information and Communication System の略。渋滞や交通規制等の道路交通情報を、FM 多重放送やビーコンを使ってリアルタイムにカーナビに届けるシステム。VICS 情報は 24 時間 365 日提供され、カーナビによるルート検索や渋滞回避に活用。

¹⁸⁶ Dual Mode Vehicle の略。

¹⁸⁷ Intelligent Multimode Transit System の略。

車場の適正配置を通じ、歩行者等に配慮した地域の顔としてうるおいのある道づくりを進めいく。自動車交通を安全性の高い高速道路等へ転換し道路の機能分化を図ることにより、生活道路を歩行者、自転車中心の空間に再生することが重要であり、車両の通過交通抑制及び速度低減による安全な歩行空間の確保等を目的として、面的な速度規制とハンプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせる「ゾーン30 プラス」等の交通安全対策を推進する。

また、視覚・聴覚障害者等に対応した情報提供の充実を図るべく、公共交通機関の旅客施設等におけるピクトグラム¹⁸⁸やデジタルサイネージ¹⁸⁹を活用した案内表示の整備、道路におけるバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備等により、バリアフリー化を進める。

さらに、次世代都市交通システム（ART¹⁹⁰）に対応した車いすの開発や自動運転車いすの開発を安全性の確保を前提としつつ推進する。

（いのちと暮らしを支える交通環境の形成）

幹線道路等の安全性を一層高めつつ高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進するとともに、生活道路において、速度抑制や通過交通の進入抑制を図る面的な対策等を推進し、こどもを含めた全ての人が安全かつ安心して利用できる道路空間を創出する。高速道路での逆走事故対策については、2029年までに逆走による重大事故ゼロを目指す。生活圏域において、安全・安心な生活を営むための基礎的な条件として、通勤、通学、買い物等の日常生活に必要不可欠な移動や、病院等の重要な拠点への交通の利便性を確保するため、道路網を整備するとともに、現道拡幅、バイパス整備等による隘路の解消を推進する。

環境負荷の低減にも貢献するBRT¹⁹¹等の公共交通システムの導入を促進し、地域の移動手段を確保する。地域の魅力や回遊性を高める交通ネットワークの充実やラストワンマイルの移動を支援するために、モビリティ・ハブ¹⁹²を道路ネットワーク上に設置し、小型モビリティ等をシームレスに利用できる環境の整備を推進する。特に、合併市町村の拠点を連絡する道路、救援活動や応急復旧活動に不可欠な緊急輸送道路等においては、改良に加えて橋梁の耐震補強や防災施設等の整備を重点的に推進し、緊急時の地域分断や孤立の防止に努める。とりわけ、地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、急病人発生時等の緊急輸送手段の確保や災害時の避難活動等の迅速化が重要であり、このような生命線となる道路ネットワークの信頼性確保、高速道路における既存の緊急出入口の有効活用と更なる整備、ドクターヘリの配置など、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。また、離島においては、救急医療、物資の輸送など島民生活の安定、観光振興等の観点から、海上輸送及び航空輸送の就航率の向上等の安定輸送のための港湾や空港の整備を推進する。

歩行者、自転車及び自動車等が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者を始めとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。

特定道路、人通りの多い商店街等の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進する。また、占用制限も活用しながら、道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。

5. デジタルを活用した新たなモビリティの充実

自動運転の実装の加速化に向けて、地域限定型の自動運転移動サービスについて、2025年度を目指すに50か所程度、2027年度までに100か所以上で実現するため、研究開発から実証実験、社会実装まで一貫した取組を行うとともに、これに向けて意欲ある全ての地域が同サービスを導入

¹⁸⁸ 文字の代わりに施設、設備等を示す図記号。

¹⁸⁹ 公共空間においてネットワークに接続されたディスプレイ等の電子的な表示機器を用いて情報を発信するシステムの総称。

¹⁹⁰ Advanced Rapid Transit の略。

¹⁹¹ 様々な交通モードの接続・乗換拠点。

できるようあらゆる施策を講ずる。具体的には、持続可能な自動運転移動サービスの構築に向けて、2023年度中にBRT専用空間での中型バスでの自動運転移動サービスを開始する。また、歩行者や自転車等の交通参加者が存在する混在空間での自動運転移動サービスの実現を目指し、インフラからの道路交通状況の情報提供（路車協調システム）について、車載センサで検知困難な交差点等における状況を自動運転車や遠隔監視室へ情報提供する上で必要となる、インフラと車両の役割分担や路側センサに関する調査検討、車両制御への活用等に関する実証実験を実施する。また、物流の担い手不足解消や物流効率の向上に向け、2024年度に高速道路における自動運転トラックの実証を開始し、2026年度以降のレベル4での社会実装を目指す。その際、合流等の車両単独では対応が困難と想定される事象を特定し、道路インフラからの支援策について検討する。さらに、空港における地上支援業務の自動化・効率化に向けて、2025年までに空港制限区域内における車両に係るレベル4無人自動運転の導入を目指す。

ドローンの利活用拡大に向けては、レベル4飛行の実現、さらにその先のドローンがより効果的に社会に貢献する未来を実現するため、「空の産業革命に向けたロードマップ2022」に基づき、関係府省が連携して、より高度な運航を可能とするための運航管理システムの制度・技術の確立、機体性能を向上させるための技術開発の強化、物流・災害対応など具体の用途に応じた社会実装を進める。

空飛ぶクルマの実現に向けては、諸外国の動向を注視し、国際的な調和に努めつつ、飛行の安全確保のため、「空の移動革命に向けた官民協議会」において機体や運航に関する安全基準、操縦者の技能証明、離着陸場に関する基準や交通管理等について官民での議論を加速させ、2023年度内にこれらの基準を整備するとともに、大阪・関西万博における飛行の開始を目指し、必要な環境整備を推進する。

移動や物流の支援のため、電動キックボードや自動配送ロボット等の新たなモビリティをシームレスに利用できる走行空間やモビリティ・ハブの整備を推進する。また、自動配送ロボットの走行に必要なデータ提供等の支援を検討し、新たなモビリティサービスの利便性向上を図る。

これらの新たなモビリティサービスの社会実装を加速化させるため、2023年度内に策定する「デジタルライフライン全国総合整備計画」に即して、関係府省の連携したプロジェクト等の取組を推進する。

自動運転車両やサービスロボット、ドローンは、地域の旅客・貨物需要等に合わせて自由に組み合わせる時代へ変化しており、今後は、これらをトータルにモビリティとして捉え、移動需要に対する新たなモビリティ政策を検討していくことが必要となる。単なる実証ではなく社会実装につながるよう、必要となるハード・制度の整備も含め、「モビリティ・ロードマップ（仮称）¹⁹²」を策定し、官民での取組の連携を図る。

第2節 情報通信体系の高質化

全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現のために不可欠なデジタル基盤の整備を進めるとともに、地域の社会課題を解決するためのデジタル実装を加速化する。

また、国民が災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、そして、関係機関による応急・復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、安全・安心で信頼できるデジタルインフラの構築・運用等を推進する。また、サイバー空間を取り巻くリスクが急速に深化する中、サイバーセキュリティ対策の拡充、サイバー攻撃への対処能力の向上等を図る。

1. デジタルインフラの整備・運用 (デジタルインフラの整備)

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画³⁹」に基づき、地域協議会も活用しつつ、デジタルインフラ整備を強力に推進する。

¹⁹² 自動運転車・ロボット・ドローン等のモビリティを横断的に捉え、それらの社会実装に向けて必要となる技術開発、事業モデルの構築、ハード・ソフトのインフラや制度の整備など、官民での目標・取組を定めた長期計画（2021年まで発行された「官民ITS構想・ロードマップ」を発展的に継承するもの）。

具体的には、光ファイバ等の固定ブロードバンド未整備地域の解消及び「GIGAスクール構想¹⁹³」に資する通信環境の整備に向けて、引き続き、離島を始めとする条件不利地域等における整備を促進する。この際、通信環境が十分でない学校のうち、光ファイバの整備が 2024 年度以降となる学校には、各校の通信状況を踏まえつつ、2023 年度中の 5G による通信環境の整備を促進する。また、地方公共団体の要望を踏まえ、公設設備の民設移行を早期かつ円滑に進める。

さらに、国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から、インフラシェアリングを活用しつつ、道路等の非居住地域を含む 5G 等のエリア整備を進める。あわせて、自動運転・ドローンを活用したプロジェクトと連動したデジタルインフラの整備と地域の課題解決ニーズに即した先進的ソリューション実装を一体的に推進する。

データセンターの分散立地については、当面は東京・大阪を補完・代替する第 3・第 4 の中核拠点の整備に取り組むほか、日本を周回する海底ケーブルを完成させるとともに、陸揚局の分散立地を促進する。また、データセンターの拠点整備に向けた取組と連動して、国際海底ケーブルの多ルート化や陸揚局に向けた分岐支線の敷設など、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた取組を促進するとともに、国際海底ケーブルや陸揚局の安全対策を強化する。

非地上系ネットワーク（NTN）⁴⁰については、HAPS¹⁹⁴及び衛星通信の 2025 年度以降の早期国内展開等に向け、関連する技術実証や制度整備を進めるなど、サービスの導入促進のための取組を推進する。

加えて、通信インフラの超高速化・省電力化、陸海空の通信カバレッジ拡張、安全・高信頼な通信環境等を実現し、2030 年代のあらゆる産業や社会活動の基盤となることが見込まれる次世代の情報通信インフラである Beyond 5G（6G）について、必要な技術の研究開発や国際標準化及び早期の社会実装に取り組む。

（通信・放送における耐災害性の強化と災害時等の情報伝達）

通信インフラは、大規模災害等の緊急時には、緊急通報や災害時優先電話を始め安否確認等のための通信手段を提供するとともに、警察・防災通信など基本的な行政機能の維持に必要な通信手段を提供するなど、国民の生命の安全確保、国家機能の維持等を担うことになる。そのため、災害時における通信基盤の早期復旧に向けた官民の連携・協力体制の整備など、通信インフラの強靭化に取り組む。また、自然災害や通信障害等の発生により、利用者が携帯電話を長時間利用できなくなるような事態が生じないようにするため、事業者間のネットワークを相互利用する「事業者間ローミング」の実現に向けた取組を進める。

また、テレビ、ラジオ放送等は極めて高い公共性を有しており、日頃から国民生活に必需な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を国民に瞬時に伝達できることから、可搬型予備送信設備等の整備及び運用体制の構築、民放ラジオの難聴解消の支援、テレビ、ラジオ放送局における予備送信設備や予備送信所の整備支援、難視聴解消のための辺地共聴施設¹⁹⁵を含めたケーブルテレビネットワークの光化等による放送ネットワークの耐災害性強化を進める。

さらに、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に関する情報が確実かつ迅速に住民へ届くよう、防災行政無線等の拡充・機能強化を進めつつ、地方公共団体が発する災害情報を集約し、既存の多様なメディアを通じて住民へ伝達する共通基盤であるレアラート（災害情報共有システム）情報の迅速かつ確実な伝達を推進する。

加えて、国が河川、道路等で整備した通信ネットワーク等を活用し、住民が災害時に安定的に活用できる無線アクセスポイントを提供する取組を推進する。また、災害時に被災状況を迅速に把握するため、センサネットワークによる広域的な情報収集の実現に向けた技術開発等の取組を推進する。

¹⁹³ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想。

¹⁹⁴ High Altitude Platform Station の略。高高度プラットフォーム。

¹⁹⁵ 山間部など地形等の問題により地上デジタルテレビ放送の電波が届かないエリア（難視聴地域）において、主に住民組合が共同で受信点（アンテナ）・伝送路等を整備し、当該放送の視聴環境を確保するためのもの。

1
2 **2. ICT・データ利活用の促進**

3 **(ビッグデータ等の利活用の推進)**

4 ICTにより流通、蓄積されている個人、機器及びインフラの行動、状態等に関する膨大なデータ（ビッグデータ）の利活用を促進するため、行政、民間企業等のデータの分野横断的な流通を
5 促進するとともに、これらを活用する環境の整備を進める。特に、個人の行動情報である人流データ等を計測・取得し、可視化する取組の一層の推進を図る。

6 また、行政と地元企業・NPO法人等の連携によるデータ活用の取組や人材育成により、地方の
7 社会課題をデータに基づき解決するオープンデータの活用を推進する。

8 **(パーソナルデータの安全な流通・利活用の促進)**

9 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組である情報銀行の活用により、
10 準公共分野（健康・医療、教育、防災等）や相互連携分野（スマートシティ等）におけるパーソナルデータを含むデータの連携・利活用を促進することで、地域における新たなサービスの創出
11 や行政の効率化を実現し、地域課題の解決につなげる。

12 **(ワーク・ライフ・バランス実現のためのICT環境整備)**

13 テレワークを社会全体へと波及させる取組を推進し、女性の社会進出、労働力の確保、男性の
14 育児参画、仕事と介護の両立等を促進するなど、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

15 また、過疎地、離島等においてブロードバンド環境の整備を進めることにより、テレワークや
16 クラウドソーシング¹²⁹の実現、地域の特性に応じた遠隔医療の推進、離島等における高等学校の
17 教育機会を充実する遠隔教育の普及、促進等を進めることができが可能となり、地方への移住を促すこ
18 とが期待できる。

19 このため、仕事をどこにいても行うことができるテレワーク本来の特性を引き出す環境を整備
20 する。また、遠隔医療の普及やPHR¹⁹⁶の活用を促進する取組等を通じて、医療・福祉・介護・健
21 康データを利活用するための基盤を構築・高度化することにより、医療・健康サービスの向上・
22 効率化を図る。遠隔教育については、実施体制、環境等を整備する。

23 **(ICT活用によるストレスフリー社会の実現)**

24 多言語翻訳技術の研究開発及び社会実装を進め、グローバルで自由な交流を実現する。具体的
25 には、日常生活や観光のみならずビジネスや国際会議の場面にも対応した実用レベルの同時通訳
26 技術や、重点対応言語の21言語¹⁹⁷への拡大等を実現するとともに、大阪・関西万博に向けた更なる
27 社会実装を推進する。

28 さらに、訪日外国人旅行者だけでなく誰もがストレスなく自由に移動できるよう、また、今後
29 導入拡大が予想される自動配送ロボット等も視野に、高精度測位技術等を活用するとともに、屋
30 外のバリアフリー情報を始めとする様々なデータをオープンデータ化することによって、段差や
31 急勾配等のバリアを避けた最短経路のナビゲーションなど、円滑かつ安全な歩行空間の移動を支
32 援するサービスの普及・高度化を推進する。

33 **(国際貢献及び国際競争力強化に向けた展開)**

34 様々な分野におけるICTの利活用は、インフラ輸出の新たなフロンティアであり、国内戦略と
35 国際戦略を連携させ、機動的で実効的な官民連携体制を整備し、我が国の知見を総合的に活用して
36 パッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。

37 また、地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の制作や現地化（字幕付与等）等の流通促進及び
38 繼続的な発信活動、環境の整備等に対する支援を行い、放送コンテンツ等の海外展開を促進する。

¹⁹⁶ Personal Health Record の略。健診情報や歩数、血圧等の健康医療データ。

¹⁹⁷ 逐次翻訳において実用レベルの翻訳精度を実現している言語で、日本語、英語、中国語、韓国語等の21言語。

3. 情報通信社会の安全・安心の確保

情報システム、情報通信ネットワーク等により構成され、多種多量の情報が流通する仮想的な空間であるサイバー空間は、日常生活、経済社会、行政活動など、多様な分野において利活用されている。一方、匿名性が高く、地理的・時間的制約を受けることが少ないので、短時間のうちに不特定多数の者に影響を及ぼしやすいという特性を有しており、サイバー空間の脅威が増大している。

このため、サイバー事案への対応を増強するとともに、関連する情報共有等の機能を高めるほか、サイバー空間における事後追跡可能性の確保に取り組むことなどにより、強靭なサイバー空間を構築し、サイバー事案に対する防衛力や回復力の強化を目指す。また、国際的なルールづくりへの参画、海外市場への展開、能力構築支援等により、国際的な戦略的空間における貢献力や展開力の強化を目指す。

また、サイバー空間内の違法行為の取締り、違法・有害情報の排除等に取り組む。さらに、無線通信の利用が拡大する中、限られた電波資源を有効かつ適正に利用できるよう、電波監視による混信・妨害源の除去、不法無線局の排除等に取り組む。

第3節 エネルギーインフラの高質化

安定的かつ低コストなエネルギー需給構造を実現するためには、電力・ガスシステム改革等の制度整備、再エネの普及拡大、分散型エネルギーシステムの構築、省エネ等の様々な取組を推進する中で、エネルギーを確実かつ円滑に供給するためのインフラを充実させる必要がある。このため、送電網、ガス導管・パイプライン、熱導管等のネットワークの充実を図るとともに、水素社会の実現に必要なインフラの充実を図る。

1. エネルギーネットワークの充実

再エネの導入拡大やレジリエンス向上に向けて、全国大での広域連系系統の整備を計画的に進めるためのマスタープランを策定し、北海道等の再エネの導入見込みが大きいエリアから、東京等の大消費地までの長距離に渡る海底直流送電網等の整備を進める。その際、より効率的な整備に向けて、道路、鉄道網等のインフラの活用等についても検討する。また、地域における再エネ等を活用したマイクログリッド等の分散型エネルギーシステムの構築支援等を行う。

天然ガスについては、基地の整備及び機能強化を図るとともに、太平洋側と日本海側の輸送路及び天然ガスパイプラインの整備等に向けて検討を進めることにより、LNG 受入基地間での補完体制を強化する。

熱供給については、地域性の高い事業であり、ビル単位での熱電一体供給、熱導管を面的に敷設して行う地域型の熱供給等のサービスの形態も多様化していることから、熱供給事業への参入を容易にするシステム改革等を通じ、熱供給インフラの充実を促す。また、都市のコンパクト化により、太陽熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再エネ熱の利用可能性が高まるところから、熱供給設備の導入支援等により熱利用の拡大を図る。

2. 水素社会の実現に向けたインフラ整備

水素社会の実現には、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用にいたるサプライチェーンの構築が必要となることから、長期的かつ総合的なロードマップに基づき着実に技術開発等の取組を推進する。

特に燃料電池自動車の普及には、水素ステーションの設置によって日常生活でも利用できるエリアの拡大が不可欠なことから、導入支援等を通じステーションの設置を促進する。

第5章 防災・減災、国土強靭化に関する基本的な施策

我が国は、災害リスクの高い約 35%の国土に人口の約 70%以上が居住するなど、災害に対して脆弱な国土構造となっている。また、首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、切迫する巨大地震・津波によって広域にわたる甚大な人的・経済的被害がもたらされるおそれがある。さらに、地球温暖化等の気候変動の影響により水災害リスクの増大が

懸念されている。

人口と諸機能が集中する大都市圏においては、水害、地震等に対する脆弱性が高まっており、農山漁村においても、土砂災害等の危険性が高い箇所が多い。また、平成30年北海道胆振東部地震では、電力供給の停止による影響が北海道全土に及んだことから、代替性確保の必要性が認識された。急激な人口減少、少子高齢化により地域コミュニティの弱体化が懸念される中、自助、共助の取組を、公助による支援と併せて、今後一層充実させていく必要がある。

また、我が国のインフラ老朽化は加速度的に進行しており、「荒廃する日本¹¹⁴」とならないよう、早急に修繕等の対応が必要である。しかしながら、財源やメンテナンスに携わる担い手の不足も深刻な状況である。

以上を踏まえ、国土強靭化基本計画等を踏まえて、「6つの事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる「35の起きてはならない最悪の事態¹⁹⁸」に対応するため、ハード対策とソフト対策の適切な組合せや災害時のみならず平時にも有効に活用される対策とするなど効率的な防災・減災、国土強靭化の取組を進め、国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、災害等に屈しないしなやかで強い国土を構築する。

第1節 適切な施策の組合せと効率的な対策の推進

想定される災害に対して、気候変動の影響も考慮し、防災・減災、国土強靭化に資する施設の整備等を効果的に進めることに加え、土地利用、災害対応体制等の観点からも対策を進め、これらのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせて、防災・減災、国土強靭化の取組を効率的に推進する。

1. 防災・減災に資する施設の整備等

(施設の整備等による防災・減災、国土強靭化対策)

地震、津波、高潮等の災害から人命や資産を防護するため、河川・海岸堤防等の嵩上げや耐震・液状化対策、海岸の侵食対策、上下水道施設の耐震化等を推進する。また、背後地の被害の軽減を図るため、粘り強い構造の海岸堤防、漁港施設等の整備を推進する。さらに、水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖、運転操作の自動化や遠隔操作化、集中管理の推進と併せて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。このほか、防波堤、防潮堤、避難場所、避難経路等の整備を組み合わせた津波対策を推進するとともに、最大クラスの津波に対しては、これらの施設整備に加え、ハザードマップの周知、地域や事業者における避難計画の策定や避難訓練の実施など、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

洪水、内水等に対しては、河道掘削、河川堤防、排水機場及び洪水調節施設の整備、機能強化や、下水道による浸水対策に加え、遊水地、地下河川、雨水貯留浸透施設、輪中堤等の整備、特定都市河川制度¹⁹⁹を活用した貯留機能を有する土地の保全や浸水リスクが高い区域における土地利用・住まい方の工夫、避難体制の強化等のハード・ソフト対策など、流域のあらゆる関係者が連携した流域治水の取組を推進する。その取組の一環として、河川堤防を越水した場合であっても、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防の技術開発・整備を行う。

降雨、地震、火山噴火活動等に起因する、土石流、土砂・洪水氾濫や急傾斜地の崩壊等の土砂災害から人命、財産及び公共施設を保全するため、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備や流木対策の推進のため林野事業と連携して実施する流域流木対策、まちづくりの計画と砂防事業の計画の一体的な検討及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策、及び高速通信技術を活用した無人化施工など、DXに関する取組を推進する。

¹⁹⁸ 国土強靭化基本計画における、「あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」、「経済活動を機能不全に陥らせない」等の「6つの事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして「大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生」、「サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下」等の「35の起きてはならない最悪の事態」。

¹⁹⁹ 特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進するもの。

1 進する。加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、盛土等の安全性の確保を推進する。また、
2 被災地域の経済社会機能を早急に回復させるとともに再度災害の防止を図るために、必要に応じて
3 施設の改良復旧等を迅速に行う。さらに、災害対応や行政の重要な拠点である官庁施設、警察、消
4 防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設、学校、公民館等の避難所指定施設、都市公園等の
5 避難地、石油コンビナート等のエネルギー供給施設、金融機関、災害拠点病院、福祉・介護施設、
6 交通施設、通信施設、ネットワーク等の重要施設については、耐震・液状化対策、備蓄の充実、
7 電力の確保等による耐災害性の向上を図る。

8 火山災害対策を一層強化するため、火山調査研究推進本部の体制整備、専門的な知識や技術を
9 有する人材の育成と継続的な確保等を行う。

10 11 **(自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策)**

12 Eco-DRR²⁷ やグリーンインフラ²⁶ の社会実装を積極的に推進する。また、こうした自然を活用した
13 解決策 (NbS²⁵) は、生物多様性の保全を始め、景観、レクリエーションの場等の様々な機能を
14 提供するのみならず、気候変動による影響への適応にも有効な方策であり、人口減少下における
15 土地利用の最適化を促し、気候変動により激甚化・頻発化する自然災害に対してレジリエント²⁰⁰
16 な地域づくりが期待できる。

17 18 **(建設工事から発生する土の搬出先の明確化等)**

19 盛土等に伴う災害の防止を促進するため、盛土等の行為に関する規制と併せて、建設発生土の
20 搬入・搬出プロセスに着目し、必要な対策を講ずる。具体的には、工事の発注段階で建設発生土
21 の搬出先を指定するなど、指定利用等を進めるとともに、資源有効利用促進法等に基づく建設発
22 生土の計画制度強化やストックヤード運営事業者登録制度の創設により搬出先の明確化を図る。

23 24 **2. 防災・減災に資する土地利用の推進**

25 **(諸機能や居住のより安全な地域への誘導等)**

26 災害リスクが高い地域においては、災害の種類、頻度、地形地質条件等を考慮し、住民の意向
27 等を踏まえつつ、新たな住宅の建築の抑制、既に居住している住宅の安全な構造への改修又は移
28 転等を促すため、関係法令に基づく規制区域の指定促進のほか、浸水範囲と浸水頻度の関係をわ
29 かりやすく図示した水害リスクマップ（浸水頻度図）等の災害リスクや施設整備の予定に関する
30 情報の提供を行う。

31 加えて、都市機能や居住を集約化する過程において、災害リスクを考慮して立地を検討するこ
32 とが重要である。特に、要配慮者利用施設、災害時に重要な役割が期待される公共施設等につい
33 て、建て替え等の機会を捉えつつ災害リスクの低い地域への立地を促すことなどにより、各施設
34 の災害対応能力を向上させるだけでなく、当該地域の利便性を向上させることにより中長期的な
35 視点から居住をより安全な地域へ誘導する効果が期待できる。

36 37 **(地籍整備等の推進)**

38 地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めと
39 して、土地取引、民間開発や国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。
40 地籍調査の主な実施主体である市町村は、第7次国土調査事業十箇年計画（計画期間：2020年度
41 ～2029年度）で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、
42 国は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。なお、同計画に基づ
43 く、2029年度末までの地籍調査の進捗率の目標は57%としている。また、作業の困難度の高い
44 全国の都市部の地図混在地域や東日本大震災の被災地域等を対象に実施している地図作成事業
45 の計画的推進を図る。あわせて、大都市部での実施や地域の防災・減災対応等のニーズを踏まえた
46 重点化と効率化の検討を進めるとともに、筆界保全標の設置に着実に取り組む。

47 ²⁰⁰ 「弾力性のある」「柔軟性がある」「回復力のある」等の意味。

3. 広域的連携体制及び災害対応体制の強化等

(広域連携体制の整備)

大規模地震等により広域かつ甚大な災害が発生した際に、必要な資機材等の搬送や被災地における応急活動及び復旧・復興活動を効果的に実施するため、国、地方公共団体その他の関係機関による相互応援協定の締結等の体制整備を図るとともに、これら機関の役割分担や連携内容の明確化に努める。また、広域的な災害対応を効果的に実施するため、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。

(災害対応体制の強化)

災害時の応急体制を強化するため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネルギー・産業基盤災害即応部隊含む）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE²⁰¹）、海上保安庁特殊救難隊及び機動防除隊、初動対処部隊（Fast-Force、防衛省・自衛隊）等の体制を整備するとともに、救助・救急活動や情報収集活動等に必要な航空機、高度な特殊車両、装備品等の着実な整備や、情報通信基盤の堅牢化及び高度化を推進する。また、これらの部隊及び関係機関の連携を強化するための訓練等を実施することにより、対処能力をより一層向上させる。さらに、緊急消防援助隊について、DXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を図るほか、消防分野におけるAIの活用を含めたDXを推進する研究開発を推進する。災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、医療法に基づく養成・登録を着実に行う。また、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の整備を行う。

(復興まちづくりのための事前準備など、迅速な復旧・復興に向けた事前の取組)

被災後に早期かつ的確に市街地整備計画を策定できるよう、地方公共団体における復興に関する体制や手順の事前検討、復興まちづくり計画を想定した目標・方針の検討等の事前準備の取組と地方公共団体による防災まちづくりを推進する。

また、東日本大震災の教訓を活かし、地域の災害の様相や実情を踏まえつつ、必要に応じて迅速な復旧・復興のための体制、手順、施策等についてあらかじめ計画を策定しておく。さらに、災害時に必要となる避難場所、防災活動拠点、仮設住宅用地及び災害廃棄物の仮置きのためのオープンスペースについて、あらかじめ確保するよう努める。本格的な復興には、被災地における生活再建が重要であるため、住宅再建のための支援、被災者に対する各種情報提供等の充実を図る。

第2節 都市の防災・減災対策の強力な推進

人口と諸機能が集中している都市では、災害が発生した場合に被害が激甚化するおそれがあるほか、地下空間への浸水、密集市街地での火災、大量の避難者や帰宅困難者の発生等の都市特有の被害が発生することが想定されるため、これらに対する防災・減災対策を推進する。

1. 都市における水害、土砂災害及び津波への対応

都市型水害に対応するため、引き続き河川整備や、雨水管、ポンプ場など、雨水を排除するための下水道施設の整備を一層促進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進することなどにより流域対策を推進する。

また、地下鉄等の地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いため、土嚢等の水防資機材の備蓄、防水板や防水扉の設置等の対応を行うほか、地下空間の管理者と連携した防災訓練、管理者への情報提供等を通じて、災害時の迅速な避難誘導を図る。

多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップ策定、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、排水施設の整備、官民連携による雨水貯留浸透施設の整備等の総合的な施策により、浸水被害の最小化を図る。また、ゼロメートル地帯においては、高潮等による浸水により甚大な被害を受けることが想定されるため、

²⁰¹ Technical Emergency Control FORCE の略。大規模な自然災害時に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等に取り組み、被災地方公共団体等を支援する。

1 ハード・ソフト両面からの対策に取り組む。

2 さらに、土砂災害や津波のリスクが高い区域において、土砂災害防止施設、海岸保全施設等の
3 整備を推進するとともに、ハザードマップ配布等による災害リスクの周知、警戒避難体制の強化、
4 居住等のより安全な地域への誘導など、まちづくりと一体となった都市防災対策を一層進める。

5 また、プレジャーボート需要の増大に伴って顕在化してきた放置艇の津波等による流出被害を
6 防ぐため、放置艇対策を実施する。

7 8 2. 巨大地震等に強い都市の構築

9 (住宅・建築物及び密集市街地の耐災害性向上)

10 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え等を進めるとともに、住宅や不
11 特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建
12 築物等の耐震診断、耐震改修等の促進を図る。その際、所有者の耐震化の必要性に対する認識の
13 向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物
14 評価手法の普及・定着や金融商品の開発、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営
15 住宅の建替等のあらゆる手法を組み合わせ、耐震化の促進を図る。また、超高層建築物等につい
16 ては長周期地震動²⁰²の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進
17 める。

18 地震時等に大規模な火災発生のリスクが高い密集市街地の改善を促進するため、避難地、避難
19 路等の整備促進、幹線道路沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成、老朽建築物の除却と併
20 せた耐火建築物等への共同建替え等を推進する。また、既存建築物の防火上・避難上の安全性の
21 確保を図るため、建築物の火災安全対策を推進する。さらに、より一層の安全性を確保するため、
22 消防水利や防災備蓄倉庫等の防災設備の設置、避難場所や公共施設等を示した防災マップの作成、
23 消火・避難訓練の実施等といったソフト対策を強化する。

24 (避難者・帰宅困難者対策)

25 災害時において大量の避難者が発生することを想定し、避難所の指定及び確保、様々なニーズ
26 に配慮した避難所運営、避難者への迅速かつ的確な情報提供、各種行政手続の簡素化等の対策を
27 推進する。また、都市における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、施設内待機の徹底、公
28 共・民間建築物の一時滞在施設としての活用、公園緑地等のスペース確保、行動ルールの周知等
29 を推進する。さらに、必ずしも防災機能を有していない一時滞在施設や避難所となる施設につい
30 ては、耐震化、備蓄の充実、代替水源・エネルギーの確保等による耐災害性の向上を図る。また、
31 災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車、バイクを有効に活用することにより、地
32 域社会の安全・安心の向上を図る。

34 (災害時の業務継続機能の確保)

35 都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギー面的ネットワー
36 ークを整備することにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務
37 継続地区（BCD）の構築を推進する。

39 40 第3節 安全な農山漁村の実現

41 都市から地方への人の流れを促進するためには、安全・安心な居住環境を実現することが重要
42 である。このため、激甚化・頻発化する自然災害に対して安全性を高め、安心して暮らせる農山
43 漁村を形成する。

44 農山漁村には、その地形条件等から土砂災害等の危険性が高い箇所が多いため、このような箇
45 所における土砂災害防止施設・治山施設の整備、孤立を防止するネットワークの保全、孤立時に
46 おける非常用通信設備の整備、より安全な地域への居住等の誘導等を推進する。さらに、流域治
47 水の取組として、農業用ダムの洪水調節機能の強化、「田んぼダム¹⁰⁴」の取組、農村地域の排水
48 対策等を推進するとともに、森林の適切な保全管理により、中小洪水の緩和や山地災害防止等の

²⁰² 大きな地震で生じる、周期（揺れが1往復するのにかかる時間）が長い大きな揺れ。

1 國土保全機能を維持、発揮させる。また、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震・耐津波化や波浪対策、老朽化したため池を含む農業水利施設の整備、治山対策等のハード対策を進める。加えて、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップの作成及び周知、避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画の作成等の警戒避難体制の整備、強化、施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの強化等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

8 第4節 諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築

9 東日本大震災は、サプライチェーンの寸断等により、被災地域だけでなく他地域の経済等にも
10 大きな影響を及ぼした。このため、災害の発生により諸機能の喪失やネットワークの寸断が生じ、
11 国内外に被害が拡大することを防ぐため、諸機能やネットワーク自体の耐災害性を向上させる。
12 社会の重要な機能についてはバックアップ体制の整備等を推進するとともに、ネットワークにつ
13 いては多重性・代替性を確保する。

15 1. 中枢管理機能等のバックアップ等

16 災害対応や復旧・復興で重要な役割を担う中央政府の諸機能が、災害直後においても適切に維
17 持、確保できるよう、政府業務継続計画（首都直下地震対策）を踏まえ、各府省の BCP⁶³について、
18 実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、不斷に見直す。また、機能が集積している
19 地域の防災・減災対策を進めつつ、平時から、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力等の確保、
20 通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の業務継続の対
21 策を推進する。

22 さらに、東京に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする中枢管理機能のバック
23 アップ体制の整備等を進める。このうち、政府機能については、政府業務継続計画（首都直下地
24 震対策）に基づき、行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当
25 該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項²⁰³について更に検討を深める。

27 2. 交通・物流ネットワークの強靭化

28 災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築に向け、高規格道路のミッシングリンク⁹⁶の解消
29 や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワー
30 クの強化等により、発災後概ね1日以内に緊急通行車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般
31 車両の通行を確保する。避難や救命救急・復旧活動等を支える観点から、災害に強い道路ネット
32 ワークの構築に向け、橋梁の耐震性能向上、道路の法面・盛土対策等を推進する。また、道路施
33 設点検データやハザードマップ等の組合せによる道路リスクアセスメントの実施等により、道路
34 の防災対策を効率的・効果的に推進する。緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路など、
35 災害被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの
36 道路においては、より被害が甚大となりやすいことや、近年の台風による倒木や飛来物起因の電
37 柱倒壊等を踏まえ、重点的に推進し電柱倒壊リスクの解消を目指す。加えて、長期停電や通信障
38 害の防止の観点から無電柱化を行うことが効果的な区間についても推進していく。あわせて、避
39 難路の機能を有する道路整備を推進する。

40 また、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防
41 止する信号機電源付加装置の整備を推進するとともに、交通量等が一定の条件を満たす場合にお
42 いて安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。

43 災害時にも活用可能な高付加価値コンテナの「道の駅」への設置を進めるなど、「道の駅」に災
44 害時に必要な防災設備や事業継続性を確保し、地域の避難行動・復旧活動を支える防災拠点化や、
45 広域的な防災拠点機能を持つ「防災道の駅」の取組を進める。また、民間団体等と道路管理者と

²⁰³ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定しがたいものの、被害想定を上回る事態も想定し、緊急災害対策本部の設置場所とされている内閣府、防衛省又は立川広域防災基地以外の代替拠点への移転に関し、各府省等の地方支分部局が集積する都市等代替拠点と成り得る地域を対象に検討を行うこととされている。なお、総理大臣官邸の機能が回復した場合には、緊急災害対策本部の設置場所を速やかに総理大臣官邸に戻すこととされている。

の協定締結等による道路啓開体制の強化、官民の所有するプローブ情報²⁰⁴や観測衛星等を活用した災害覚知や被害状況の早期把握を行い、初動強化を推進する。

さらに、冬期の道路交通確保のため、出控え等の行動変容を促すとともに、必要に応じて、並行する高速道路と国道の同時通行止めを含む計画的・予防的な通行止めや集中除雪等を実施する。また、立ち往生等の発生が懸念される箇所の事前把握や消融雪施設等の整備、除雪機械の配備、AI技術を活用した交通障害自動検知システムの導入等を推進する。

鉄道については、過去の災害による被害を踏まえ、主要駅、高架橋等の耐震対策や地震発生時に走行中の列車を安全に止めるための対策を行うとともに、特に新幹線においては、優先して対応すべき高架橋の耐震対策について目標期限を設定して進めるほか、列車の脱線逸脱防止対策を加速化する。また、橋りょうの流失対策、鉄道隣接斜面からの土砂流入対策、地下駅等の浸水対策等の風水害対策、除雪機の配備を始めとした降積雪の状況に応じた総合的な雪害対策のほか、計画運休及び利用者への適切な情報提供により、鉄道における事前防災を一層推進する。あわせて、鉄道施設の強靭化や災害後の鉄道の早期運転再開に資する技術開発を推進することで、輸送安定性や安全性の向上を図る。

貨物鉄道については、早期復旧や緊急物資輸送を図るためのBCP策定等を促進する。災害による長期不通が発生しないよう、脆弱箇所を特定し、鉄道河川橋梁対策、隣接斜面崩壊対策を実施するなど、輸送障害に強い貨物鉄道ネットワークを構築する。また、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合であっても、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できる体制を確立するため、代行輸送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。さらに、雪や大雨等の災害に強い都市間輸送手段であり、災害時には代替輸送ルートとして機能する整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備を進める。このほか、災害時に踏切の長時間遮断の発生を防止するため、長時間遮断のおそれのある踏切を指定し、道路管理者及び鉄道事業者による、連絡体制の整備や踏切を開放するまでの手順の策定など、管理の方法を定める取組を推進する。

港湾については、災害発生時においても、物資、人員等の輸送を確保するため、耐震強化岸壁の整備その他の民有を含めた施設の耐震化、気候変動に起因する外力強大化への対応、基幹的広域防災拠点²⁰⁵の運用体制の強化、沿岸部の被災状況把握の高度化を図る。また、地域の最低限の経済活動の維持、被災した施設の早期復旧等のため、港湾BCPの充実、航路啓開体制の構築、サイバーポートの活用など、災害対応力の強化を図る。さらに、災害時の支援物資輸送拠点等として港の機能を最大限活用する「命のみなとネットワーク」形成に向けた取組を進める。津波対策としては、粘り強い防波堤の導入、GPS波浪計の活用や港湾の特殊性を考慮した避難対策を推進する。また、船舶航行の安全等を確保するため、瀬戸内海等の閉鎖性海域において、流木等の漂流ごみや流出した油の回収を速やかに実施する体制整備を行う。さらに、海上輸送の長期的な断絶を防ぐため、航路標識の耐災害性強化や老朽化等対策、航路啓開のための体制整備等を着実に進める。

空港については、地震発生後に緊急物資等の輸送拠点となることから、滑走路等の耐震対策や高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水を防止するため、護岸嵩上げ等の浸水対策を推進する。また、災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された空港BCP(A2 (Advanced/Airport) -BCP)に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による空港BCPの実効性の強化を図る。

災害時における円滑な支援物資物流の実現及びサプライチェーンの維持のため、官民の連携体制構築、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定、非常用電源設備の導入支援等による物流施設の災害対応能力の強化等を推進する。

災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車、バイクの有効活用を図ることにより、地域社会の安全・安心を向上させる。

²⁰⁴ GPSセンサを搭載したスマートフォン等の携帯情報端末から一定時間間隔で取得した位置情報をつなげた移動情報。

²⁰⁵ 都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対し、国及び地方公共団体が協力して応急復旧活動を行うとともに、平時には人々が憩う魅力的な都市空間として有効に利活用される防災活動の拠点。

3. エネルギー・産業の強靭化

災害時におけるエネルギー確保の観点から、電力、天然ガス等の地域間相互融通のための輸配送ネットワークの強化や供給拠点の地域分散化を促進するとともに、製油所等のインフラ設備の強靭化や、石油及び LP ガスの国家備蓄量の確保等により、災害時においても必要なエネルギー供給量を確保できるよう努め、関係府省間の連携強化を図ることにより、被災地への円滑な燃料供給に備える。あわせて、エネルギー供給源の多様化及び地域内でのエネルギー自給力強化のため、コーポレート・ガス・リザーブ¹⁴⁹、燃料電池、再エネ、水素エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するとともに、電源の地域分散化を促進する。

企業に対し、災害時における産業活動の継続に必要となる非常用発電機等の確保に努めるよう促すとともに、製造ライン等の内部設備を含む産業設備の耐災害性向上のための取組を促進する。また、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギーや水の供給、物流基盤等の災害対応力を強化する。さらに、企業等の業務継続の観点から、サプライチェーンの複線化、部品の代替性確保、工場、事業所等の分散、移転など、代替性を確立する方策の検討を促す。グローバルに展開したサプライチェーンの動きを踏まえ、個別企業の BCP 策定のみならず、石油業界における「系列 BCP」の格付け審査や不断の見直し、民間企業、経済団体等が連携したグループ BCP 等の策定を推進する。

第5節 戰略的メンテナンスによる国土基盤の持続的な機能発揮

政府全体の老朽化対策の方針である「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、関係府省や地方公共団体等による「インフラ長寿命化計画（行動計画）」や各施設管理者による「個別施設計画」をほぼ全ての策定対象について策定完了するとともに、個別施設計画の策定対象について、施設分野毎に定める基準や法令等に基づき、各施設管理者が点検・診断を実施し健全度を把握するなどメンテナンスサイクルの構築が図られてきた。

さらに今後は、点検・診断の結果、維持・修繕基準等に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的、効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態、対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する予防保全型の「メンテナンスサイクル」を確立し、継続的に発展させる必要がある。

また、多くのインフラを管理する市区町村では、財源や人的資源が不足していることや、人口減少等による地域社会の変化等を踏まえ、多様な主体との連携など持続可能なメンテナンスの実現に向けた取組を推進する必要がある。

1. 予防保全型メンテナンスへの本格転換

インフラ長寿命化基本計画に基づき、老朽化対策の進捗状況や社会情勢の変化等を捉えてインフラ長寿命化計画（行動計画）を適切に見直しながら、目標達成に向けて取り組んでいく。

予防保全型メンテナンスへの本格転換に向け、定期点検で判明した緊急又は早期に措置が必要な施設から、順次、修繕・更新等の集中的な対策を実施する。

2. 広域的・戦略的なマネジメント

市区町村における財政面・体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを群として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的にマネジメントする仕組みを構築する。

具体的には、広域的・戦略的にインフラのマネジメントを行う地域インフラ群再生戦略マネジメント¹¹⁵の取組として、計画の策定や包括的民間委託等の官民連携手法を活用した業務の実施等を進める。

3. 新技術・官民連携手法の普及によるメンテナンスの高度化・効率化

メンテナンスの高度化・効率化を図る必要があることから、新技術・デジタルの活用や官民連携手法の導入を推進する。

具体的には、新技術については、ドローンやセンサー等を用いた点検等の促進や地方公共団体が活用しやすい維持管理技術の開発促進、点検・補修データの利活用等を含めた DX によるメン

1 テナンスの効率化、インフラメンテナンス国民会議の場を通じたニーズ・シーズのマッチングの
2 促進等の取組を進める。また、官民連携については、民間の創意工夫やノウハウの活用を図る包
3 括的民間委託の導入促進や PPP⁵⁹/PFI⁶⁰ 普及の枠組み等の場を通じたニーズ・シーズのマッチング
4 を推進する。

6 4. 集約・再編等によるインフラストックの適正化

7 人口減少等による地域社会の変化を踏まえ、国土基盤の更新等の機会を捉えて、社会経済状況
8 の変化に応じた機能転換や集約・再編等によるストックの適正化を図る。

9 具体的には、全国の都道府県で策定する汚水処理の「広域化・共同化計画」に基づき、公共下
10 水道と農業集落排水等の統合など施設の統廃合や汚泥の集約化、維持管理の共同化等といった広
11 域化・共同化の取組を推進する。

12 鉄道施設については、将来的な維持管理費用を低減し、長寿命化に資する鉄道施設の改良・補
13 修の取組を推進する。

14 道路施設については、持続可能な道路管理を実現するために、地方公共団体における道路橋の
15 集約・撤去の取組を促進する。

16 港湾施設について、老朽化や社会情勢の変化に伴って機能が低下した既存施設の統廃合、機能
17 の集約化及び転換を計画的・集中的に進め、効率的なふ頭再編の取組を推進する。

18 海岸保全施設、河川管理施設、砂防関係施設については、老朽化した施設が今後急増する状況
19 に対応するため、施設の統廃合や維持管理に関する新技術の導入等を図りつつ、施設の計画的な
20 維持管理・更新を推進する。

22 5. 多様な主体の連携・協力によるメンテナンス体制の構築

23 市区町村におけるメンテナンスに携わる人的資源の不足に対応するため、地方公共団体への支
24 援等を通じて、メンテナンスの実効性を向上させる必要がある。また、これまでの行政主体の取
25 組から、国民がメンテナンス活動に積極的に参画することを通じて真のパートナーシップの構築
26 を図り、地域のメンテナンス活動の継続性を確保する必要がある。このため、関係府省や地方公
27 共団体を始め、あらゆる主体が連携して持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて取組を
28 推進する。

29 具体的には、市町村支援・中長期派遣体制の強化を図ることや、地方公共団体職員の技術力の
30 育成を目的とした国の研修への参加など、地方公共団体が実施する老朽化対策への人的・技術的
31 支援に積極的に取り組む。例えば、道路については、全都道府県において「道路メンテナンス会
32 議」を設置しており、本会議を活用した取組を一層推進する。

33 また、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組むプラットフォームとして設立された
34 「インフラメンテナンス国民会議」及び首長のイニシアティブによるメンテナンスに関する施策
35 の更なる推進を図るために設立された「インフラメンテナンス市区町村長会議」、PPP/PFI 普及の
36 枠組みを通じた産学官民の連携強化、インフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰
37 する「インフラメンテナンス大賞」を通じたベストプラクティスの横展開やメンテナンス産業の
38 活性化、インフラメンテナンスの理念の普及を図る。

40 第6節 自助、共助とそれらを支える公助の強化

41 東日本大震災では、行政自体の被災による行政機能の麻痺等により公助の限界が明らかとなり、
42 住民等の自助、共助による防災活動の重要性が強く認識された。また、低頻度で発生する大規模
43 災害時に起こる事案のすべてに行政が対応するべく、平時から人員等を確保しておくことは困難
44 であることから、平時から住宅・建築物の耐震化、家具等の転倒・移動による危害防止、ハザードマップの作成、避難訓練等のハード・ソフト対策による自助、共助の取組を促進し、巨大災害
45 時においても適切な自助、共助が行われるよう国民の防災活動への意識向上を図るために啓発活
46 動を推進するとともに、行政があらかじめ対策を講じておく。

47 また、デジタル技術を活用した地域防災力の向上等を図るため、防災 DX を推進し、防災デジ
48 タルプラットフォームの構築に向け、次期総合防災情報システムにおいて、データ共有のルール
49 設定、自動連携項目の充実、全ての都道府県・指定公共機関との連携構築、防災 IoT の実装等に

取り組む。また、住民支援のためのアプリ開発・利活用の促進のため、次期総合防災情報システムとの連携を図り、「防災 DX 官民共創協議会²⁰⁶」等の枠組みを活用しながら、データ連携基盤の構築、防災アーキテクチャの設計を新たに進める。さらに、災害時等にドローン・センサー等を活用し情報収集を行う防災 IoT、AI 等を駆使する革新技術の創出・社会実装等を推進する。

1. 自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化

住民が、自分の住んでいる場所の災害リスクを認識し、災害時に自ら適切な避難行動をとる能力を養うため、ハザードマップを繰り返し配布することや、まちの中に浸水深、避難場所等を記載した標識を設置するなどの取組を進める。また、近年の異常な気象状況にかんがみ、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川を対象に施設整備の想定を超える最大クラスの洪水、内水、津波、高潮に関する浸水想定及びハザードマップを作成する。また、防災に役立つ様々なリスク情報を地図や写真に重ねて表示したり、全国各市町村のハザードマップへのリンクから地域のハザードマップを検索閲覧できる「ハザードマップポータルサイト」を活用することにより、災害リスク情報の共有に努め、住民の理解を促進する取組を進める。さらに、幼少期からの防災教育や避難訓練・啓発活動を効果的に進めることにより、自然災害及び避難に関する知識を持つことが必要不可欠である。なお、防災教育や各種訓練については、住民だけでなく、災害時に対応が必要となる行政、公益事業者、教育関係者、医療・福祉・介護関係者など、様々な専門分野における関係者にとっても重要である。

避難の円滑化、迅速化等を図るために、市町村におけるタイムライン（時系列の行動計画）の策定等を促進する。その際には、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの全国拡充によるタイムライン防災の充実強化を図る。また、避難場所、避難経路等を安全な場所に確保するとともに、大都市においては、避難場所として民間ビル等の活用を促進する。

2. 地域防災力の向上等

地域防災力の中核となる消防団の女性や若者等の幅広い住民のより一層の入団促進等による体制、装備、訓練等の充実強化、自主防災組織等の活動の活性化、リーダーの育成等を図るとともに、自主防災組織の活動力バー率の向上、救命活動用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成及び充実を図る。また、地域水防力の強化に向けて、河川管理者と協力しつつ、水防演習の実施や水防団及び水防協力団体に関する啓発活動を実施する。あわせて、大規模災害の発生に備え、災害復旧等に関する支援体制の確保、平時からの防災気象情報の利活用の促進、災害時における JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣、気象防災アドバイザーの拡充・活用促進等により、地方公共団体の支援に取り組む。

これに加え、災害時の住民同士の助け合いと連携による災害対応力の向上や、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティ機能を平時から維持、向上させるため、日頃から行政と住民のコミュニケーションを充実させることが重要である。

昨今の自然災害の激甚化・頻発化に対応し、平時から、行政と民間主体等との連携・協働体制の強化を図るため、県域レベルで、官民の災害支援に関する情報共有や活動調整等のコーディネーション機能を担う「災害中間支援組織」の設置・機能強化に向けた支援を行う。

また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進するとともに、意欲ある地域人材に避難生活支援のスキルを身につけてもらうための人材育成の取組を推進し、地域の防災力向上を図る。

国土の約 6 割を占める雪寒地帯においては、人口減少や高齢化の進行により、冬期における住民の生活に著しい支障をきたしている地域が増えていることから、雪崩予防施設の整備等のほか、雪処理の担い手確保・育成や空き家等に関する対策を進める。

3. 迅速で分かりやすい災害情報等の提供

台風、集中豪雨、地震、津波、火山噴火等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、以下の取組を進める。

²⁰⁶ 防災分野のデータ連携等の推進を通じた住民の利便性の向上を目指し、防災分野のデータアーキテクチャの設計やデータ連携基盤の構築等について、官民共創により推進するために発足した協議会。

- 1 ・台風、集中豪雨等の予測精度向上を着実に推進し、防災気象情報の改善を段階的に進める。
2 特に、二重偏波気象レーダーの導入、水蒸気観測等の強化、次期静止気象衛星の整備及び観
3 測データの利用のための技術開発を進めるとともに、スーパーコンピュータシステムの強化
4 等により、線状降水帯対策を強化・加速化する。
- 5 ・地震、津波、火山噴火に関する観測施設や情報システムの維持管理・更新等により緊急地震
6 速報、津波警報、噴火警報、噴火速報等の迅速かつ安定的な発表体制を維持するとともに、
7 情報の高度化を進める。
- 8 ・地震、火山噴火等に伴う地殻変動の監視を強化し、津波予測にも貢献するため、国土の位置
9 情報の基盤となるGNSS²⁰⁷連続観測システム（GEONET）の高度化を図るとともに、GNSS等の宇
10 宙測地技術を用いた地殻変動等の把握に関する研究開発を行う。
- 11 ・災害発生時に備えて電子国土基本図等の地理空間情報の整備、活用及び共有を推進する。
- 12 ・波浪のうちあげ高をリアルタイムで観測する技術の開発、海岸保全施設の影響等を考慮した
13 波浪のうちあげ高予測技術の現場での活用に向けた検討など、沿岸に打ち寄せる波を考慮した新たな高潮・高波予測技術の導入に向けた取組を推進する。
- 14 ・地理空間情報を高度に活用した取組を関係府省間で連携させる統合型G空間防災・減災シス
15 テムの構築を推進する。
- 16 ・国土に関する基礎的な情報を平時から収集、管理するなど、国土の状況を把握するための観
17 測体制の充実を図る。また、被災直後からのリアルタイム情報を把握、共有するために統合
18 災害情報システムの活用、強化を図る。
- 19 ・空中写真等の画像情報の整備、人工衛星データを利用したSAR（合成開口レーダー）干渉解析、
20 航空機搭載小型SAR、衛星コンステレーションとAI等の自動判読技術の活用検討等による災
21 害対応手法の開発など、災害発生時の被災状況の迅速な把握や円滑な情報共有、提供及びこ
22 れらを可能とする防災技術開発に取り組む。
- 23 ・自然災害への備えとして、災害リスク評価の基礎となる地形分類情報の整備とその高度化に
24 資するための研究開発を行う。また、過去の災害の教訓が記載された自然災害伝承碑情報の
25 更新など、防災地理情報の整備を推進する。
- 26 ・水害時の危機管理対応や避難行動につなげるため、洪水に関する予測情報の精度向上等に取
27 り組む。また、情報のオープン化や浸水情報の提供など、河川情報の更なる利活用に資する
28 取組を推進するとともに、それらの情報を確実に国民に提供するため、河川情報の伝送系の
29 冗長化を推進する。
- 30 ・土砂災害に対する避難行動につなげるため、土砂災害警戒情報の適切な発表体制を維持する
31 とともに精度向上等に取り組む。また、大規模な土砂災害が発生した際に、土砂災害防止法
32 に基づく緊急調査の着手を迅速に行うため、土砂移動検知センサー等を活用した監視体制の
33 更なる精度向上を図る。
- 34 ・火山噴火に起因する土砂災害をできる限り軽減（減災）するため、火山噴火緊急減災対策砂
35 防計画の策定・改定を進めるとともに、土砂移動の監視体制等を構築し、迅速な警戒避難、
36 二次災害防止への支援・実施を行う。
- 37

40 第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

41 農地や森林は、農業、林業等による利用を通じて、これまで適切に管理されてきたことから、
42 農林業活動による継続的な利用を通じた良好な管理を図り、あわせて、健全な水循環を維持又は
43 回復していくことや、海洋環境を保全しつつ、これらを適正に利用、保全することが求められる。

44 第1節 農地等の利用の増進

45 農地は国民に農産物を安定的に供給するとともに、美しい農村風景、国土の保全、水源の涵養

²⁰⁷ Global Navigation Satellite Systems（衛星測位システム）の略。全地球を利用可能範囲とする人工衛星を利用して現在位置を計測するシステム。

等の多面的機能を発揮する重要な基盤である。しかし、農地面積の減少、農業者の高齢化等が進行しており、農業生産能力の低下だけでなく、農地の適切な多面的機能の発揮に支障が出る事態が懸念される状況にある。このため、優良農地の確保、荒廃農地の発生防止及び解消等を図るとともに農地、農業用水等の美しい農村景観を形成する地域資源について、良好な状態で保全及び管理が行われるための取組を推進する。

1. 農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保

地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化に向けた取組を加速化するため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画⁹³を定め、その実現に向けて、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤整備と連携を図りながら、農地中間管理機構⁹⁴を活用した農地の集積・集約化を進める。

また、農業生産利用に向けた政策努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、必要に応じ、農地の荒廃化を防止するための放牧や鳥獣緩衝帯といった粗放的な利用等による、計画的な土地利用を推進する。

荒廃農地の発生防止と解消については、農業者が行う荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地については、地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構への利用権設定を進める。

さらに、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。

都市農地については、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保等の多様な機能が発揮される都市農業の基盤として保全及び活用を図る。この際、都市農地の保全及び活用を通じて地域の住環境の改善や活性化を図る取組など、地域のまちづくりと連携した取組を推進する。

2. 地域資源の維持、継承等の推進による多面的機能の発揮の促進

集落において人口減少や高齢化が進行する中で、小規模な農家、兼業農家、高齢者、住民等を含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮により、地域の共同活動を通じて営まれる棚田を始めとした農地等の地域資源の維持及び継承並びに住みやすい生活環境の整備を推進し、将来にわたって多面的機能の適切な維持及び発揮を図る。

具体的には、担い手への農地集積・集約化による農業生産の効率化を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。

加えて、中山間地域等の条件不利地域では、粗放的利用も含めた最適な土地利用を推進しつつ、デジタル技術の活用、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支えあい、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を推進する。

また、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、条件不利地域における適切な農業生産活動の維持を通じた多面的機能の確保を図る。

第2節 次世代に引き継ぐ多様で健全な森林

国民生活に様々な恩恵をもたらす森林の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させていくためには、将来にわたり、多様で健全な森林を適切に整備及び保全していかなければならない。

また、林業・木材産業は、就業機会の創出や定住促進等を通じて、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である。林業生産活動を長期にわたり持続的に行うことにより、森林整備が適切になされ、空間的にも時間的にも多様な森林が形成される。そのような森林から生産された木材を利用することは、森林整備の促進のみならず、CO₂の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与し、ひいては「森の国」づくりにつながる。

1. 多様で健全な森林の整備及び保全の推進

森林の有する多面的機能が適切に発揮されるよう、森林の現況、自然条件及び地域ニーズを踏

まえながら、森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営計画や森林経営管理制度⁹¹に基づく経営管理権集積計画²⁰⁸の作成等による森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業等の多様な主体による整備及び保全についても促進する。

森林整備の担い手については、「緑の雇用」事業²⁰⁹の開始以前と比べ新規就業者が増加しているものの、従事者の総数は減少傾向にあることから、新規就業者の確保や定着に向け、労働環境の改善や労働安全対策の強化等の取組を推進する。

森林の持つ水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備等の公益的機能は、国民が安全で安心な暮らしを送るため、着実にその機能を発揮させる必要がある。このため、森林整備を着実に実施するとともに、保安林の適切な指定及び管理、治山施設の整備等を推進する。さらに、集中豪雨、地震等による山地災害等の防止及び軽減のため、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧整備、海岸防災林の整備、砂防事業と連携した流木対策等を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、再造林地²¹⁰でのニホンジカの食害等の森林被害が深刻化しており、森林整備と一体となった防護柵等の被害防止施設の整備、新たな防除技術の開発等を進める。

さらに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るため、スギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替えや花粉の発生を抑える技術の実用化等を推進する。

国土面積の約2割を占め、我が国の奥地脊梁山地²¹¹等に広がる国有林野については、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしていることから、国自らが公益重視の管理経営の一層の推進を図るとともに、森林・林業施策全体の推進に貢献していくため、林業の低コスト化等に向けた技術の開発、普及等の取組を推進する。

2. 国民参加の森林づくりと木材利用に対する理解の醸成

多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進に向けては、企業・NPO等のネットワーク化、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進に努めるとともに、民間投資や「緑の募金」による森林づくりを後押しする。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

木の良さや国産材利用の意義についての情報発信や木育等の普及啓発を通じて、国民の理解を一層醸成することにより、国産材の需要拡大につなげる「木づかい運動」を展開する。

さらに、合法的に伐採された木材・木材製品（合法伐採木材等）を消費者・実需者が選択できるよう、クリーンウッド法²¹²に基づく制度の普及等を促進しつつ、合法伐採木材等の流通量を増加させる。

第3節 健全な水循環の維持又は回復

水は、生命の源であり、絶えず地球上を循環する中で、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきた。また、水の恵みは、河川の源流から河口、海域に至る各地域において多様な地域社会と文化を生み、今日の豊かな暮らしの基盤となっている。よって、人の生活や産業活動と自然環境の保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態で循環する「健全な水循環」を維持又は回復することが重要である。

²⁰⁸ 地域森林計画の対象とする森林において、市町村が森林所有者からの委託を受けて、間伐など必要な経営管理を行うべきと判断した場合に定める計画。

²⁰⁹ 林業へ新規参入する労働者の雇用支援制度。未経験者であっても必要な技術の習得ができるよう、森林組合等の林業事業体に採用された者に対し、同事業体等を通じて講習や研修を行う事業。

²¹⁰ 人工林を伐採した跡地に再び苗木を植えて人工林がつくられた地域。

²¹¹ 大陸や島等の奥地にあってその大陸や島を縦走又は横切り、主要な分水嶺（背骨）となっている山地。

²¹² 我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めているもの。

1. 流域の総合的かつ一体的な管理の推進

2 水量及び水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災
3 害時や渇水時の危機管理など、水循環に係る課題の解決には、流域における様々な主体が連携し
4 て、総合的かつ一体的に取り組む必要がある。このため、国及び地方公共団体は、施策を実施する
5 協議会等の設置など、必要な体制の整備を図ることなどにより、連携及び協力の推進に努める。

7 2. 地下水の適正な保全及び利用

8 持続的に地下水を保全、利用していくためには、地盤沈下、塩水化、地下水汚染等の地下水障
9 害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用していく必
10 要がある。地下水の利用や地下水に関する課題等は地域性が極めて高いため、課題についての共
11 通認識の醸成や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、涵
12 養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施するマネジメント（地下水マネジメント）
13 を、地方公共団体等の地域の関係者が主体となり、連携して取り組むよう努める。

15 3. 貯留・涵養機能の維持及び向上

16 健全な水循環を維持又は回復する上で、森林、河川、農地、都市等における水の貯留・涵養機
17 能の維持及び向上を図ることは不可欠である。このため、流域全体を通じて、貯留・涵養機能の
18 維持及び向上に向けた取組を推進する。

19 森林については、国、都道府県、市町村、森林所有者等が連携し、体系的かつ計画的な森林の
20 整備及び保全の取組を推進する。特に、重要な水源となっている森林については、水源涵養機能の
21 維持及び増進を図るため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

22 農地については、河川からの導水や雨水等を貯留・涵養する機能を発揮していることからがんが
23 み、農地の確保とその生産条件の維持及び向上を図るとともに、地下水涵養に資する農業用水を
24 河川等から農地に送配水し、河川等に還元する用排水路網の適切な保全管理、整備等を進める。

25 都市においては、地下水涵養機能の向上や貴重な貯留・涵養機能の保持とともに、多様な機能
26 を有するグリーンインフラ²⁶や Eco-DRR²⁷として、多様な主体の参加の下、緑地等の保全及び創
27 出を図るとともに、雨水の浸透、一時的な貯留等を推進し、浸水被害の軽減を図る取組等を進め
28 る。

29 河川及び流域においては、必要な河川流量の維持に努めるとともに、霞堤の保全等による貯留
30 機能を有する土地の保全、「田んぼダム¹⁰⁴」やため池の活用等の雨水貯留浸透機能の向上に係る
31 取組等の多層的な治水対策を流域治水の一環として推進する。

32 4. 水の適正かつ有効な利用の促進等

(安全で良質な水の確保)

35 安全で良質な水道水を常に供給できるようにするため、水道原水の水質保全及び水道水の水
36 質基準の逐次見直しや、工場や事業場からの排水規制等を推進する。

37 また、原水水質など地域の状況に応じた水道における異臭味被害の軽減等のため、高度浄水
38 处理の導入等を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用を推進するため、各種ガイド
39 ライン等による支援や地域の実情に応じて地下水マネジメントを取り組む。

(危機的な渇水への対応)

42 危機的な渇水への取組を推進するため、関係者が連携して渇水対応タイムライン（時系列の
43 行動計画）を作成するよう努めるとともに、渇水リスク情報を共有し、協働して渇水に備える。
44 また、危機時においても必要な水を確保するため、大規模自然災害や老朽化等による事故等に
45 備え、既存施設の徹底活用を基本戦略としたハード対策と必要なソフト対策を一体的に進めるとともに、気候変動によるリスクについても科学的知見等を踏まえ、適時対応する。

(災害への対応)

49 大規模災害時等においても、水供給・排水システムの機能を最低限確保するため、水インフラの耐震化等を推進するとともに、BCP⁶³の策定や見直し等を推進する。

1 また、湿地の遊水機能など、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、保全・再
2 生することでEco-DRRを推進し、生物多様性の保全、生態系ネットワークの形成に貢献すると
3 ともに、人口減少、水インフラの老朽化等の課題や自然災害の激甚化に対応する。

4 5 (水インフラの戦略的な維持管理・更新等)

6 高度成長期以降に急速に整備された水インフラが、更新等が必要な時期を迎えていることから、
7 水インフラの施設機能の監視、診断等によるリスク管理、情報基盤の整備や活用を行いつつ、
8 予防保全に基づく、施設の戦略的な維持管理・更新等を実施する。

9 10 (水の効率的な利用と有効利用、地球温暖化への対応)

11 水資源の有効利用の観点から、関係者の相互理解の下、地域のニーズと実情に応じて、生活
12 用水、工業用水、農業用水等の用途内及び用途間の水の転用を進める。

13 水循環に関連する様々な分野の気候変動適応に関する施策を推進するとともに、健全な水循
14 環の維持又は回復に配慮しつつ、水循環に係る再エネの導入を推進する。

15 16 (水環境の管理・保全)

17 豊かな海の再生や生物多様性の保全に向け、水環境に関する環境基準の達成・維持を目指す
18 ことはもとより、地域の実情に応じて、下水放流水に含まれる栄養塩類の濃度を上げることで
19 不足する窒素やりんを供給する能動的運転管理など、地域のニーズに応じた水環境管理へ向けた
20 取組を推進する。

21 また、水環境を保全するため、水質汚濁に係る環境基準や工場及び事業場からの排水規制に
22 ついて必要に応じて見直し等を進めるとともに、持続的な汚水処理システムの構築に向け、生
23 活排水対策を促進する。また、水環境悪化の著しい河川等においては浚渫等による浄化策や合
24 流式下水道の雨天時越流水の対策を講じるとともに、湖沼や閉鎖性海域の水質改善に向け、排
25 水規制や水生植物を活用した水質浄化、藻場・干潟の保全・再生など総合的な水質改善対策を
26 推進する。

27 28 (生態系の保全)

29 水循環は、生態系ネットワークの重要な基軸であるとともに、適正な土砂移動や栄養塩類等
30 の物質循環を通じて固有の動植物の生息・生育環境の維持に貢献するなど、生物多様性を保全
31 する観点からも重要である。適正な生態系管理は、水質浄化、水産物の供給等の生態系サービ
32 ス¹¹の向上につながる。

33 このため、生態系ネットワークの形成、環境整備事業等による自然環境の保全・創出、多
34 自然川づくり等を進めるとともに、自然環境を把握するための調査、モニタリング等を充実させ、
35 効果的な施策の推進を図る。

36 37 (水辺空間の保全・再生・創出、水文化の継承・再生・創出)

38 河川、湖沼、ため池等は、地域の歴史、文化及び伝統を保持、創出する重要な要素でもある。
39 良好的な水辺空間の保全、再生及び創出を図るため、親水性、景観等に配慮した河川、農業用水
40 路、ため池の整備並びに再生水等を利用した水辺空間の創出及び再生を推進する。また、人々
41 が生活や生業を通じて水とつきあう中で生まれてきた地域の多様な水文化を継承、再生し、また
42 新たな水文化を創出するため、情報発信、水源地域等における体験型観光等を推進する。

43 44 (多様な主体の参加・連携)

45 健全な水循環の維持又は回復のためには、国、地方公共団体、事業者、住民等が様々な形で
46 参加し、相互に連携することが不可欠である。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD²¹³)、

²¹³ Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。最終報告書において、企業等に対し、気候変動関連リスク及び機会に関するガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標を開示することを推奨している。

1 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD²¹⁴) 等の動きも踏まえ、事業者を含めた多様な主
2 体による健全な水循環を維持又は回復するための取組を推進する。

5. 総合的な土砂管理の取組の推進

土砂は、流水によって山地から下流に運ばれ、堆積することによって平野、海岸線等の地形を形成するとともに、動植物の生息・生育環境等を形成している。

我が国は地質が脆弱で地形も急峻であるため、土石流等の土砂災害が生じやすく、防災の観点から砂防施設の整備を推進する必要があるほか、ダム貯水池への堆砂を減少させる観点から貯水池への流入土砂量の抑制を図るなど、過剰な土砂流出を防止する取組が必要である。一方、上流の土砂移動の遮断、陸域から海域への土砂供給の減少や、沿岸漂砂の流れの変化は、海岸侵食を助長し、高潮等に対する防災効果を低減させるほか、砂浜や干潟の減少により良好な自然環境や景観の保全にも影響が出ている。

このため、土砂の流れに起因する安全上、利用上の問題の解決と、土砂によって形成される自然環境や景観の保全を図るため、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行う。適切な土砂を下流に流すことのできる透過型砂防堰堤等の整備を推進するほか、各種のダムにおいては、ダム貯水池への土砂流入の抑制や土砂を適正に流下させる取組を関係機関と連携し推進する。さらに、河川の砂利採取の適正化による河床管理を適切に行うほか、海岸では海岸保全施設の整備や養浜等により侵食対策を進める。

さらに、ダムに堆積した土砂や河道掘削等により発生した土砂等の建設発生土を養浜材としてより一層の有効活用を図る。あわせて、海岸侵食のおそれが事前に検知された時点で対策に着手する「予測を重視した順応的砂浜管理」を展開する。

また、適切な土砂管理を行うための土砂移動に関するデータの収集及び分析や有効な土砂管理を実現する技術の検討及び評価を行うとともに、総合的な土砂管理の取組をより効率的かつ効果的に実施するため、関係機関との連携を図る。

第4節 海洋・海域の保全と利活用

我が国の周辺海域は、約 35,000km に及ぶ海岸線延長と約 447 万km²に及ぶ世界有数の領海及び排他的経済水域面積を有するなど、広大で、各種資源にも恵まれており、海域を適正に保全、利活用する必要がある。

1. 海洋権益の確保及び海洋資源・海洋再エネの開発等の利活用の推進

領海警備に万全を期すなど海上における治安の確保を図るとともに、海上交通の安全の確保、海難救助等を適切に実施するため、海上保安能力の強化や海難防止対策等を推進する。また、海洋権益の確保や海上の安全確保に資する海洋調査等を推進する。

我が国周辺海域においては、石油や天然ガスに加え、メタンハイドレート¹⁵⁴等の資源の開発に関する調査及び研究が進み、海洋資源への期待が高まるとともに、海洋再エネへの期待も大きくなっている。このため、海洋資源や海洋再エネの開発及び利用促進を図るべく、海洋資源開発関連技術の開発支援等の海洋産業の戦略的振興や海洋開発関連技術者の育成を図る。あわせて、海洋再エネの利用促進に向けた安全・環境対策を行う。また、洋上風力の導入促進に向け、2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに浮体式も含む 3,000 万～4,500 万 kW の案件形成を図るとともに、案件形成の状況や技術動向等を踏まえ、洋上風力発電設備の設置及び維持管理等に利用される港湾の計画的な利用促進及び整備の推進を図る。着床式洋上風力発電の導入に適した海域が限られる我が国において、水深の深い海域にも設置可能な浮体式洋上風力発電⁶¹の導入拡大が不可欠であることから、浮体式洋上風力発電施設のコスト低減に向けた環境整備を推進する。

また、海水温の上昇など海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が顕在化する中、持続可能な漁業生産を確保するため、変化に適応した漁場整備を推進するとともに、資源管理と合わせた

²¹⁴ Task Force on Nature-related Financial Disclosures の略。TCFD に続き、自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織。

1 沖合におけるフロンティア漁場²¹⁵整備や水産生物の生活史に配慮した水産環境整備を推進する。
2 また、水産業及び漁村の多面的機能の適切な発揮に資する取組等を推進する。

3 さらに、クルーズ、マリンレジャー、エコツーリズム⁸⁸など、観光資源や憩いの場としての海
4 洋を活用した観光産業の振興、海洋観光等の取組を推進する。

2. 陸域と一体となった自然環境の保全・再生

7 陸域と海域は河川、地下水等の水系でつながっており、土砂の移動により沿岸域に干潟、砂浜
8 等が形成されるほか、陸域から供給される栄養塩類は川や海の生物を育み、豊かな生態系を形成
9 していることから、陸域と一体となった沿岸域の自然環境の保全及び再生を図ることが重要である。

11 このため、総合的な土砂管理の取組の推進、浚渫土砂等を活用した干潟、海浜等の造成、栄養
12 塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復及び促進、藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や島しょ
13 に多くみられる固有の生態系等の保全及び再生、美しい景観の保全及び形成、漂流・漂着ごみ対
14 策の推進等を図る。

3. 離島の適切な保全・管理と領土・領海及び排他的経済水域等の確保・開発等

17 国家的権益の保全、癒しの空間の提供等の機能を有する離島については、人口減少、高齢化等
18 の厳しい状況下にあるため、その役割が適正に果たされるよう、定住・雇用促進策を進めるなど
19 その振興及び保全を図る。また、我が国固有の領土、領海及び排他的経済水域等を確保するため、
20 位置の基準となる三角点等の整備及び地図情報と地名情報の体系的整備を進めるとともに、沖ノ
21 鳥島を始めとする国境離島の保全、管理及び振興に取り組む。さらに、排他的経済水域等の根拠
22 となる低潮線の保全、海上保安能力の強化及び海洋の安全の確保に関する取組を推進する。これ
23 に加え、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図るため、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）
24 において輸送や補給に必要な拠点施設の整備等を行う。

4. 沿岸域の総合的管理

27 我が国の沿岸域は経済社会活動の拠点として利用が輻輳していることに加え、水質、環境保全
28 等においても様々な課題を抱えている。

29 これらの課題解決を図り、沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある
30 自立的な地域の形成を推進するため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、地域の自主性の下、
31 多様な主体の参加と連携及び協働により、地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に
32 管理する取組を推進する。また、沿岸域における地域の実態を考慮した海面の利用調整ルールづ
33 くりを推進する。

第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

36 ネイチャーポジティブの考え方に基づき、良好な環境を保全し、失われた環境や劣化した環境
37 を再生するとともに、より豊かな環境を構築することに加え、カーボンニュートラル¹³の実現を
38 図ることを通じて、経済・社会的課題の解決にも資する効果をもたらすよう環境と共生した持続
39 可能な国土づくり、地域づくりを行う必要がある。このため、生物多様性の確保、循環共生型の
40 社会の形成、地球環境問題への対応に向けた取組を総合的に進めると同時に、地域循環共生圏⁷³
41 の考え方も踏まえ、地域の主体性と協働性の下、環境・経済・社会の諸課題の同時解決、及び統
42 合的向上を実現するという視点が重要である。

第1節 生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用

45 水、食料等の資源の供給、伝統食等の地域文化の形成、レクリエーションの場の提供、水質淨
46 化、気候の調節、光合成による酸素の供給、土壤流出及び海岸侵食の防止等の防災・減災機能に

²¹⁵ 我が国の沖合域において、国が漁場整備を実施することにより、当該海域の水産資源の生産力を向上させ、水産物の安定供給の確保を図る取組。

1 よる国土の保全等の生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス¹¹）は、暮らしや社会にとって
2 必要不可欠なものであり、国土は生物多様性の構成要素である野生生物の生息及び生育の基盤ともなる最も基本的な資源である。ネイチャーポジティブ¹⁵を実現し、自然からの恩恵を将来にわたって継承するため、自然と共生した持続可能な生活や経済活動を行う基盤となる国土づくり、地域づくりに向け、生物多様性を確保し、自然環境の保全、再生及び活用を図る。

3 その際、自然性の高い奥山地域のみならず、里地・里山・里海、都市等の身近な地域も含めた
4 国土全域において、経済社会的な観点からも自然環境の保全、再生及び活用を積極的に図る視点
5 が重要となる。

6 1. 30by30 目標等を踏まえた自然環境の保全・再生・活用

7 (30by30 目標の達成に向けた取組の推進)

8 健全な生態系を確保するためには、生態系を面的に保全し、効果的に管理し、それらをつなげ
9 ることが必要である。特に 30by30 目標¹⁶の達成のために、国立公園等の保護地域の拡張と管理
10 の質の向上及び OECM¹⁴の設定・管理を推進する。

11 また、それらの健全な生態系を活かして、気候変動や自然災害等の多様な社会課題の解決につ
12 なげる自然を活用した解決策（NbS²⁵）の取組を推進する。

13 (森・里・まち・川・海の連環による広域的な生態系ネットワークの形成)

14 人口減少による開発圧力の低下を好機と捉え国土利用の質を高める観点から、国土全体にわた
15 って自然環境の質を向上させていくためには、広域的な生態系ネットワークの基軸である森・里・
16 まち・川・海のつながりを確保することが重要である。

17 このため、流域全体の生態系管理の視点に立ち、様々なスケールで森・里・まち・川・海を連
18 続した空間として保全及び再生していく取組を関係府省や地方公共団体等の連携により進めるとともに、これらの恵みを享受する国民全体が、自然からの恩恵を意識し自然を支える契機とすべく、「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」など、自然の恵みの持続可能な利用を國民のライフスタイルや経済活動に組み込む普及啓発活動を推進する。

19 広域的な生態系ネットワークの形成に当たっては、自然環境保全地域、国立公園等の保護地域
20 に加え、OECM の設定を進めることにより、保全区域を適切に配置する。特に、開発等により消失
21 や汚染の危機にある湖沼、湿原等の湿地の保全及び再生を図り、里地・里山など身近な自然環境
22 も含めた生態系ネットワークの形成を推進する。

23 また、都市においては、水と緑によるうるおいあるまちづくり及び生物多様性の確保に資する
24 まちづくりに向け、緑の基本計画等を通じた枢要な緑地の保全推進やそのグリーンインフラ²⁶や
25 Eco-DRR²⁷としての機能増進、低未利用地の緑化等の取組を地方公共団体への支援を含め推進し、
26 広域の見地から計画的に生態系ネットワークの形成を図る。

27 (グリーンインフラの取組の推進)

28 本格的な人口減少社会において、豊かさを実感でき、持続可能で魅力ある国土づくり、地域づくりを進めていくために、社会資本整備や土地利用において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、CO₂の吸収・排出削減、ヒートアイランド現象の緩和、健康でゆとりある生活空間の形成、良好な景観形成等）を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進する。このため、産学官の多様な主体が参加する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」におけるグリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会実装を推進する。また、グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進とともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。さらに、グリーンインフラ技術の社会実装の拡大を通じて、グリーンボンド⁸⁶等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス⁸⁷、ESG 投資の拡大を図る。特に、民間資金を活用した緑地の保全・創出を推進するに当たっては、事業者の自発的な取組を客観的に評価できる仕組みの導入や取組を促すインセンティブ付け等について推進する。また、多自然川づくり、緑の防潮堤及び延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備、2027 年国際園芸博覧会におけるグリーンインフラを実装した持続可能なまち

1 づくりのモデル等の国内外への発信など、様々な分野において、グリーンインフラの取組を推進
2 する。

3

4 (自然的土地利用への転換に向けた条件整備)

5 これまでに人為的な管理がなされた土地は、放棄されれば森林、草地等の健全な生態系に戻ら
6 ず荒廃し、災害リスクの増大、生態系等に影響を与える一部の鳥獣の増加、外来種の分布拡大の
7 みならず、不法投棄の誘因等も懸念される。このような土地を自然的土地利用へ転換するには、
8 適切な初期投資等を行うことが必要であり、具体的な方策の確立に向けた考え方や手法について
9 検討する。

10

11 2. 人と野生生物等の関係の適正化

12 (絶滅のおそれのある野生生物種の保全)

13 野生生物は生態系の基本的構成要素、かつ、人類の存続の基盤であり、種の存続の確保は重要
14 である。また、トキ、コウノトリの野生復帰に向けた河川、里地・里山の自然環境の保全・再生、
15 それら野生動物をシンボルとした米づくりに代表されるように、希少種の保全は自然環境の保全
16 及び再生や地域づくり及び地域産業にも寄与する。このため、絶滅危惧種の保全を全国的に推進
17 することにより、その個体数の減少を防止し、回復を図るとともに、多様な主体と連携した取組
18 を促進し、希少種を地域のシンボル等として保全する。

19 (鳥獣管理の抜本的強化)

20 ニホンジカ、イノシシ等の一部の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化する一
21 方、狩猟者の減少や高齢化が進行している。このため、都道府県が実施するニホンジカ及びイノ
22 シシの捕獲事業を強化、支援するとともに、将来の鳥獣捕獲の担い手の育成・確保を図る。

23 (侵略的外来種による被害の防止)

24 人や物資の移動の活発化に伴い、生態系、農林水産業等への被害リスクが増大する外来種問題
25 について、外来種の侵入の未然防止や侵入先での防除を進める。このため、水際での侵入防止対
26 策を強化し、優先度の高い侵略的外来種の防除を実施するとともに、地方公共団体が実施する侵
27 略的外来種の防除等を支援し、生態系への被害を防止する。また、各種の社会活動に外来種対策
28 の観点が盛り込まれ、行動がなされるよう、外来種に対する正しい理解を促進するための普及啓
29 発を実施する。

30

33 3. 自然資源や景観を活かした魅力ある地域内経済循環の創出

34 (自然資源等を活用した地域産業の促進)

35 国立公園等の優れた自然の風景地及び地域固有の生態系や自然に根ざした地域の文化は、観光
36 資源として極めて高い価値を有している。このため、地域資源を活用し、観光振興や産業・雇用
37 の創出、都市との交流拡大等に取り組むことで、豊かで活力ある地域づくりを促進する。インバ
38 ウンド²⁰の回復に向け、国立公園のブランド力を高め自然を満喫できる上質なツーリズムの実現
39 を図る国立公園満喫プロジェクトの取組を推進し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域
40 活性化を図り、国内外からの誘客に貢献する。

41 (持続可能な農林水産業の推進)

42 農林水産業は生物多様性に支えられた産業であると同時に、農林水産業によって維持される生
43 物多様性もまた広く存在する。こうしたことを踏まえ、「みどりの食料システム戦略」等に基づ
44 き、化学肥料・化学農薬の低減や有機農業の拡大など、生物多様性保全を重視した持続可能な農
45 林水産業の実現に向けた取組を進めるほか、これらを通じた田園地域及び里地・里山への環境負
46 荷の低減、農林水産業を通じた美しい景観の形成を図る。

1 4. 生物多様性の社会への浸透

2 (生物多様性に関する教育・学習・体験の充実)

3 生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識とし、行動へと結びつけることが必要であり、そ
4 のためには各段階での教育及び学習を通じて、生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行
5 動へと結びつける能力を養う。このため、国立公園等の自然公園において、自然観察会の実施、
6 ビジターセンターにおける普及啓発活動等を通じて、多くの人が自然とふれあい、我が国の自然
7 の豊かさを実感できる機会を提供する。また、自然公園以外でも、「子どもの水辺」再発見プロ
8 ジェクト等の推進により、森林、河川、海、公園等のフィールドを活かした体験や教育機会の拡
9 大を図る。また、学校等の敷地を活かした学校・園庭ビオトープの整備推進を図る。

10 (生物多様性が有する経済的価値の可視化の推進)

11 生物多様性を保全し、持続可能な形で利用するために必要な行動を人々が認識し、様々な主体
12 が自らの意思決定や行動に生物多様性の価値を反映するためには、生物多様性の経済的な価値を
13 適切に評価し、可視化することも効果的である。このため、生物多様性の経済的価値、生物多様
14 性の損失に伴う経済的損失等の評価を行い、国家勘定や企業等による自然関連情報の開示に活用
15 されるよう自然資本の価値の可視化を推進する。また、企業等による生物多様性への取組のイン
16 センティブとなるように利用の促進を図る。

17 (多様な主体の連携による生物多様性保全活動の促進)

18 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるためには、地方公共団体、事業者、
19 民間団体、住民等が連携した上で地域の実情等を踏まえ、それぞれの地域の視点で活動が展開さ
20 れることが重要である。このため、地域連携保全活動計画の作成等の支援、優良事例の発掘及び
21 顕彰、地方公共団体、事業者、民間団体、土地所有者等の関係者のニーズのマッチング等により、
22 生物多様性の保全の取組を促進する。

23 5. 環境影響評価の実施

24 事業の実施に当たり適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、環境影響評
25 價の重要性を踏まえ、環境影響評価法を適切かつ効果的に運用し、再エネ導入に際しての環境影
26 響評価手続に必要な環境基礎情報の提供など、情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育
27 成に取り組む。環境影響評価法の対象外である事業についても、必要に応じて、事業の計画及び
28 実施に際しての環境配慮を促進する方策を検討する。

29 第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成

30 自立した地域同士の有機的なネットワークを構築することにより、自立・分散型の社会を形成
31 する地域循環共生圏⁷³の構築を図る。このため、地域に存在する資源を再認識し、有効に活用す
32 る自立・分散型の持続可能な地域社会を実現するとともに、天然資源の消費を抑制し、環境への
33 負荷をできる限り低減する。

34 (地域循環共生圏)

35 地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、地域内外の多様な主体と協働して環境・
36 社会・経済課題を同時に解決していくローカルSDGs¹⁸事業を次々と生み、育て続けられる自立し
37 た地域をつくり、そうした地域同士が支え合うネットワークを構築する地域循環共生圏の取組を
38 推進する。

39 (循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実)

40 循環型社会の形成を進めるため、排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生
41 産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進する。市町村等においては廃
42 棄物の処理責任を十分認識し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めるととも
43 に、処理を委託する場合においても適正処理の観点を十分踏まえるものとする。さらに、リサイ
44 クルより優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の取組がより進む経済社会システムを構築

するための取組を進める。

一定の地域内で循環させることができることは、地域の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める。同時に、製品寿命の長期化やリユース及びリサイクルにより、一度自然界から取り出した資源を、有用な社会ストックとして経済社会でできるだけ長く有効活用する。

また、廃棄物等を貴重な資源として捉え、エネルギー源として利用するなど、その有効活用を図る。具体的には、廃棄物処理施設の創エネルギー化を進めることにより、自立・分散型エネルギーセンターとして活用し、周辺施設への電気や熱の供給を行うことにより災害対応や地域活性化にもつなげる。あわせて、廃棄物処理施設の省エネ化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。

建設リサイクル分野においては、建設副産物実態調査等により実態把握を行いながら、建設発生土の更なる有効利用と適正処理の促進、建設副産物の高い再資源化率の維持など、循環型社会形成への更なる貢献や、社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、生産性向上に資する対応等への取組を進めるとともに、今後は再生資材の利用に関する指標を検討するなど、リサイクルの質を向上させるための取組を実施する。

さらに、静脈物流に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図る。具体的には、リサイクルポート²¹⁶を活用した海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築等を進める。

(下水汚泥資源等の肥料利用の推進)

下水汚泥資源等の肥料としての活用は、肥料の国産化・安定供給を通じて食料安全保障の強化にもつながるだけでなく、循環型社会の構築にも資する。下水汚泥資源等の肥料利用の大幅な拡大に向けて、下水道管理者、肥料メーカー、耕種農家等が一体となって、原料供給・肥料製造・流通・利用までの一貫した取組の促進を図る。

(災害時に備えた廃棄物処理システムの構築)

自家発電設備の設置等により、災害時にも自立稼働可能な廃棄物処理施設を整備するため、ごみ焼却場の老朽化対策と併せ、計画的な廃棄物処理施設の更新を行うとともに、地域ごとに、広域的な処理体制の確保、整備等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を可能とする廃棄物処理システムの強靭化を推進する。あわせて、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧でき、避難所等に設置できる特性を持つ浄化槽の普及を促進し、災害時のし尿処理システムの強靭化を図る。

(循環型社会の形成に向けた国際的な取組の推進)

ASEAN等では急激な経済成長に伴い都市の廃棄物発生量が増加する一方、適正な廃棄物管理インフラが整備されていないことから、環境汚染や健康被害が発生しているとともに、電気電子機器廃棄物（e-waste）も増加している。このため、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクルに係る制度や技術をベースに、ASEAN等に制度・技術・人材育成等をパッケージで支援する。また、脱炭素化に必要な重要金属等をe-wasteから回収・リサイクルし、我が国の優れた精錬設備を活用することで重要金属等の資源を確保するとともに、国際的なバリューチェーン¹⁵⁹で資源循環することなどにより、国際的な循環型社会を形成する取組を積極的に推進する。

第3節 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組など、地球環境問題への対応

2021～2022年に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した「第6次評価報告書」は、このまま温室効果ガスを排出し続けると気候変動の影響がますます深刻になることを指摘している。また、我が国においても気候変動により様々な面で影響が生ずることが予想されている。こうしたことから、地球温暖化の緩和と適応の両方の取組を一層推進する必要がある。

²¹⁶ 生産や消費活動で排出された循環資源の収集、輸送、処理の総合的な拠点となる港湾。

1 (温室効果ガス排出量の削減)

2 地球温暖化対策は、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長にもつながっていく。
3 こうした考えの下、2050年カーボンニュートラル¹³、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、
4 地球温暖化対策計画に基づき、徹底した省エネの推進、再エネの最大限の導入、ライフスタイル
5 の変革など、あらゆる分野で取組を進めていく。特に国土利用の観点からは、建築物等の省
6 エネ性能の向上や、都市及びその他の地域の構造や交通システムの見直し等により、エネルギー
7 需給構造そのものを省CO₂型に変える。

8 このため、以下の取組を進める。

- 9 ・地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に基づき、2030年度までに設置可能な政府保有
10 の建築物（敷地含む）の約50%以上への太陽光発電設備の設置や新築建築物のZEB⁷⁹化等の取
11 組の推進
- 12 ・同法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施を通じた、地域の自然的・社会的条件に応
13 じた温室効果ガス排出量の削減等に向けた施策の推進
- 14 ・「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度までにカーボンニュートラルを実現する脱
15 炭素先行地域⁷⁵の選定と、選定された地域における脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行
16 的な取組の推進
- 17 ・公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道等への太陽光パネルの設置拡大など、地域共生再
18 エネ等の導入等の脱炭素の基盤となる重点対策の全国での実施
- 19 ・2025年度までの原則全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合義務化に向けた環境整備、
20 省エネ性能の表示の促進、低炭素住宅や省エネ改修の促進、炭素貯蔵効果の高い木造の建築
21 物の普及など、住宅・建築物に係る省エネ・省CO₂対策の推進
- 22 ・カーボンニュートラルに向けた都市・地域づくりを推進していくため、コンパクト+ネット
23 ワークの推進や「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり等と併せて、デジタル技術等を活
24 用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラ²⁶の社会実装、環境に配慮した
25 民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を推進
- 26 ・持続可能な交通の実現に資する公共交通機関の利用促進、円滑な道路交通の実現に資する交
27 通流対策の推進、次世代自動車の導入促進等の交通関連の対策
- 28 ・共同輸配送を支援するマッチングの仕組みの構築等を通じた貨物輸送の効率化、輸送機関の
29 低公害化、モーダルシフト等の物流体系全体のグリーン化
- 30 ・地域のバイオマス資源を活用した地域づくりの推進、海洋エネルギー、洋上風力、ダムを活
31 用した水力発電、小水力、下水汚泥等を含む再エネ、廃熱・下水熱等の未利用エネルギー等
32 の特色あるエネルギー資源の効率的な地産地消など、地域全体での脱炭素化の推進
- 33 ・CO₂削減に資する建設材料の活用、GX建設機械（電動等）の普及促進、CO₂削減に資するICT施
34 工の普及促進など、建設施工分野の脱炭素化の推進
- 35 ・道路、河川、ダム等のインフラ管理用電気通信設備における再エネ、省エネ、蓄エネ等によ
36 る電力の自給自足化の推進、再エネ発電による余剰電力の蓄電を通じた災害停電時の地域へ
37 の貢献
- 38 ・道路、鉄道、空港等のインフラ空間を活用した太陽光発電等の再エネの導入の促進
- 39 ・国際海運2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、水素、アンモニア等を燃料とするゼ
40 ロエミッション船の開発、ゼロエミッション船等の生産基盤構築など、その普及のための環
41 境整備の実施、船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルールの策定の主導
- 42 ・内航海運における、更なる省エネを追求した船舶の導入の促進及びLNG燃料船²¹⁷、水素FC船²¹⁸
43 等の実証・導入等の先進的な取組の支援
- 44 ・水素エネルギーを活用した荷役機械の導入等による脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や
45 水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP⁶²）の形成
- 46 ・港湾のコンテナターミナルにおける脱炭素化の取組状況を客観的に評価するCNP認証（コン

²¹⁷ 重油と比較して、CO₂、NO_x、SO_xの排出量が少なく環境性能が優れた天然ガス（LNG）を燃料とした船舶。

²¹⁸ 水素燃料電池を用いて発電、又は直接水素を燃焼することでエンジンを動かす船舶。

1 テナターミナル）の創設、日米豪印（QUAD）海運タスクフォース²¹⁹等の枠組みを活用したグ
2 リーン海運回廊の実現

- 3 ・航空機運航分野における持続可能な航空燃料（SAF⁸¹）の導入促進に向けた国産SAFを国際競
4 争力のある価格で安定供給できる体制の構築、管制の高度化等による運航の改善、機材・装
5 備品等への環境新技術の導入促進等及び空港分野における空港施設・空港車両からのCO₂排出
6 削減や再エネ拠点化等並びにエコエアポート²²⁰の推進
- 7 ・鉄道アセットを活用した再エネ導入等の促進や貨物輸送も含めた鉄道利用促進に係る取組を
8 推進するとともに、省エネ・省CO₂車両や燃料電池鉄道車両の導入、水素供給拠点となる「総
9 合水素ステーション」の実証等を推進
- 10 ・「みどりの食料システム戦略」等に基づく、省エネ型施設園芸設備等の導入、環境負荷低減
11 の見える化、カーボン・クレジットの普及等を通じた農林水産業のCO₂ゼロエミッション化や、
12 バイオ炭等の農地施用による農地土壤炭素吸収源対策の推進等による持続可能な食料シス
13 テムの構築
- 14 ・地球温暖化対策推進法に基づき設立された株式会社脱炭素化支援機構による投融資（リスク
15 マネー供給¹⁴⁰）を通じた脱炭素に資する多様な事業の拡大

16 また、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靭
17 な社会経済システムへの転換を進める。

18 さらに、カーボンニュートラルの実現に向けては、地域資源である再エネを最大限活用するこ
19 とが重要である。また、地域資源を活用することを通じて国土管理の取組の推進につなげるとともに、自立・分散型のエネルギーを導入することで、地域経済の好循環や、雇用促進、災害時の
20 レジリエンス等にも貢献することが期待できる。一方で、再エネの導入に当たっては、景観の悪化、野生生物への悪影響、騒音の発生等の環境トラブルや土砂災害等の災害に配慮する必要がある。
21 そのため、再エネの立地や設置については、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促
22 進事業制度等を活用しながら、地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域と
23 共生する再エネの円滑な導入を進める。

24

25 (森林整備等の森林吸収源対策等を通じた吸収量の確保)

26 カーボンニュートラルの実現のためには、CO₂排出削減の取組に加え、吸収源対策を通じた吸
27 収量の拡大を図ることが重要である。このため、適切な間伐等の森林整備の実施やこれに必要な林
28 道等の路網の整備に加え、森林情報等の基盤整備を推進するほか、木材や森林由来の新素材等の
29 利用拡大による炭素貯蔵を図る、エリートツリー⁸²等を活用した再造林等による成長の旺盛な若い
30 森林の造成など森林吸収源対策を強力に推進する。また、主伐・再造林の循環システム確立の
31 後押しにも資する森林由来のJ-クレジット²²¹の創出拡大を図る。

32 また、都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、民間緑地の確保による都市緑
33 化等の推進を図る。

34 全国の港湾において、藻場・干潟等や生物共生型港湾構造物といったブルーインフラを拡大し、
35 ブルーカーボン生態系²³の保全・再生・創出を推進する。

36 (気候変動適応に向けた取組の推進)

37 気候変動問題は、世界的な規模で深刻化しており、我が国においても、平均気温や海水温の上
38 升、大雨の頻度の増加等により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症リスクの増加、サン
39 ゴの白化、デング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域の拡大など、地球温暖化を原因とする幅広
40 い影響が顕在化している。このため、緩和の取組を着実に進めるとともに、気候変動適応計画に
41 基づき、総合的かつ計画的に適応の取組を推進する。

219 日米豪印の4か国が立ち上げた、海運の脱炭素化のための組織。

220 空港及び空港周辺において、環境の保全及び良好な環境の創造を進める対策を実施している空港。

221 省エネ設備の導入や再エネの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

1 気候変動の影響による被害を最小化し、迅速に回復できる持続可能な社会を構築するため、防
2 災や農林水産業など、関連する施策に気候変動適応を組み込み、効果的かつ効率的に気候変動適
3 応に関する施策を推進する。施策の推進に当たっては、気候変動及び気候変動影響に関する科学
4 的知見を踏まえて適切に実施していく必要があるため、気候変動及び多様な分野における気候変
5 動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究を推進するとともに、最新の研究成果等を踏まえて気候変動予測等に関する科学的知見を整備する。あわせて、観測・監視技術や予
6 測・評価技術の高精度化、効果的な適応技術の開発等も推進する。
7

8 さらに、地球温暖化の影響は、各地域の気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異
9 なることから、国レベルだけではなく、地域レベルで適応に取り組むことが重要である。また、
10 地方公共団体や企業、国民等の各主体が、それぞれの立場で適応に取り組むことが重要であるこ
11 とから、A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）において適応に取り組むに当たり必要と
12 なる様々な情報を収集し、活用しやすい形で提供することを通じて、各主体の気候変動影響に対
13 する理解と気候変動適応の取組を促進するとともに、適応策の実施を支援する。

14 こうした国内における取組に加え、アジア太平洋地域において気候変動リスクを踏まえた意思
15 決定と実効性の高い気候変動適応を支援するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プ
16 ラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、気候変動リスクに関する科学的知見の充実、ステークホル
17 ダーの支援ツールの提供、気候変動影響評価や気候変動適応に関する能力強化等の取組を通じ、
18 アジア太平洋地域の途上国による適応計画及び適応策の策定や実施の支援を行うとともに、アジ
19 ア太平洋適応ネットワーク（APAN²²²）、世界適応ネットワーク（GAN²²³）等を通じ、途上国の適応
20 に関する能力強化を図るなどの国際協力を推進する。

22 第4節 大気環境の保全、土壤汚染対策の推進等

23 生活環境に影響を与える大気、水及び土壤の保全は重要な課題である。このうち、大気環境の
24 保全及び土壤汚染対策について以下の取組を進めるとともに、水環境の保全については、第6章
25 第3節「健全な水循環の維持又は回復等」を踏まえて必要な取組を進める。

27 (大気環境の保全)

28 大気環境の保全について、特に都市では自動車等に起因する大気汚染や、ヒートアイランド現
29 象が問題となっている。

30 このため、持続可能な交通システムを実現するため、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、路上工事の縮減、交通流の円滑化対策及びモーダルシフト等の物流のグリーン化を推進する。加えて、開発及び実用化が進んでいる次世代自動車の普及を促進する。このほか、固定発生源や越境汚染による大気汚染についても、ばい煙排出対策、日中韓の協力等を推進する。

35 また、ヒートアイランド現象について、緑地及び水面の減少による蒸発散作用の減少や地表面
36 の高温化を防ぐため、緑化の推進、緑地の保全等による地表面被覆の改善等を図る。

38 (土壤汚染対策の推進)

39 健康被害の防止の観点から、土壤汚染の適切な調査や対策及び汚染土壤の適正な処理を行うこ
40 とにより、汚染土壤を適切に管理する。

41 具体的には、有害物質の摂取経路の有無に応じたリスク管理を行うとともに、汚染土壤を要措
42 置区域（土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため汚染の除去等の措置が
43 必要な区域）等から搬出する場合には、適正に運搬、処理し、汚染土壤についてリスク管理に基
44 づいた土壤汚染対策を実施する。また、その他の汚染土壤についてもリスクが拡散することのな

²²² Asian-Pacific Adaptation Network の略。2009 年に世界適応ネットワーク（GAN）の下で国連環境計画（UNEP）によつて組織され、立ち上げられた、アジア太平洋地域で最初の地域適応ネットワーク。

²²³ Global Adaptation Network の略。世界における気候変動への適応に関する知見共有を目的とした、国連環境計画（UNEP）提唱のネットワーク。

1 いよう、適切に取り扱う。

3 第5節 美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用

4 1. 持続可能な国土管理を通じた美しい景観の形成

5 美しい景観は、森や田畠、川や海、村やまち等のランドスケープ²²⁴が、良好に維持、管理され、
6 それぞれの機能を健全に発揮する中で実現されるものである。我が国の多様で美しい地域のラン
7 ドスケープは、地域の特色を踏まえた人と自然との関わりを通じて、長い年月をかけて形成され
8 てきたが、開発の中で多くが失われ、さらに、本格的な人口減少時代を迎える中で、農林水産活
9 動など人々の営みにより維持、管理されてきた里地・里山・里海等の荒廃が問題となっている。
10 これらの地域では、人と自然との良好な関係が損なわれ、荒廃農地、鳥獣被害による植生の変化、
11 放棄竹林の拡大等とともに、地域の伝統や文化も失われる傾向にある。

12 このため、農地、森林等の適切な保全及び整備など、持続可能な国土管理に向けた努力を続け
13 るとともに、これを支える地域の生活環境の整備、地域資源を活用した産業の活性化等による魅
14 力ある仕事の創出等の取組を進める。特に、人々の暮らし方や働き方の変化を踏まえ、里地・里
15 山等における自然資源を活用した新ビジネスの創出や自然体験・教育を進める。また、土地の所
16 有者による良好な管理を基本としつつ、あわせて、公的支援、地域内外の様々な主体が参加する
17 国土の国民的経営の推進等により、人の活動と自然環境との適切な関係の再構築を図り、持続可
18 能な国土管理を通じた美しいランドスケープを形成する。

19 2. 地域の個性を活かした魅力ある景観の形成

20 良好的な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いある豊かな生活環境の創造に不可欠なもの
21 であるため、国民共有の資産として、将来にわたってこれを享受できるよう、その整備及び保全
22 を図る必要がある。また、その取組については、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって
23 進めることが必要である。

24 このため、歴史文化の活用によるまちづくりの推進、「日本風景街道」等による美しい道路空
25 間の形成、農用地の適切かつ持続的な保全、魅力ある水辺空間、都市公園等の整備、木材の積極
26 的な利用など、社会資本整備等における美しい景観形成の取組等を推進し、良好な都市環境や美
27 しく暮らしやすい農山漁村の形成を推進する。加えて、世界遺産やジオパーク¹⁷⁴その他著名な観
28 光地など地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。
29 また、国立公園等の制度の適切な活用を通じ、優れた自然景観等の保全を図る。

30 さらに、地方公共団体による景観計画の策定を引き続き推進するとともに、地域の拠り所や顔
31 となるような、質の高い景観形成に重点的に取り組む地区である重点地区の指定等による景観計
32 画の見直しを行うことにより、実効性を高める取組を推進し、景観まちづくりの質を向上させる。
33 また、良好な景観形成に関する国民の意識向上や多様な主体の参加を図るための景観に関する教
34 育の充実、先進的な取組事例に関する情報の提供、専門家によるアドバイザーリスト等のソフト面
35 での充実を図る。あわせて、社会資本等の整備に当たっては、地域固有の特性等を踏まえ、住民
36 やその他関係者、学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させる
37 景観アセスメントシステムの運用、事業の景観形成ガイドライン等の活用、景観行政と連携した
38 屋外広告物規制等により、景観に配慮した整備を進める。

39 3. 美しい景観の活用による地域の活性化

40 美しい景観は、単にその保全及び再生を図るのみならず、これを活用して地域の活性化につな
41 げる取組が重要である。例えば、伝統建築による古民家の保全及び再生は、地域の景観の維持及
42 び向上において重要な意義を有するとともに、これを観光客向けの宿泊施設として、あるいは移
43 住者又は二地域居住者向けの住宅として活用することにより、地域外からの資金の獲得、地域内
44 の経済循環等を通じた地域の活性化につなげる。また、屋敷林、散居村等の伝統的な農山漁村の

²²⁴ 人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果として形成され、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がり。

1 生活文化を保全、活用し、観光産業と位置付け、地域の活性化につなげる。これは、歴史的・自然的な文化財等についても広く当てはまることである。また、近年は、工場夜景、産業遺産等が魅力ある景観として認識されるなど、新たな景観の価値を見いだす動きもあることから、このような魅力ある景観を通じた地域の活性化を図る。

2 こうした取組によって、美しい景観の維持及び向上に加えて、観光客、移住者及び二地域居住者
3 の増加、地域の伝統や文化の継承、技能者の育成、就業の場の拡大、木材等の資材の地産地消
4 等の多面的な効果が期待できる。その際、観光、住宅、教育、雇用、産業、文化など、複合的な
5 観点から、地域内外の関係者が一体となった地域の取組を推進する。

第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進

第1部において、新たな国土の将来ビジョンを示し、時代の重大な岐路に立つ国土にあって、目指す国土の姿として、「新時代に地域力をつなぐ国土～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」を掲げ、国土構造の基本構想として、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指すこととし、国土の刷新に向けた4つの重点テーマと、横断的な2つの重点テーマについて整理した。また、第2部において、これらの実現に必要な分野別施策の基本的方向を示した。

これらの施策が統合的に相互の連携をもって効果的に実施されるよう、計画策定後において、計画の実効性確保の観点から効率的かつ効果的な進行管理を行う必要がある。

また、本計画を基本として、広域圏ごとに広域地方計画を策定し、広域圏の自立的発展と広域圏間の交流・連携の強化を図ることが必要である。

第3部においては、本計画の効果的な推進のために必要な事項を定めるとともに、広域圏の自立的発展と広域圏間の交流・連携の強化に向けて、広域地方計画の策定・推進に関する指針等を示すこととする。

第1章 計画の効果的推進

第1節 國土計画の推進と評価

(計画の推進)

第1部に示す新たな国土の将来ビジョン及び第2部に示す分野別施策の基本的方向に即して、関係府省間の緊密な連携を図りつつ、関係する地方公共団体や多様な民間主体とも連携し、必要な取組を総合的に推進する。その際には、我が国の国土をめぐる社会経済の状況は絶えず急激に変化することを踏まえ、不斷に社会経済の実態を把握し、国民と共有することに注力し、様々な変化の実態に応じて臨機応変な対応を図る必要がある。

計画の推進に当たっては、地方創生及び国土強靱化の施策と連携するとともに、社会资本整備重点計画、交通政策基本計画を始め、国土の利用、整備及び保全に関連する各分野の計画等の実施を通じて具体化を図る。その際、厳しい財政状況を踏まえつつ、効率的及び効果的な計画の推進に注力する必要がある。

国土の利用、整備及び保全に関する総合的な計画としての国土計画の推進を図る上では、様々な官民の主体の参加を得て統合的かつ効果的に各般の取組が実施されなければならない。このため、国は、計画の効果的な推進に向けて、様々な主体によって計画的かつ戦略的に実施すべき取組について、重点分野における優先度や時間軸にも留意しつつ、具体的な推進方策の充実・強化を図る必要がある。また、国土審議会において、計画の推進方策や推進状況等について必要な調査審議を行うとともに、必要な提言を行う。

(國土計画のマネジメントサイクルと評価)

国土計画の策定、推進及び評価のプロセスを通じた効率的かつ効果的な進行管理（国土計画のマネジメントサイクル）を行うため、地理空間情報を最大限活用して、計画のモニタリングを実施する。また、モニタリングの結果も踏まえて、国土形成計画法第7条の規定に基づき、全国計画に係る政策の評価を適切に実施し、その結果に応じて必要な措置を行う。さらに、様々な分野のDXの進展を踏まえた効果的なモニタリング手法等について検討を進める。

第2節 地理空間情報の活用推進

国土に関する様々な事象をデータ化した情報を、GIS（地理情報システム）を活用して効率的に分析し、見える化を図ることで、陸域・海域に広がる国土の実態を把握することができる。また、これらの情報を整備し、準天頂衛星によるセンチメートルレベルの高精度測位技術を始めとするデジタル技術と併せて活用することにより、国土の利用、整備及び保全に関する様々な取組の効率化・高度化を実現し、様々な地域課題の解決や地域の魅力向上に資することとなる。

さらに、行政が保有する地理空間情報のオープンデータ化に加えて、民間が保有するビッグデ

1 一タを含む様々なデータの流通環境を整備することで、地域に関するデータの見える化、地域活
2 動の中でのデータづくりやデータ活用等が促進され、行政、企業、地域団体、住民等の多様な主
3 体の連携や協働による様々なサービスの創出、地域課題の解決が図られる。

4 地理空間情報に関しては、地理空間情報活用推進基本計画において、誰もがいつでもどこでも
5 必要な地理空間情報を使い、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる「地理空間情報
6 高度活用社会（G空間社会）」を実現するため、地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用する
7 ための施策を推進することとしているところであり、これらの施策とも連携することで、計画を
8 効果的に推進する。

10 1. 地理空間情報の整備

11 土地の位置や形状を正確に表した地理空間情報は、国土に関する最も基礎的な情報である。こ
12 のため、市町村等による地籍調査の実施、国による官民境界情報、基盤地図情報等の整備、更新
13 等を推進する。また、防災・減災対策に資する土地分類基本調査（土地履歴調査）、健全な水循環
14 の維持等に資する水基本調査等を実施するとともに、国勢調査等の基本的な統計情報、土地利用、
15 自然環境、生活インフラ等に関する情報など、過去の情報を含む様々な地理空間情報の整備、更新等を行
16 う。

17 2. 地理空間情報の流通促進

18 社会全体での地理空間情報の活用の裾野を広げ、様々な地域課題解決に役立てる観点から、国
19 及び地方公共団体は、様々な主体が整備する地理空間情報の社会全体における共有及び相互利用
20 を図るため、行政が保有する地理空間情報のオープンデータ化や、データ連携基盤・オープンデ
21 タ流通基盤の整備・活用など、情報の流通を促進する。

22 3. 地理空間情報の活用推進

23 国及び地方公共団体は、様々な分野の地理空間情報の徹底活用とデジタル技術を組み合わせる
24 ことにより、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」を始めとして、計画の一層効率的
25 かつ効果的な推進を図る必要がある。例えば、防災・減災の観点から、GISを利用した各種情報を
26 一元的に集約するシステムの整備、活用等を図るとともに、地域活性化の観点から、ビッグデ
27 タやオープンデータも活用した観光動態に関する調査及び分析の実施、地域経済分析での活用、
28 地域医療福祉分析、買い物、教育等の生活サービス機能の分析等の生活者視点での活用、歩行者
29 移動支援サービスの促進等を図るなど、様々な分野において地理空間情報の活用を通じた新たな
30 サービスの創出等を推進する。また、地理空間情報を高度に活用できる人材育成を図る。

31 第3節 国土利用計画との連携

32 国土の利用の基本方向は、この計画と一体的に策定される国土利用計画（全国計画）によるも
33 のとし、国土利用関係諸計画の適切な運用により、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

34 第2章 広域地方計画の策定・推進

35 第1節 広域地方計画の役割

36 広域地方計画制度は、国、地方公共団体及び多様な民間主体が相互に連携し、都府県を越える
37 広域圏ごとにその特色に応じた施策展開を図り、自立的に発展する圏域の形成を目指すため、地
38 域の実情に即した地域の将来像等を定める即地的な計画の枠組みとして設けられたものである。

39 広域地方計画の策定に当たっては、広域地方計画協議会の議を経ることにより、国土交通省及
40 び関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担の下に協働しなが
41 らビジョンづくりに取り組むこととなる。このような計画の策定プロセスを通じて、各主体が地
42 域戦略を進める上での長期的な方針、目標の共有化が図られるとともに、各広域圏での計画策定
43 過程が相互参照、比較され、新たな工夫や連携が促されるという意義も有している。

1
2 第2節 広域地方計画の基本的考え方

3 1. 各広域圏の現況と課題

4 広域圏における現況²²⁵、従前の広域地方計画策定以降の主な動向や出来事、広域圏が有する資
5 源等の強み及びこれらを踏まえた今後の方向性の中で特に重要と考えられるものについて、広域
6 圏ごとに記載する。

7 ①東北圏

8 東北圏は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の7県の区域からなる。
9 本州の最北部に位置し、津軽海峡を挟んで北海道と隣接しているほか、首都圏、北陸圏と隣
10 接し、太平洋と日本海に面している。

11 圏域面積は79,500km²と広域圏の中で最大である。東日本大震災では甚大な被害を受けたが、復
12 興と併せて防災先進圏域としての取組を進めている。また、気候変動に起因する豪雨災害が頻発
13 しているほか、切迫する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震・津波による甚大な被
14 害が想定されている。

15 圏域人口は約1,060万人であり、10年前と比べ約8%減と、他の広域圏に比べて人口減少率が高い。
16 域内総生産は約44兆円であり、広大な農用地や豊かな自然資源を背景に農林水産業が盛ん
17 である。また、半導体や次世代放射光施設（ナノテラス）等の先端産業拠点の形成が進められて
18 いる。

19 今後、福島の復興・再生に着実に取り組みつつ、震災の経験を活かした防災先進圏域の実現を
20 目指すとともに、格子状道路ネットワークの整備等を通じた日本海・太平洋二面活用型国土を形
21 成し、先端産業の拠点化を図りながらイノベーションを創出するほか、日本海側に大きなポテン
22 シャルを有する洋上風力発電等によるカーボンニュートラル¹³の先導、農林水産業の生産性向上
23 等を図ることが求められる。

24 ②首都圏

25 首都圏は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の1都7
26 県の区域からなる。三大都市圏の中では最も東側に位置し、東北圏、中部圏と隣接している。

27 国内最大の関東平野が圏域のほぼ中央に広がり、利根川等の大河川が流れ、周囲には富士山等
28 の火山や小笠原諸島等の離島を有する。切迫する首都直下地震、南海トラフ地震、気候変動の影
29 響による水災害の激甚化・頻発化、大規模火山噴火等への対応が課題となっている。

30 圏域人口は約4,430万人であり、以前から続いている他の広域圏からの転入超過の傾向はコロ
31 ナ禍で弱まったものの、足元では再び強まっている。域内総生産は約232兆円で全国の約4割を
32 占め、我が国の政治・行政・経済の中枢機能や、国際空港、国際戦略港湾等の国際的なゲートウ
33 エイ機能が集中している。

34 今後、リニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊の形成を見据え、若者や外国人を始め、
35 デジタルや国際ビジネス等の分野において多様な人材が集積する強みを活かし、次代を担うイノ
36 ベーションの創出等の国際競争力の強化等で我が国を牽引していくほか、臨海部の既存コンビナ
37 ート等の持続可能な産業への構造転換、緑地や水辺空間等のネットワーク化等による質や魅力の
38 向上等を図るとともに、福島の復興・再生への支援を継続していくなど、隣接する地域との共生
39 の好循環を作り出していくことが求められる。

40 ③北陸圏

41 北陸圏は、富山県、石川県及び福井県の3県の区域からなる。本州日本海側の中央部に位置し
42 ている。東北圏、中部圏、近畿圏と隣接し、首都圏とは北陸新幹線の金沢までの開業により時間
43 距離が近くなっており、三大都市圏と近接している。

225 第3部において、人口については、総務省「人口推計」（2022年10月1日現在）を基にしたもので、人口当たりのデータに関しては、そのデータ年の10月1日現在の値を基にしたもの。

立山・白山等の山岳地帯や、手取川等の急流河川を有する。圏域全体が豪雪地帯に指定されており、高齢化・過疎化の進行と相まって、冬季における社会経済活動に大きな影響を及ぼしているほか、近年、豪雨等が激甚化・頻発化している。

圏域人口は約290万人であり、全国平均よりも早いペースで人口が減少している。また、女性の就労率や持ち家比率、三世代同居率が高く、子育てがしやすい社会環境が整っている。域内総生産は約13兆円であり、伝統産業から先端産業まで、機械、繊維産業等の特徴ある工業の集積がみられる。

今後、北陸新幹線の敦賀までの開業や大阪までの更なる延伸を見据え、また、リニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊との連携強化も含め、日本海側のゲートウェイ機能や、近接する三大都市圏との連結の強化による太平洋側の大規模災害に備えたリスク分散機能の役割を果たすとともに、豊富な水資源を活かした水力発電等によるカーボンニュートラルの実現への貢献等を図ることが求められる。

④中部圏

中部圏は、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の5県の区域からなる。本州太平洋側の中央部に位置し、首都圏、近畿圏と三大都市圏を形成し、北陸圏とも隣接している。

3,000m超の日本アルプスを源流として、木曽川等の我が国有数の大河川が太平洋や日本海に流れている。濃尾平野には日本最大のゼロメートル地帯が広がり、洪水・高潮のリスクを抱えているほか、我が国最大級の中央構造線等にも起因して地盤が脆弱であり、土砂災害によるリスクも高い。また、切迫する南海トラフ地震による甚大な被害が想定されている。

圏域人口は約1,680万人であり、合計特殊出生率は三大都市圏の中で最も高く、全国平均を上回る。域内総生産は約83兆円であり、世界を代表する自動車産業を始め、航空宇宙産業や、高い技術力を誇る地場産業など、ものづくりの生産拠点となっており、製造品出荷額等は全国の約27%を占める。

今後、交通ネットワーク機能の強化とリニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊の形成の効果を最大化し、中部圏内の多様な地域が補完・連携して、世界に誇るものづくり技術を礎とした産業の高付加価値化、さらには脱炭素化やレジリエンスの向上による持続可能な産業への構造転換等を図ることが求められる。

⑤近畿圏

近畿圏は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府4県の区域からなる。三大都市圏の最も西側に位置し、中部圏、北陸圏、中国圏に加え、瀬戸内海を挟んで四国圏と隣接している。

日本海、太平洋、瀬戸内海に面するほか、日本最大の湖である琵琶湖を有する。切迫する南海トラフ地震による甚大な被害のほか、大都市中心部に広がるゼロメートル地帯や地下街等は水害のリスクを抱えている。

圏域人口は約2,040万人で首都圏に次いで多いが、2040年までの人口減少率は三大都市圏で最も高くなることが見込まれている。域内総生産は約89兆円で我が国第二の経済圏である。優れた技術力を有する特色あるものづくり企業や、医療、エネルギー分野を始めとする大学、研究開発機関が集積している。

今後、世界に誇る歴史・文化を始め、個性的で多様な地域からなる圏域独自の魅力に更に磨きをかけるとともに、リニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊の西の拠点として、世界を魅了し続けるために、大阪・関西万博を契機とした世界からのゲートウェイ機能の強化や、イノベーションの創出による産業競争力の強化、脱炭素技術の開発によるカーボンニュートラルの実現への貢献等を図ることが求められる。

⑥中国圏

中国圏は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の5県の区域からなる。本州の最西部、

1 近畿圏と九州圏の間に位置し、瀬戸内海を挟んで四国圏と隣接している。

2 山地及び丘陵地の割合は全国で最も高く、地形が比較的なだらかな中国山地を始めとする多様
3 で豊かな自然環境を有している。また、多くの里山や里海が形成されている。圏域特有の地質状
4 況から、近年、激甚化・頻発化する豪雨による大規模な土砂災害や河川の氾濫等が発生している。

5 圏域人口は約710万人である。中山間地域や島しょ部に居住地域が広く分布しているが、著し
6 い人口減少や生活サービス機能の低下により、地域の存続が危ぶまれている。域内総生産は約31
7 兆円であり、従業員一人当たりの製造品出荷額等は全国で最も高く、瀬戸内海側を中心に鉄鋼、
8 石油化学、造船、自動車、半導体等の産業集積がみられる。

9 今後、産業集積地における競争力強化や、カーボンニュートラルの実現に向けた水素・アンモ
10 ニア等の活用による産業構造の転換、中山間地域や島しょ部における地域公共交通の維持を始め
11 とした持続可能な地域づくり、圏域内外の対流を促進する格子状ネットワークの形成等を図ること
12 が求められる。

13 ⑦四国圏

14 四国圏は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の4県の区域からなる。瀬戸内海を挟んで、近
15 畿圏、中国圏、九州圏と隣接している。

16 急峻な四国山地のほか、瀬戸内海を中心に島しょ部、半島等を有する。切迫する南海トラフ地震では、四国全域で強い揺れが、沿岸部で津波被害が予想される。また、近年、激甚化・頻発化
17 している集中豪雨により、大規模な土砂災害や河川の氾濫等が発生している。

18 圏域人口は約360万人であり、全国平均よりも早いペースで人口が減少している。また、空き家
19 率や耕作放棄地率が他の広域圏よりも高い。域内総生産は約15兆円であり、瀬戸内海側において
20 造船産業が集積しているほか、基礎素材型産業の割合が高く、化学や非鉄金属等の分野で世界的
21 シェアを誇る企業が立地している。

22 今後、四国8の字ネットワークの形成等による防災力の向上を図るとともに、自然や歴史文化、
23 産業等の多様性を活用した連携強化により、中山間地域や島しょ部、半島等における生活利便性
24 の向上や、木質バイオマス発電を始めとしたカーボンニュートラルの実現への貢献、瀬戸内海の
25 島しょ部における芸術活動やサイクリングなど、海外から人を呼び込むコンテンツの強化・創造、
26 四国遍路等の個性ある地域資源を活用した観光・交流の促進等を図ることが求められる。

27 ⑧九州圏

28 九州圏は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の7県の区域から
29 なる。日本列島の南西部に位置し、アジア諸地域に最も近く、瀬戸内海を挟んで中国圏、四国圏
30 に隣接し、沖縄県に最も近い地域である。

31 阿蘇山等の火山地帯のほか、五島列島、奄美群島等の外海離島を有する。常襲する台風や線状
32 降水帯等による風水害が頻発しているほか、切迫する南海トラフ地震による甚大な被害が想定さ
33 れている。

34 圏域人口は約1,260万人であり、合計特殊出生率は広域圏の中で最も高いが、圏域外への人口
35 流出が続いている。域内総生産は約48兆円であり、自動車産業や半導体関連産業が集積している
36 ほか、ロボット産業等の国内外をリードする企業が立地している。また、豊かな自然資源を背景
37 に農林水産業が盛んであり、食料供給基地としての役割も果たしている。

38 今後、アジア諸地域の経済の成長センターを目指し、ゲートウェイ機能の強化やイノベーションの創出、半導体等の成長産業の更なる強化、アジアとの近接性等を活かした観光産業の推進、
39 農林水産業の生産性向上、地域特性を活かした再エネの積極活用によるカーボンニュートラルの
40 実現への貢献等を図ることが求められる。

41 2. 広域圏間の交流・連携の強化及び相互調整

42 次節に示す北海道及び沖縄県も含め、各広域圏における取組に加えて、広域圏相互や広域圏の
43 境界にまたがる複数都道府県等の間での交流・連携の強化及び相互調整を進める必要がある。

特に、北陸・中部の両圏域及び中国・四国の両圏域については、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつあるとともに、国際観光ルートの構築を始め、産業、物流、防災・減災、国土の保全・管理の一体的推進等の共通の課題を有していることから、引き続き、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想等について合同して検討することが求められる。また、首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでも広域圏を越える広域連携の取組を通じて、交通基盤整備の進展等を活かした地域の自立的発展を推進している地域であることから、引き続き分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描くことが求められる。

以上に加え、広域圏の境界に位置する都道府県では、隣接する広域圏と密接な関係を有するものがあり、これまで様々な取組が進められてきていることから、新たな広域地方計画の策定に当たっても、必要な交流・連携の強化及び相互調整を行うことが期待される。

第3節 北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との連携

北海道及び沖縄県については、それぞれ北海道総合開発計画並びに沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画が存在していることから、法律上、広域地方計画の対象外となっているが、以下に示すように独自性の高い圏域を形成していることから、それぞれが広域圏に相当するものと考えるべきであり、これらの圏域についても、社会経済状況の変化を踏まえつつ、地域の実情に即した独自の発想と戦略性を活かした国土形成を進める必要がある。このため、両圏域の自立的発展に向けて、北海道総合開発計画並びに沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画と国土形成計画との間で必要な調整が行われ、相互の連携が図られる必要がある。

①北海道

北海道は広大な面積を擁し、夏は冷涼、冬は積雪寒冷な気候であり、豊かな自然環境を始めとした多様な国土資源に恵まれている。切迫する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により甚大な被害が想定されているほか、一定の周期で噴火を繰り返している活動的な火山が複数分布している。また、気候変動の影響が全国の他地域に比べ大きいと予測されている。

人口は約518万人で、人口密度は全国最小であり、また、人口減少、少子高齢化が全国に先行して急速に進行している。

道内総生産は約20兆円であり、全国に比べて製造業の構成比が低い一方、農林水産業の構成比は高く、食料自給率は全国で最も高い。

日本列島の最北端に位置し、ロシア極東地域に隣接するとともに、北米・欧州と東アジアとの結節点という要衝を占め、北の玄関としての役割を果たしている。また、我が国の食料供給基地としての役割を担っており、アジアの中でも特徴的で魅力的な観光資源を有しているほか、再エネや水資源が豊富に賦存している。さらに、アイヌ文化等の独自の歴史・文化も存在している。

北海道は、その時々の国の課題解決に寄与することを目的に、特別な開発政策の下、開発が進められてきた。我が国を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じている中、食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道²²⁶など我が国の豊かな暮らしを支える北海道の実現、生産空間の維持・発展と強靭な国土づくりによる北海道の価値を生み出す北海道型地域構造の保持・形成に向けて、第9期北海道総合開発計画を策定する必要がある。

②沖縄県

沖縄県は、東アジアに近接し、亜熱帯・海洋性気候、豊かな自然環境、独自の文化等の地域特性を有する。

人口は約147万人であり、合計特殊出生率や若年人口の割合が全国で最も高く、2030年頃まで人口増加が見込まれている。高齢化率は全国に比べて低く、今後も全国に比べ低位で推移すると予想されている。

²²⁶ 北海道における2050年カーボンニュートラルに向けた取組。

1 県内総生産は約5兆円、一人当たり県民所得が全国最下位の水準に留まり、失業率も全国平均
2 に比べ高い。

3 台風常襲地帯にあるとともに、津波等の自然災害を被りやすい条件にある。

4 2012年に沖縄振興特別措置法が抜本的に改正され、沖縄振興計画の策定主体が国から県に移行
5 した。国が定める沖縄振興基本方針においては、沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済
6 の発展、潤いのある豊かな住民生活の実現、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21
7 世紀の「万国津梁」の形成を基本的方向として沖縄振興に取り組むこととしている。これに基づ
8 き、2022年度から2031年度を計画期間とする沖縄振興計画が策定されており、SDGs¹⁸を取り入れ、
9 社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」
10 をを目指し、県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現を目標とすることとしている。
11

12 第4節 広域地方計画の策定及び実施に当たって必要な検討事項

13 本計画が目指す「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向けて、広域圏がそれぞれに強みを
14 活かして、地域全体の成長力を高め自立していくためには、特色ある地域戦略となる計画を策定
15 することが必要である。このため、広域地方計画は、全国計画を基本としつつ、その内容について
16 は、方針及び目標も含めて、地域の独自性を強く意識し、第1部に掲げた国土の刷新に向けた
17 重点テーマ及び横断的な重点テーマを始めとして、広域圏の自立的発展を図る具体的な広域連携
18 プロジェクト等の実効的な推進を図るものとすべきである。

19 広域地方計画の策定及び実施に当たっては、広域地方計画協議会等の枠組みを活用して関係主
20 体間の協働と合意形成を促しつつ、次の事項についての検討を進めることが重要である。国は、
21 広域地方計画協議会における検討に資するため、計画の策定、点検等に関する情報を提供するな
22 ど、必要な支援を行う。

23 ①地域の現状分析に基づく地域特性の把握

24 広域圏が持つ地理的・社会経済的・文化的条件等における地域特性を明確にした上で、独自性
25 のある地域発展の方向性を描くことが求められる。

26 具体的には、人口、産業、地域資源の状況、都市の立地状況、都市的サービスの提供状況など、
27 地域の現状に関する客観的なデータの関係主体間の共有及びそれに基づいた分析を行うとともに、
28 これらを通じて把握された地域の強みと弱みを十分に踏まえて、地域発展の方向性を検討する
29 必要がある。

30 その際、地域づくりの担い手となる多様な主体の参加を求めるとともに、広域地方計画協議会
31 が実施する学識経験を有する者からの意見聴取については、若者世代や女性など多様な方々から
32 幅広く意見を聴取することも重要である。

33 ②地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案

34 国土交通省及び関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界など、地域の関係主体
35 の協働と合意形成を促進しつつ、広域圏の地域特性を踏まえた独自性のある戦略を立案する必要
36 がある。特に地域生活圏の形成を進めるに当たっては、地域独自の個性、強みを活かすとともに、
37 地域の課題にも対応した、多様な主体の参加による具体的な取組方針等を検討する必要がある。
38 その際、全国共通の課題に対しても、全国計画で示された方向性を踏まえるだけでなく、それぞ
39 れの広域圏が持つ地域特性に応じた独自の対応方針等を即地的かつ具体的に検討する必要がある。
40

41 また、地域特性に由来する地域固有の課題や、関係主体の合意によって重要性が認識されたそ
42 の他の課題に対しても、積極的に取り組むことが期待される。その際、地方創生に係る支援制度
43 を始め、国家戦略特区、地域再生等の制度を活用することも考えられる。

1 **③独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入**

2 上述の地域戦略の達成に向けて、広域圏において、関係主体の合意と適切な役割分担の下、具
3 実的な各種の施策を立案、実施する必要がある。立案に当たっては、施策の広域性、戦略性、総
4 合性及び実効性に留意しつつ、限られた財源、人的資源等を最も有効に活用する観点からの重点
5 的、選択的な資源投入が求められる。その際、地域間、分野間の総合的な調整が十分図られるこ
6 とが重要である。

7 **④地域戦略の実効性の確保**

8 新たな広域地方計画においても、実施過程における実効性を担保するための適切な推進体制及
9 びモニタリング体制を整備することが重要である。

10 広域地方計画において立案された地域戦略を推進する上で、全国的見地からの新たな対応が必
11 要となった場合は、国において適切に対応する。

12 国は、関係府省が連携し、地域戦略に対応する施策を集中的、重層的に講じるとともに、地域
13 が主体となって自立的な取組を行いやすくする環境を整備する。